

嵐山町議会平成29年第3回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (8月31日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
説明のための出席者	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	32
報告第3号の上程、説明、質疑	34
報告第4号の上程、説明、質疑	36
認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑	38
議案第35号の上程、説明、質疑	67
決算審査特別委員会の設置、委員会付託	68
決算審査特別委員会委員の選任	69
決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告	69
議案第36号～議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託	70
休会の議決	72
散会の宣告	73

第 2 号 (9月2日)

議事日程	7 5
出席議員	7 6
欠席議員	7 6
本会議に出席した事務局職員	7 6
説明のための出席者	7 6
開議の宣告	7 9
諸般の報告	7 9
一般質問	7 9
3番 佐久間 孝 光 議員	7 9
1番 吉 本 秀 二 議員	9 4
発言の訂正	1 1 6
2番 森 一 人 議員	1 1 6
8番 河 井 勝 久 議員	1 3 2
6番 畠 山 美 幸 議員	1 4 9
9番 川 口 浩 史 議員	1 6 6
発言の訂正	1 8 7
5番 青 柳 賢 治 議員	1 8 7
会議時間の延長	1 9 8
散会の宣告	2 0 4

第 3 号 (9月3日)

議事日程	2 0 7
出席議員	2 0 8
欠席議員	2 0 8
本会議に出席した事務局職員	2 0 8
説明のための出席者	2 0 8
開議の宣告	2 1 1
諸般の報告	2 1 1

一般質問	2 1 1
1 1 番 松 本 美 子 議員	2 1 1
7 番 吉 場 道 雄 議員	2 3 2
4 番 長 島 邦 夫 議員	2 4 8
1 2 番 安 藤 欣 男 議員	2 6 7
1 3 番 洪 谷 登美子 議員	2 8 3
1 0 番 清 水 正 之 議員	3 0 4
会議時間の延長	3 2 0
1 4 番 大 野 敏 行 議員	3 2 0
散会の宣告	3 3 3

第 4 号 (9月6日)

議事日程	3 3 5
出席議員	3 3 6
欠席議員	3 3 6
本会議に出席した事務局職員	3 3 6
説明のための出席者	3 3 6
開議の宣告	3 3 9
諸般の報告	3 3 9
同意第 5 号の上程、説明、質疑、採決	3 3 9
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 1
発言の訂正	3 7 3
議案第 2 9 号の修正案の提出	3 7 9
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 5
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 9
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 1
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 5
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 7
日程の追加	3 9 8
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 9

休会の議決	4 1 9
散会の宣告	4 1 9

第 5 号 (9月19日)

議事日程	4 2 1
出席議員	4 2 3
欠席議員	4 2 3
本会議に出席した事務局職員	4 2 3
説明のための出席者	4 2 3
開議の宣告	4 2 5
諸般の報告	4 2 5
認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 2 6
認定第2号～認定第6号、議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 4 6
議案第36号～議案第39号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 6 0
日程の追加	4 6 3
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6 4
発議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6 9
発議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7 3
発議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7 6
発議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7 9
発議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8 1
発議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8 3
発議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9 0
発議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9 2
発議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9 5
日程の追加	4 9 9
議長の辞職願について	4 9 9
日程の追加	5 0 0
議長の選挙について	5 0 0
会議時間の延長	5 0 2

議長就任の挨拶	5 0 2
議長退任の挨拶	5 0 3
日程の追加	5 0 4
副議長の辞職願について	5 0 4
日程の追加	5 0 5
副議長の選挙について	5 0 5
副議長就任の挨拶	5 0 7
副議長退任の挨拶	5 0 7
日程の追加	5 0 8
議席の一部変更	5 0 8
常任委員会委員の任期前改選について	5 0 9
各常任委員会正副委員長の互選結果報告	5 1 0
各常任委員会委員長就任の挨拶	5 1 0
議会運営委員会委員の任期前改選について	5 1 1
議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	5 1 1
議会運営委員会委員長就任の挨拶	5 1 2
日程の追加	5 1 2
小川地区衛生組合の議会議員の選挙について	5 1 2
比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について	5 1 5
埼玉中部資源循環組合の議会議員の選挙について	5 1 7
日程の追加	5 1 9
同意第 6 号の上程、説明、質疑、採決	5 2 0
監査委員就任の挨拶	5 2 6
議員派遣の件について	5 2 7
閉会中の継続調査の申し出について	5 2 7
町長挨拶	5 2 7
議長挨拶	5 2 8
閉会の宣告	5 2 9
署名議員	5 3 1

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第175号

平成29年第3回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月18日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成29年8月31日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	吉 本 秀 二	議 員	2 番	森 一 人	議 員
3 番	佐 久 間 孝 光	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	青 柳 賢 治	議 員	6 番	畠 山 美 幸	議 員
7 番	吉 場 道 雄	議 員	8 番	河 井 勝 久	議 員
9 番	川 口 浩 史	議 員	1 0 番	清 水 正 之	議 員
1 1 番	松 本 美 子	議 員	1 2 番	安 藤 欣 男	議 員
1 3 番	洪 谷 登 美 子	議 員	1 4 番	大 野 敏 行	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成29年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

8月31日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（大野議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 岩澤町長）
（行政報告 永島教育長）
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 広報広聴特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 報告第 3号 平成28年度嵐山町健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 4号 平成28年度嵐山町資金不足比率の報告について
- 日程第 9 認定第 1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 議案第36号 町道路線を廃止することについて（開発行為）
- 日程第17 議案第37号 町道路線を廃止することについて（東原土地区画整理事業関連）
- 日程第18 議案第38号 町道路線を認定することについて（開発行為）
- 日程第19 議案第39号 町道路線を認定することについて（東原土地区画整理事業

関連)

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二
書記	清水雅也

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
植木弘参事兼総務課長	
岡本史靖技監	
青木務地域支援課長	
山岸堅護税務課長	
村田朗町民課長	
前田宗利子育て支援課長	
石井彰健康いきいき課長	
山下次男長寿生きがい課長	
杉田哲男環境農政課長	
山下隆志企業支援課長	
藤永政昭まちづくり整備課長	

菅	原	浩	行	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
深	澤	清	之	農業委員会事務局長
堀	江	國	明	代表監査委員
吉	場	道	雄	監 査 委 員

◎開会の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第3回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○大野敏行議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○大野敏行議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第10番 清水 正 之 議員

第11番 松 本 美 子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○大野敏行議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

長島議会運営委員長。

[長島邦夫議会運営委員長登壇]

○長島邦夫議会運営委員長 おはようございます。指名がございましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

第3回定例会を前に、8月24日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席者は、議会運営委員並びに委員外議員出席者としまして大野議長に、出席要求に基づ

く出席者として岩澤町長、安藤副町長、植木参事兼総務課長に出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案につきましては、報告2件、人事1件、予算6件、認定6件及びその他5件の20件ということでございます。このほか追加議案並びに議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第3回定例会は本日31日から9月19日までの20日間とすることに決定をいたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問には受け付け順として、9月2日に1番の佐久間議員から7番の青柳議員、9月3日に8番の松本議員から14番の大野議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたしました。

以上でございます。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでございます。

お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり本日8月31日から9月19日までの20日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの20日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○大野敏行議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案、報告2件、人事1件、予算6件、認定6件及びその他5件の計20件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、追加議案並びに議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、堀江代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いた

だくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、6月から7月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣についてご報告いたします。平成29年7月4日、全国町村議員会館において、全国町村議会議長会主催の町村議会広報クリニックに議会報編集委員1名が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第12号 性犯罪厳罰化の刑法改正を今国会で成立を求める意見書の提出についての件、発議第13号 クラスタ爆弾・地雷製造企業への投融資を禁止する法制度の制定を求める意見書の提出についての件、以上2件につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長、関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第2号 2017年原水爆禁止国民平和大行進の実施及び原水爆禁止2017年世界大会の開催にあたって核兵器全面禁止、非核平和の諸行動への協力をお願い、陳情第3号 核も戦争もない平和な21世紀を求める要望書並びに陳情第4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○大野敏行議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日、ここに平成29年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

また、堀江代表監査委員並びに吉場議会選出監査委員におかれましては、猛暑の中、連日極めてご熱心な監査を賜りまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本議会に提案いたします議案は、報告2件、人事1件、予算6件、認定6件、その他5件の計20件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、平成29年5月から7月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

さて、おかげさまをもちまして、嵐山町の将来に向けての取り組みが順調に滑り出しているところでございます。いよいよ教育の重点施策や駅周辺のにぎわいづくり、稼ぐ力の創出など、さまざまな面で人的かつ財政的に対応すべき局面を迎えてまいりました。今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

永島教育長。

〔永島宣幸教育長登壇〕

○永島宣幸教育長 教育委員会から報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料36ページから42ページをご高覧いただきたいと思います。

議員の皆様にはお忙しい中、5月14日、町民スポーツの日、嵐山町ヘルシースポーツフェスティバル、町立各小中学校の運動会、体育祭等をはじめとした行事開催に当たりまして、多数ご出席をいただきましたこと、この場をおかりして御礼を申し上げます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

○佐久間孝光総務経済常任委員長

平成29年8月31日

嵐山町議会議長 大野敏行様

総務経済常任委員長 佐久間孝光

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

町の経済の活性化について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「町の経済の活性化について」を調査するため、7月19日、8月10日及び8月21日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 7月19日の委員会について

当日は杉田環境農政課長に出席を求め、「千年の苑」事業推進富良野視察団による視察研修について、説明を受けた。

視察の目的は、千年の苑推進協議会がこの事業を推進するに当たっての先進地視察研修。6月26日に結団式を行い、参加者は視察先への質疑事項を事前に提出、事務局で取りまとめ中富良野町からは事前に回答をいただいた。派遣団員の構成は、管理営農指導者2名、苗の栽培販売者2名、商品の製造販売者4名、体験教室の講師1名、観光客の誘導者2名、町の活性化の協力者2名、地域のボランティア（鎌形の区長）1名、議会2名、行政4名、計20名。7月10日から12日の3日間、中富良野町の町営

ラベンダー園をはじめ、民間で農園を実施しているファーム富田、四季彩の丘、彩香の里、お土産等の加工販売等を行っている株式会社ほくみんを視察した。

中富良野町は人口5,103人(平成29年3月31日現在)面積108.65ヘクタールで、2001年(平成13年)には「ふらののラベンダー」として環境省から「かおり風景100選」に選定された。中富良野町を含む1市6町村で「富良野・美瑛観光圏」を形成している。町営ラベンダー園は3.7ヘクタール、観光リフト(500円)で頂上を目指す途中にはラベンダー、ヒマワリ、マリーゴールド、サルビア4種類の花畑が広がっている。隣接する「北のカレー工房」では、地元の農村女性グループが地産地消推進のため野菜カレーを提供している。町営ラベンダー園の指定管理費及び収入状況に関しては、入園料、駐車料金は無料、売店及びリフトの運営は、指定管理者として観光協会が行っている。収入は、観光リフトで約1,600万円。経費は、人件費等で約1,000万円、平日は9名、土日は11名の人員配置を行っている。これとは別に、指定管理者料として300万円を町が支出している。苗の育成、植栽、除草は高齢者事業団に委託しており、経費として1,250万円、消耗品費として180万円、臨時職員賃金として150万円、計約1,600万円を管理費として一般会計より支出。ファーム富田の前には、渋滞緩和のため町営駐車場を設置。その交通誘導の人件費として315万円。土日で2～3名の人員配置をしている。町としての収入は特にないが、観光客増による経済効果を見込んでおり、平成28年度は約107万人の観光客が来ており、1人100円買い物をしていただければ、1億円の経済効果となる。無料の花を配布し、花壇コンクールを実施し、花の町として盛り上げている。フラワーメイトと呼ばれるボランティアが役場や駅周辺等の花々を育て管理している。また、除草作業はかなり大変で、草むしり隊はなかなかふえず、作業は午前中のみ。ラベンダー個体の長寿命化については、剪定の時期に短めに刈り取るなどの管理を行えば十分可能で、30年以上枯れずに育っている株もある。加工用のラベンダーの提供は行っていない。ラベンダーまつりの経費800万円は、全額町の予算。

○説明後の質疑応答

(問) 中富良野町の観光客数の推移は。

(答) 国鉄のポスターに掲載されたり、「北の国から」のブームのときに比べると平成24年度、25年度は70万人程度と減少傾向だった。中富良野町も70万人程度のときに、100万人を目指すということでファーム富田や彩香の里等と連携し道路の整備等

を実施する中で、やっと平成28年度に100万人を突破した。

(問) 嵐山でラベンダー園をオープンしたとき、ある程度の品数のお土産品をそろえることができるのか。

(答) 商工会、町内の商店の意見を聞きながら、どういった商品を取り扱うことができるか検討していく。販売に向けた商品の調査費用も予算化してあるので、検討していきたい。

(問) 千年の苑では、入場料と駐車場料金の両方を取る方向で検討しているのか。

(答) 具体的に幾らということは決めていない。ただ、隣のバーベキュー場では、駐車場料金で運営、管理を行っている観点から、観光協会とも協議をし、金額は決めていきたい。入場料は、入場料としていただくのがいいのか、四季彩の丘のように協力金がいいのか検討していくが、見に来ていただいた方から管理費の一部はいただく方向がいいと考えている。

(問) 嵐山は平たんな土地なので、展望デッキ等を考えていく必要があると思うが。

(答) 千年の苑では圃場の中の一段高いところを活用しながら、階段を上がって横断するような歩道橋的なものをつくって展望スペースとするようなことは考えている。

(2) 8月10日の委員会について

当日は青木地域支援課長、山下企業支援課長に出席を求め、駅周辺整備、情報発信拠点、産業団地について質疑応答を行った。

① 駅周辺整備について

(問) この駅周辺整備事業に対して、国からの補助金のめどは。

(答) 国の事業補助に関しては、平成30年度の事業採択を考えている。30年度に採択されるべく県とも既に協議を行っており、国に対して要望を行っていく準備をしている。

② 情報発信拠点について

(問) 駅には既に看板(予定建築物概要)が掲げてあるが。

(答) この建物は2階建て、中高層の建物に当たるため、建築確認をとるのに地元への周知が必要となる。駅西口、東口に掲げてある看板は、地元への周知がなされたことの建築確認添付資料を作成するためのもの。

③産業団地について

(問) 平成30年度のスケジュールは相当過密。対応は十分できるのか。

(答) 課の中に企業誘致推進室を設け、室長として専従職員1名、担当者として兼任職員1名、臨時職員を1名の体制で29年度は行っていく。担当課の中には、技術職員がいないので、今年度は委託の技術職員として最低1名。できれば2名と考えている。

(問) インターランプ内は、民間の事業者が書類等は作成すると思うが。

(答) 図面、添付資料等は民間の事業者が用意する。ただ法的処理に関しては町のほうで事業者と協議の上、進めていかなければならない。法的処理に関しては、花見台とほぼ変わらない。

(問) インターランプ内の道路協議は重要。どう進めていくのか。

(答) 既に民間業者とは4回の協議をしている。最初のときに道路担当部署、排水路担当部署、水道担当部署等、町の中の全ての担当部署に同席をしていただいて一緒に協議を進めている。委員ご指摘の道路担当部署からは構造的なもの、幅員のもの等に指示を出している。開発担当にも同席をしてもらい、開発の要件に合うようにし、協議を進めている。

(3) 8月21日の委員会について

当日は、委員会最終報告の内容を議論・検討した。

3. 委員会としての意見・提言

(1) 産業団地について

予想以上に深刻な人口減に直面している嵐山町にとって、産業団地建設は、町内の雇用の創出、若い世代の定住人口の促進が期待できる最重要施策の一つに位置づけることができる。また、地方交付税等、国や県からの財政的支援がますます厳しくなることが予想される現状から、将来の税収確保という点からも大変貴重なプロジェクトである。

そのような認識のもと、花見台拡張予定地区は、町としても本来県企業局で行うべき調査を町の予算での実施により実現可能性が高まったことから、県との連携がスムーズに進むように職員体制を整えてきた。今後さらに業務の増大が見込まれることから、企業局の積極的な支援も必要となる。町においても、8月に企業誘致推進室を設け、専門的な人員配置を行ってきた。議会としても千載一遇のチャンスと捉え、後押

しし、応えていくべきである。

また、インターランプ内の開発は民間業者が進めているとはいえ、法的処理など同時並行で進めていかなければならないのが現実である。

このような観点から、総務経済常任委員会は、議会としても引き続きその進捗に注視することはもちろんのこと、早期立地に向け積極的に後押ししていくことが不可欠であると考え、企業誘致推進特別委員会（仮称）等の設置を提言する。

また、川島地区の産業団地建設は、都市計画道路の開通と密接な関係があり、一日も早い実現をお願いしたい。

（２）千年の苑事業（ラベンダー園）について

千年の苑事業の根幹は、農業振興である。現在農業が抱えている耕作放棄地の問題解決や農業の6次産業化を実現することが、千年の苑事業における重要な役割の一つである。また、嵐山溪谷パーベキュー場等町内観光資源との連携により、嵐山町全体の観光業の発展にもつなげていかなければならない。さらに、この事業は一過性のものではなく、未永く継続して行わなければならないものであり、それには収支のバランスに配慮し、町の財政に過度な負担とならないよう考えていくべきである。

ラベンダー園の管理における最大の課題が除草作業であることは、視察先の方々が異口同音に話されていた。その点から、機械が利用できる場所は最大限機械を使用し、今後の作付は、機械が利用できる間隔で行うなどの工夫も必要であろう。

関東一のラベンダー園建設に向け進めていくには、平成30年度のプレオープンまでに、どの程度の施設整備、商品の品ぞろえができるかが重要。また、いろいろな観光地がある中で、千年の苑にもう一度行ってみたいと感じられる目玉をつくらなければいけない。

菅谷館や杉山城が続日本名城100選に選ばれたことを考えると、千年の苑ラベンダー園を核として、四季を通じて楽しんでいただけるよう、それぞれの観光資源をつなげていくことは十分できる。稼ぐ力の向上を目指し嵐山町は進んできているので、町民にも関心を高めてもらい、ラベンダー園がどれだけ経済効果をもたらすかも周知し、参加者をふやし、幅広い知恵を集めることが肝要である。さらに、観光会社、バス会社等に積極的にアピールし、観光ルートに加えていただけるには何をどうすればいいのか関係者から話を聞き、一つ一つクリアしていくことも不可欠である。また、小中学校の遠足や社会科見学の間としても活用していただくなどの働きかけも必要だ。そ

して何といっても、この事業推進に当たっては、全体を引っ張っていく核となる実施主体の存在が不可欠であり、早急な組織の確立に当たるべきだと考える。

多くの課題は残されてはいるが、嵐山町発の「千年の苑」事業運営方法を生み出し、全国に発信していくことを目標に取り組んでいただきたい。

(3) 地域活力創出拠点について

地域活力創出拠点は、観光事業の発展、居住や雇用に関する情報提供による人口増や生活水準向上にもつながる大きな可能性を秘めたスペースである。また、電車で嵐山町を訪れた方にとっては、嵐山町との最初の接点であり、その第一印象が嵐山町のイメージとなる。その観点からすれば、まさにこの場所は町のイメージを左右する「嵐山町の顔」であるという認識のもと取り組んでいただきたい。

(4) めんこ61事業について

当初の不安とは裏腹に、順調な滑り出しをした。しかし、今後農林61号の生産量をふやし、生産性を高め、生産者にとっても適切な利益が出せる、購入者にも多くの付加価値を提供できるかどうか課題である。

また、食堂運営に関しては、味菜工房の職員の高齢化も課題であり、若手職員の育成が急務であると考え。若手人材育成なくして、本格的食堂経営への移行は難しく、継続的運営は困難であることを念頭に置くべきである。

(5) 駅周辺整備について

国の事業補助に関して、町としては平成30年度の事業採択を考えて、採択されるべく県とも既に協議を行っており、国に対して要望を行う準備をしているとのこと。

駅周辺は、情報発信拠点と同様に「町の顔」となる。単に、道路幅を広げる、大型バスの乗り入れができるロータリーをつくる程度の観点ではなく、電車で訪れた人が駅から出た瞬間に「嵐山町に来たな」と実感できるようなランドデザインをまず示すべきである。

それには、もっと多くの町民の意見やアイデアを聞き、また専門家が各地権者、住民、事業者等の権利や居住スペース等がどうなっていくのかも含め集約し、具体的に示すことができる構想の明確化、計画作成に努めるべきである。

(6) 空き家対策について

空き家バンク要綱第4条には、「町長は、登録していない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認められるものは、当該所有者に対して同制度による登録を

勧めることができる」との先進的な規定もあり、実情に合わせて適切に運用することが望ましいと考える。景観を損なうもの、特に治安や安全面において住民が不安を覚える建物等には素早く対応し、嵐山町空家等対策の推進に関する条例の意図が十分達せられるよう努力することを望む。

以上、最終報告といたします。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） なかなか立派な最終報告だと思いました。この最終報告のとおりいろいろなことをやろうとすると、嵐山町の職員をどのくらいふやさなければいけないかということをお考えになったか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 具体的な全体の職員数ということは、議論にはなりませんでしたがけれども、今産業団地が非常に進むときでありますので、それに関しては先ほど報告書の中にもありましたけれども、技術職員というのが全くいないということで、その補充は真っ先にやるべきだというふうに考えています。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 例えばめんこ61事業についてだと、若手職員の育成が急務であるというふうな形になっていきますけれども、それは単純に若手職員の育成をすることか、それとも若手の職員を新たに雇用して、そしてそれをやっていかなくてはいけないというぐらいの感じの、人材の育成にはどのような考え方でこの最終報告をつくられたのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 めんこ61事業に関しては、今味菜工房のほうが中心になって進めております。ですから、味菜工房の職員の中でどういった方が必要なのか、どういった方に来ていただければ、今後も継続的に速やかに運営ができるか、そちらのほうは考えていただいて、そして町として何かお手伝いすることがあれば、それも協力していくというようなスタンスであります。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、ばらばらと聞いてしようがないのですが、地域活力創出拠点についても同じようにやはり職員が必要になってきますよね。そうすると全体としてどのくらいは、この報告書によって最終報告で希望するものというのは3人ぐらいでいいのかなとかいろいろあると思うのですけれども、そこら辺については全く話し合いはなされなかったということでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 情報発信拠点については、まだ間取りの段階も、今後変更がある可能性もあります。そういったもろもろのところがりますので、具体的に何人ということは議論のことにはなりませんでした。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 4ページの上のほうに、企業誘致推進特別委員会を、これは町につくってもらいたいということなのですか。町につくってもらいたいのか、議会につくってもらいたいのか、ちょっとその点伺いたいのと。

5ページの駅周辺整備、(5)です。本来インターランプや産業団地、インターランプは町がやらなくてはならないのしょうけれども、産業団地は県がやる仕事だと。それを町がやるわけですよ。つまり予算を支出すると。そういう予算面を考えて、駅周辺もこれ結構だという内容になっているのですけれども、今70億の借金を3月末時点で抱えてる嵐山町にとって、ここを一遍に進めていく、一遍にというか、私はこの考えが、ランドデザイン持ってやったとしても、町の発展につながるのかということを見ると、どうもそうは私思えないのです。こういう提言までしたこと、大変まずいなというふうに思っているのですけれども、どういう議論のもとでこれになったのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 まず、企業誘致推進特別委員会、仮称ですけども、これに関しては議会単独でそういったものを設置するのか、あるいは町側と合同でやるのか、そういった細部に関しては、今のところ今回の委員会の中では踏み込んだ議

論はありませんでした。ただ、これだけの大きな事業でありますので、やはりもうこれでおしまいということではなくて、継続的に議会全体として進めていく、注視していく、そしてまた後押しをしていくということは、絶対に必要だろうという見解であります。

それとあとは駅周辺の整備についてですけれども、これは町民からのいろんなアンケートをとっても、何といても嵐山町の駅前はどうなっているのですかって、こういう状態で町の発展はないでしょうということで、これは長年にわたる町民の要望であり、また町が今後考えていかなければいけない状況だと思えます。ですから、このことに関しては、やはりこの提言のように全面的に推し進めていくべきだというふうに考えます。

ただ、こちらも幾つかありましたけれども、道路幅を広げるだけだとかそういうような形ではなくて、本当にこれから未来に向けて嵐山町がこれだったら発展していくぞ、もっともっとすばらしい町になってくるといようなメッセージが感じられるような方向性にしていくべきだということでもあります。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取りお願いいたします。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

森文教厚生常任委員長。

〔森 一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任委員長

平成29年8月31日

嵐山町議会議長 大野敏行様

文教厚生常任委員長 森 一人

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「嵐山町の環境美化について」及び「文教厚生常任委員会に関わる施設の点検につ

いて」

2 調査経過

本委員会は、閉会中の特定事件として「嵐山町の環境美化について」を調査するため、6月30日、7月13日及び8月3日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 6月30日の委員会について

当日は杉田環境農政課長に出席を求め、「嵐山町ぼい捨てゼロできれいな町づくり条例(案)」についてヒアリングを行いました。また、村上教育総務課長に出席を求め、菅谷小学校のプールが使用できていない状況について詳しく説明を受けました。

環境農政課からの嵐山町ぼい捨てゼロできれいな町づくり条例(案)について条例素案については、嵐山町環境保全条例との整合性についても問題はない。条例制定においては、周知に6カ月は必要となる。

今後、嵐山町受動喫煙防止対策検討チームとの調整が必要ではないか。

委員からの主な質問については以下になります。

(問) 嵐山町環境保全条例との整合性についても問題はないということだが、空き缶については嵐山町環境保全条例において明記されているのでは。

(答) 自動販売機設置において、第7節の空き缶等の回収容器の設置ということで明記してある。

(問) 受動喫煙防止対策検討チームについての詳細は。

(答) 健康いきいき課をリーダーとし、設置していく考え。

ヒアリング終了後に次のような意見、感想が出されました。

・第7条において、あらゆる物がポイ捨てに当たる。第12条の過料においても、全てのポイ捨てに当てはめるべき。

・禁煙等強化区域の周知徹底が必要。

・見回り活動、清掃にかかる人件費について、嵐山町シルバー人材センターを活用した場合、845円掛ける時間プラスタックス8%イコール人件費(配分金)ということになります。

受動喫煙防止対策検討チームとの調整の必要性があることから、説明会については正副委員長に一任するとの意見一致になった。

次に、菅谷中学校プールが使用できていない状況について、村上教育総務課長に説明を求めました。

6月15日に3年生と6年生がプールを使用した際に、足の裏が痛い、すりむけるという連絡があり、16日に職員がプールに入って確認したところ、プール床面がざらざら、付着物がプール側面にもある状況。

安全性が確保できなければ使用させられないということから、小学校と連携し使用中止とした。すぐに施工業者に付着物と水の分析を依頼し、結果としては水質の異常はなし、付着物は炭酸カルシウムと判明。

プール掃除の仕方に問題があったことが原因にある。水あかを落とし切れないまま使用したため、なるべく早く水を抜いて除去作業を始めたい。プール授業においては、低学年はB&Gプールを使用できるように準備している。高学年においては菅谷中学校プールの使用で準備。

※6月30日における状況でございます。

委員からの主な質問については以下になります。

(問) 検査のやり方について。

(答) 3月に町で検査を行った。今後においても、監査・チェックをしっかりと行っていかなければならない。

(問) ステンレス製プールに塗装をしないタイプを選択した理由は。

(答) 塗装については3層塗り重ねが必要であり、予算面においてもカットできるため。

(2) 受動喫煙防止対策検討チームへの説明会及び7月13日の委員会について

7月5日に受動喫煙防止対策検討チームへ当委員会が行政視察を含め行ってきた調査研究の内容と「嵐山町ぽい捨てゼロできれいな町づくり条例(案)」の説明をパワーポイントを活用して行いました。

また、13日においてはご多用の中、時間をつくっていただき、岩澤町長、安藤副町長、永島教育長に対しても同様に説明を行わせていただきました。

説明終了後に三役より次のようなご意見、ご質問をいただきました。

(問) 指定喫煙場所の設置については。

(答) 日本たばこ産業株式会社のアドバイザーに適切なアドバイスをいただき、設置することが望ましいと思う。

(問) 条例制定の周知、また過料を科すための体制づくりについては。

(答) 周知においては、6カ月必要。体制については、シルバー人材センターの活

用やボランティアの方々のお力が必要だと思う。

- ・受動喫煙防止との整合性、バランスが必要と思う。
- ・公共施設での喫煙についても考えていく必要がある。

説明終了後の委員会において、次のような意見、感想が出されました。

- ・しっかりとした見回り活動と啓発活動は十分にしていける必要がある。
- ・受動喫煙については、路上では適用しかねるのではないか。
- ・指定喫煙場所の設置は必要だと思う。

(3) 8月3日の委員会について

当日は、「嵐山町ばい捨てゼロできれいな町づくり条例（案）」の文言等の修正・変更点について、議会事務局長より説明を受けた後、過日に行った説明会を経て、行政側より出された依頼内容について協議をいたしました。

○行政側より、「嵐山町ばい捨てゼロできれいな町づくり条例（案）」についての依頼内容

1 施行期日について

この条例について、町民等の理解と協力を得るには、十分な周知期間と丁寧な説明が不可欠であり、行政側としても先進自治体の調査研究も重要と考えているため、条例の施行期日を「公布の日から施行する」及び第12条の施行期日を「規則で定める日から施行する」に変更をお願いしたい。

2 禁煙等強化区域について

禁煙等強化区域については、武蔵嵐山駅周辺及び駅前通りから重点的に実施し、事業効果や課題等を検証した上で、段階的に区域の拡大を図っていきたい。

3 受動喫煙対策について

町民への健康への悪影響を防止するための対策が求められており、国の動向を注視しながら、別途検討していく。

行政側からの依頼内容について、委員より次のような意見、感想が出されました。

施行期日について

- ・行政側にも計画的な動きが欲しい。
- ・公布日はしっかり決めてほしい。
- ・十分な周知が必要であり、行政側の状況にあわせて、公布の日から施行でも良いと思う。

禁煙等強化区域について

・禁煙等強化区域については、パブリックコメント・住民の意見として理解していただきたい。

・禁煙等強化区域については、委員会で決定した範囲を重視していただきたい。

・もう少し委員会としても、禁煙等強化区域について十分に把握しておくべきでは。

以上の意見を踏まえ、委員会で協議を重ねた結果、施行期日については、委員長、議長、議会事務局長に一任させていただき、行政側と再度協議をさせていただくことといたしました。

また、禁煙等強化区域については、委員会で決定させていただいた範囲で進めていくということで意見一致をいたしました。

その後、8月4日及び8月18日に副町長と協議をさせていただき、施行期日については、平成30年10月1日から施行し、第12条の規定（過料）については、平成31年4月1日といたしました。禁煙等強化区域については、この範囲を重視していただくよう申し上げました。

○「文教厚生常任委員会に関わる施設の点検について」において、以前より嵐山町PTA連絡協議会との意見交換会を開催するべく調整を重ねてまいりましたが、嵐山町PTA協議会の皆様と文教厚生常任委員会とのスケジュールが合わない状況等を鑑み、アンケートでの意見聴取をお願いすることといたしました。アンケート内容と結果については以下になります。

アンケート調査内容

嵐山町議会文教厚生常任委員会では、「文教厚生常任委員会に関わる施設の点検について」を閉会中の特定事件として取り上げ、町内小中学校の施設等を主に点検し、町に対して報告・提言を行っております。

今後、少子化が一層加速すると考えられる中で、学校施設に関する課題を解決していくために皆様のご意見をいただければありがたいと思います。

7ページをご参照ください。主なアンケート結果については、以下のとおりです。

(1) 子供数が減少して不安に感じることはどのようなことがありますか。

・小学校では、通学班の編成を考えたときに、地区によっては子供が少なく、班がつくれずに近くの班と合流して通学している。いずれ地区によっては、班での通学が難しくなるのでは。

・中学校では部活動の種類が少なく、やりたいと思える部活動がなく、やむを得ず消去法で自分がやれる部に入るといふ生徒が出ている。今後、さらに生徒が減れば廃部になる部も出て、さらに選択肢がなくなってしまう。

・少子化は今に始まったことではないので、時代に沿った教育環境をつくっていくべき。

・学校単位で先生が減少するため、多くの先生からご指導を受けることがなくなってくる。

- ・特別支援教室がなくなってしまうか。
- ・集団生活の大切さを学ぶ機会が減る。
- ・登下校時の危険性。
- ・高齢化が進み、子供の将来が不安です。
- ・幅広い友人ができない。
- ・先生の数も足りなくなり、十分な教育が受けられなくなるのではないかと不安に思う。

(2) 1クラスの子供数はどの程度でよいか。

- ・小学校18名、中学校25名
- ・小中どちらも、20名～25名
- ・小学校20名～30名、中学校30名～40名
- ・25名、25程度
- ・30名
- ・35名

(3) 1クラスの子供数が35～40人で教師の担当する子供数が多くなる問題があるが、どのように考えていますか。

・35人以上が1つの教室におさまると、小学校低学年でも教室の密度が高く圧迫感がある。体が大きくなった高学年では、ストレスも感じるのではないかと心配になる。また、その中に個性の強い生徒や落ちつきのない生徒がいると、教師も手に負えないと思う。結果、全体の学力低下が心配。

- ・先生が目が行き届かない。
- ・学校側から授業の手伝いのお願いがある。(保護者へ)
- ・家庭での教育(しつけ)が大切だが、授業で悪ふざけをする子に時間を割いてし

まい、授業がままならない。先生が1人では見切れない。

・不定期の講師を入れてもらったり、TT（チーム・ティーチング）をふやすなどして、先生1人に対しての子供の数を減らすようにしてみては。

・しっかりカバーすれば問題ないと思う。

・教師の負担が大きい。

・子供一人一人の細かい状況まで判断できないと思う。

・補助の先生がついてほしいです。

・人数が多いと一人一人に先生が目が届かない。

・菅小は現時点で1クラスの子供が30名前後となっている。先生が目が届きにくいのではないかと不安に思う。

（4）学校全体の子供数の減少による教育のデメリットを感じていますか。

はいが6名、いいえが3名。

（5）学校区再編成について、どのように行っていくべきでしょうか。

嵐山町全体で考えるかが9名、志賀小、七郷小の問題として考えるかが1名となっております。

（6）現在でも遠距離通学の子供がいるが、通学バスは必要ですか。

はいが5名、いいえが4名。

※今後必要になると思う。

※統廃合するなら必要。

（7）中学校区においても、科目によっては担当教員が不足することがあるが、ご存じでしょうか。

はいが3名、いいえが6名。

（8）部活動の数が減少しているが、子供の希望に合う部活動をどのように考えますか。

・消去法で自分ができない部を除いて、残った部に決めたという話を数名から聞いている。

・町内にサッカー少年団があるのに部活はない。サッカーに限らず、菅谷中と玉ノ岡中で統合して部活を行っていくことは必要だと思う。玉ノ岡中では、運動が苦手な生徒は吹奏楽に入るしかない。中学校生活において、部活動は絶対に必要で、それも夢中になれるものであることが大切。なくなれば、確実に荒れる。

・選択肢が多いほうがいいに決まってはいるが、子供の人数が減少しているので仕方ないと思う。

・スポ少など小学校でのスポーツの種類はふえているため、なかなか中学校で合う部活が少なくなっている。この点では中学校の生徒人数の減少は厳しい。

・ある部活の中から選ばせるしかない。

・野球部があるのに、なぜサッカー部はないのか。約6年間少年団で頑張ってきたのに、好きなスポーツを続けられないのはかわいそうである。続けるためには、町外のクラブチームに通わなければならない、親の負担、子供の負担も大きい。

・菅中のサッカー部はなぜないのか。少年団でやっていたりする子は、違う部やクラブチーム行きになると聞いている。野球部があってサッカー部がないのが不思議。

・部活動は大切だと思うので、ふやしてほしいです。部活動を通して学ぶことがたくさんあるので。

(9) 菅谷中、玉ノ岡中で統合部活動が必要と思いますか。

はいが5名、いいえが3名。

※場所の問題などなどあると思うが、活気づくしいと思う。

(10) 部活動は必要と思いますか。

はいが9名、いいえはゼロ名です。

(11) 子供のクラスの中で、経済的格差を感じることはありますか。

はいが2名、いいえが6名。

(12) 小中学校の学年費が廃止されたが、それによる影響はありますか。

はいが6名、いいえが2名。

(13) 図書館で始まっている学習支援塾は、条件の合う子供だけが通塾可能ですが、必要性があると思いますか。

はいが4名、いいえが3名。

(14) 高校進学に際して、嵐山町が行う支援はないですが、通学などの交通費支援は、一定所得以下の人には必要と思いますか。

はいが5名、いいえが3名。

(15) 現在、子ども食堂など、低所得家庭に対して一緒に食事をし、学習をする活動をしているNPOがありますが、嵐山町にも必要と思いますか。

はいが5名、いいえが2名。

※どちらとも言えないが1名です。

(16) 学校給食費について、第3子についての無料化は必要と思いますか。

はいが5名、いいえが2名。

(17) P T A活動の負担感を感じることがありますか。

はいが5名、いいえが3名。

(18) 保護者の交流はどのような場で実現できていますか。

・年に数回の保護者会（懇談会）やP T A活動で交流している。それ以外だと、小学校では学童、中学校では部活動で。

- ・近隣住民同士。
- ・学校行事、P T A活動等。
- ・学校など。
- ・学童のお迎えのとき。学校の行事のとき。
- ・少年団の送迎時など。

(19) 学校のトイレの洋式化とにoidsの問題が解決できていない現状もありますが、全てのトイレ洋式化は必要と思いますか、一部は和式で残すべきと思いますか。

・ほとんどの家庭のトイレが洋式になっているし、和式の苦手な子も少なくない。和式が使えなくても困らない時代であると思うので、あえて残す必要はないと思う。

- ・全て洋式化したほうが良いと思います。
- ・和式トイレは残すべきであると思う。
- ・和式でもできるように残すべき。
- ・一部は和式で。
- ・全て洋式よりは、1つのトイレの中に、1つ和式があっても良いと思う。

(20) 嵐山町の教育内容・教育体制について、今後において何が必要と思いますか。

・学校生活で1クラスの人数が多くなる中で、クラスの雰囲気はとても重要だと思うので、個性の強い子、学級崩壊の原因となる子の存在を町でも把握をして、学校と一緒に対応していくことが必要だと思う。（教員の手が不足している）

- ・保護者に幅広く意見を聞くべき。
- ・他市町村との連携で成績アップを図る。
- ・先生方には真摯に、いじめを受けている子供、その親に向き合ってほしい。

以上で、文教厚生常任委員会で2年間にわたり調査研究を行ってきた調査事項「嵐

山町の環境美化について」及び「文教厚生常任委員会に関わる施設の点検について」は、今回の委員会報告をもって最終報告とさせていただきます。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 一つはプールのことなのですが、3月に町で検査をやったというふうに書かれているのですけれども、このときは合格という検査結果だったわけですか。だとすると、その後どういう問題が生じて、プールそのものが使用できなくなったということが考えられるのでしょうか。それが1つ。

それともう一つ、アンケートをやったということなのですが、これは既に町に対して報告や提言はやってるというふうに書かれているのですけれども、いずれにしても今回が最終の報告になるわけで、文教厚生委員会もこの9月から変更になるかとは思いますが、このアンケートの報告や提言は済ませているのですか。どういう形で委員会として、私の記憶として、このアンケートを分析して、委員会としてどういう結論を出したのかという記憶がないのですが、その辺はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

森文教厚生常任委員長。

○森 一人文教厚生常任委員長 プールの検査については、そのときはもちろん合格となっております。その後学校のプール授業が始まるに当たりましてプール掃除を実施したことで、そのプール掃除のやり方、ステンレスということもありまして、今までどおり、なかなかデッキブラシでゴシゴシというとなら傷がついてしまうのではないかとこの心配もあつたりなんかして、なかなかそのステンレス製の掃除のやり方というか、そういうのが少し難しい部分があつて、それが水あかが残つてしまつて、それが炭酸カルシウムが付着して、そういった足の裏に被害が出るような状況になつてしまつたというふうに説明をお受けいたしました。

また、この最終報告としてアンケートを行ったということではありますが、6月からPTA連絡協議会の皆様に意見交換会をぜひやらせていただきたいんだということでもずっとお願いもしてきたわけなのでございますが、なかなか我々委員会とも、我々委員会は向こうのPTA連絡協議会とのお時間に合わせるというのが前提でございましたが、あちらの役員の方々のなかなか集まれる時間、また改めてその時間をつくって

という、働いている方もいらっしゃると思いますので、そういったことが改めて時間をつくって意見交換会をするというのが難しいという状況になりまして、それであればぜひPTA連絡協議会の皆様にアンケートという形で皆様の貴重なご意見を聴取したいという形でアンケート調査を行わせていただきました。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そうするとプールについては、プール清掃のときに問題があったのだと。清掃の仕方が問題だったのですか。そういう面ではどういう形で、ステンレスですから、どういう形で清掃したら安全面が保てたのかというのをきちっと徹底する必要があったのではないかなというふうに思うのですが、その清掃のやり方が問題だったというふうに理解していいのですか。

そうするとアンケートの関係ですけれども、アンケートは聞いたということで、委員会としてこれをどう行政に生かしていくかと、そういった問題については、言い方悪いですけれども、検討はしていないということなののでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

森文教厚生常任委員長。

○森 一人文教厚生常任委員長 プール掃除のやり方に問題があったというか、ステンレスの新しいプールの掃除のやり方というものに少し遠慮をしながらの掃除になってしまって、落とし切れないまま水あかがつくような状況下になってしまったのではないかという説明でございました。ステンレスですので、強くこするとという遠慮があったのだと思いますが、やはり今までどおりのプール掃除をしていけば問題はないということで、その後プール掃除のときにけががあったのではなくて、授業で3年生と6年生がプールを使用した際に、足の裏が痛かったりとか、すりむいたということがあります。

また、アンケート結果については、我々の文教厚生常任委員会としては、施設の点検ということで今までやってきましたが、施設の点検はさせていただき、不備があるところ、また改善が必要なところは町にご報告をさせていただいております。このアンケート調査については、今PTAでご活躍されてる連絡協議会の皆様が、こういう意見をお持ちであるということをご理解していただければと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） これは、委員長のほうに言ってもしようがないかなというふうに思うのですが、完了して業者から引き渡してもらうときに、町がその辺のことをきちっと聞いておくべきとか、問題のないような掃除の仕方というのを聞いておくべきだったのではないかなというふうに思うのです。掃除の仕方が問題だったということであれば、その辺の引き渡しの際にきちっと業者から注意をするような話を町自体が聞いて、学校に知らせるべきだったのではないかなというふうに思うのです。そういう面では、町のほうの完了検査で合格という形になっているとすれば、やはり町のほうに責任があるのだと思うのです。その辺はぜひ引き渡しの際が一つの問題のあった点だったのではないかなというふうに思うのですが、その辺を十分注意していただきたいというふうに思うのですが。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 報告の2ページから3ページにかけてのところなのですが、岩澤町長と安藤副町長と永島教育長に同様の説明をなされた。そして、その説明が終了後に、三役より次のような意見等が出たということなのですが。この問いの指定喫煙場所の設置、これについては執行のほうからももちろん出たわけでしょう。そして、それについてこの答弁を委員長がされたのか知らないけれども、これは条例化を進めてきている中でそういったことについても研究を進めてこられていたのかどうか。そして、受動喫煙が入ってきているので、ちょっとその辺がこんがらがってしまうのですが、説明会終了後の委員会においては、今度は次の意見が出たと。一番最後のところのぼっちなのだけでも、指定喫煙場所の設置は必要だと思おうというような委員会の方向性が出ているわけだね。そうすると、この条例化によって、そういったようなものの必要性とか予算化というようなものがないまま進んできてしまったのではないかなというような懸念もあるのだけれども、それについては委員長どうお考えですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

森文教厚生常任委員長。

○森 一人文教厚生常任委員長 指定喫煙場所の設置については、どのようなことが考

えられるのでしょうかと、町長よりお話を、その説明会終わった後ありまして、私たちはこれを東松山市のほうで行政視察を行って、東松山市ではこういうふうにするのに、JTのアドバイザーに協力を得て適切なところに設置していただけるということを知っていましたので、こういうことが望ましいと思いますというお話をさせていただきました。

また、受動喫煙とのかかわりというところではございますが、指定喫煙場所の設置は必要だと思うというところで委員会から意見が出たというのを、どこでもかしこもやはりそういう指定喫煙場所でちゃんと隔離されたところであれば、受動喫煙に対しても配慮できた設置であれば、指定喫煙場所があったほうが確実にいいのではないかとということで、指定喫煙場所の設置は必要だと思うという意見が出ました。受動喫煙対策については、今でも国でもいろいろ問題となっておりますが、町のほうでも国の動向を注視して別途検討していくということで、この条例とはまた別に別途検討していただけるということになっております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、この後条例化で委員会発議で出てくるのでしょうかけれども、指定喫煙場所ということについては、何ら触れずにその条例が出されてくるというふうな捉え方でいいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

森文教厚生常任委員長。

○森 一人文教厚生常任委員長 条例においても、指定喫煙場所の設置に関しての条文は書いて、記載されております。どこに設置するというのは書いておりませんが、指定喫煙場所については、設置の条文は書いてあります。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

委員長報告の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時15分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長 日程第6、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳広報広聴特別委員長。

[青柳賢治広報広聴特別委員長登壇]

○青柳賢治広報広聴特別委員長 議長の指名いただきましたので、広報広聴特別委員長の委員長報告させていただきます。

平成29年8月31日

嵐山町議会議長 大野敏行様

広報広聴特別委員長 青柳賢治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

第11回議会報告会報告書の作成、ICTに関する研修について

2 調査結果

本委員会は、6月15日、7月6日に委員会を開会した

(1) 6月15日の委員会について

第11回議会報告会報告書の作成について、議会報告会記録担当者作成の報告書原案が事務局より提出されたので、報告書全般について、特別委員全員でチェック、確認を行った。町民ホールにおいての質問票に対して回答が入れられる部分を追加補足した。ほかに訂正、確認する箇所を補正して確認作業を終えた。

今回の報告会の反省事項として、意見交換会における「テーマ」について周知の仕方をどうするか、各団体に対し事前に意見等の状況の確認ができないか、議会報告会に参加された「子供さんの預かり」にどのような対応が可能なのかという意見があった。

ICTに関する研修会について、7月6日に執行と一体の研修を予定し、終了後に

I C Tに対する町の考えや方向性について意見交換することとした。

議会モニターの募集を8月31日までの期間で再度募集し、モニターとの意見交換会は9月議会後の委員会に対応する。決算議会の報告会は11月18日に行うことも決定。

以上のことを協議して、当日の委員会を閉会いたしました。

(2) 7月6日の委員会について。

執行と合同のI C T研修会を実施した。テーマを「地方自治体におけるI C Tの活用について」として、講師は東京インタープレイ(株)代表取締役米田秀輝氏により、約1時間30分、アイパッドを使っての現地研修を受けた。

(ア) 講義の主な内容について

サイドブックスのアプリは文章を共有して会議をするアプリである。

主な機能としては

- ・シンプルに読む、受ける機能。
- ・早く確実な連絡手段としての機能。
- ・災害時にスムーズな対応が可能な機能(カメラ、I Cレコーダー、地図)などであり、機能ごとにタブレット画面を操作し研修した。

タブレット導入はあくまで手段であり、目的は①労務改善を効率化、②議員の審査能力や調査能力の充実、③情報の蓄積とデジタル化による活用にあるとのこと。次に、導入した各自治体の事例報告が紹介された。

- ・追加予算がなく、過去の資料が蓄積できている。
- ・利便性が向上し、経費の削減につながった。
- ・開かれた議会に向けて電子化することでペーパーレス化が図れた。
- ・町政情報のストック化による町民への情報提供や議員力が発揮されることで、町民の福祉向上につながった。

以上から見ても、導入自治体全般に共通することとして、「業務の効率化と正確な情報の共有」、「印刷業務の7割削減」、「連絡業務の効率化」が実施できているとのことである。

(イ) 講義後の質疑応答について

(問) メモ、マーカーなど、他のパソコンとリンクできるのか。

(答) あくまで会議の資料であり、分離される。

(問) 他のサーバーなどに入っていけるのか。

(答) 市町村によって三者三様であり、システムの検証が必要。

(問) 個人の持ち帰りなどの料金は。

(答) 市町村で9割方負担している。

(問) システム上の制約はあるのか。

(答) セキュリティーは高いので、どのキャリアでも採用している。

(問) エクセル、ワードへの対応は。

(答) メールなどに対しては有料となるが、無料のソフトもある。

(問) 通信エリア環境のありなしへの対応は。

(答) クラウドの利用となり、キャッシュを持つことでオフライン対応が可能。

(問) パソコンとの利便性は。

(答) 切りかえ時のタイミングで検討することを勧める。

最後に、執行側に対して議員より、「議案の差しかえなどペーパーレス化の観点からも、「ICT」化をどのように考えているのか」という質問があり、課長より「どうということが可能なのか検討し、真摯に受けとめていく」との答弁があり、研修会を終了しました。

以上をもちまして、広報広聴特別委員会の最終報告といたします。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことがございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。ここで休憩といたします。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時22分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長 日程第7、報告第3号 平成28年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤勝町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、平成28年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成28年度嵐山町健全化判断比率について、監査委員の意見をつけ、議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木参事兼総務課長。

〔植木 弘参事兼総務課長登壇〕

○植木 弘参事兼総務課長 平成28年嵐山町健全化判断比率の報告について、細部の説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に定められた4項目の比率を報告するものです。裏面をごらんください。

まず、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化するもの、また次の連結実質赤字比率は、一般会計以外の全ての会計を含め、赤字の程度を指標化するものですが、ともに赤字ではありませんので、数値は表示されておられません。

次に、実質公債費比率ですが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等の返済額等を含め、公債費の大きさを指標化して、資金繰りの危険度を示すものですが、8.2%でございます。

次に、将来負担比率ですが、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担、現時点での残高の程度を指標化したもので、81.3%であります。

以上4項目の比率は、それぞれの指標の括弧内に示しております早期健全化基準に達していませんので、当町におきましては健全な財政運営が行われているものと評価されるものでございます。

なお、参考資料として、健全化判断比率の状況として各比率の算出基礎数値を資料等を添付させていただいておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと思います。

以上で、細部の説明を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成28年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。
堀江代表監査委員。

〔堀江國明代表監査委員登壇〕

○堀江國明代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成28年度嵐山町健全化判断比率について審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月20日に役場205会議室におきまして、吉場監査委員とともに実施いたしました。各健全化判断比率は、早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告は終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑がないようでございますので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長 日程第8、報告第4号 平成28年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提案者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第4号は、平成28年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成28年度嵐山町資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原上下水道課長。

〔菅原浩行上下水道課長登壇〕

○菅原浩行上下水道課長 それでは、報告第4号につきまして細部説明をさせていただきます。報告書の裏面をごらんいただきたいと思います。

水道事業会計及び下水道事業会計についてでございますが、ともに資金不足はございませんでしたので、ここには数値が記載されてございません。なお、備考の金額につきましては、事業費の規模について記載をさせていただいております。

水道事業会計につきましては、営業収益から受託工事収益を差し引いた金額4億5,726万5,000円でございます。また、下水道事業特別会計でございますが、下水道使用料、浄化槽使用料、手数料収入、諸収入の合計から受託工事費を差し引いた金額2億5,880万2,000円というものでございます。

報告第4号の細部説明について、以上で終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成28年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

〔堀江國明代表監査委員登壇〕

○堀江國明代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成28年度嵐山町資金不足比率について審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月20日に役場205会議室におきまして、吉場監査委員とともに実施いたしました。各会計の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定基礎なる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、簡単でございますが、審査の結果の報告とさせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告は終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑がないようでございますので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長 日程第9、認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10、認定第2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、認定第3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13、認定第5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第14、認定第6号 平成28年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、以上の決算認定6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、認定第1号から順次ご説明を申し上げます。

認定第1号は、平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入総額67億576万9,746円、歳出総額64億3,866万9,114円、歳入歳出差引額は2億6,710万622円であります。また、繰越明許費繰越額は2,196万5,000円であります。実質収支は2億4,513万5,622円でございます。

続きまして、認定第2号について説明を申し上げます。認定第2号は、平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額は25億8,133万6,728円、歳出総額は24億8,387万7,721円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は9,745万9,007円であります。

続きまして、認定第3号についてご説明申し上げます。認定第3号は、平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額は1億8,461万8,814円、歳出総額は1億8,138万718円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は323万8,096円であります。

続きまして、認定第4号についてご説明申し上げます。認定第4号は、平成28年度

嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額11億6,163万7,358円、歳出総額10億8,562万5,385円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は7,601万1,973円であります。

続きまして、認定第5号についてご説明申し上げます。認定第5号は、平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額5億9,848万8,431円、歳出総額5億9,803万3,222円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は45万5,209円であります。

以上、認定第1号から認定第5号を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

続きまして、認定第6号についてご説明申し上げます。認定第6号は、平成28年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件でございます。平成28年度の業務状況は、給水人口1万7,924人、給水戸数7,648戸、年間総配水量275万7,323立方メートル、総有収水量262万5,670立方メートル、有収率は95.23%と前年度に比べて0.3ポイントの増加となりました。

経営状況は、税抜で事業収益5億1,620万588円に対し、事業費用は4億411万3,982円であり、当年度純利益は1億1,208万6,606円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額は2,020万7,840円に対して、支出額は3億2,612万3,507円で、不足する額3億591万5,667円は減災積立金、建設改良積立金等で補填をいたしました。

以上、認定第6号は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 続いて、金井会計管理者兼会計課長から、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

金井会計管理者兼会計課長。

〔金井敏明会計管理者兼会計課長登壇〕

○金井敏明会計管理者兼会計課長 認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に、主要な施策の説明書でご説明いたしますので、説明書をご高覧していただきたいと思います。

12ページをお開きください。1、決算の概要の（1）総括収支の状況であります。歳入合計は67億576万9,736円、歳出合計は64億3,866万9,114円であります。前年度と比較いたしますと、歳入で1億4,016万9,982円、歳出で2億1,967万2,503円と、いずれも増額となりました。歳入歳出差引額は2億6,710万622円ありますが、繰越明許費繰越額が7事業、9件で2,196万5,000円ありますので、差し引き翌年度繰越額は2億4,513万5,622円となりました。

次に、（2）歳入の款別の状況であります。単位は1,000円であります。主なところを何点か申し上げます。

まず、1款町税であります。決算額は27億2,588万円でありまして、歳入に占める割合は40.6%であります。前年度と比較いたしますと1,034万6,000円の増額であります。

次に、10款地方交付税であります。決算額は7億5,814万7,000円で、歳入に占める割合は11.3%であります。前年度と比較いたしますと7,130万5,000円の減額であります。

次に、14款国庫支出金ですが、決算額は6億8,117万5,000円でありまして、歳入に占める割合は10.2%、前年度と比較いたしますと9,309万円の増額であります。

次に、21款町債ですが、決算額は5億8,413万5,000円でありまして、歳入に占める割合は8.7%、前年度と比較いたしますと2,598万7,000円の増額であります。

次に、15款県支出金の決算額は5億5,715万3,000円でありまして、歳入に占める割合は8.3%、前年度と比較いたしますと9,979万8,000円の増額であります。

次に、19款繰越金ですが、決算額は3億4,660万3,000円でありまして、歳入に占める割合は5.2%、前年度と比較いたしますと3,909万4,000円の増額であります。

次に、18款繰入金ですが、決算額は3億2,921万8,000円でありまして、歳入に占める割合は4.9%、前年度と比較いたしますと699万5,000円の減額であります。

続きまして、13ページの（3）歳出の款別の状況であります。こちらも主なところを申し上げます。単位は1,000円あります。

まず、2款総務費であります。決算額は10億5,867万8,000円でありまして、歳出に占める割合は16.5%であります。前年度と比較いたしますと1億2,933万円の減額

であります。減額の主なものは、埼玉縣市町村総合事務組合退職手当負担事業、住民税情報システム運用管理事業、財政調整基金管理事業、地方版総合戦略検証等事業等の減額であります。

次に、3款民生費であります。決算額は20億4,204万4,000円でありまして、歳出に占める割合は31.7%であります。前年度と比較いたしますと3億1,247万3,000円の増額であります。増額の主なものは、重度心身障害者医療支給事業、臨時福祉給付金事業、地域密着型サービス等整備助成事業、子どものための教育・保育給付事業、保育所保育事業等の増額であります。

次に、4款衛生費であります。決算額は5億1,674万3,000円でありまして、前年度と比較いたしますと3,119万8,000円の減額であります。減額の主なものは、小川赤十字病院建て替え建設負担事業等であります。

次に、6款農林水産業費であります。決算額は1億5,291万4,000円で、前年度と比較いたしますと626万円の増額であります。増減額の主なものは、農業者支援事業、林業振興事業等の増額、川のまるごと再生事業等の減額であります。

次に、7款商工費であります。決算額は1億4,168万3,000円で、前年度と比較いたしますと5,025万円の増額であります。増減額の主なものは、企業誘致事業、情報発信拠点整備事業、川のまるごと再生事業等の増額、地域限定プレミアム付商品券発行事業等の減額であります。

次に、8款土木費であります。決算額は7億1,099万7,000円でありまして、歳出に占める割合は11%で、前年度と比較いたしますと1億3,331万3,000円の減額であります。増減額の主なものは、道路修繕事業、下水道事業特別会計繰り出し事業等の増額、生活道路整備事業、道路照明灯施設管理事業、武蔵嵐山駅東西連絡通路・駅前広場管理事業、公園等整備事業等の減額であります。

次に、9款消防費であります。決算額は3億4,469万1,000円でありまして、前年度と比較いたしますと2,138万5,000円の増額であります。増額の主なものは、防災行政無線施設整備管理事業等であります。

次に、10款教育費であります。決算額は6億8,871万3,000円でありまして、歳出に占める割合は10.7%で、前年度と比較いたしますと1億300万6,000円の増額であります。増減額の主なものは、学校教育IT推進事業、小学校施設改修事業等の増額、中学校施設改修事業、杉山城跡整備事業等の減額であります。

次に、12款公債費であります。決算額は6億7,857万7,000円でありまして、歳出に占める割合は10.5%で、前年度と比較いたしますと2,380万1,000円の増額となりました。

以上、概要を申し上げましたが、予算執行率につきましては、歳入予算の執行率は94.9%、また歳出予算の執行率は91.1%でありました。

続きまして、一般会計歳入歳出決算書の事項別明細書に基づきましてご説明させていただきます。決算書の14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。

1 款町税ですが、1 項町民税の1 目個人、1 節現年課税分の収入済額は8億4,119万1,154円で、前年度と比較いたしますと1,339万5,006円の増額となりました。2 目法人の1 節現年課税分の収入済額は1億9,131万2,100円で、前年度と比較いたしますと6,735万1,700円の減額となりました。

2 項1 目固定資産税の1 節現年課税分の収入済額は15億1,409万4,326円で、前年度と比較いたしますと6,648万756円の増額となりました。

3 項1 目軽自動車税の1 節現年課税分の収入済額は4,356万7,000円で、前年度と比較いたしますと687万2,400円の増額となりました。

4 項1 目町たばこ税の収入済額は1億1,289万4,549円で、前年度と比較いたしますと680万571円の減額となりました。

18、19ページをお願いします。下段になります。10款1 項1 目地方交付税ですが、備考欄の1、普通交付税は6億6,684万9,000円で、前年度と比較いたしますと6,124万7,000円の減額、2、特別交付税は9,129万8,000円で、1,005万8,000円の減額となりました。

24、25ページをお願いします。中段になります。13款使用料及び手数料の2 項手数料、1 目総務手数料の3 節戸籍住民基本台帳手数料の備考欄でございまして、4、通知カード、個人番号カード再交付手数料5万8,400円は、通知カード112件、個人番号カード3件の再交付に係る手数料が収入されたものであります。

26、27ページをお願いします。下段になります。14款国庫支出金の2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金の1 節総務費補助金の備考欄の上から7 行目、4、社会保障税番号制度システム整備費補助金137万6,000円は、マイナンバー制度実施のための整備費について補助されたものであります。

28、29ページをお願いします。上段より少し下になります。14款国庫支出金、2 項

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の備考欄でございます。3、空き家再生等推進事業交付金30万4,000円は、空き家等対策計画の策定、空き家等の適正な管理に必要な実態把握に要する経費として交付されたものであります。

32、33ページをお願いします。中段より少し下になります。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金の3節児童福祉費補助金の備考欄でございます。4、特別保育事業費補助金1億1,948万7,000円のうち、東昌第二保育園建設費用として保育所緊急整備事業補助金1億895万2,000円が交付されました。下段になります。3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の備考欄でございます。5、地域猫活動推進事業費補助金40万円は、地域における野良猫対策としての取り組みを促進するため、地域猫活動に要する経費として交付されたものであります。

34、35ページをお願いします。上段になります。15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の2節農業振興費補助金の備考欄でございます。5、有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金97万2,000円は、鳥獣被害防止総合対策実施につき、必要となる推進活動の経費に対し交付されたものであります。その下の6、環境保全型農業直接支払事業補助金37万5,552円は、農業分野において自然循環機能を維持増進するため、地域の共同活動に対する支援に対し交付されたものであります。4節林業振興費補助金の備考欄1、里山平地林再生事業補助金1,500万円は、放置された里山里地の再生に要する経費に対し交付されたものであります。

36、37ページをお願いします。中段になります。15款県支出金、3項委託金、4目土木費委託金、1節都市計画費委託金の備考欄でございます。4、都市計画基礎調査委託金100万80円は、おおむね5年ごとに行う都市計画基礎調査に対し交付されたものであります。

44、45ページをお願いします。下段になります。20款諸収入、5項雑入、3目雑入の7節雑入ですが、備考欄の上から8行目になります。3、公益財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,520万1,000円は、サマージャンボ宝くじ及びオートムジャンボ宝くじの売り上げの一部が助成されたもので、こども医療費給付事業に充てたものであります。また、その5行下の4、自治総合センターコミュニティ事業助成金の一般コミュニティ助成事業250万円は、川島1区の音響機器等補助へ、地域防災組織育成事業300万円は、デジタル式トランシーバーの整備に100万円を、むさし台防災会防災倉庫の整備に200万円を充てたものであります。

46、47ページをお願いします。備考欄の上段より少し下になります。31、海を守る植樹教育事業補助金10万円は、海を守る植樹教育事業として育苗の支援としてB&G財団から交付されたものであります。

続きまして、歳出ですが、54、55ページをお願いします。

- 大野敏行議長 金井課長。
- 金井敏明会計管理者兼会計課長 はい。
- 大野敏行議長 歳出も大分項目ございますね。
- 金井敏明会計管理者兼会計課長 はい。
- 大野敏行議長 今、報告の途中ですが、暫時休憩をしたいと思います。再開時間を1時半といたします。よろしくをお願いします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時29分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般会計歳入歳出決算の細部説明でございます。
金井会計管理者兼会計課長。

〔金井敏明会計管理者兼会計課長登壇〕

- 金井敏明会計管理者兼会計課長 それでは、続きまして歳出ですが、決算書の54、55ページをお願いします。2款総務費になります。備考欄の下から11行目になりますが、1項総務管理費、1目一般管理費の03総務管理事業の22補償補填及び賠償金、3賠償金334万5,959円は、町有地の立木倒木による車両損害事故及び七郷小学校敷地のり面の立木倒木による家屋等損害事故に対し、賠償金を支払いしたものであります。

60、61ページをお願いします。備考欄の下から3行目になります。2款総務費、1項1目一般管理費の19住民税情報システム運用管理事業の13委託料、11電算委託料3,826万5,284円は、埼玉県町村情報システム共同化事業の委託料のほか、マイナンバー制度に伴うシステム改修委託料等が含まれております。

64、65ページをお願いします。備考欄の上から2行目になります。2款総務費、1項1目一般管理費の21電子自治体推進事業の18備品購入費繰越明許1,347万4,620円は、情報セキュリティ強化対策事業のため、手のひら静脈認証機器及びサーバー等機器を購入したものであります。

74、75ページをお願いします。備考欄の上から5行目になります。2款総務費、1項6目企画費の08子育て世帯等転入奨励事業の19負担金補助及び交付金の2子育て世帯等転入奨励金285万円は、11世帯に交付し、37人の転入がありました。

中段にあります11地域活性化事業の19負担金補助及び交付金、2地域活性化人材費補助金繰越明許97万3,338円は、地域の活性化を図るため、まちづくりディレクターの費用を嵐山町観光協会へ補助したものであります。

80、81ページをお願いします。備考欄の上段になります。2款総務費、1項9目町民活動推進費の05交流センター改修事業の15工事請負費1,999万7,690円は、北部交流センター改修事業の償還金であります。

84、85ページをお願いします。備考欄の中段になります。2款総務費、1項12目諸費の06町制施行50周年準備事業の8万6,000円は、町制施行50周年記念事業の実施に向けた検討及び準備に要した報償費であります。

90、91ページをお願いします。備考欄の中段になります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の05戸籍事務事業の8報償費10万円は、オリジナル婚姻届、出生届のイラスト作成の報償であります。

92、93ページをお願いします。備考欄の上段より少し下になります。2款総務費、4項選挙費、2目参議院議員選挙費の01参議院議員選挙執行事業910万5,458円は、昨年7月に執行された参議院議員選挙費用であります。

110、111ページをお願いします。3款民生費になります。備考欄の上から5行目になりますが、1項社会福祉費、2目老人福祉費の10デマンド交通事業の13委託料、12高齢者外出支援タクシー実施委託料790万580円は、高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、運転免許証を有しない75歳以上の方を対象に、タクシー料金の一部を助成するため、タクシー券を交付したものであります。利用者は537名でした。

その下の12免許証自主返納タクシー助成実施委託料1万8,250円は、70歳以上の方で、免許証を自主返納された方を対象に、タクシー助成券を交付したものであります。利用者は6名でございました。

116、117ページをお願いします。備考欄の中段になります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の03児童遊園地管理事業の15工事請負費112万1,040円は、志賀2区第1公園に遊具設置工事を行ったものであります。備考欄の下段になります。

05こども医療費給付事業の20扶助費の11こども医療費給付金は5,063万63円でした。内訳は、乳児医療費給付金が登録者数773人で1,974万3,916円、こども医療費給付金が登録者数1,047人で3,088万6,147円でした。

120、121ページをお願いします。備考欄の上段になります。3款民生費、2項2目児童措置費の02児童手当特例給付支給事業の20扶助費、5児童手当は2億3,902万円で、延べ児童数は2万1,445人でありました。また、7特例給付は427万円で、延べ児童数は854人でありました。備考欄の中段になります。2項3目保育所費の01保育所保育事業の19負担金補助及び交付金、2保育所緊急整備事業補助金1億2,257万1,000円は、東昌第二保育園の建て替えのため補助を行ったものであります。

128、129ページをお願いします。4款衛生費になります。備考欄の上段になります。1項保健衛生費、2目予防費の01予防接種事業の13委託料、12予防接種医師委託料は4,723万9,230円で、接種人数は6,436人で行いました。

中段より少し下になります。03がん検診等事業の13委託料、12がん検診委託料1,175万6,960円の内訳でございますが、がん集団検診業務が527万5,260円で、受診者数は1,553人、健康増進法等の健康増進事業に関する業務、個別がん検診が648万1,700円で、受診者数は1,798人でありました。

130、131ページをお願いします。備考欄の上段になります。4款衛生費、1項3目母子衛生費の02母子保健事業の13委託料、12妊産婦外出支援タクシー実施委託料12万5,260円は、妊産婦を対象にタクシー料金の一部を助成するためタクシー券を交付したもので、交付者数は140人でありました。

132、133ページをお願いします。備考欄の上段より少し下になります。4款衛生費、1項4目環境衛生費の05空き家対策協議会運営事業の20万4,000円は、空き家対策協議会の運営に要した委員報酬、費用弁償であります。

134、135ページをお願いします。備考欄の上から3行目になります。4款衛生費、1項4目環境衛生費の11地球温暖化防止事業の19負担金補助及び交付金、2太陽光発電高効率給湯器設置補助金は186万円で、該当数は49件で行いました。備考欄の中段になります。13空き家等管理事業の13委託料、12空き家等管理業務委託料91万3,680円は、空き家等対策計画の策定及び空き家等の適正な管理、空き家の特定と実態把握を行うため、空き家疑義家屋抽出業務及び現地調査業務、空き家管理システム用パソコンデータ移行業務を行ったものであります。その下の15工事請負費391万

8,240円は、空き家の解体工事を行ったものであります。中段より少し下になります。15地域猫活動推進事業の19負担金補助及び交付金、2地域猫活動推進事業費補助金40万円は、地域における野良猫対策としての地域活動を支援するため補助を行ったものであります。

142、143ページをお願いします。6款農林水産業費になります。備考欄の中段より少し下になります。1項農業費、3目農業振興費の02農業者支援事業の13委託料、12千年の苑構想計画策定業務委託料繰越明許200万円は、千年の苑づくり計画策定業務を行ったものであります。その3行下の15工事請負費92万7,720円は、千年の苑圃場案内看板設置工事を行ったものであります。備考欄の下段になりますが、18備品購入費繰越明許579万2,505円は、めんこ61事業に伴う備品の購入費用であります。

144、145ページをお願いします。備考欄の上から10行目になります。6款農林水産業費、1項3目農業振興費の02農業者支援事業の19負担金補助及び交付金の2千年の苑づくり事業補助金繰越明許1,523万円は、嵐山町千年の苑事業推進協議会へ補助したものであります。

備考欄の下から5行目になります。1項5目農地費の01土地改良事業の15工事請負費1,038万9,600円は、吉田地区排水路整備工事を行ったものであります。146、147ページをお願いします。備考欄の中段になります。6款農林水産業費、1項5目農地費の02農業用施設整備事業の13委託料、2測量設計委託料542万1,600円は、農村地域防災減災事業ため池耐震点検調査業務委託として、石倉沼の土質調査、土質解析等調査、路線測量などを行ったものであります。

備考欄の下段になります。2項林業費、1目林業振興費の01林業振興事業の13委託料、12伐採委託料1,600万2,360円は、里山の整備を実施するため、里山平地林再生事業、森林再生業務委託など約6ヘクタールの枯損木、不良木等の処理を行ったものであります。

148、149ページをお願いします。7款商工費になります。備考欄の一番下になります。1項商工費、1目商工総務費の04花見台工業団地管理センター管理事業の15工事請負費228万9,600円は、花見台工業団地管理センターの高圧交流負荷開閉器交換工事を実施したものであります。150、151ページをお願いします。備考欄の上段になりますが、1項1目商工総務費の05子育て高齢者応援リフォーム補助事業の19負担金補助及び交付金、2子育て高齢者応援リフォーム補助金113万9,000円は、子育て世帯に対

する中古住宅リフォーム及び高齢者世帯のバリアフリーリフォーム改修費用に対し補助を行ったものであります。申請は8件ございました。

備考欄の下段になります。2目商工振興費の05企業誘致事業の13委託料ですが、産業団地適地選定図書作成業務委託料97万2,000円は、選定図書作成、花見台拡張予定地区産業団地予備調査業務委託料432万円は、予備調査業務14.1ヘクタール、インター周辺地区現況測量業務委託料226万8,000円は、4級基準点測量17点及び現地測量を行ったものであります。その2行下の19負担金補助及び交付金の2企業奨励金1,234万8,000円及び雇用促進奨励金60万円は、企業誘致条例に基づき、新規企業の立地及び既存企業の規模の拡大に対し積極的に支援を行い、町の産業振興、町民の雇用創出、従業員の定住促進を図るため、奨励金を交付したものであります。

152、153ページをお願いします。備考欄の一番上になります。7款商工費、1項2目商工振興費の07情報発信拠点整備事業1,735万6,680円は、情報発信拠点施設調査設計委託及び情報発信拠点等全体構想図面作成業務委託を行ったものであります。

154、155ページをお願いします。備考欄の中段になります。7款商工費、1項4目観光費の02観光施設等管理事業の17公有財産購入費、3土地購入費269万3,400円は、歴史の里公園土地購入費でありまして、3名の方からご協力をいただいたものであります。156、157ページをお願いします。備考欄の上から5行目になります。7款商工費、1項4目観光費の04川のまると再生事業の15工事請負費4,039万4,160円は、大平山遊歩道入り口観光駐車場整備工事、遠山地内観光駐車場整備工事、遠山地内観光駐車場公衆便所建築工事及びバーベキュー場野外路整備工事を行ったものであります。

158、159ページをお願いします。8款土木費になります。備考欄中段より少し下になります。1項道路橋りょう費、2目道路維持費の02道路修繕事業の15工事請負費6,593万9,428円の内訳でございますが、舗装修繕工事として千手堂地内の町道1ー25号が2,362万8,240円、吉田地内町道1ー4号が3,175万2,000円、町道杉山164号線ほか2カ所で134万4,600円となるものです。そのほか、側溝修繕工事につきましては、町内13カ所で202万6,656円、道路修繕工事は町内12カ所で172万7,028円、道路敷き砂利工事は町内48カ所で546万904円となるものです。

160、161ページをお願いします。備考欄の下段になります。8款土木費、1項3目道路新設改良費の04幹線道路整備事業の15工事請負費5,888万1,560円の内訳でございます

ますが、道路改築工事といたしまして、越畑地内町道 1－3 号が1,670万円、鎌形地内町道 1－17号が2,461万2,120円、將軍澤地内町道 2－26号が1,465万6,680円、越畑地内の町道 1－3 号の工事に伴い、農業用水管移設工事が291万2,760円となるものです。

備考欄の中段になります。8 款土木費、1 項 4 目交通安全施設整備費の03道路照明灯施設設置事業の14使用料及び賃借料、7 機械器具借り上げ料562万4,640円は、LED照明灯1,698灯の12カ月分の賃借料でございます。

備考欄中段より少し下になりますが、5 目橋りょう維持費の01橋りょう改修事業の13委託料、12橋りょう点検業務委託料は1,280万9,880円で、9 本の橋について点検を実施いたしました。その 3 行下の15工事請負費113万4,000円は、八幡橋の修繕工事を行ったものであります。

166、167ページをお願いします。備考欄の中段になります。8 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費の07都市計画業務事業の13委託料、12都市計画基礎調査業務委託料280万8,000円は、都市計画の策定等のため、おおむね 5 年ごとに行う調査で、都市計画区域における人口、土地利用、建物、都市施設等の調査を実施したものであります。

170、171ページをお願いします。備考欄の下段になります。8 款土木費、3 項 5 目公園費の07川のまると再生事業の15工事請負費1,895万2,920円は、冠水橋下流左岸整備、サイン施設工、冠水橋接続部右岸整備、遊歩道整備及びバス停留所設置工事を行ったものであります。

172、173ページをお願いします。備考欄の上段になります。8 款土木費、3 項 6 目緑化推進費の02海を守る植樹教育事業10万円は、環境保護の知識を子供たちが学び、あわせて町が管理する里山の雑木林の保全を進めるための環境教育に係る費用であります。

174、175ページをお願いします。9 款消防費になります。備考欄の上から 7 行目になります。1 項消防費、3 目消防施設費の02消防施設整備管理事業の15工事請負費566万7,840円は、鎌形地内の防火水槽の撤去、設置工事を行ったものであります。

182、183ページをお願いします。10款教育費になります。備考欄の中段になりますが、1 項教育総務費、2 目事務局費の15小中学校学年費補助事業の20扶助費の 1 小中学校学年費補助費は830万円で、小学生790人、中学生435人、合計1,225人に交付した

ものであります。下段になります。1項2目事務局費の17学校教育IT推進事業の14使用料及び賃借料、7機械器具借り上げ料1,010万6,856円は、国が推奨する教育の情報化ビジョンに基づき、情報教育教科指導における情報通信技術の活用、校務の情報化のため、タブレットパソコン等の導入に伴う借り上げ料であります。

194、195ページをお願いします。備考欄の上段になります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の06小学校施設改修事業の13委託料、12施工管理業務委託料繰越明許346万6,800円は、菅谷小学校プール改築工事に伴う管理業務委託料であります。その下の15工事請負費899万3,160円につきましては、七郷小学校の駐車場整備工事、プールの壁の補強工事及び菅谷小学校の門柱建て替え工事を行ったものであります。下の繰越明許の1億7,148万2,400円は、菅谷小学校のプールの改築工事及びプール改築附帯工事を行ったものであります。

218、219ページをお願いします。備考欄の中段になります。10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費の06杉山城跡整備事業の13委託料、12杉山城跡利活用構想計画策定業務委託料繰越明許214万7,057円は、利活用のための試行的事業の実施、利活用構想計画案の策定を行ったものであります。

224、225ページをお願いします。備考欄の一番上になります。10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費の01スポーツ施設管理事業の15工事請負費669万6,000円は、菅谷テニスコートの修繕工事として人工芝の張りかえを行ったものであります。

続きまして、351ページをお願いします。財産に関する調書であります。1、公有財産の(1)土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は行政財産、普通財産を合わせまして109万2,882平方メートル、建物につきましては行政財産、普通財産を合わせまして5万1,822平方メートルでした。

下段の表の行政財産で、数値に変更が生じたところの変更理由を申し上げます。

まず土地ですが、公共用財産のうち公園の1,385平方メートルの増は、寄附によるおりがみ公園が1,182平方メートル、歴史の里公園の公有地化により203平方メートルが増となったものであります。

建物につきましては、公共用財産のうちその他の施設の木造64平方メートルの増は、遠山地内観光トイレが29平方メートル、バーベキュー場の野外路の増設が35平方メートルの増となったものであります。

次のページをお願いします。中段の表ですが、普通財産の土地部分の宅地663平方

メートルの増につきましては、志賀堂沼公園駐車場用地、武蔵嵐山駅西口公園広場事業用地購入分及び川島地区の寄附による宅地の増で666平方メートル、菅谷地内の自転車歩行者道路整備工事に伴う土地の売り払いによる減が3平方メートルで、差し引き663平方メートルの増となるものです。

山林48平方メートルの増につきましては、鎌形地区の防火水槽用地であります。

雑種地11平方メートルの減につきましては、太郎丸地区の火の見やぐらの跡地を払い下げたものであります。

その他の1,546平方メートルの増につきましては、杉山地区の駐車場整備事業として購入したものであります。

建物につきましては変更はございませんでした。

次に、353ページをお願いします。(2) 出資による権利でございますが、年度中の変更はございません。

次のページをお願いします。2、物品でございますが、金額が50万以上のものを354ページから356ページに記載してございます。自動車やデジタルトランシーバー及び防水型ハンディー用スピーカーマイク等に変動がございました。ご高覧願います。

357ページをお願いします。3、基金の状況でございます。積立基金は取り崩し、積み立て等を行いまして、決算年度末現在高の総額は、9基金で7億2,977万円となりました。また、定額基金は5基金で、決算年度末現在高は現金6,995万6,000円、貸付金3,488万円となりました。また、土地につきましては、2,171.11平方メートルとなりました。

定額基金の運用状況につきましては、別に配付いたしました定額基金運用状況調書をご高覧願います。

なお、決算の詳細につきましては、平成28年度主要な施策の説明書をご参照いただければと思います。

以上、簡単ですが、認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

村田町民課長。

〔村田 朗町民課長登壇〕

○村田 朗町民課長 認定第2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の244、245ページをお開きください。歳入ですが、1款国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等合わせて、収入済額4億3,219万7,240円でありました。

246、247ページをお開きください。3款国庫支出金は、収入済額4億9,527万5,618円でありました。内訳として、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は、収入済額3億6,354万3,231円が交付されました。これは、療養給付費分、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の納付に要する費用として、国負担分として定率32%分が交付されたものです。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は、保険者の財政力の不均衡を調整するために、収入済額1億1,168万6,000円が交付されたものであります。そのうち、特別調整交付金におきまして、町国保行政の全体的な状況を評価され、経営努力分といたしまして、平成27年度に続き1,100万円が交付されました。また、保険者努力支援制度前倒し分として240万5,000円が交付されました。

3目システム開発費等補助金は、収入済額50万4,000円が交付されました。これは、平成30年度の広域化に伴う事業費納付金等算定に必要なデータ抽出を行うためのシステム改修費で、10分の10の補助率で交付されたものであります。

次に、4款療養給付費交付金は、収入済額4,845万2,000円が交付されました。これは、退職被保険者等に係る医療給付に対し、社会保険診療報酬基金から交付されたものであります。

248、249ページをお開きください。5款前期高齢者交付金は、収入済額6億4,663万5,896円が交付されました。これは、全国平均の前期高齢者加入率15%を基準にして、前期高齢者加入率が全国平均を上回る市町村国保に交付されたものであります。なお、町の前期高齢者加入率は、平成28年度末現在で49.3%となっております。

次に、6款県支出金ですが、2項県補助金、1目第1号県調整交付金は、収入済額8,479万6,000円が療養給付に対し交付されました。また、2目第2号県調整交付金は、収入済額4,226万3,000円が人間ドック等検診費用、レセプト点検及び徴収評価等の国

保事業に対し交付されました。

250、251ページをお開きください。7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金は、収入済額8,635万9,429円が交付されました。これは、レセプト1件80万円を超える高額療養費について、対象件数215件分に対し、当該超える額の100分の59に相当する額が交付されたもの、及びレセプト1件420万円以上の超高額医療費について、被保険者割が交付されたものであります。2目の保険財政共同安定化事業交付金は、収入済額4億4,738万2,968円が交付されました。これは、全てのレセプトを対象とし、交付基準に基づき交付されたもので、対象件数は7万6,214件であります。

次に、9款繰入金ですが、1項1目一般会計繰入金は、収入済額9,928万4,614円あります。この内訳といたしまして、1節の保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険税の軽減相当額、3節の国保財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化、国保税負担の平準化に資するために交付税措置された額、4節のその他繰入金は、事務費や保健事業に要する経費及び歳入不足見込み分、そして5節の保険基盤安定繰入金は、保険税軽減対象になった一般被保険者数に応じて算定した額がそれぞれ繰り入れられたものであります。

252、253ページをお開きください。10款繰越金は、収入済額1億6,932万2,782円で、前年度繰越金でございます。

254、255ページをお開きください。以上、歳入合計ですが、予算現額は25億1,239万1,000円で、調定額26億7,507万2,344円に対し、収入済額は25億8,133万6,728円で、不納欠損額1,150万7,190円、収入未済額は8,222万8,426円でありました。

256、257ページをお開きください。次に、歳出ですが、1款総務費は、支出済額867万2,210円で、人件費、事務執行経費等でございます。

258、259ページをお開きください。2款保険給付費は、支出済額15億1,433万3,153円あります。内訳といたしまして、1項1目一般被保険者療養給付費は12億4,443万9,387円、3目一般被保険者療養費は支出済額2,387万3,836円で、件数の増加及び医療の高度化の影響でどちらも増額となっております。また、2目退職被保険者等療養給付費、支出済額3,663万1,247円、4目退職被保険者等療養費、支出済額46万4,310円で、退職者医療制度の廃止に伴う被保険者数の減少により、どちらも減額となっております。

2項高額療養費は、支出済額1億9,910万3,781円あります。支払い件数は、一般

被保険者分2,983件、退職被保険者分93件であり、前年度と比較し、一般被保険者分は件数、金額ともに増加しております。

262、263ページをお開きください。3款後期高齢者支援金等ですが、1項1目後期高齢者支援金は、支出済額2億7,514万845円であります。これは、後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費のうち、4割を現役世代の保険税から拠出するもので、被保険者数1人当たりの負担額等により算出された額を、社会保険診療報酬支払基金に支出したものであります。

264、265ページをお開きください。7款共同事業拠出金は、支出済額4億8,101万5,046円であります。この制度には、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の2事業があり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業に要する費用及び県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、全ての医療費の医療給付費を対象とし、その一定割合を埼玉県国保連合会へ拠出したものでございます。

次に、8款保健事業費は、支出済額4,123万8,111円であります。1項1目疾病予防費は、支出済額1,876万8,218円で、内容は人間ドック、がん等の検診業務、生活習慣病重症化予防対策事業が主なものであります。

続いて266、267ページをお開きください。2項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係るもので、2,159万2,393円であります。主な内容としたしまして、特定健康診査業務委託料の増及び新規の国保ヘルスアップ事業であります。特定健康診査の受診率ですが、平成27年度40.44%に対し47.32%で、県内市町村の受診率と比較しても大幅な効果があらわれました。

268、269ページをお開きください。11款諸支出金、1項3目償還金は、支出済額3,084万1,703円で、平成27年度分の療養給付費等負担金返還金でございます。

2項1目一般会計繰出金は、支出済額3,000万円で、平成27年度に一般会計から歳入不足見込み分として繰り入れしたものであります。

以上、歳出合計ですが、予算現額25億1,239万1,000円に対し、支出済額は24億8,387万7,721円で、不用額は2,851万3,279円でございます。

270ページをお開きください。実質収支に関する調書ですが、3の歳入歳出差引額は9,745万9,007円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の278、279ページをお開きください。歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、収入済額1億4,474万2,090円であります。前年度比較1,081万220円の増額となっており、被保険者数の増加による保険料の増額によるものです。収納率は特別徴収分が100%、普通徴収の現年度分が99.92%でありました。また、平成28年度末現在の被保険者数は2,465人で、前年度と比較して137人、率にして5.9%増加しております。

次に、4款繰入金は、収入済額3,688万5,146円で、一般会計から事務費分及び低所得者等の保険料軽減分として、県と町負担分を合わせた保険基盤安定分を繰り入れております。

次に、5款繰越金は、収入済額293万7,432円で、前年度繰越金でございます。

280、281ページをお開きください。以上、歳入合計ですが、予算現額は1億8,289万3,000円で、調定額1億8,486万4,034円に対し、収入済額は1億8,461万8,814円、収入未済額は24万5,220円ございました。

282、283ページをお開きください。歳出ですが、1款総務費は、支出済額96万6,782円で、これは保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億8,034万6,266円で、これは徴収した保険料及び低所得者等の保険料軽減分の県と町負担分を合わせました額を広域連合へ納付したものでございます。

284、285ページをお開きください。歳出合計は、予算現額1億8,289万3,000円に対し、支出済額は1億8,138万718円で、不用額は151万2,282円でございます。

次に、286ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は323万8,096円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、認定第4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部についてご説明申し上げます。

決算書の296、297ページをお開きください。事項別明細書の歳入、1款保険料ですが、調定額2億9,092万170円に対し、収入済額2億8,380万9,840円、不納欠損額190万8,900円、収入未済額520万1,430円となり、歳入総額に占める割合は24.4%となっております。収納率は97.56%で、前年度比1.06ポイント増加しております。

次に、2款国庫支出金ですが、収入済額は2億494万4,744円で、このうち1項国庫負担金の介護給付費負担金が定率負担分として1億7,992万4,895円交付されております。

2項国庫補助金の1目調整交付金については、後期高齢者の割合や、所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、平成28年度調整基準標準給付費の1.89%に調整率を乗じた額等で1,837万6,000円が交付されたものであります。2目、3目については、地域支援事業交付金で、28年度より開始した介護予防日常生活支援総合事業に係るものと、それ以外の地域支援事業ということで367万3,059円と287万790円が交付されました。298、299ページをお開きください。4目介護保険災害臨時特例補助金については、東日本大震災に係る避難指示区域から転入された方に対する介護保険料の減免措置に対して10万円が交付されております。

次に、3款支払基金交付金ですが、収入済額は2億7,924万8,000円で、これは第2号被保険者の保険料が財源となっており、社会保険診療報酬支払基金から平成28年度の標準給付費及び介護予防日常生活支援総合事業費の28%が交付されたものであります。

次に、4款県支出金の収入済額1億5,344万1,105円については、1項の県負担金として介護給付費の定率負担分1億4,971万49円、また2項の県補助金として国と同様に介護予防日常生活支援総合事業に係るものと、それ以外の地域支援事業ということで229万5,661円と143万5,395円が交付されました。

300、301ページをお開きください。上から2つ目になりますが、6款繰入金ですが、収入済額は1億7,236万円で、このうち1項の一般会計繰入金1億6,136万円を介護給付費及び地域支援事業の定率町負担分として繰り入れたもの、それから事務費分等として一般会計負担分を繰り入れたもの、また低所得者の介護保険料を軽減した分を繰り入れたものであります。

302、303ページをお開きください。2項の基金繰入金については、介護給付費等の支払い金に充てるため、介護保険介護給付費支払準備基金から1,100万円を繰り入れ

たものであります。

次に、7款繰越金については、6,771万8,536円を前年度から繰り越したものであります。

304、305ページをお願いいたします。一番下の歳入合計ですが、予算現額12億3,511万7,000円、調定額11億6,874万7,688円に対して、収入済額は11億6,163万7,358円となっております。

306、307ページをお開きください。歳出ですが、1款総務費は支出済額1,492万5,097円で、事務の執行に係る経費が主なものですが、そのうち3項介護認定審査会費の1,239万4,192円については、比企広域市町村圏組合への負担金及び主治医の意見書作成手数料等となっております。

308、309ページをお願いいたします。中段になりますが、2款保険給付費は支出済額9億7,713万4,059円で、前年度比較496万7,498円、0.5%とわずかな増となっております。歳出決算額の90%を占めております。

1項介護サービス等諸費のうち、1目の居宅介護サービス給付費4億291万7,953円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供したサービス費用の9割または8割を給付したもので、年度末現在367人の方が利用されております。

3目の地域密着型介護サービス給付費については、支出済額が9,905万6,825円で、地域密着型介護サービス事業者が要介護者に提供したサービス費用の9割または8割を給付したもので、年度末現在78人の方が利用されております。前年度比較110%、大きな増となっておりますが、その理由は定員が18人以下の通所介護サービスが地域密着型サービス給付費になったことによるものです。

5目の施設介護サービス給付費については、支出済額が3億2,817万4,352円で、年度末現在112人の方が利用されております。

310、311ページをお開きください。中段になりますが、9目の居宅介護サービス計画給付費は支出済額5,031万7,915円で、要介護者に対しケアプランを作成した費用として3,847件分を介護支援サービス事業者に10割給付したものであります。

次に、2項の介護予防サービス等諸費については支出済額3,017万4,556円で、これは介護認定審査の結果、要支援1、または2と判定された方に対し、状態の改善と悪化予防のためのサービスを提供したものであります。

1目の介護予防サービス給付費2,433万13円は、指定居宅介護サービス事業者が要

支援者に提供した居宅サービス費用の9割または8割を給付したもので、年度末現在67の方が利用されております。

312、313ページをお開きください。上から2つ目、5目の介護予防サービス計画給付費は支出済額374万8,226円で、介護予防サービス事業者が要支援者に対し作成したケアプランの費用として854件分を10割給付したものであります。

下段の4項の高額介護サービス等費、支出済額2,205万4,967円については、1割または2割の利用者負担額が高額になった場合に、サービス利用料を軽減する制度で、一定の負担額を超えた2,368件分について償還払いで交付したものであります。

314、315ページをお開きください。5項の高額医療合算介護サービス等費、支出済額237万9,074円については、医療保険の一部負担金と介護保険の利用者負担の1年間の総額が一定額を超えた101件分について、償還払いで交付したものであります。

次に、6項の特定入所者介護サービス等費、支出済額3,545万8,000円については、介護保険施設等における低所得者の食費と居住費の負担限度額を超えた部分について、1,920件分を給付したものであります。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防日常生活支援総合事業費、支出済額2,165万2,407円については、28年度から開始した総合事業に係る経費で、第1号訪問事業、第1号通所事業等を行ったものであります。316、317ページをお開きください。一番下の3目一般介護予防事業費、支出済額737万8,818円については、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象に、安らぎトレーニング事業やコバトンお達者倶楽部、またシニアいきいき講座や脳の健康教室等、介護予防のために多様な事業を実施したものであります。

320、321ページをお開きください。2項包括的支援事業任意事業費、支出済額500万320円ですが、主なものとしては、1目総合相談事業費、支出済額107万2,278円で、支え合いマップの更新や、高齢者の見守り事業を行ったものであります。322、323ページをお願いいたします。上から2つ目、4目任意事業費、支出済額169万4,417円については、おおむね65歳以上の高齢者だけの世帯等への配食サービス事業、また5目生活支援体制整備事業費、支出済額175万円については、総合事業を円滑に推進していくために必要なサービスの発掘、開発を行う生活支援コーディネーター業務委託料が主なものであります。

324、325ページをお願いいたします。4款基金積立金については、1項1目介護保

除介護給付費支払準備基金積立金として3,400万円を積み立てました。これにより、年度末の基金残高は1億8,662万6,777円となっております。

次に、5款諸支出金については、支出済額3,291万3,502円であります。主な内訳としては、1項2目償還金で、平成27年度決算に伴う国、県診療報酬支払基金への返還金1,542万7,411円と、2項繰出金で平成27年度決算に伴う一般会計への繰出金1,741万7,891円となっております。

歳出合計は、予算現額12億3,511万7,000円に対して、支出済額10億8,562万5,385円、不用額は1億4,949万1,615円で、執行率は87.9%でありました。

326ページをお開きください。最後に、実質収支に関する調書ですが、3の歳入歳出差引額は7,601万1,973円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

細部説明の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時45分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算について、細部説明を求めます。

菅原上下水道課長。

〔菅原浩行上下水道課長登壇〕

○菅原浩行上下水道課長 それでは、認定第5号 平成28年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、細部説明をさせていただきます。

まず、主要な施策の説明書の219ページをごらんください。事業概要、平成28年度末の整備状況でございます。全体計画面積410ヘクタール及び認可計画面積343.6ヘクタールには変更はございません。処理区域面積304.4ヘクタールは平成28年10月1日に追加され、2.2ヘクタールの増でございます。行政人口1万7,952人は、前年度より142人の減でございます。全体計画人口1万1,800人に変更はございません。処理区域内人口1万1,827人は、前年度より39人の減でございます。水洗化人口1万164人は前年度より67人の増、人口普及率65.9%は前年度より0.3%の増でございます。面積普

及率72.8%は、前年度より0.5%の増。水洗化率85.9%は、前年度より0.8%の増でございます。以上が、平成28年度末の整備状況でございます。

続きまして、決算書の事項別明細書に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

決算書334、335ページをごらんください。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、1項1目浄化槽事業分担金の収入済額は618万5,000円でございます。浄化槽の整備事業費の1割相当額を、受益者負担として分担金として納入していただいたものでございます。

次の2項1目下水道事業負担金の収入済額は384万7,820円でございます。公共下水道区域において接続可能となった区域に対し、賦課対象面積に応じて受益者負担金として納めていただいたものと、町道拡幅工事に係る工事の負担金でございます。

次に、第2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料の収入済額は2億3,498万8,554円でございます。

第2款使用料及び手数料の1項2目浄化槽使用料の収入済額は2,347万1,443円でございます。それぞれの生活排水処理の施設の使用料ということでございます。

次に、第3款国庫支出金の1項1目浄化槽整備事業費国庫補助金の収入済額は2,982万7,000円でございます。町管理型合併浄化槽の整備に対し補助されたものでございます。

336、337ページをごらんください。第4款県支出金、1項1目浄化槽整備事業補助金でございます。浄化槽の配管費及び既設浄化槽やくみ取り槽の撤去費に対し、それぞれ補助されたものでございます。

第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金2億4,770万円でございます。こちらは、前年度繰越金として625万537円でございます。

336、337ページをごらんください。第8款町債、1項1目下水道事業債3,280万円の内訳でございますが、流域下水道事業債1,250万円、浄化槽市町村事業債2,030万円でございます。

収入合計は予算現額6億72万3,000円に対し、収入済額は5億9,848万8,431円ございました。

340ページ、341ページをごらんください。歳出でございます。公共下水道費、1項1目一般管理費は3,075万2,680円でございます。主に下水道事業の実施に要する人件

費でございます。

342ページ、343ページをごらんください。第2項公共下水道事業費、1目建設事業費は1,319万8,380円でございます。主なものは、第9節負担金補助及び交付金の市野川流域下水道事業建設負担金でございます。2目維持管理費は1億4,786万4,465円でございます。そのうち第11節需用費の光熱水費は、マンホールポンプの電気料でございます。第13節委託料は、公共下水道マンホールポンプの清掃委託料などがございます。15節工事請負費は、志賀2区地内公設ます等を修繕工事でございます。19節負担金補助及び交付金は、主に市野川流域下水道管理費負担金として1億2,471万1,455円を支出したものでございます。3目公営企業会計適用化事業費の205万2,000円は、経営戦略策定業務委託料でございます。

344、345ページをごらんください。第2款浄化槽費、1項1目一般管理費、こちらにつきましては、主に浄化槽事業の実施に要する人件費でございます。

2項1目建設事業費8,619万2,000円でございますが、主なものは17節公有財産購入費、こちらは町管理型合併浄化槽として整備された浄化槽の買い取り費用でございます。第19節負担金補助及び交付金は、浄化槽の配管費及び既設浄化槽やくみ取り槽の撤去費に対して補助したものでございます。2目維持管理費4,182万3,721円の主なものは、第13節委託料は町浄化槽の保守管理、清掃及び料金徴収の業務委託料でございます。

346、347ページをごらんください。第3款公債費でございます。元金及び利子の合計償還額は2億7,214万6,879円でございます。

歳出合計は、予算現額6億72万3,000円に対し、支出済額は5億9,803万3,222円でございます。

以上で、平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定について、細部説明をさせていただきます。

決算書の362ページ、363ページをごらんください。収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款事業収益ですが、決算額が5億5,273万4,309円でございます。

第1項営業収益でございますが、内容は水道料金、加入金などの収入が4億9,373万7,060円でございます。営業利益ですが、前年度と比較して757万3,462円の増額とな

っております。

2項営業外収益ですが、4,215万5,249円でございます。

第3項特別損益ですが、退職給付引当金の戻入として1,684万2,000円でございます。

次に、支出でございます。第1款事業費用の決算額は4億1,492万1,235円でございます。

第1項営業費用の決算額は3億8,768万5,279円でございます。

2項営業外費用は904万261円でございます。

次に、3項特別損失でございますが、1,819万5,677円でございます。不納欠損及びその他特別損失として、退職給付引当金に対し引き当てをする額でございます。

第4項予備費につきましては、支出はございませんでした。

次に、364ページ、365ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。収入、第1款資本的収入2,020万7,840円でございますが、第1項補助金が1,988万6,000円。

第2項負担金が、32万1,840円ございました。

次に、支出でございます。第1款資本的支出の決算額は3億2,612万3,507円でございます。

第1項建設改良費は2億9,830万6,846円でございます。

第2項企業債償還金は2,781万6,661円でございます。前年度の決算額と比較いたしまして、98万3,615円の増となっております。

なお、欄外の記載でございますが、資本的収入額2,020万2,840円が資本的支出額3億2,612万3,507円に対しまして不足する額3億591万5,667円を、減債積立金2,780万円、建設改良積立金3,280万円、過年度損益勘定留保資金2億2,394万3,507円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,137万2,160円で補填をさせていただいたものを記載させていただいております。

367ページをごらんください。損益計算書でございます。この金額につきましては、税抜きで表示をしております。1、営業収益ですが、(1)の給水収益と(2)のその他営業収益の合計額が4億5,726万4,594円となります。

次に、2の営業費用でございます。(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費までの営業費用合計は3億7,687万8,044円となりました。営業利益は8,038万6,550円となります。

3、営業外費用でございますが、(1)受取利息及び配当金から(3)雑収益までの営業外収益の合計は4,209万3,994円でございます。

4、営業外費用ですが、(1)支払利息と(2)雑支出の合計が904万261円となり、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額3,305万3,733円となります。したがって、経常利益といたしまして1億1,344万283円となるものでございます。

5、特別損益ですが、その他特別損益としまして退職給付引き当て戻入額1,684万2,000円でございます。

6、特別損失でございますが、(1)過年度損益修正損と(2)その他特別損失の合計額といたしまして1,819万5,677円となるものでございます。

5、特別利益と6、特別損失の差額はマイナスの135万3,677円となります。経常利益1億1,344万283円から特別利益と特別損失の差額135万3,677円を引きますと、当年度純利益といたしまして1億1,208万6,606円となり、前年度の当年度純利益と比較いたしますと4,253万4,841円の増となりました。

次に、前年度繰越利益剰余金は5,308円でございます。その他未処分利益剰余金変動額は6,060万円となります。その結果、当年度未処分利益剰余金は1億7,269万1,914円となります。

次に、368、369ページをごらんください。剰余金計算書でございます。平成28年度に変動のあるところにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。剰余金計算書の表の中段ほどに当年度変動額の行がございますが、この行の変動額を中心にご説明をさせていただきます。

資本金でございますが、変動はなく、当年度残高につきましては33億1,287万9,747円でございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金においては、受贈財産評価額から国庫補助金まで全てにおいて変動はございません。資本剰余金合計の欄でございますが、当年度末残高2億3,376万124円でございます。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金及び建設改良積立金につきましては、資本的収入及び支出のところで補填をしております。その額が減債積立金は2,780万円、建設改良積立金は3,280万円でございます。減債積立金及び建設改良積立金の各年度末残高につきましては1億3,440万円、4,180万円でございます。

次に、未処分利益剰余金の当年度変動額でございますが、1億7,268万6,606円でご

ざいます。未処分利益剰余金の当年度末残高につきましては、1億7,269万1,914円となるものでございます。利益剰余金の合計の当年度末残高でございますが、3億4,889万1,914円でございます。

次に、資本合計の当年度末残高でございますが、38億9,553万1,785円となるものでございます。

続きまして、剰余金処分計算書の案でございます。処分案につきましては、改めて議決をいただく予定となっておりますが、未処分剰余金の当年度末残高1億7,269万1,914円を減債積立金へ2,880万円、建設改良積立金へ19万円、自己資本金への組み入れとして1億4,369万5,286円をそれぞれ積み立て及び組み入れの処分をする案としてございます。

370ページ、371ページをごらんください。貸借対照表でございます。初めに、370ページの資産の部の固定資産でございますが、(1)有形固定資産のイの土地からヌの建設仮勘定までの有形固定資産合計は40億5,278万5,020円でございます。次に、無形固定資産は68万5,900円でございます。固定資産合計は40億5,347万920円でございます。

続きまして、2、流動資産でございます。(1)の現金預金から(5)の前払金までの流動資産合計が15億6,054万5,318円でございます。資産合計でございますが、56億1,401万6,238円でございます。

次に、371ページの負債の部でございます。3、固定負債でございます。(1)企業債から(3)引当金までの固定負債合計でございますが、5億3,816万4,349円でございます。

4、流動負債でございます。(1)企業債から(8)浄化槽使用料までの流動負債合計は3億9,640万2,364円でございます。

次に、5、繰延収益でございますが、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は7億8,391万7,740円でございます。負債合計17億1,848万4,453円となります。

次に、資本の部でございますが、6、資本金につきましては、(1)固有資本金と(2)組入資本金の資本金合計は33億1,287万9,747円でございます。

7、剰余金のうち、(1)資本剰余金でございますが、イの受贈財産評価額からチ、国庫補助金までの資本剰余金合計は2億3,376万124円でございます。

次に、(2)の剰余金のイ、減債積立金、ロ、建設改良積立金、ハ、当該年度未処分利益剰余金の利益剰余金合計は3億4,889万1,914円でございます。

剰余金合計は5億8,265万2,038円となり、資本合計は38億9,553万1,785円となりまして、負債資本合計は58億1,401万6,238円でございます。これが資産合計と合致するものでございます。

次に、381ページをごらんください。平成28年度重要契約につきまして記載をさせていただきます。全体で15件でございます。

続きまして、388ページをごらんください。企業債明細書でございます。企業債の未償還残高でございますが、合計で9口、平成28年度末未償還残高は2億2,102万4,871円となっております。その他の決算附属書類、参考資料につきましては、ご高覧をいただければと思います。

以上で、説明を終えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

〔堀江國明代表監査委員登壇〕

○堀江國明代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成28年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の6会計及び定額基金の運用状況につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月20日から8月4日までの間、主に役場205会議室におきまして吉場監査委員とともに実施いたしました。

審査結果であります。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書などは、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは、決算審査に当たっての意見を述べさせていただきます。

平成28年度の我が国経済は、雇用、所得環境が改善し、穏やかな回復基調が見られたものの、年度前半には海外経済で弱さが見られたほか、国内経済についても個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況でした。このため、政府はデフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、未来への投資を実現する経済対策を取りまとめました。雇用、所得環境の改善が続く中、経済対策等の効果もあり、今後の景気情勢は穏やかな回復に向かうことが見込まれます。

そうした中で嵐山町の財政については、前年度と比べ個人町民税、固定資産税及び軽自動車税は増収、法人町民税及び町たばこ税は減収となり、結果として町税全体では約1,000万円の増収となりました。一方、平成28年度の地方交付税は7億5,814万7,000円で、前年度より約7,130万5,000円の減額となりました。今後景気の回復により、中小企業も含めた賃金上昇が見込まれますが、人口が年々減っている中で、納税者からの持続的な税収増は見込めない状況で、依然として厳しい状況下での財政運営が続くものと思われまます。

平成28年度の決算は、このような財政状況のもとで、町政の進展と住民福祉の向上に取り組まれた結果を反映したものであると言えます。各会計とも、町の基本方針を示した第5次総合振興計画に沿い、町を取り巻く社会状況を念頭に自主財源の確保、経済対策関連の活用等に組織を挙げた努力をされたことに対し、敬意をあらわす次第です。今後も社会経済情勢の動向や制度改正など、地方自治体を取り巻く環境変化に一層注視され、また財政の健全化にも配慮しつつ町民の負託に応えていただくよう願っております。

水道事業については、本業の利益を示す営業利益は約2,975万円増加しております。また、当年度純利益も前年より約4,250万円高い約1億1,200万円となり、事業経営は安定しているものと推察いたします。施設の設置から長年が経過し、施設の老朽化が懸念される中で、今後の人口減少を考慮した中長期的な視点のもとに、資金確保も含めた施設の更新の見通しについて、引き続き検討をお願いします。安定供給、安心安全な水道水、そして安価であることが住みよい町として重要な点であると考えます。今後もこれまで同様、水道事業の適正な運営に努めていただくよう希望いたします。

以上、6会計についての審査結果をご報告いたしました。

申し上げるまでもありませんが、地方自治体における行政はサービス業です。これ

からも奉仕の精神で住民サービスの向上に努めるよう希望いたします。

以上、簡単でございますが、決算審査の結果を報告させていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、決算議案6件を一括して行います。

どうぞ。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

◎議案第35号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長 日程第15、議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第35号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成28年度嵐山町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原上下水道課長。

[菅原浩行上下水道課長登壇]

○菅原浩行上下水道課長 それでは、議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書の裏面をごらんいただきたいと思います。平成28年度嵐山町水道事業剰余金処分会計(案)でございます。

未処分利益剰余金当年度末残高 1 億7,269万1,914円のうち、議会の議決によります処分額といたしまして1 億7,268万5,286円の処分につきまして、ご提案をさせていただくものでございます。

議会の議決によります処分額の内訳といたしましては、自己資本金への組み入れとして1 億4,369万5,286円、これを自己資本金へ組み入れる内容でございます。ほかに減債積立金への積み立てに2,880万円、建設改良積立金の積み立てに19万円積み立てを処分させていただくものでございます。処分後の残高は6,628円とするものでございます。なお、この6,628円は繰越利益剰余金となるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○大野敏行議長 お諮りいたします。

本決算認定6件及び議案第35号の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定6件及び議案第35号は、12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算認定6件及び議案第35号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算認定6件及び議案第35号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○大野敏行議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3時22分

再 開 午後 3時35分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○大野敏行議長 先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に畠山美幸議員、副委員長に吉本秀二議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

畠山決算審査特別委員長。

〔畠山美幸決算審査特別委員長登壇〕

○畠山美幸決算審査特別委員長 ただいま指名推選によりまして委員長に就任いたしました畠山美幸です。

皆様のご協力で慎重審議を行ってまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 ありがとうございます。

この際、暫時休憩いたします。ご苦勞さまでした。

休 憩 午後 3時36分

再 開 午後 3時36分

○大野敏行議長 引き続き会議を開きます。

◎議案第36号～議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○大野敏行議長 日程第16、議案第36号 町道路線を廃止することについて(開発行為)、日程第17、議案第37号 町道路線を廃止することについて(東原土地区画整理事業関連)、日程第18、議案第38号 町道路線を認定することについて(開発行為)、日程第19、議案第39号 町道路線を認定することについて(東原土地区画整理事業関連)、以上4件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 初めに、議案第36号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、町道路線を廃止することについて(開発行為)の件でございます。開発行為の帰属に伴いまして道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第37号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、町道路線を廃止することについて(東原土地区画整理事業関連)の件でございます。東原土地区画整理事業地内の換地処分の実施に伴いまして、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第38号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、町道路線を認定することについて(開発行為)の件でございます。開発行為の帰属に伴いまして、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

続きまして、議案第39号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、町道路線を認定することについて(東原土地区画整理事業関連)の件でございます。東原土地区画整理事業地内の換地処分の実施に伴いまして、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長に細部説明を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

〔藤永政昭まちづくり整備課長登壇〕

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、議案第36号、議案第37号、議案第38号及び議案第39号につきまして、細部説明をさせていただきます。

最初に、議案第36号について説明させていただきます。議案第36号は、開発行為に伴う町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書をごらんください。

廃止路線は町道志賀132号線で、開発の帰属に伴い道路が改築されたことにより廃止するものでございます。なお、廃止に伴う路線の認定につきましては、議案第38号において提案をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第37号について説明させていただきます。議案第37号は、東原土地区画整理事業関連に伴う町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書をごらんください。

廃止する路線は、東原土地区画整理組合より換地処分の実施に伴いまして、宅地以外の土地に関する権利の帰属を受けたことによりまして、東原土地区画整理事業において道路が整備されたことにより7路線廃止するものでございます。なお、廃止に伴う路線の認定につきましては、議案第39号において提案をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第38号について説明させていただきます。議案第38号は、開発行為の帰属に伴う町道路線の認定についてでございます。町道路線認定調書をごらんください。

認定する路線は町道志賀132号線で、先ほど議案第36号で説明させていただいた開発行為に伴いまして道路が改築されたことにより、新たに認定するものでございます。

続きまして、議案第39号について説明させていただきます。議案第39号は、東原土地区画整理事業関連に伴う町道路線の認定についてでございます。町道路線認定調書をごらんください。

認定する路線は、先ほど議案第37号で説明させていただいた東原土地区画整理組合より換地処分の実施に伴いまして、宅地以外の土地に関する権利の帰属を受けまして、東原土地区画整理事業において道路が整備されたことにより、新たに15路線を認定したいというものでございます。

なお、各議案書に各路線の参考図面を添付させていただいております。また、議場の出入り口に同様の図面を掲示させていただいておりますので、ご高覧いただければと思っております。

以上で、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号 町道路線を廃止することについて（開発行為）、議案第37号 町道路線を廃止することについて（東原土地区画整理事業関連）、議案第38号 町道路線を認定することについて（開発行為）、議案第39号 町道路線を認定することについて（東原土地区画整理事業関連）、以上4件につきましては、会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第36号 町道路線を廃止することについて（開発行為）、議案第37号 町道路線を廃止することについて（東原土地区画整理事業関連）、議案第38号 町道路線を認定することについて（開発行為）、議案第39号 町道路線を認定することについて（東原土地区画整理事業関連）、以上4件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○大野敏行議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月1日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月1日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時45分)

平成29年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

9月2日（土）午前9時開議

日程第 1 一般質問

第3番議員	佐久間 孝 光 議員
第1番議員	吉 本 秀 二 議員
第2番議員	森 一 人 議員
第8番議員	河 井 勝 久 議員
第6番議員	畠 山 美 幸 議員
第9番議員	川 口 浩 史 議員
第5番議員	青 柳 賢 治 議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二
書記	清水雅也

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實	副町長
植木	弘	参事兼総務課長
岡本	史靖	技監
青木	務	地域支援課長
山岸	堅護	税務課長
村田	朗	町民課長
前田	宗利	子育て支援課長
石井	彰	健康いきいき課長
山下	次男	長寿生きがい課長
杉田	哲男	環境農政課長
山下	隆志	企業支援課長
藤永	政昭	まちづくり整備課長

菅	原	浩	行	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
深	澤	清	之	農業委員会事務局長
堀	江	國	明	代表監査委員
吉	場	道	雄	監 査 委 員

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第3回嵐山町議会定例会第3日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時00分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め60分以内となっております。時間になりましたら、答弁の途中でも終了とさせていただきます。

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○大野敏行議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号3番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項1の学習支援教室運営事業についてからです。どうぞ。

〔3番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○3番(佐久間孝光議員) おはようございます。議席番号3番、佐久間孝光。議長のご指名をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

質問項目1、学習支援教室運営事業について。

平成29年度より学習支援教室を開催することとなりました。その予算は1,116万

8,000円で、全額一般財源であります。日本一の教育の実現を掲げ、学力向上に大きくかじを切り、力を傾注する方向は大いに賛同するところであります。学力向上は、人格の完成にも大きくかかわるものと考えているからであります。

この事業に関しましては、3月の予算議会の中でも何点か質問させていただきました。しかし、あの時点においては詳細がまだ決まっていないというようなこともございました。また、6月の議会においては、この問題を取り上げて、一般質問の中である議員さんが聞いていましたけれども、実際に執行されるのは500～600万だろうというような答弁もございました。ここで正式にこの事業がスタートした段階で、再度確認をさせていただきたいと思えます。

(1)、学力向上を効果的に達成する上において、大切な点はどこをどう考えているのか。

(2)、学習支援教室運営事業の評価とその後の展開はどう考えているのか、お伺いをいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

学習支援教室を開催するに当たり、対象を小学3、4年生と中学3年生といたしました。これは、小学生については9歳の壁と言われる、ちょうど3年生から4年生にかけて、それまでの具体的、実際の学習内容から、例えば算数の分数や理科の電気など抽象的な学習内容がふえる時期に、苦手意識や自信を失うことで学習の理解に差が生じ始める時期を重要と捉え、この時期の基礎学力を個々に合った支援をすることにより、不安やつまずきを取り除くとともに、毎週土曜日という学習の習慣を定着するということが効果的に学力向上を達成する上で大切と考えております。

中学3年生につきましては、高等学校進学に向け個々の理解度を認識した上で基礎から不安を取り除き、小学生と同様に学習習慣の定着を図ることにより、効果的な学力向上を図ることができるものと考えております。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。7月29日の開講に際しまして、参加者の理解度の確認のためテストを実施しました。この結果をもとに目的別にクラスを分け、学習内容も児童生徒に合った方法で実施されております。児童生徒の学力向上につきましては、1月をめぐりに2回目のテストを実施する予定で

あり、この結果による比較を当該事業の一つの評価といたしたいと考えております。

また、その後の展開につきましては、当該事業を委託事業として実施する方式は3カ年のパイロット事業と考えており、3カ年のうちに教室の開催や指導のノウハウを学び、4年後には個人または団体の町内のボランティアを活用した学習支援教室に移行していけるように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、（1）より再質問をさせていただきたいと思えます。

今、課長のほうから説明があったように9歳の壁、あるいは中学校3年生は受験との兼ね合いというようなことがございました。ただ、これに関しては、学校の先生方も同じような認識を持たれているわけだと思います。そして、今まで教育行政というのは、家庭でしつけて、学校で学んで、地域で育てていく。この大きな方針のもとに進めてきたわけでありまして。こういった観点から考えますと、やはり学校の先生方がその学力向上には第一の責任者であるというふうに私は思っております。

そして、先日の8月の29日の読売新聞の記事にも書いてありましたけれども、全国の学力テスト、これがポイントが大きく伸びたところは、教育委員会が中心となって各学校の先生方にどういう形で指導していけば学力が向上するというような取り組みをしたところが、非常にポイントを伸ばしているというようなことが書いてありました。これに対して学校の先生方、嵐山町の学校の先生方は、どういう取り組みを具体的になさっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

今、議員さんおっしゃられたように、子供たちの学力向上に一番大きな役割を果たしてまいりますのは、各小中学校における授業でございます。授業の改善につきましては、私も着任をした当初から、まず授業に入った段階できょうの授業は何をやるのかという目当てを黒板に明示していただきたいということをお願いしてまいりました。子供も含めて45分なり50分の授業の中では、この授業が一体何を目的として進めているのかということが、途中わからなくなってしまう場面も多いものでございますので、

私も小学校、中学校の授業を機会あるごとに拝見させていただきながら、その徹底が図られるように、今努めているところでございます。1時間、1時間の授業がより充実し楽しいものになっていくことが、子供たちの学力向上に結びつくと思ひますし、この支援教室につきましても、その中でいろいろ支援ができればというふうを考えている次第でございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 教育長も同じように学力の向上に関しては、先生方という認識は共通しているかなと。私も本当に先生方が最大限に努力をすること、これがまず大前提でありまして、そして学習支援教室を実施したことによって、例えば先生方の意欲がそがれるだとか、プライドが傷つけられるだとか、そういったことになれば、これは効果全体としては半減をしてしまうわけです。ですから、こういった事業を進めるときにおいては、学校の先生方との信頼関係、お互い情報交換をしてしっかりとその信頼関係を構築する。そして、学校の先生方が最大限努力する。その姿勢に対して行政側も全面的にバックアップをしていく。そういう形ができて初めて大きな成果が得られると考えますけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

各小中学校におきましては、夏休み等を活用して補習授業等を実施していただいているところでございます。また、各学校の校長等も集めた中でございますけれども、学校に対してこの学習支援教室は学校を批判するとかそういうものではなくて、学校の先生方がお忙しい中でやっただいていただいている補習授業をさらに補完し、勉強したいという子供たちにとっては、さらに学習をする機会を提供できればというふう考えている次第でございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 私自身も英語を教えて30年以上になります。現実から申し上げますと、中学校1年生にある生徒が入る。A君はABCからスタートするという子もいます。しかし、中学校1年生入った段階で、もう中学校3年間の英語は終わってしまっているというようなお子さんもいるわけです。ですから、そのお子さんたちが一つの教室の中に入ってそれであるわけですから、私は学校の先生方が授業を進め

ていく、運営していく、これ大変なことかなというふうに思っております。

ただ、先生方がそれではわからないかといえば、わかっている、この子はこうして、こうして、こうすれば、こういうふうに学力がなくなつてわかっていると思います、ほとんどの場合は。ただ、何十人あるいはその学年全体の生徒さんを受け持っているような先生方でありますので、そこまで時間をかけることができない。そういう中でこの学習支援教室を使って底上げをしていただく。これはやっぱり底上げをするというのは、公教育の一番の目的であり、一番大切な部分でもあると思います。そこができれば、学校の先生方も授業展開もしやすいし、また結果が出てくれば意欲にもつながっていくというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

埼玉県においても少人数指導、チームティーチングですとか、習熟度別の学級編制ができますように加配教員というのを配置していただいております。また、予算措置をいただきまして、町独自で講師を採用いたしまして、それぞれの中学校に配置をいただいております。やはり議員さん言われるように、教員の担当する生徒数、児童数が少なくなれば、それだけ目が届くということがあると思いますので、今後も少人数指導等の充実を図りながら、一人一人の学力向上、また個性の伸長に努めてまいりたいと考えております。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、（2）のほうの再質問に移らせていただきたいと思っております。

今後の展開に関してですけれども、まず講師の関係です。今年度は、そういったところに委託事業としてやると。3年後のモデル事業が終わった段階で、地域のボランティアの方々をお願いすると。この方向性は、私も大いに賛成であります。というのは、やっぱり学習支援教室が終わった後も、同じ地域にいれば、ほかのいろんな活動だとか地域の中でお会いする、あるいはほかの活動を通していろんな面でご指導いただく、そういうことにもつながるかなというふうに思っております。

では、その対象となるであろう地域のボランティアの方々あるいは教員なんかの経験のあるの方々、そういった方々に対して今年度この事業をちょっと見てほしいとい

うようなお声がけはしているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 今年度に関しては、まだ実際にはお声がけをしておりません。現在のところ教育委員会といたしまして、この教室がどのように有効に運営していくか、ここのところを確認しているところでございまして、次年度以降には、今年度内にはいろいろな方にお声がけをして、ただ見ていただくというだけだと、その後の展開につながりませんので、やはり先ほど答えさせていただいたように、4年後には町としてのそういったボランティアの方々を活用しての教室運営を行っていきたいと。そういうことも踏まえて、ぜひこういう内容で教室を開催しているというのをごらんいただければというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） その方向性自体は私も否定するところではありません。しかし、そういった経験のある方、対象となるような方々は、その方たちが直接見ることによって、もう見た瞬間に、ああ、こういう場合はこうだな、ここのところはこうしたほうがいいな、これはとてもいい方法だなと。どんどん見るうちにいろんな事業展開だとか戦略だとか、そういったものがイメージできると思うのです。ですから、そういう土台があれば、さらにスムーズな移行につながっていくと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでございます。また、この後学習指導要領等も変わってまいります。そうすることによってやはり学び方、また学校での授業の仕方等も変わってくるかと思われまます。その辺も見きわめまして、できるだけいろいろな方にお声がけをして、教室のほうをぜひ視察していただきたいと考えております。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 間接的に説明を受けてやるということよりも、やはり直接感じていただく。特にやっぱり教育の場合は、感性というかそういったもの非常に大

切ですし、また相手が人でありますので、この年度はこういう形でよかったけれども、この年度はまた違うと。これは本当に微妙なところがありますので、ぜひそういった面に関しても配慮をいただきたいと思います。

それで資料のほうの1をちょっとごらんいただきたいと思います。これは小中学生学習支援事業比較表ということで、私のほうで作成をさせていただきましたけれども、これは秩父市とそれから嵐山町の今回の学習支援事業の関係です。秩父市においても、今年度から同じような事業を実施しました。内容を見ると、そんなに大きな差があるわけではありません。しかし、一番下の予算額というところを見ていただくと、秩父市のほうは約30万円、嵐山町は1,000万円を超える実質的な執行金額というのは、担当課のいろんな工夫だとか努力で500~600万ぐらいになるかなというようなお答えもいただいております。

ただ、秩父市のほうの予算額というのは、一般会計で300億を超えるわけですね。嵐山町は60億程度ですから。そうすると5倍の大きさ。それにもかかわらず、そういった予算編成をしておりますので、やはりその辺のところはいかがなものかなと。先ほどちょっと公教育ということに触れました。やはり行政が絡む、行政が関係していく教育に関しては、やはり公教育というものをしっかりともう一度再認識をしていただいたり再考していただいて、その目的は何なのか。そこから逸脱するのではなくて、それに沿って進めていくべきかなというふうに私は思います。

今回、この予算額を見て感じることは、確かに不用額は戻せばいいかもしれない。しかし、今年度そのお金を子育て支援だとかいろんな面で必要としているご家庭もあるかもしれない。やはりそのところは30万円でやりなさいとは言いませんけれども、3年ということが何度か出てきましたけれども、3年に余りこだわらずに、1年でも早く大きく方向転換をしていくべきだと私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

予算につきましては、確かに当初予算では1,116万円ということで、非常に全体予算の中でも大きな金額となっております。実際のところ6月議会の後、正式に契約をいたしまして、全国学習塾協会との契約につきましては、268万1,640円という非常に低い金額で委託契約をすることができました。実際に教室のほう開始いたしまして、

先ほどテストのお話もありましたけれども、私も9歳の壁というのは、それまでいろいろ見てきたところなのですが、実際にもう小学校3年生の段階で今回参加していただいている児童の皆さんの中でも、大きく偏差値が離れてるという現象が現実になりました。そうした中で学習塾協会の方々、やはり先ほどの(1)でもありましたけれども、少人数という中で一人一人の学力を見て基礎学力の充実を図り、また理解度を深めるという教室内容になっております。その辺のところをきちんと見きわめまして、一応今年3年間のパイロット事業としているということです。それまでにいい形で移行できるのであれば、できるだけ予算に限らずいい形でこの町での学習支援教室というものを進めていければいいかと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ぜひ大きな成果が出ることを期待しております。

それでは、質問項目の2のほうに移らせていただきます。町立武道場等の施設の補修、修繕について。

菅中剣道部は、町立武道場を利用して部活動を行ってまいりました。しかし、剣道場の床が破損し、けが人が出たということで使用中止になりました。また、菅小のプールは改修されたにもかかわらず、児童がけがをして、授業で使えなかったというようなことも起こったと聞いております。

そこで(1)といたしまして、菅中剣道部員の、あるいは菅小児童の事故の状況について確認をさせていただきたいと思っております。

(2)といたしまして、菅小のプールにはどのような対策を講じて、またその現状はどうなっているのか。

(3)といたしまして、町立武道場内の剣道場の床はいつ修繕をされるのか、伺いたしたいと思います。この(3)の最後の質問は、私は菅中の剣道部員から私のほうに聞かれたわけでありまして。

それで資料のほうの2を見ていただきたいと思います。この写真のやつです。この左側の3枚の写真、これが現在の嵐山町立武道場の外観と内観です。一番下のところが剣道場の床面。それでこの床面の中央の下側ですけれども、テープが少し曲がって張ってあるところがあると思うのですけれども、そこで事故が起こったという説明を受けました。これは危険だということで新たに提供されたのが、この右側

の大きな写真のところであります。私もその現場に行ってこれを見ました。全面とは言いませんけれども、テープがかなりの部分張られている。左側の写真の床面で事故が起こった。そして、提供されたのが右側の写真のところ。この2つを比べて、明らかに安全性が高まったというふうに思われる方は、私は非常に少ないのではないのかなというふうに思っております。左側の床面で事故が起こったわけですから、右側のところでも、いつ事故が起こってもおかしくはない、予見可能なことかなというふうに思いますけれども、そういったことも含めて答弁をお願いします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 それでは、質問項目２の（１）、（２）につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

菅中剣道部員１年生が３月７日、朝練習中の午前８時ごろに打ち込みを行っていた際に、劣化した床板の破片が足裏に突き刺さり、保健室に運んだ後、顧問の教諭が成恵会病院にタクシーで搬送しました。

町立武道場の床面は、全体的に劣化が著しく、これまでもテープを張るなどの処置をしていましたが、当該事故により文化スポーツ課で検証した結果、応急の処置では対処できず、同様な事故が起きる危険性が高いため、直ちに施設の使用中止といたしました。

菅小児童のプールでのけがの状況につきましては、６月１２日にプール使用を開始したところ、プールでの授業後に児童や教諭の数名から、ひりひりするという声が聞かれました。６月１６日のプール授業中に１０名の児童の足の指の皮がずれて出血が確認されました。校長から連絡を受け、教育総務課職員で現地を確認したところ、ステンレス躯体の全体にうろこ状のざらついたものが付着しており、学校と協議し、原因が判明するまで使用中止を決定し、同日保護者へお知らせを作成し配布いたしました。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。６月１６日の事故発生の同日、ステンレス無塗装プール及びろ過装置のメーカーの株式会社アクアプロダクトが作業確認で来校していたため、現状を確認し、施工業者の株式会社エムテック川越営業所に状況を連絡して対応を検討するよう指示しました。６月２０日にメーカーの株式会社アクアプロダクト立ち会いのもと、水質検査と付着物質の特定及び早急な原因解明と今後の対応を指示したところ、同３０日に施工業者より報告があり、水質は問題なく、

付着物は炭酸カルシウムであることが判明しました。この結果をもとに、直ちに付着物の除去、清掃を指示し、7月14日に教育委員会、学校立ち会いで最終確認を実施し、安全を確認した上で4日間かけて注水を行い、同18日にろ過装置の運転を開始しました。付着物がないことを確認した上で授業を再開し、その後は問題なく、8月2日をもって今年度のプール授業を終了いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（3）について、田畑文化スポーツ課長。

○田畑 修文化スポーツ課長 それでは、私のほうから質問項目2、（3）につきましてお答えいたします。

町立武道場は、旧菅谷中学校の木造校舎を改修し、剣道場と柔道場として利用している施設ですが、剣道場については事故の発生時に道場の床の状況を確認したところ全体に傷みがあり、利用者の安全を第一に考え、また事故の再発防止という観点から、現在利用を中止させていただいております。

今まで当剣道場をお使いいただいていた一般の利用者の方々につきましては、海洋センターのトレーニングルームの使用をご案内しております。中学校の部活動につきましては、菅谷小学校の体育館や夏休み中は海洋センターのトレーニングルームもご利用いただいております。

この武道場自体が、旧菅谷中学校の木造校舎ということで、全面改修か建て替えを検討してはありますが、財政的に建て替え等は難しいため、現在床の重ね張りを検討しており、年度内には実施できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、（1）から再質問させていただきます。

そうすると児童生徒、けがはしたけれども、現在は完治しているという認識でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 事故後、通院、また治療を行いまして、4月中には何とか歩けるようになり、5月からは普通に練習ができ、6月の昇段試験は受けたというふうにご報告を受けております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） わかりました。

それでは、(2)のほうの再質問に移らせていただきます。この菅谷小学校のプール、全面的に改修をしたわけでありましたが、こういった事故が起こってしまった。

この改修費、総額でどれくらいかかっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

菅谷小学校プールの改修工事でございますが、請負金額が1,272万2,400円でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それはいろんなほかの装置、ろ過装置だとか、そういうことも含めての金額ですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

プール本体、ろ過装置、またそれに含めて解体等で校庭等も傷んだ関係で、その修繕も、そういうものも含めたものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） その菅小のプールは、志賀小なんかと比べると結構まだ使えるかなというような状況の中での改修でありました。金額もある程度かかっているわけでありまして、そうすると今回こういう事故が起こった。これは業者のほうの施工の不備というようなことなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 今回、原因を解明させていただきましたけれども、施工自体は問題ございません。材質等、また施工自体にも問題はございませんでした。設計ど

おりの建築をしていただき、それも確認した上で検査もしております。

原因につきましては、先ほど校庭の修繕というお話をさせていただきましたが、最終的に工事の終了直前になって、最終段階になりまして傷んだ校庭を補修すると。その際に、すぐプールの脇のところをダスト舗装という形で、傷んだ校庭を直させていただきました、附帯工事の中で。その際に大量の石灰岩ダストを使用したことが、空中に浮遊したものがプール内に沈下して付着してしまったと。

実際に子供たちが出血をするというけがが起きてしまったわけですが、プール掃除の際には誰もけがをしておりません。実際に事故があった後も先生方が何人もプールの中に入って、何か傷があるのではないかというふうに確認をしたけれども、原因がわからなかったということで、非常に付着したカルシウム分が全体に付着していたのですが、ちょっとさわったぐらいではわからない程度の付着です。ですので、普通にプールに入って歩いていたりする分には何ら異常を感じないのですが、たまたまこの出血した際には、子供たちがプールの中を、流れるプールといいますか、全員でぐるぐる走り回って大きな流れをつくるという授業をしていた関係で、授業で若干といいますか、幾分皮膚がふやけた状態になったところで、激しく床面等に足がついたために傷ができてしまったと。

一見、私も実際にすぐ報告を受けて確認しました。プールの中にも入りました。入っただけではわかりません。実際にさわって、ざらついてはいるのですけれども、さわったからとすぐ傷ができるような状態でなく、何度も何度もさわってざらざらすると皮膚が水の中で痛みが出るようなものでありましたので、施工自体は問題なく、また非常に明らかに傷があるですとか、これはおかしいのではないかということがわからない程度の付着物であったわけですが、そういったことが原因で、実際子供たちにけがをさせてしまったと。それもありませんので、直ちに使用を中止し、すぐに原因を解明させていただいたわけですが、また施工業者には他の全国でプールを施工しておりますので、そういった事例がないかも確認させました。そういったことはなかったということで、原因も解明され、付着物を除去し、その後の利用に関しては同じような状態が起きておりませんので、次年度以降は今度は細かくその辺の安全性を確認した上で再開できれば問題なく運営できると考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今回そういった形ですぐに対応していただいて、行政のほうにも確認、あるいはそれなりの対応していただいたと。対応に対しては、町のほうから新たにまた支出をしたのでしょうか。それとも正式な引き継ぎをした後であっても、業者のほうの厚意というか善意というか、そういう中で最終的に安全になるまで対応していただいたのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 議員のおっしゃるとおりでございまして、直ちに施工業者に、まず原因がわからない。施工による原因であるのであれば、当然施工業者に問題があるわけですので、施工業者に水質、また材質等についても検査をさせ、付着物のカルシウムの除去につきましても、施工業者の負担で実施させております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今回の菅谷小学校のプール、この改修というのは、ただ単に菅谷小学校児童の体育の授業で使うということではなくて、避難所としての機能強化という大切な面もあります。その目玉となっているのが、何か災害が起こって、そして避難をされてきた方々に、このプールの中の水を飲料水として提供することができるということが大きな特徴の一つであります。こういった不測事態が起こった後、このプールの水を実際に教育委員会の方は飲んだことあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

災害用ろ過システムのほうを今回導入しておりますが、これにつきましては現在まだ作動はさせておりません。一度使いますと、全て一回こっきりでまたろ過機の部材等をかえなければいけないということなので使っておりませんが、ただ使ってみないと、いざというときに本当にできるのか、どういう状態になるのかというのがわかりませんので、これにつきましては遅くとも年度内には、一度は施工業者立ち会いのもとに、現在もう既にプールの水はろ過機をとめておりますので、もとが入っておりますが、そういった水をろ過して、一切飲料ができるのかどうかということは確認はしたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 確かに費用面も考慮するというのも大切かもしれませんが。

しかし、災害というのは、きのうちょうど防災の日でもありましたけれども、いつ起こるか分からないわけです。そして、先に起こってしまったら、それ何の意味もなくなってしまうわけです。そして、そういった安全性を確認できない、我々も確認していないものを子供たちに飲ませたり、あるいは高齢者の方に飲ませて、万が一体調不良だというようなことになったら、やっぱりこれだけのお金を投入して、そしてそういった設備をしたにもかかわらず、何のためだったのだろうか。なければ、それ飲まないでほかのことで対応できたかもしれない。あつたがゆえに、そういった二次災害が起こる可能性もありますので、私はこのプールの飲料水として飲めるか飲めないかの安全確認、これと今回のプールの事故、必ずしも原因だとかそういうことは一致していませんけれども、でも安全に対する意識という点においては、非常に大切だと思いますので、もう一度その点に関しましてご回答いただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

佐久間議員おっしゃるとおりでございます。施工が終了し引き渡しの後、教育委員会でも、これは当然議会でもご質問を受ける事項であるというふうに認識しておりましたので、何とか一度動かしてみたいというふうに考えておりましたが、現在まだできておりません。ご指摘のとおりでございますので、できるだけ早く実際に一度動かしてみて、どういう水、飲むだけでなく、実際そこでつくった水を水質検査等行いまして、安全であるという確証を得たいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ぜひ一日も早くその安全確認を行っていただきたいと思います。

それでは、(3)のほうの再質問に移らせていただきたいと思います。先ほど年度内にいろいろ予算措置をして、床面です、少し手を入れていただけるというようなお話がございました。ぜひ一日も早く実現をしていただきたいと思います。

ただ、先ほどの報告の中にあつたように、事故が起こつたのは3月です。私がこの写真を撮りに行つたのは7月の上旬です。そういうところまでずっと来ているわけです。私はでき得るならば、私がこういう一般質問の場でこういうものを取り上げなくても、学校や教育委員会のほうの安全基準のもとに、もっと早く手を打っていただくことはできなかつたのかなというふうに少し残念な気持ちでもおります。

最後に、ちょっと町長のほうにお伺いをしたいと思いますけれども、嵐山町全体の児童数、それから生徒数、どんどん減っているのが現状であります。そういう中において小中学校の規模の適正化、これは我々一人一人もしっかりと念頭に置きながら、これもう避けて通れない問題でもあります。その点に関しては私も十分認識をいたしておりますけれども、しかし今現在小中学校で勉強している児童生徒の安全確保というのは、やはり最優先の課題であり、それに対しては万全の策を期すということが根本だと思いますけれども、最後に町長のご所見をいただきたいと思ひます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

安全が第一、まさにそのとおり。特に子供が運動する場所ですので、全くそのとおりであるわけです。そして、今回このような事故が起きてしまった。本当に申しわけなく思っているところであります。

それでそういう中で嵐山の、いただきましたこの参考資料の中にもありますけれども、町立の武道場、これは改修の長い計画があつて、出では消え、消えては出というような形で来たわけですが、そういう中で議員さんおっしゃるように、今人口減少、そして子供たちも減ってきてしまった。そして、ここを使う、武道場を使う子供たちというのも、年々少なくなつてしまつている。そういう中で武道場の新設というのは、なかなか勇気が要ることで厳しくなつてきているという状況でございます。それとこのけががあつた、事故があつた。これ全く別問題でありまして、安全第一の改修というのは、すぐにやらなければ。答弁のほうでも、今年度中、早急に話の内容ですと、早急に補正のほうに上げて、そこのところで改修をしていくというような状況だと聞いております。

全くそのとおりやっていたきたいのですけれども、今おっしゃるように町全体の中でこういうことが教室の中でいつ起きるか、校庭でどうする、いつ起きるか、ある

いはその他の町の公共施設ではどうだ、道路ではどうだ、どこではどうだという中で、町のダウンサイジング。人口に沿った形で小さくきちんと体制を整えていくという、これが今まさに求められて、議員さんおっしゃるとおりでありますので、それらに向けて、当然安全は大事ですけれども、そういうもの。そして、我慢をしなければいけない部分というのが出てきてしまうと思うのです。武道場がこっちにも行くところが遠いよ、こっちはこうなってしまうよ。だから、ここにもつくって、こっちにもというような形のそういう運動場、あるいは学習の場所というのは、これからはどうかというように出てくると思うのですけれども、そういうようなものも考えながら、できるだけ町民福祉の向上、町民のために、これならいいなという方向を議員の皆様方のご指導をいただきながら、方向を進めていきたいと思っております。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） ぜひそういう方向性でよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 吉本秀二議員

○大野敏行議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号1番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項1の土砂等による土地の埋め立て等に対する適正な対応についてからです。どうぞ。

〔1番 吉本秀二議員一般質問席登壇〕

○1番（吉本秀二議員） 1番議員、吉本秀二です。ただいま議長からお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました大きく2項目について一般質問をさせていただきます。

大項目の1点目は、土砂等による土地の埋め立て等に対する適正な対応についてであります。平成29年7月中旬ころから下旬にかけ、千手堂824番地2先（町道1—12号線）脇山林に残土と思われる土砂類による土地の埋め立てが行われました。どう見ても違法性が疑われる埋め立てであります。当町では、平成28年第1回定例会において、嵐山町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例が議決されました。

改正点は、町長の許可を受けなければならない事業区域の面積が、「500平方メートル以上3,000平方メートル未満」から「300平方メートル以上」となったことに加え、町の権限強化が図られたものです。同条例の第32は、町の責務の規定があります。町は無秩序な土地の埋め立てを防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土地の埋め立て等を監視する体制の整備に努めるものとあります。

そこで（１）、本件場所での過去における不法投棄事案の発生から本件以前までの状況について。

（２）、本件土地の埋め立て行為における一連の状況及び本件の違法性に対する町役場の認識について。

（３）、本件での課題と今後の対策について。

（４）、開発許可と県の権限移譲を受けた町の対応の進捗状況について。

以上、４点についてお伺いいたします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（３）について、杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 私のほうから、それでは質問項目１の（１）、（２）、（３）につきましてお答えさせていただきます。

質問項目（１）でございます。平成３年４月に当該場所に土の搬入事案が発生し、隣地への土砂の流出などの対策を協議するための地元協議会が開催されました。平成12年には建設廃材の搬入がされた旨の連絡が地元住民よりあり、現地を確認しております。平成19年７月に通報があり、現地で作業を行っていたときがわ町の業者に対し事業の中止をさせ、町の条例、自然公園法及び森林法の手続について指導しております。平成25年１月に当該場所への埋め立て計画の相談があり、町の条例等を渡し指導しております。また、２月には平成３年当時の土砂等を投棄した事業者に対し、土砂の流出及び産業廃棄物の撤去について、町及び県より指導をいたしました。その後、土地の所有者と事業者との間で裁判となり、民事で争われております。

地域住民との話し合いにつきましては、平成25年３月、５月、平成26年５月、平成27年２月に実施しております。町では県と連携を図りながら、事業者に対し条例上の対応を求めてまいりました。

続きまして、質問項目１の（２）につきましてお答えします。本件については、平成29年７月３日に事業者より伐採届が出されました。その際、面積は300平米未満で

残土置き場として使用することでした。7月14日には、隣接者等から土砂の搬入についての通報があり、東松山環境管理事務所職員と同行により現地を確認し、条例上の必要な手続をとるよう求め、7月18日に事業者より事業計画書が提出されました。

この事業計画書では、条例に基づく許可不要の事業でありました。7月21日に事業地へ立入調査を実施し、盛り土の面積及び高さを測定したところ、基準値を超えていることが確認できました。このため庁内事業協議会において協議し、条例の規定に基づく事業の停止を事業者及び土地の借り受け人に対し命じました。その後、土砂の流出区域の把握、土量の調査のための測量調査を行い、違法性が確認できましたので、8月18日付で同条例に基づく土砂の流出区域及び事業地の土砂等の除去命令を事業者及び借り受け人に命じ、8月21日付で土地所有者に対し、条例第5条に基づく土砂等の流出、崩壊、その他の災害が発生しないよう、適切な管理を行うよう求める文書の送付を行い、現在は定期的な巡回により監視をしてございます。

質問項目1の(3)につきましてお答えします。本件での課題は、事業者から提出された事業計画では、建設置き場として300平米以内を使用するための造成工事であること、面積を超えれば町条例に基づく許可申請を提出することなど記載されておりますし、町の指導には従うということでありましたので、事業者の説明を信用し、許可事業となるべき面積、土量を超えた土砂を搬入してしまったことであると考えます。今後は、300平米未満の相談に対する技術的指導を含めた指導マニュアルを作成し、事業者に対し指導を行っていくよう対策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(4)について、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、私のほうからは質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。

開発許可制度につきましては、都市計画法第4条第12項において、「開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。」となっております。今回の埋め立てのように、建築物等の建築を目的とした造成工事でないものについては、都市計画法の規制を受けないものとして取り扱われております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) それでは、(1)から(3)までは関連していますので、一括で再質問をさせていただきます。

今ご答弁いただいたとおり、同所は過去に不法投棄事案が発生し問題になった場所で、不法投棄された廃棄物も埋まったまま、問題が未解決の場所です。私は、問題ある場所だということで、伐採の許可はとめられたのだと思いますが、その点の認識についていかがかお伺いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 それでは、伐採の件につきましてお答えさせていただきます。

伐採につきましては、1ヘクタール以下でございますと、森林法に基づく届け出になってございます。こちらについては届け出ということでございますので、地域森林整備計画の中にある森林につきましての伐採行為につきましては、伐採をする30日以上90日未満の中で届け出をしていただければ可能だというふうになってございますので、届け出につきましては受理せざるを得ないというふうを考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ただいまの答弁でいきますと、7月の2日だったのですか、受理されたのは。伐採が行われたのも7月中だと思うのですけれども、この辺の手続はいかがだったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 ただいまの件についてお答えします。

伐採届につきましては、7月3日付で出されてございます。これにつきましては届け出ということで、こちらのほうが伐採の受理をいたしまして、基本的には受理で適正なものであれば許可というか、受理せざるを得ないということの状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 失礼しました。30日から90日のあれには適用しないということだと理解いたしました。

それでは、違法状態の具体的実態についてですけれども、現況、地盤高と埋め立て

による高低差が1メートル以上なのか、また300平方メートル以上の事業なのか、その両方なのか、具体的な数字、また搬入物は何なのか、さらには何平方メートルの搬入でダンプカー何台分ぐらい入ったものか、お答え願いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 それでは、ただいまの件につきましてお答えします。

搬入の規模でございます。こちらにつきましては、延長といたしまして町道1ー2号線の遠山道からの道路でございますけれども、そのところから約63メートルほどの奥行までが影響範囲だというふうに見てございます。最大幅につきましては、一番大きいところで27メートルの幅ということで、こちらのほうに投棄された量につきましては1,700立米というふうに町では試算をしております。それから搬入されたものでございますけれども、こちらにつきましては建設残土ということで業者のほうから聞いてございます。

以上です……失礼しました。それからトラックで換算をしますと、10トンダンプで……失礼しました、ダンプのほうの量につきましては、換算をございません。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 了解しました。ダンプ1台、6立米から8立米ぐらいと言われておりますから、6立米でやるダンプなんてほとんどないと思いますので、8立米ぐらいで計算しますと、大体どれくらい入って何台ぐらいなのかということは計算できると思います。

それで私が認知したのは、7月の19日でしたが、その後も残土の搬入が続いていたわけですが、先ほどからいろんな法律のあれがありまして、難しかったような話もしておられるのですけれども、どうしてこれが私が見た以降も残土を入れられ続けたのか、とめられなかったのかといったものをお伺いしたいと思います。

それから、不法の埋め立ての疑いを持った、これはまずいなと思った時期です、それからその端緒、それからその後の対応についてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 それでは、まずなぜとめられなかったということございま

す。こちらにつきましては、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、7月18日に事業計画ということで出されました。そちらのほう、こちら町といたしましては信頼をして説明のほうを受けたわけでございます。そのような地域からのお話、そういったものがございましたので、監視体制をとってございました。その中で7月21日に現地のほうを調査させていただきまして、規定量を超える土量の搬入であるということを目視いたしましたので、簡易調査をさせていただいて、即刻事業のほうの停止を21日に命じたということでございます。

それから、2点目のこれからの対応でございます。こちらにつきましては条例の中で定められているものの、まずは命令を素直に実施をしていただくというふうなことを行政指導でこれから行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） そうしますと、この伐採に伴っては嵐山町伐採届等の取り扱いに関する要綱は適用されないのでしょうか、適用されるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 伐採届につきましては、森林法に基づく手続でございますので、極端な話を申し上げますと、木を1本切る、地域森林整備計画に定められた木を1本切るということに関しましても、原則では出していただくというふうになってございます。

小規模林地開発のほうでございますけれども、こちらのほうにつきましては1,000平米を超える案件について要綱の中で定めさせていただいておりますので、今度の案件につきましては該当がしなかったということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） わかりました。私はこの要綱を確認させていただいて、届け出を受けた段階から現地調査をすると。それから、伐採をやっている最中の現地調査も必要だと。それにさらに伐採が終わった後の現況変更の状況も、これは現地調査をして、必要に応じて書類も残しておかなければならないというのは、この要綱に書いてある内容だと思うのですけれども、これは素直にこの要綱を読めば、森林法からそういう適用するものでなければならぬというような感じはしないのですけれど

も、しつこいようですけれども、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 この小規模林地開発の要綱につきましては、森林の伐採、その後の行為に関しまして、要綱に基づいて事業計画を出していただくというものでございます。こちらにつきましては全体の流れといたしますと、森林につきましては1ヘクタールを超えるものにつきましては、林地開発が必要になってまいります。町内でも太陽光発電等々によりまして、それを下回る部分での開発というものが出てくる傾向が多くなってございます。そういったものにつきまして、町といたしましてどういうふうに対応していくかということで、1,000平米以上のものにつきまして小規模林地開発を出していただきまして、各課との情報共有をさせていただきながら、必要な手続をとっていきたいということで定めさせていただいているものでございますので、面積につきましては1,000平米以上ということで、今要綱上定めさせていただいてございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) そうしますと、そういった小規模開発あるいは埋め立ての300平方メートル以下という事業については全く手が出せない、業者を信じるしかない、そういったのが現状でしょうか、お伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 今現在につきましては、制度の中といたしますと、300平米のものにつきましては、届け出の要件には当てはまらない案件でございます。また、そういったものも先ほど答弁をさせていただきましたけれども、窓口に来た業者のほうの位置、これから計画をしている位置等々勘案しながら、適切に業者のほうから聞き取りを行い指導していくということで、今現在としては対応せざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員の一般質問の途中ですが、始まってから1時間を経過しました。1時間経過ごとにおおむね10分程度の休憩をとっていきたいというふうに考えております。

ここで暫時休憩といたします。再開時間を10時10分といたします。よろしくお願ひ
します。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本秀二議員の再質問を続けます。

第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ちょっとくどくて申しわけないのですが、最初のほう
にちょっと戻りますが、申請をされたときに、前回に産業廃棄物不法投棄で出てきた
ような人の名前が、申請書の中に同一人物のような人が出てきたのか、出てこないの
かわかりになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 所有者は同一の所有者でございませうけれども、今回の事業者
につきましては、全く別な人物でございました。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 使用者が同じだとすれば、当然使用者の承諾といひますか、
そういうものがなければできないと思ひますけれども、当然同じところであるわけ
ですから、これはそういった作業をするとなると、しかも資材置き場をつくるという
ことですから、当然ある程度の埋め立てはするのではないかということも想像つきま
すし、そういった質問などはなされているのかどうかお伺ひします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 まず、所有者の事業者のほうからのご説明でございませうけれど
も、事業予定地につきましては300平米のところに関しましては、所有者のほうから
の確認をしていただひございまして、産業廃棄物が投棄をされていない箇所とい
うことで実施をするということでお聞きをさせていただひございませう。そのところ
の森林の伐採区域につきましても、公図上で添付をさせていただひませう、現地のほ

うを確認はさせていただいてございました。ただ、それを超える今回の件につきましては、残土の持ち込みの量であったということでございますので、当初の計画値を超えての事業の実施でございました。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） そうしますと、やはり以前に問題のあった場所だということも十分認識していたわけですし、それが今回のような事態になったということは、どこに原因があったかとか、やはりどこかに原因があるからこういう結果が生まれたわけでありますから、この辺については町はどのように反省されておりますか、お伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 こちらのほうの問題の件でございます。こちらにつきましては、緑環境、また伐採届のほうを受理する農業分野のほうと連携をしているわけでございます。窓口につきましても、一緒に申請の状況等々をお聞きをさせていただきながら、指導を行っておる状況でございます。今回の件につきましては、事業者の計画をちょっと信じし過ぎたというところが、こちらのほうにつきましてはの検証をしていくところでないかなというふうに担当といたしましては考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 言いかえれば、監視等の体制が甘かったと、このように解釈してよろしいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 お答えします。

それも1点ございます。先ほど答弁をさせていただきましたけれども、また窓口に見えられたそういう事業者の方につきましては、今後技術的な指導を含めました指導マニュアル等々を作成いたしまして、窓口事業者が来られた場合に、どの職員が対応してもそういったことの指導ができるような体制もとってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） それでは、法的なことでもう一点お伺いしたいのですけれども、土砂等による埋立て等の規制に関する条例がございます。この条例は、やはり300平方メートル以上、現況地盤高が埋め立てによる高低差が1メートル以上であれば、町長の許可を必要とすると。それ以外は必要としないわけですが、そうしますと、大抵違法な不法投棄をしようと思うと、埋め立てをしようと思うと、この口実で入ると思うのです。そういう許可を必要としない事業であるというようなことだと思えるのですけれども、土砂等による埋立て規制に関する条例の第19条の2項は、町長のこれは許可を受けないで違法な行為をした者は、中止命令をするということですから、既遂にならなければ中止命令はできないことになっているのです。そうしますと、既遂になるまで監視して見ているしか手はないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 お答えさせていただきます。

今、吉本議員さんのおっしゃるとおりでございます。300平米以内で1メートル以内であれば、許可を必要としない案件となります。そのために、事業者のほうからどういった形で、今回の件もそうございましたけれども、伐採届を出されるときに、転用する内容についてが資材置き場だと。資材置き場につきましてはどういう形で実施をするのかということでお聞きをしましたところ、300平米以内で1メートル以内で実施をするということで、こちら監視を続けてきた状況でございます。

こちらのほうでの18日に最終的に事業者のほうからそういう形での報告がございました。注視をしていたわけでございますけれども、状況が変だということで、21日に立入調査をさせていただきます。現状確認、即刻協議会を開いた後に、19条2項に基づきます中止命令をさせていただいてる状況でございます。面積等につきましては、今の条例上の中ではそのような定めになってございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 今申し上げました19条の第1項では、土壌基準に適合しない土砂等が使用され、使用されるおそれがあると認めるときは、直ちに土地の埋め立て

を中止し、または期限を定め、当該土砂等による土地の埋め立てを行った区域において、現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされております。

土砂等がどこから運ばれてくるかもわかっていない。環境上影響のないものかもわかっていない。そのような中で、私は質問をして調査をすることは当然だと思うのですけれども、この条文を適用しての土砂の搬出先の究明、土砂の調査のための埋め立てを停止することはできなかつたのか、お伺いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 今現在といたしまして土壌の、こちらにつきましては搬入時の計画の中で、建設残土ということでお聞きしてございましたので、土壌のほうの調査のほうの資料のほうの提出は求めてございません。ただ、現状が基準値以上になっているということで、21日に立入調査を行いまして、事業の中止、搬入の中止ということを出している状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) これは既遂になるまで土壌の調査等はできないのでしょうか。これを読む限りでは、私が解釈する限りでは、違法な状態にならなくても、おそれがあればこれは質問なり調査なりができるのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 お答えします。

建設残土であるということでもございましたので、産業廃棄物等々には当たらないというふうな解釈の中で、7月の18日にも東松山環境管理事務所のほうと同席をいたしまして、調査を行っているわけでございますけれども、そちらにつきましても臭い等々の状況については確認をされなかつたということで、今現在といたしましては、作業の中止を命じてございます状況でございますので、まだそういった資料の提出は求めてございません。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 今いろいろ質問してきましたところ、伐採等の取り扱いに関する要綱も、あるいはまた埋め立て等に対する規制についても、いろんな逃げ道があって、なかなか規制が事前に止めることは難しいというような状況ではないかと私は感じ取ったのですけれども、いずれにしましても問題のある場所で、こういったことが行われてしまったということは、やはりそこに問題があったのだと私は思います。いろいろそういったできないことを、この条例で、この要綱で何ができて、何ができないか。この辺はもう十分執行の方もご存じだと思うのですけれども、その辺を整理して、できないものがあるのであれば、どのような方法でそれを止めていくべきか、これをやっぱりひとつ研究していただかなければならないのではないかと思います。

先ほどマニュアルということでもお聞きしましたけれども、そういったものをつくって、事前に大勢の知恵を絞って、いろんな部署もあるわけですから、庁内にもいろんな部署ありますし、関係機関もあるわけですから、そういったところと対応していただかなければならないのだと思います。

それでは次に、措置命令の状況について今伺ったのですけれども、現在は中止して、停止しているという状況です。23条の違反事実の公表とか、あるいは代執行ができると思うのですけれども、そういった措置命令はしてあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 措置命令の件でございます。先ほど答弁をさせていただきましたけれども、8月の18日付をもちましてこちらのほうの事業者等に、あと借り受け人に対しまして、残土の除去命令を出させていただいてございます。21日付で土地の所有者に対しまして、こちらのほうの条例第5条に基づく土地の土砂等の流出、崩壊、その他災害を発生しないように、所有者のほうに求める文書を送付させていただいてございます。こちらにつきまして、今措置命令を、土砂等の搬出の除去命令を出させていただいておりますので、そちらのほうの進捗を推移、今見守っている状況でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） そうしますと、今私が申し上げましたように、違反の公表及び代執行だとかそういったものについては、そういう対応を見て今後考えていくとい

うことでよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 その後の対応につきましては、条例に従って庁内の事業協議会がございます。そちらのほうで検討しながら進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。

ひとつ私の方もこの対応でいろいろ考えたのですが、先ほど話しましたようにいろんなマニュアルをつくって、職員に周知徹底をするということで、既遂にならないうちに何とか止めたいと思うわけなのですが、いろんな相手がいるわけです。いろんな人がいます。なかなか職員のなれない対応で、それを止めるというのは難しいと思うのです。

やはりそういったマニュアルに従って役場内で実践的な、そういったものを想定した訓練も実施しなければなかなか対応できないと思います。相手からすぐまれたり、あるいはいろんな理屈をこねられますと弱腰になってしまいます。では、損失をこうむるのに対して賠償できるのかなんとかで、そういったふうにこられて弱腰になってしまうということもありますので、適正な執行ができるように、そういった訓練もぜひやっていただきたいということを申し添えて、1から3までの質問を終わります。

それでは、(4)の再質問から。嵐山町都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例が、平成28年4回定例会で議決されました。地方自治法252条の17の2の条例による事務処理の特例を受けた知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき、県から開発許可の事務の権限移譲を受けることになったわけであり、それに伴い、条例が制定されました。

この4番目の項目をここに入れたのは、やはり県から権限移譲を受けて改正された土砂等による土地の埋立て等に関する条例が、今回これがうまく適用できなかったということではないということがある程度明らかになったわけですが、いろいろ問題もあるということで、そういった開発許可事務についても少しお伺いさせていただいたほうがいいのかということで、この(4)を入れたわけです。

県職員を県に派遣され、しっかり専門的知識を習得されて配属してありますし、何よりも、県から開発許可事務に関する専門職員であられます技監、または副参事を招聘させていただいておりますので、盤石の体制であろうかと思っております。先ほどのご答弁は、その項目は1から3までの項目に当てはまらないよというような回答でございましたけれども、私はそういったことの回答をいただきたいと思ったわけではないのですけれども、そういうことで今質問させていただいております。甚だ単純な質問になって申しわけありませんけれども、条例が施行された本年4月1日から8月までにおける受理件数とか、また1件の許可に対する平均的日数、あるいは審査会をどのくらい開催したか等々についてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、本年度4月1日より許可のほうの申請がありました件数につきましては、8月いっぱいまで9件でございます。これの内訳につきましては、専用住宅で4件、分譲関係で2件、共同住宅で2件、店舗で1件の合計9件出ております。

続きまして、日数なのですが、申請の処理の標準の処理日数ということで、処理期間ということでお答えさせていただきます。通常の開発許可につきましては、今回町のほうで基準というものをつくりまして、審査期間は18日という期間で設けております。これにつきましては、埼玉県基準に基づきまして作成をしております、埼玉県のほうにつきましては、この標準処理期間というのは、開発許可につきましては28日となっております。その28日の中の10日間が、町、市町村経由、そういう経由期間を10日間とって28日ということですので、実際の審査期間18日というふうになっておりますので、今回嵐山町のほうでは直接受けて、直接許可をおろすということになりますので、その期間は18日という期間で採用させていただいております。

次に、審査会の関係なのですが、今回嵐山町の審査会につきましては、今年度につきましては開催案件はございません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） そうしますと、スムーズな業務運営がなされているということでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

私も、本年度よりまちづくり整備課長になりして、今回この開発担当というのがまちづくり整備課のほうに機構改革に伴いまして担当することになったわけなのですが、今現在町の職員で2人、県から副参事さん、また技監さん来ていただきまして、開発担当をいろいろ見ていただいております。町の職員も東松山県土事務所のほうに出向という形で勉強に行きまして、その2人ともかなり鍛えられてきていただいたのかなということで、私のほうで書類回ってきてまして、いろいろ質問するとすぐ答えが返ってくる。そんな状況で、よく勉強してきてくれているなど。担当課長としては、安心しているような、そんなような状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 開発行為の許可等に関する事務で、メリットは1つは地域の特色を生かしたまちづくりができる。2つは、町の行政の総合力が発揮できる。それから、3つは、違反行為等に対しても早期発見が可能である。比較的手数料が、高額な手数料が見込まれるといったようなことが挙げられてはいるのですが、その反面どうしてもある自治体の資料なんか見ますと、事務に精通した職員が少なく、庁内で相談できる人がいない。それから、問い合わせに即答できない。許可の決定が重いだけに、取り扱いの件数が少なくても、ある程度の人員体制は必要だというようなことも指摘されております。

現在、先ほど申し上げましたとおり、県からの招聘をさせていただいておりますし、盤石な体制ではあるのですが、今後いつまでも県から招聘をさせていただくというようなわけにもいかないと思います。したがって、課題はやはり後継者づくり。後継者づくりというのですか、人材の育成だと思っておりますけれども、この人材育成について今後のビジョン等についてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今ご質問のありました議員さんのおっしゃるとおり、私も同様に思っております、

県からの派遣職員は2年という形で決まっておりますので、来年度には県のほうに戻ってまいりますので、その後の開発担当の関係につきましては、今現在いる町の職員2人がずっと定年までいるということにはなりませんので、その人材育成というのは来年度あたりから考えていかなければいけないのかなというふうには私、担当課長としては思っております、開発担当、これは県のほうに行った職員2人に聞いても、集中して県土事務所で専門的にそういった業務に携わって、また施策を法律を読んで、相当期間そういった勉強も個人的にして、やっと何とか1年という中で、ある程度の方が習得できたという話を聞いております。

嵐山町の開発担当につきましては、今現在都市計画に関するものについて、一般的に担当してもらっておりますので、この開発許可に限らず、公園関係だとか、そういったものも現場に出る作業等も、それともう全部をやっていただいておりますので、なかなか開発だけの取り組みができないという状況ありますので、初めて担当になった者につきましては、同じように1年間で習得できるのはちょっと到底無理かなというふうにも考えておりますので、今後そういった担当のほうを充実させるためには、そういったものも含めまして要望のほうはしていきたいと、担当課長としてはそういうふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。いろいろ異動等もありますので、やはり人材豊富につくっておかないと、なかなか難しい面があると思ひますので、よろしくお願ひしときます。

次に、大項目2点目、過去の一般質問に対する状況についてですけれども、平成27年第4回定例会から本年2回の定例会まで、7回の定例会で24問の一般質問をしてきました。既に採用していただいた案件や推進中の案件もありますが、今回措置結果の判明していない案件等、何点か確認させていただきたいと思ひます。

(1)、公益通報者保護法に伴う窓口の設置等規定の整備について。

(2)、地域水道事業について。人口減少時代における水道事業構想です。

それから(3)、除草ボランティアのあり方について。条例の必要性はないのかということです。

(4)、嵐山町の知名度の向上について。むさし嵐丸ゆるキャラグランプリ日本一

を目指した活動について。

(5)、公園の適正利用管理対策について。

(6)、一般家庭漏水事案救済内容の見直しについて。

(7)、町道1-12号線の歩道整備についてであります。

時間も切迫しておりますし、一度前に議論しておりますので、要点だけをご回答いただければありがたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(3)について、植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 それでは、私からは(1)と(3)につきましてお答えを申し上げます。

公益通報者保護法に伴う窓口の設置と規定の整備につきましては、平成27年第4回定例会の議員からのご質問に対する答弁におきまして、「今後、公益通報に関する窓口の設置及び規定を早急に整備したい」と答弁しておりますが、町ではその後、平成28年の2月に嵐山町職員等の公益通報の取り扱いに関する規則を施行し、公益通報保護法に基づく職員等からの公益通報の取り扱いについて、必要な事項を定めて対応を図らせていただいております。

続きまして、質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。行政、地域、企業、団体等の協働による地域経営を進めるためには、ボランティア活動は不可欠であると考えております。現在の嵐山町においては、ボランティア活動の支援、連絡、連携、調整や活性化を図るため、ボランティアセンターがその大きな役割を担っております。その活動による成果は着実にあらわれており、町内においては多くのボランティア活動がさまざまな分野において展開をされております。

一方、地域コミュニティにおけるボランティア活動の状況は、地域と行政が協働し、住みよいまちづくりを進めるため、既に複数のボランティア活動が広く定着をしております。一例としまして、児童生徒の登下校の見守りや学校応援団、各地域の防犯パトロールや防災活動、美化清掃や花いっぱい運動、地域コミュニティと連携した農地の多面的機能維持向上活動、嵐山町守り隊による活動などがあります。多岐にわたって多くの方々にかかわっていただいております。

このようにボランティア活動は、ボランティアセンターや地域コミュニティを中

心として活発に展開されており、広く町民の皆さんに意識が定着しつつあるものと認識しております。こうした状況を踏まえ、平成28年第4回定例会の一般質問で議員からご提案をいただきましたボランティア推進条例、あるいはボランティアのボランティア推奨の日の制定につきましては、今後改めて制定をしなくてもよいのではないかというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（2）、（6）について、菅原上下水道課長。

○菅原浩行上下水道課長 それでは、質問項目の（2）につきましてお答えをさせていただきます。

町の水道基本計画では、将来の人口減少を踏まえた上で、現状の一部施設や管網を使って水道施設を整備し、その過程で水道施設の統廃合やダウンサイジングを図っていくという方針でございます。ただし、県構想のブロック化の参加についても、基本計画において課題としております。

現在、第6ブロックの水道広域検討部会に参加し、平成28年度では第1回会議において、水道施設再構築検討専門部会及び料金システム共同化検討専門部会において、現状と方向性が検討されているところでございます。また、その後第1回水道施設再構築検討専門部会及び第1回料金システム共同化専門部会では、現状分析と今後の方向性について、継続検討を行うことが確認をされているところでございます。これからも引き続き第6ブロックの水道広域化検討部会に参加し、将来のあるべき姿の議論にも積極的に参加してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、（6）についてお答えをさせていただきます。当時ご質問いただきました「一般家庭の漏水軽減の申請限度が1回というものを変えた方がよいのではないか」ということについてでございますが、町といたしまして、「このまま現状維持とせず、課題として検討していくこと」として答弁させていただいたところでございます。その後、申請限度につきましては、比企郡市内町村に照会をし、情報を収集し研究しているところでございます。その内容を精査し、適切な軽減制度としてまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、小項目（4）について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうから（4）につきましてお答えをさせて

いただきます。

ゆるキャラグランプリにつきましては、今年も当町からむさし嵐丸くんがエントリーしております。投票期間は8月1日から11月10日までと、既に投票が開始され、8月26日時点でのご当地部門672体のエントリー中89位で、2,000票を獲得しております。昨年12月の定例会のご質問の中では、「羽生市のキャラクターグランプリの活動を例にとり、短期集中予算を確保して3位以内を目指す」というお話をいただきましたが、拠点施設及び産業団地担当部署としましては、人員的にも、予算的にもそちらに傾注せざるを得ない状況であることをご理解いただけますと幸いです。

また、ご提案をいただきましたあらゆる手段を駆使して周知を図るということにつきましては、町広報8月号での周知やむさし嵐丸公式ツイッターでの事前告知をはじめ、デジタルサイネージを活用したPR等に着手をしたところであります。順位についての公言はできませんが、昨年以上の結果を残すべく努力を重ねているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（5）、（7）について、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、答弁をさせていただきます。

質問項目2の（5）につきましてお答えいたします。公園の適正利用管理対策につきましては、都市公園を対象に利用者心得の看板を今年度数カ所設置を予定しております。今後も適正利用がなされるよう、随時看板等が設置されていないところにつきましては、対応を進めていきたいと考えております。なお、児童公園につきましては、各区で管理をお願いしている状況になっております。

続きまして、質問項目2の（7）につきましてお答えいたします。6月の定例議会后、当時の経緯を整理し、関係書類等の調査を進めているところで、今後調査が終わり次第用地交渉を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） それでは、私の配付させていただきました資料について、若干説明させていただきたいと思っております。

最後のページに凡例ということで、二重丸や一重丸、菱形、三角などを付けておりますけれども、この印につきましては、二重丸はもう実施していただいたというもの

ではなくて、実施していただいたものもあるのですけれども、既に着手をしている、あるいは今後実施するとの答弁をいただいたものでありまして、若干私の期待感も含まれていると認識していただいてよろしいかと思うのですけれども、丸につきましては、結果的採択。要するにこれは私は提言したけれども、結果的には実施できたわけでありまして、それは私の提言によってできたものではなくて、多少はあるかもしれませんが、それは町が積極的に進んでできたものであるというものであります。それから、将来的実施または努力というのは、将来的にはそれは実施したいというような、努力したいというような回答を得たものであります。検討または課題というのはそのとおりでございますけれども、そういったふうな凡例になっておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

時間が迫っておりますので、途中になれば私のほうで再質問を終わらせていただきたいと思っておりますけれども、時間のある限り再質問をしていきたいと思っております。

まず、(1)のこれは公益通報の関係ですけれども、早くにすぐ実施していただいて、大変うれしく思っております。ただ、これは私も調査させていただいたところ、部内の窓口は設けてありますけれども、部外については設けてないわけなのです。前回の答弁で、部外については数がないのではないかというような答弁であったかと思うのですけれども、そんな数がないということで、これについては窓口を設けていないのか、これについてお伺いしたいと思っております。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答え申し上げます。

役場の内部においても、この整備をさせていただいた以降も事案はゼロでございまして、外部の対応につきましては、法に従って当面は進めさせていただくということで考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) わかりました。

数も少ないということなのですけれども、これは数が少ないからということではなくて、あった場合に対応を間違えると大変だよということでできている法律でありますので、その辺をひとつお酌みいただきたいと思っております。

それでは、(7) から再質問させていただきたいと思うのですけれども、ちょうど1—12号線の歩道整備についてなのですけれども、これは従来からの課題なのですが、私の聞き及ぶところによりますと、あそこは歩道に土地をしてもいいよというようなことも聞いているわけなのです。それでいろいろ町の方ともお話しして、工事するとすると相当お金がかかるのだと。短い100メートルぐらいの区間だけれども、場所が場所だけにお金がかかるのだということでした。私は、一度にあそこを整備してしまうというようなことは考えていないのですけれども、少なくとも今回問題になった場所なのですけれども、土地だけ早く確保しておいて、いつでもできるよと。また、工事も一度にやらなくても、3年計画あるいは5年計画、長い時間をかけてでもやるのだという姿勢が見えれば、私は町民の方、みんな安心するのだと思うのです。その辺についていかがかなと思うのですけれども、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 答えさせていただきます。

この1—12号線の整備につきましては、答弁させていただきましたように、6月の議会後、早急に案件図庫のほうから書類のほうを引っ張り出しまして、いろいろと調査のほうは私のほうでさせていただきました。その中で、やはり古い案件でございまずので、なかなか経緯ですとか、そのときどうして同意を得られなかったのか。そういったものにつきましては、なかなか書類を見ただけではわからないということで、当時携わった職員のOBの方に連絡をとりまして、当時のことわかったら教えていただきたいということで、いろいろお話のほうも聞かせていただいた中で、ようやくどういう状況かなというのが、ある程度理解ができたところでございます。先ほど答弁させていただきましたように、この9月の議会が終わりましたら、その地権者の方にはまた再度整理をして、交渉のほうには伺いたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) それでは、(3) についてちょっとお伺いしたいのですけれども、これはボランティア条例をつくっていただきたいということでお願いしたのですけれども、確かに条例つくらなくたってこういうボランティアというものは進んでやっていくものだというのは理解しているのですけれども、町の職員が、町長はじめ

三役が出て、あるいは議員が出て除草をやっているわけですよ。そうすると、職員の方もボランティアといっても、それはちょっとそういった方が出るのでは出ざるを得ないかというようなところもあるかと思うのです。そういったものをすっきりとさせていただいて、ボランティア条例ってこういうのがあって、町も進んでやるのだと、職員も進んでやるのだというようなものがあればいいのではないかなと思ったわけです。それで、そういったものを町民にも広めていけばいいのではないかなと、このように思ったわけです。町のその辺のもう一度条例の考えはないということなのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 吉本議員に申し上げます。持ち時間5分以内を切っております。よろしくをお願いします。

それでは、答弁を求めます。

植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答え申し上げます。

大変ありがたいお言葉でございますが、さかのぼりますと平成元年の第3次総合振興計画の中でコミュニティ活動、ボランティア活動等の自発的な活動の促進というのがうたわれておりました、さらに平成12年の第4次総合振興計画では、協働のまちづくりというものがシンボル事業として位置づけられております。その後、事情がいろいろ変わって、社会情勢も変わってまいりましたけれども、第5次総合振興計画にもしっかりとこの協働のまちづくりが引き継がれておりました、先ほど申し上げましたように、ボランティアの推進というものが着実に町の中に、町民の皆さんにも、そして行政の内部でも進んできたというふうな認識でございます。そのようなことから検討させていただきましたけれども、ボランティアに参加する大義というのは、職員の各自のおおの心の中心にと言っておこがましいのですけれども、十分にもう定着をしてきているものではないかというふうに私自身、職員としてそのように考えておる次第でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ちょっと、一度議論していることもありまして、今きょうは大勢傍聴していただいているのに、途中、途中の答弁になりまして、非常にわかりづらかった面があったかと思っております。私の資料も見ていただいて、何とぞ理解し

ていただきたいとは思いますが。

もう少し時間的なものを考えればよかったですのですが、急な早足になってしまっていて、ぎりぎりになってしまいました。いろいろ非常に有意義な質問ができたのだろうかと自分で思っております。

ありがとうございました。これで質問を終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◎発言の訂正

○大野敏行議長 先ほどの佐久間議員に対する答弁の中で、村上教育総務課長より訂正の申し入れがありますので、これを許可いたします。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 先ほど佐久間孝光議員の質問項目2の(2)、菅谷小学校のプールの改築工事の費用についてのご質問に対しまして、1,272万2,400円とお答えさせていただきましたが、こちらは附帯工事のみの金額でございました。

プールの本体工事の請負金額が1億5,876万円。本体工事、附帯工事合わせまして、1億7,148万2,400円が菅谷小学校プール改築工事の費用でございますので、訂正をお願いいたします。

◇ 森 一人 議員

○大野敏行議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号2番、森一人議員。

初めに、質問事項1の行政区制度のあり方についてからです、どうぞ。

[2番 森 一人議員一般質問席登壇]

○2番(森 一人議員) 議席番号2番、森一人です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私の質問は、大項目で2点になっております。まず、大項目1、行政区制度のあり方について。今回この質問をさせていただく前に、区運営のトップとして、また区民と行政のパイプ役としてご尽力いただいている区長の皆様方に、敬意と感謝を申し上げます。

それでは、質問に移ります。現状、日本は少子高齢化社会であります。平成29年1

月1日時点での日本の全人口は1億2,686万人となり、年代別人口はゼロ歳から14歳が1,575万人、15歳から64歳が7,640万人、65歳以上が3,471万人。高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の割合）は27.4%となり、1年前の平成28年1月1日時点での26.8%よりも0.6ポイント上昇しております。65歳以上人口のうち後期高齢者世代となる75歳以上人口は1,705万人、85歳以上人口は525万人という状況です。当町においても、人口減少、少子高齢化社会という問題において、行政区や地域コミュニティ機能の低下に与える影響も大きいと思います。そこで、以下について質問させていただきます。

(1)、確認的な質問になりますが、区長会や各区長より出される意見や要望等は具体的にどのようなものがありますか。

(2)、各行政区からの依頼や要望の達成率を、各行政区ごとにお聞きいたします。

(3)、条例で定められているとおりに、区長任期は2年に統一するべきであると考えますが、町のお考えを伺います。

(4)、各地区の地域性の尊重も必要ではありますが、人口減少等の問題も含め、将来を見据えた行政区の区割り見直しについても、今後は考えていく必要があると思います。町のお考えをお伺いします。

よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、まず質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

各区長に対しましては、毎年4月に行う第1回の区長会議において、要望等の説明を行っております。近年の要望等の件数でございますが、平成27年度においては111件、平成28年度は91件であり、今年度は8月現在で26件となっております。なお、まちづくり整備課においては、道路の草刈りの要望などを電話でいただくことも多く、その件数については把握をしておらない状況でございますので、総件数はさらに多いものと考えられます。

要望等の内容につきましては、平成28年度で申し上げますと、道路関係の要望が18件、道路照明灯の要望が15件、敷き砂利の要望が46件、民家の除草の依頼など環境に関する要望が8件、消防水利に関する要望が2件、公園に関する要望が1件、その

他1件という状況でございました。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。要望等の達成率につきましては、道路照明灯及び敷き砂利は、要望に対し全て対応しております。全体として申し上げますと、平成27年度が83.8%、平成28年度が83.5%となっております。各行政区の達成率とのご質問でございますが、大字単位でお答えをさせていただきます。平成28年度は、大字単位で17の地区から要望がございました。そのうち全て達成をしたものが10の地区、要望数に対し8割を達成した地区が古里、志賀の2地区、7割を達成した地区が川島、平沢、越畑の3地区、5割達成が広野の1地区、4割達成が吉田の1地区となっております。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。議員ご案内のとおり、現在35の地区のうち9の地区におきまして、区長任期が1年となっております。これまで区長会の役員会においても協議をいただいております。その場におきましては、これからの人口減少社会や、想定をはるかに超えた災害への対応などを鑑みますと、区長の任期は条例どおり2年とすることが望ましいという結論をいただいております。

こうした結果も踏まえまして、町といたしましても区長任期を2年としていただけるよう公文書にて依頼をさせていただいております。今後もそれぞれの地区において議論を深めていただき、地区住民の活動の活性化と安全で安心な生活を持続的にやっていくことが可能とするためにも、区長の任期を2年としていただくよう粘り強く依頼をしていくことを考えております。

次に、(4)につきましてお答えをさせていただきます。急速な人口減少や高齢社会の進展により、行政区の見直しを行っている例が近隣の自治体でも見受けられますが、嵐山町においてもこのまま人口減少が進むと、地区によってはコミュニティーが成り立たなくなる行政区がないとは言い切れない状況かと思えます。町では、平成12年をピークに人口減少に転じておりますが、行政区を統廃合した事例はなく、平成11年度に大字川島を3地区に分割をして以来、現在の35の区割りが18年間続いております。

現在においては、具体的な統廃合の相談などはありませんが、高齢化をして役員のなり手がいないなどの声は、町にも寄せられております。しかしながら、地域のことは地域が守り、地域が決めることが大前提だと考えます。行政区の統廃合については、町が主導して行うのではなく、あくまでも地域の主体性を尊重することが、その後の

各地区の運営においても重要だと考えております。もちろん今後そのような相談があった場合には、強力なバックアップをさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） ご答弁をお聞きいたしまして、いろいろ区長会、各区長会の意見、要望については、地域全般にわたり各行政区において、規模の大小にかかわらずさまざまなお苦勞があると思います。町としても、多分さまざまなお相談が寄せられて、苦慮されているものと思いますが、ここでちょっと確認させていただきたいことがございまして、先ほど（4）の答弁で、区割りについて見直しについてはまだ来ていないと。そういう具体的な相談等はないということでございましたが、第10回の議会報告会において、意見交換を行ったときに、ある区長さんが人口減少の問題があったりとかして、こういったところはちょっと区割りの見直しも必要ではないかというご意見もいただいたことがありましたので、確認だけですが、そういったご相談というか、現状ないのでしょうか。お聞きいたします。

○大野敏行議長 森議員、今、4番でお聞きになってますけれども、1番から4番まで関連があるということでお聞きになったということよろしいですか。

○2番（森 一人議員） そうですね、4番に。

○大野敏行議長 4番だけで終わってしまうと、前に戻れませんので、関連があるということですね。

○2番（森 一人議員） そういうことでお願いします。

○大野敏行議長 承知しました。

答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどもご答弁をさせていただきましたが、地域支援課に対しましては区長さんからそのようなお話を直接いただいたということは現状ではございません。

以上です。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） これについては了解しました。次に移ります。

(2) ですが、まちづくり整備課関連においてはどのような状況になってるか、藤永課長お答えできますか。お願いいたします。そのまま流していただくということで。

○大野敏行議長 ちょっとお待ちください。この質問項目、大項目1の(2)でござい
ますか。(2)ですね。

○2番(森 一人議員) はい。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、まちづくり整備課の相談という形で、今年
度より書類のほうをまとめるようにいたしておりますので、今年度の状況のほうをお
答えさせていただきたいと思います。

まず、道路修繕関係です。舗装ですとか、側溝、ふた等の道路の修繕関係になりま
す。この件につきまして、依頼のありました件数は17件でございます。続きまして、
道路管理に関しまして、例えば道路に枝が出ている、側溝が詰まっていて水があふれ
てしまっているとか、そういったことの道路の管理に関しましてが41件。交通安全関
係といたしまして、カーブミラーですとかガードレール、交通安全の看板等、そうい
ったものについての依頼があったものが9件。その他これに該当しないもので幾つか
9件ほど、いろいろ相談件数合計76件の相談のほうが来ております。

今年度、この76件のうち66件が処理は終わっておりまして、率にしますと87%なの
ですが、今後対応していくものというのもありますので、民地の方、民間の所有者の
方が絡んでることに関しましては、ちょっと町のほうでも対応ができないものがその
相談に関してはありますが、それ以外につきましては今後全て対応していく予定にな
っているのが現状でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番(森 一人議員) 住民サービスの、先ほど聞きまして、達成率等を聞きまして、
サービスはある意味平等という、公正にいつているのではないかと感じたところでは
ございますが、しかしながら区長任期の関係において、私は多少ではありますが、少
し格差があるように感じるわけでございます。各行政区において、いろんな課題や現
状であると思いますが、これから人口減少が進んでいくにつれて、地域コミュニテ
ィーの重要性というのはさらに増してくると思います。今後の地域コミュニティーのあ

り方について、以前にも町長にもお伺いしたことがございますが、町としてどのように考えておられるのか、改めて町長に地域コミュニティの重要性についてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 人口減少のお話ですけれども、先ほど来お話ありますけれども、ボランティアも含めて町に対してどうするのだというようなことですが、こういう中で地域の区ですよ、区の話ですけれども、区の中で区の機能というのが、その区によってそれぞれ独自性がありますから違いますけれども、その区の中の行うべき事業といいますか、そういうものができなくなってしまう。役員のやり手がなくなってしまうというようなことが起きてきたときにはどうするのだというようなことは、前々こう言われてるわけですが、そういう中で先日もある区では、若い人たちに集まって、一世代若い人たちに集い、これからこの区をどうするのだという話もしたところもあるのですけれども、そういうような形のものを区の中から、地域、行政が指導するというのではなくて、区の独自性、地域文化というようなものもしっかり考えていくと、やはり地域の中からいろんな形のもが出てきて、これが運営できないとか、あるいはこういうことをこういうふうにやったらいいのではないかとかというようなことを逆に外に、行政もそうですし、あるいは区長会にもそうですし、その他の組織に対しても、その区から発信をしていただくというようなことが解決策につながっていくのではないかなって感じはするのです。

行政のほうで、ぜひ2年でやってくださいよとずっとこう言っているわけですが、区長さんに関しては。そのほかのことに関しても区の独自性、特に私が思っているのは地域文化というか、嵐山町この狭い中ですが、それぞれ全く少しずつ違うのです。例えば嵐山まつりの出方ですとか、あるいは何をやるというやり方、運動会のやり方というようなことについても、地域のあれによって微妙に違ってきている。そういうものを一つにまとめてというと、何だよってみたいいな感じが出てくる部分も出てくると思いますので、地域の中でいろんな形で話し合いしていただく、それを外に出していただくというのがいいのかなというような感じがしております。

すると、これちょっと外れているかもしれませんが、先ほどもお話ありましたボランティア、これもぜひこれからの人口が減っていく中で、ボランティアという

ものの大切さというのは、より日に日に強まっているわけですがけれども、今まで嵐山町の中にはボランティアをお願いするのは各課ごとをお願いをしてたのです。しかし、それをわかりづらいよ、これではということがあって、ボランティアセンターを設立をいたしました。それで、そのところに俺んちのこういうようなものが足りないのだよ、こういうふうにやってもらいたいのだよというようなものを話をする。ボランティアセンターでは、こういうのを地域の中では求められていますよというのを発信をする。そのところで、橋渡しをしていく、しやすい状況というのができてきたのかなと。

そういうようなものをさらに地域と重ね合わせるといえるか、つなぎ合わせる、いろんな形で連携をとり合う、そういうようなことというのをこれから必要になってくるだろうし、そういうようなやり方というのを、今現にやってきていただいて、いろんなボランティアに参加をしていただいている部分も多いのかな、そんな気がいたします。ですので、そういうものを総体を考えて、これから縮小をしていかざるを得ないような地域コミュニティの密度をどう上げていくかというのは大きな課題ですがけれども、今あるものをいかに有効に活用していくのか。それにはその内部から、外からではなくて内部から発信をするシステム、考え方、方法、方策がいいのではないかな、そんな感じがしております。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） （3）に移らさせていただきます。

この質問においては、平成28年第4回定例会で松本議員が、平成29年第2回定例会において長島議員が質問をされております。先ほどもご答弁いただきましたが、9地区においてまだ区長任期が1年ということになっておりますが、その区長任期の2年制は難しいというのは地域性というのも、先ほど町長がおっしゃっているとおりあるのだと思いますが、具体的にどのような意見があったのかお伺いできればと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

この区長さんの2年任期の問題については、今議員さんのお話にもございました。たびたびこの一般質問の場でもご質問をいただいておりますところがございます。さきの6月定例議会においてもご質問いただき、実はその内容が議会だよりも掲載をされま

した。その記事をごらんになったある方が、私のところにご連絡をいただきました。その方の地域は、町からの呼びかけにすぐ応えていただき、2年に移行したと。この2年に移行するに至った経緯です。何も簡単に決まったわけではない。さまざまな問題がある。そういった問題がある中で、議会に議決をいただいた条例の重み、町からの依頼の重み、そういったものを踏まえて、そういったものを乗り越えて2年任期に移行したのだと、こういったことを私にお話をいただきました。

これは一例でございますが、それぞれの地域において長年続けてきた慣例というのでしょうか、そういったものがあろうかと思えます。やはりそういったものを地域の皆様方で本当に踏み込んで議論を行い、議論を詰めて、今後将来に向けてそれぞれの地域がしっかりとしたコミュニティーを継続していく、こういったためにはどうすべきか、こういったことをいま一度皆さんで検討していただきたいなというふうに思っております。現状9つの地域が1年任期ということでございますが、そのうちの2つの地域については、結論はまだ出していないと。今後30年度には何かしらの方向性を出していこうということは何っています。それ以外については、これまでの議論の中では、1年を継続をしていくのだと。ただ、こういった地域の中には、過去には2年でやっておられた地域もございます。そういったことをいろんな事情を踏まえて、やはり議論を詰めていただきたい。町としては、そういったものにできるだけ力添えをしていきたい、このように考えておるところでございます。

以上です。

- 大野敏行議長 森議員の一般質問途中ですが、1時間経過いたしました。暫時休憩をしたいと思います。再開時間を11時25分といたします。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時23分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

森一人議員の再質問を続けます。

第2番、森一人議員。

- 2番（森 一人議員） 先ほどご答弁をいただきまして、ただ簡単に2年制に移行したわけではないと。それには大変なご苦勞があったというお話でございました。確かに地域性ということを考えると、本当にそこをクリアしていくということは、なかなか

か大変なことだとは思いますが。私は、今現状においては、行政区の規模において大きい、ちっちゃいにはかかわらずに、どちらにもメリットはあると思うのです。大きければ、そのスケールメリットを生かせるし、人間力というかマンパワーを活用できますし、逆に小さい規模であっても、地域のつながりが強ければ、隣3軒全部親戚だよぐらいな付き合い方もできるような地域もあると思うのです。今、現状においては

です。
各事業もそれなりに今こなしていつているのだと思うのですが、やはりちょっと考えていくと、この区長任期2年統一ということにおいて、町において区長任期が統一されていないということについて、デメリットの部分が多少なりともあると思うのですが、どうでしょうか、青木課長。デメリットがあるというような感じも受けるのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

地域支援課は、行政区あるいは区長さんの窓口となっている課でございます。当然、区長さんとのかかわりも多々ございます。そういった中におきまして、やはりあってはならないことかもしれません。複数年なさってる区長さんと単年度で毎年かわられる区長さんとコミュニケーションの面で、やはり多少の差があるやもしれないということは言えるのかなというふうには思います。

ただ、地域支援課としては、任期のいかににかかわらず当然必要なことはお伝えさせていただきますし、お話をいただければ、それに対して地域によって平等というお話ございました。当然平等でございます。そういった面には留意はさせていただいておりますが、そういったコミュニケーションという部分では、もしかしたら何かあるのかなと、こんな印象を持っているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番(森 一人議員) 先ほど課長がご答弁されたとおり、ある区長さんが同じようなことをおっしゃっていたところもあるのです。やはり1年で何度か、1年でも何度か区長職を経験されている人であれば、本当に職責も、区の運営もわかっていて、1年であってもこなしてしまう方もいらっしゃると思うのですけれども、やはり初めて

区長になりましたという方は、区長職を2年やっている方、また継続してやられている方に比べると、最初の1年というのでいろいろなれる時間というのも多少あると思いますし、区の今どういう状況なのかという、見きわめるだけで私は1年たってしまうような気もするのです。

そういったところを考えると、先ほどから地域の実情や決まり事といたしますか、そういうことがあるにしても、そこに住んでいる、1年制の地区で住んでいる方々にとって、住民にとってそれが果たしてプラスになっているのかなと考えると、先ほどのメリットの面では、地域のつながりという面では強い面はありますけれども、区長さんが1年でかわられて、どんどん進んでいって、その点ではその地域の方々プラスになっているのかというのは、私はちょっと疑問を感じるようになります。

先ほどから区長会にいろいろ公文書でとか依頼をして、粘り強くというご答弁もいただきましたが、私からしますと区発信というのも大事だと思うのですけれども、町から区長1年制で、2年に移るのは難しいよと。現状難しいのだよと言われてる行政区に町から赴いて、私は説明やお願いをすることというのも大事なことはないかなと思うのですけれども、その点についてはどうですか、岩澤町長。課長ではなく町長にお聞きしたいのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さん難しいのではないかなという話ですけども、ほんとに難しい問題だと思うのです。それで、区の運営というのは、町がやるわけじゃなくて、区の、先ほど言ったように地域文化もありますし、地域の皆さんの今まで積み重ねてきたつき合い、そういうようなものというのが地域の中には、言うに言わないものがあるわけです。そういう中であって、行政とすると、こちらのサイドとすると1年ではよというのがあるわけですけども、受ける側のほうとすると、そうでもないのだよというような部分が結構あり過ぎるのかなみたいな感じをします。それなので、なかなか話が合わない部分があるのかな。

それと、積み上げてきたというか、地域によっては農業関係の役員さん、それから神社の役員さん、地区によってはお寺さんのもあるのかもしれないし、いろんなそういうもののあれが、俺あと何年後に区長が回ってきて、一緒に神社も何もやらなくてはならないのだよというようなことがあって、それが計画というか予定の中に入って

いるので、あいつに2年やられてしまうと俺のおくれてしまうのだよみたいな感じのがあるわけです。ですから、非常に難しい、区長会長さんもいらっしゃいますけれども、いろいろ区長会では毎回行政のほうでもお願いをするし、区長会の中でも話し合いしていただいている中なのですけれども、なかなかさっき言ったように全てうまくいくというところってないわけですので、そこのところがうまくいくまでは、今やっていただいている区長さんを中心とした区の行政事務、そういうようなものが、区長さんとか地区の役員の限られた人がわかるというだけではなくて、地域の皆さんが5月は緑の羽根集める日だよな、月だよなとか、わかるような形のもを行政からもっと一步進んで出て、今月は赤い羽根何月みたいな感じの、そういう形で、こういう地域の住民の皆様がわかっていただけるような仕組みまで、行政のほうで出て行って、それで一緒にやってんべえということになると、もっと違った展開になるかなという感じがするのです。

ですので、私どもの方でもしっかりこういういろいろ検討を考えさせていただいて、なかなか2年が1年、1年が2年なかなか動きができないということであるわけですので、それでもやれ、それでもやれって言ってもなかなか押したり引いたりになってしまいますので、行政のほうで違ったアプローチの仕方をしっかり考えていく時期かなというような感じもしますので、いろんな面から、議員さんおっしゃるのは全くそのとおりだと思いますので、そういうものを考慮に入れながら、私どものほうでも、行政のほうでも考えていきたいなというふうに考えております。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 本当にやっぱり地域性というのは各区であると思うのです。

この間の議会報告会のまた話になるのですが、意見交換会の場で区長代理さん、若い方だったのです。こういう方が区長代理やられるのだと。多分私と余り変わらないか、年下ぐらいだと思うのですけれども、区長代理ですということ自分で紹介のときに言われていまして、こういう方が区から、行政区から上がっていくのであれば、この先10年後も安泰だなと思ったのですが、それが全ての区ではないわけです。そこは区のやり方で、新しい方々をどんどん区の事業に、区の運営に、役員に入っただけで回していくというのは、区長さんの腕の見せどころであったり、やり方なのだと思いますが、大変苦慮する、区長さんにお任せするだけでは大変苦勞するのではないかなと。

ましてや、区に入らないという住民の方もいらっしゃる現状ですから、そういったところで、特に若い人はそういうことが煩わしい。区に入ることが煩わしいということ。休みのときはゆっくりしたいのだよと。いろんな区の行事であったり、お祭りであったり、いろんなそういうとこに出ていかないと、自分は自分で好きで嵐山町に住んだけれども、区に入りたくてここに住んでいるわけではないのだよと。人間性から見れば、それはわがままかもしれないけれども、やはりそういう考えが今の若い人たちにはふえているのが現実だと思うのです。

ただ、そういったところもやはり考えて、先ほど町長が言ったように町としては少し違うやり方といいますか、そういうのも試していく時期に来ているのではないかというお話がありましたので、ぜひいろいろ研究していただいて、ぜひ区長任期統一というだけではなく、いろんな面からアプローチをしていきながら、こういうことをしてとこういうメリットがある、一緒に町と行政区がこうやって手を組んでいろいろやっていけばこういうことがあるんだよということを、時間が1年ではなく2年であればというふうに流れていければ、大変しめたものという言い方してはいけませんが、少し明るい未来が見えてくるのではないかなと思います。ぜひよろしくお願いたします。

(4)に移ります。ご答弁では、やはりこれについても地域性、あくまで地域の主体性を尊重したいということでございます。しかし、先ほども申しましたとおり将来を、人口減少という将来を見据えた上だと、今後なかなか世帯数はますます減少すると思いますし、それによって行政区の運営も大変厳しくなるのではないかと思います。嵐山町の行政面、財政面を考えた上でも、その行政区を見直すことによって、少しさまざまな経費の削減にもつながるのではないかなと思うわけなのですが、しかしながら地域の方々、区長さんのご意見を十分尊重しながら、将来を見据えたという上で、今現状ではなくて、20年後、30年後。嵐山町がある限り、継続していく限り、そういったところも考えた上で、区割りのもし、イフになってしまいますけれども、もしこうなった場合、考える、計画的にこういったところも進めていかないと、いざというときに、その世帯で一番小さい世帯で、多分今20何世帯とかだと思うのですけれども、それがもう区なんてままならないよ、区の運営なんてとてもではないよと言われる前に、少し計画的に、先進事例を見ながら研究しながら考えてほしいなと思うわけですが、どうでしょう、青木地域支援課長。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今、日本の多くの自治体で人口減少、少子高齢、これが進んでおります。嵐山町もその例外ではございません。人口は減っております。ただ、実は世帯数は平成22年と今年の29年を比べますと、実は世帯数は総数はふえておるのです。これは、少ない人数の世帯がふえている現状があらうかと思えます。また、それと同時に高齢化というものが大変なスピードで進んでおりまして、今月、9月1日の嵐山町の高齢化率は31.3%になります。先ほど議員さんの質問の中では、全国の数字が出ておりましたが、それよりも嵐山町は高い高齢化率を示しているという状況でございます。世帯がふえているからいいではないかということではないというふうに思えます。ただ、区に入ってもおつき合いが難しい世帯も、当然ふえておるかというふうに思えます。

そういった中であって、嵐山町では条例の中では基本的には大字を単位として区長さんを置きますよと。ただし、一つの大字の中で80世帯というものを一つの基準として、それを超える場合には複数区長さんを置けるということがございまして、それを運用して現在行っておるところでございます。大字単位で80世帯を下回る大字というのは幾つかありまして、一番小さいところは根岸です。今27世帯と大変少ない世帯になっております。こういった世帯が、今後将来を見据えてどうなるのかと。今の区長さん、一度区長をなさっても再度登板をすると、こんな事態をずっと繰り返しておるかなというふうに思えます。

やはり最初の答弁で申し上げましたとおり、先を見据えて、今議員さんが20年、30年後、こういったものを見据えてどうあるべきか、こういったことを本当に皆様方で話をしていただきたい。それに対して、町として計画的にというお話がございました。繰り返しになりますが、町が主導的に区の統合ということではなくて、やはり地域からの意見、こういったものを尊重して、そういったものに対して町として真摯に対応していく、こういったスタンスで現状では考えておるところではございます。

以上です。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番(森 一人議員) やはり本当に高齢化率というものはどこの世帯、たかだか奇跡の自治体と言われている長泉町とか、そういうところはまた別個としても、普通に

考えれば本当に少子高齢化という、また核家族化してますから、嵐山町は今いろいろ奨励金等で世帯数もふえたりとか、いろいろ成果も出ているところもございますが、でも課長が先ほど町主導ではなく地域からというのは、もちろんそれはあるべきだと思うのですが、やはりいざというときにすぐ動けるように、スムーズに町としてもある程度、先ほどバックアップというお話もございましたが、計画というか、いろんな先進事例を研究しておいても私は遅くはないというか、今からしていかないと、そのときにいきなりと言われても大変だと思いますので、ぜひそういったところをやっていたいただければと思っております。

今回、議会だよりで町制施行50周年記念特集号で、町内各小中学校との意見交換をしたのですが、そのとき菅谷中学校のある生徒から、嵐山町のいいところで地域とのつながりがあるから、地域コミュニティがあるからいいところなのだというふうにおっしゃったのです。それは平沢の子だったのですが、確かに中学生からそういう意見が出たというのは、その地域でいろんな行事に小さいときから出て、そういうやり方をその区がやっているからこそそういう意見が出たのかなと、しみじみ深く考えたのですが、ぜひこういった一般質問をしながらですけれども、町と地域振興が一番大変だと思いますが、行政区の皆様方といろいろ協議を重ねていって、すばらしいまちづくりができればと思っております。

すみません、大項目2に移らせていただきます。中小企業・小規模企業振興基本条例制定について。

嵐山町内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域経済を支え、雇用やにぎわいを創出し、町民生活の向上に貢献しております。しかし、長引く景気の低迷に加え、経済、社会、生活圏の広域化等により、その経営環境は厳しさを増しています。このような状況の中、中小企業・小規模企業者による地域資源を活用した新たな挑戦を地域社会全体で支援し、雇用の拡充や定住人口の拡大を図り、持続可能な社会を実現することを目指していくことも必要だと思います。

県では、埼玉県中小企業振興基本条例を平成14年12月県議会において全会一致で可決され、平成24年10月には中小企業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ改正が行われております。最近の動きとしては、市町村が独自に条例を制定しているケースがふえております。中小企業・小規模企業振興基本条例を制定するお考えはありますか、お伺いいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをさせていただきます。

町内企業の97%以上を占める中小企業や小規模企業は、地域の経済の循環を支え、雇用とにぎわいの源であり、町民生活に密接にかかわり、大きく貢献をしていただいております。しかしながら、長引く景気の低迷や生活圏の広域化により、経営環境は非常に厳しくなる中、町といたしましても雇用の拡大や定住人口の拡大を図るべく、中小企業近代化利子補給や商品券事業をはじめ、子育て世帯転入奨励事業による施策を展開し、持続可能な地域社会の実現を目指すものであります。

ご質問の中小企業・小規模企業振興基本条例の県内の状況につきましては、埼玉県をはじめ13市1町で運用している状況であります。町内商工業のさらなる発展のため、法改正の趣旨を踏まえて、当該条例の制定に向け研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番(森 一人議員) 研究をしてまいりたいというご答弁をいただきました。現状、私も嵐山町商工会に入っておりますが、嵐山町経済発展の礎を築いてきた小規模企業といえますか、事業所です。本当に商店、そういったところも大型というか、郊外の大規模店舗に押されて、これまで以上に厳しい状態であると思います。私の知人で、東松山市で商工会青年部の知人に聞いても、隣の東松山市のぼたん通りであっても、高坂にできた郊外の大規模店舗のあおりを受けているというのを聞きました。中小企業・小規模企業振興の基本条例をつくれれば済むというわけではないのですけれども、それによって自治体や地域の意識が変わって、中小企業や小規模事業所、商店に後押しになればと思うわけです。

少し言って、本音を言わせていただければ、これから駅通りの活性化のために10年計画と、いろいろ町は仕掛けていくわけでございます。それを商業、工業、建築業、建設業と取りまとめている商工会。商工会にこういうことをする、アクションを起こすことで、行政サイドから活を入れてほしいのです。気合いを入れてほしいと私は考えております。言われればやるよではなくて、本当にジャッキをまこうが、おっぺそ

うが、商工会自体に少し行政サイドから圧力をかけないと、なかなか私はもう動かないのではないかなと思うわけであります。ちょっと答えづらいかもしれませんが、この点について副町長いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 森議員さんからいろいろご提案、いいご提案をいただいたのだなというふうに感じました。

嵐山町、課長ご答弁申し上げましたとおり97%中小企業です。この中小企業が嵐山町の経済、雇用を支えている、そういう実態でございます。このうちの246社、73%が小規模事業者。従業員が5人以内とか、家族によって構成されている商店とか、そういうふうなことでございます。この小規模事業者が嵐山町のある面ではお祭りをやっていたり、花火の大会をやっていたり、住みよいまちづくりのために、地域の活性化のために地域コミュニティの核となって活躍をさせていただいている、これも実態でございます。

商工会がいかに元気であるか、これが嵐山町の活性化の源にもなるわけでございます。町といたしましては議員さんからご提案をいただいたことについては、大変ありがたいというふうに考えておまして、どういう形で商工会に働きかけられるかどうかは、これから検討させていただきますけれども、考え方については大賛成でございますので、課長からご答弁申し上げましたように、鋭意調査研究をさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） イベント事になりますと、各部会がございまして、いろいろ協力はできるのでございますが、何か一つの町事業に対して商工会で動こうとなると、なかなかいろんな経営者の集まりでございまして、一つの意見がまとまらなかったり、事務局サイドも一生懸命、商工会事務局サイドも頑張っている点はあるのですが、駅前での活性化の検討委員会でも、いろいろと最近視察も行かせていただいたり、東松山市にも行かせていただいたり、今度予定しているのは鶴ヶ島市につるカフェというのがございまして、そういったところも事務局と一緒にちょっと視察させていただこうという話も出ております。

先ほど副町長も、商工会がいかに元気であるかで、特に駅前なんか商店街、今なかなかシャッター通りという、夜だと歩くのも怖いぐらいな状況ではございますが、商工会が元気にやっている町というのはやはり活力があって、本当に町民だったり、市民の皆様は、本当に歩いている方々が笑顔が多いと言ってはあれですけども、大変活気があるということは、その町にとっていいことだと私は思っております。ぜひ嵐山町に合うやり方でいいとは思うのですけれども、よく先進事例を見ますと、その自治体の特色を生かした条項もその条例には含まれております。ぜひともやる気ある企業、事業所を後押ししていただくために、また活気ある駅前通りや中心市街地活性化実現のために、前向きな研究をお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。再開時間は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号8番、河井勝久議員。

初めに、質問事項1の菅谷小プールの使用停止についてからです。どうぞ。

〔8番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○8番（河井勝久議員） 第8番議員、議長のご指名をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

私は、大きく分けて3項目についてご質問いたします。まず、1つは、菅谷小学校プールの使用停止についてであります。新設になった菅谷小学校プールが使用開始から間もなく使用中止になりました。遊泳中、数名の児童に原因不明の切り傷を負うという事故が発生とのことであり、停止となったということでもあります。使用して間もないことであり、この夏新しいプールで授業ができることを喜んでいた生徒のことを考えると残念であります。十分な調査をすべきと思いますが、対応についてお伺い

たします。

(1) といたしましては、始業前に請負業者からの説明、検査はされたのかどうか。

(2) といたしまして、ステンレスにコケが生えたり傷がついたりすることは、どのようなときに発生するのかお伺いいたします。

(3) といたしましては、事故後、水抜きをして調査はあったのかどうか。いつごろからの検査となるのか、今後の対応についてお伺いいたします。

午前中の佐久間議員のこの問題については、かなり詳しくお聞きされておりますので、私についてはごく簡単にこの問題については質問していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。工事完成後に完了検査を実施しており、工事監理を受けた上で設計に基づき適正に工事が完了されていることを確認した後に引き渡しが行なわれております。引き渡しに際しては、請負業者から教育委員会及び実際に使用する菅谷小学校の教員に当該工事の説明、プールの材質であるステンレスの特性やメンテナンス方法、ろ過装置等の使用方法等について説明を受けております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。一般的にプール水はろ過装置を運転させ、残留塩素濃度を一定にすることで安全な水質の保持を行っております。そのためプールの利用を終了し、ろ過装置を停止することにより、気温が高ければステンレスに限らずどの材質のプールにおきましても数日でコケが発生いたします。傷につきましては、ステンレス無塗装の場合、他のFRPやコンクリート材質に比べかたいブラシ類やタワシでも細かい傷がつきやすい特性があります。プール開始前の掃除において付着したコケ等の除去に、通常のプールではタワシやデッキブラシ等を使用していますが、こうした特性から請負業者から引き渡しに際して、掃除の際にはかたいブラシ類は使用せずにやわらかいスポンジ等で掃除をしてくださいという説明と指示を受けております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。佐久間議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、事故が発生した6月16日の後、6月20日に原因を解明す

るために水質検査及び水抜きを行い、付着物の特定及び調査を実施いたしました。付着物が炭酸カルシウムであり、大量のカルシウム分がプール内に付着した背景として、工事終了直前に重機や大型ダンプ等の搬出入により傷んだ校庭の復旧のためダスト舗装を行いました。この舗装に石炭2トン、石灰岩ダストを10トンダンプ6台分、塩化カルシウム375キロを使用しており、この大量の石灰分を校庭の土との攪拌する際に空中に浮遊したものが隣接するプール内に沈下し、その時点はろ過装置は運転していないため全面に沈殿し付着したものを考えられます。付着物の除去、清掃後、安全を確認し7月18日から利用を再開し、8月2日まで使用しましたが、その後は一切問題ございませんでした。

今後の対応につきましては、次年度の使用開始前の掃除においてコケとともにカルシウム分の付着の有無及び状況を確認し、ステンレスに傷をつけないよう注意しつつ清掃を行うことで十分な安全を確保できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） それでは、（1）からお聞きいたしますけれども、実は先ほどの説明の中にあつたのですけれども、事前の検査なりは業者からもいろいろと聞いているということだったのですけれども、施工するときの過程の中でステンレスという形になってきて、それがステンレスと通常のコンクリートあるいは塗装したプールだとかというのと、その辺がどういうふうな違いが出るのかというのは、改めて聞いての上のステンレス化ということになったのでしょうか。そこは、きちっとしたいわゆる内容で、どういう形で施工していったらいいのかというのをお聞きしておったのでしょうか、その点をお尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

プールの材質につきまして、まず設計段階でどのような材質にするかということでステンレス製の無塗装、ステンレスの塗装したもの、またFRP、コンクリート等々の材質があるわけなのですが、その中でメンテナンス等の保持が長期にわたってできるということで、その利便性からステンレスの無塗装が一番、塗料のかからない点も含めて維持管理が安全にできるということでございました。

また、今回の原因となりましたカルシウム分の付着ということに関しては、先ほど1回目の答弁でさせていただいたダスト舗装という、本来のプールの建築とはかわらない部分でのことでありまして、施工業者につきましても今回の事故が起こったような事例は過去になかったということをございまして、先ほどの1回目でも答弁もさせていただきましたが、維持管理でステンレスという材質の特性上、余りかたいものではこすらないということの説明を受けております。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そういうことでありますと、この水を張り出したのがプール使用からどのくらい前だったのでしょうか。その中で改めて水を張った時点から使用開始した日までの間の検査というのはやってはいなかったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

工事は3月中に完了して、検査も行い引き渡しをされております。その前に水を張っておるわけなのですが、その時点ではろ過装置は稼働させておりません。実際にプールを始めたのは6月12日ということで、その前に水抜きと掃除を行ったわけですが、その間1カ月以上はろ過装置を運転しない状態で水がたまっておりました。その後、学校のほうでプール掃除、また掃除の前にまた施工業者のほうから学校側に先ほどのような説明があったわけなのですが、その時点で学校でプール掃除を行いました。

佐久間議員のご質問のときにもお答えさせていただいたのですが、その時点では最終的にその後子供たちがけがをするような状態になった、その付着したカルシウム分がそれほど気にならないといえますか、ほんのわずかな全体的な付着でございましたので、その時点ではこれが問題であるということが学校側においても、教育委員会においても確認できなかったのが実情でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) それでは、(2)に移らせていただきますけれども、こういう形で普通ですと、水を張りますとその水が動かないということでは、それはコケが生えたり、さまざまな要因が出てくるのだらうと思うのですが、ただこの中で

先ほどの答弁の中では外部からの問題として、工事終了直前に大型ダンプでこの関係で傷ついた校庭を補修したと、その結果の石灰が2トンほど、それから石灰岩ダスト、これが10トン、6台分、塩化カルシウムが375キロほど使用されたと、これをやったことによって、例えばそれでプールの水が例えば白く汚濁したとか、そういうことはなかったのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

工事の時点では、明らかに目にわかるようにプール内の水が白く濁ったとか、そういうことは確認できませんでした。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、この工程作業の中で全く例えば水がプールの中に流れ込んだということはないわけですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

その時点で流れ込んだということではございません。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そういうことでないとすると、これだけのものがそうだったのだろうという形でのプールの中にステンレスに傷がついて、それがカルシウムが付着していったということになると、例えば水道水にその異常というか一定量以上のカルシウム、例えば入っていたのかどうか、そこら辺はどうだったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

その点も当初、原因がわからない時点では想定いたしました。嵐山町の水道水とまたろ過装置に使用する塩素分、この相性がひょっとして悪いのではないかとということも考えまして、付着物の質を調べると同時に水質検査も施工業者のほうで実施いたしまして、水質に関しては何ら問題ないという結果が出ております。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） それで、その時点ではそういうことできているということであつたわけですが、使用開始日から幾日かしたら子供たちはある程度傷をつけて、血も出た方もいたということなのですから、そういうことでいくとやっぱり管理というものについては、十分な責任をやっていかなければならないだろうと思うのです。この傷ついた子供たちの保護者に対してどういう形で連絡をしたのか、そこら辺は対応をどうしたのかお聞きしておきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

1回目の授業のときには子供たちは傷つきませんでした。2回目の6月16日の授業のときに、先ほど佐久間議員のご質問にもお答えさせていただいたとおり、激しく全員でプールの中をぐるぐる回るという中で、子供たちが皮をすりむいて出血したということで、その日のうちに学校のほうで保護者宛てに、このような事故が起こったのでプールの使用は禁止しますという通知文を配布させていただきました。

また、その後原因を解明する中で、学校のほうから1学期中は学校のプールは使用しませんと、ただ原因が解明されて夏休み期間中のプール利用については、予定どおり学校のプールを利用しますというふうなご連絡をさせていただいております。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、保護者からの例えば苦情というのは、そのときに、教育委員会のほうで報告したときにありましたか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 学校のほうで対応していただいて、その後教育委員会のほうに保護者からの苦情ということは聞いておりません。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） わかりました。

それで、3番目の今後の対応の関係なのですから、このステンレスプールその

ものがそういう形でいわゆるコケがついたり、あるいは塩化カルシウム関係でそういう状況になるということになると、例えばプールずっと次の使用までは水を張っておくわけです。そうするとどのくらいの、例えば3月から、たった夏休みに入る前に6月から使用始めたわけですが、その間でそういう状況になったということとあわせると、外部からいわゆる石灰なんかが流れ込んでの関係ではなかったということになると、次のときの対応はどういう形にしていくのですか。例えば2カ月なら2カ月ごとに水を入れかえて検査するとか、全くこれから9月になると使用しなくなるわけですから、次の対応まで、来年6月までの間で、どういう形の検査するのでしょうか。多分その間に相当の塩化カルシウムの問題がコケ状態になってついてくるのだらうと思うのですが、それはどういう対応をしているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

今回ののは、あくまでも一時的な大量の石灰分をプールのすぐ隣で舗装工事を行ったために発生した事案だと考えられます。通常、菅谷小学校に限らずほかの小中学校のプール、B&Gのプールもそうですが、一旦水を入れます。暑い時期、ろ過機を停止すると一旦コケが生える。これが冬場の気温が下がってくると、また一旦コケがなくなり、春先になってまたコケ等が生えるというのが通常のプールでございます。再開した後も同じような事案があるようでは困るということで注意しておりましたが、8月2日のプール終了、また監査での現地視察のその後の8月5日までずっと確認しておりましたが、その後同じようなものが付着するという状況が確認されませんでした。

です。防火用水としての用途もありますので、プール水は現行のまま張ったまま次シーズンまでそのままにすると。ただし、今回1回目でこのような事案が発生いたしましたので、先ほどもお答えさせていただきましたが、次年度の開始前には今回のことを踏まえて、学校側もこのことを踏まえて掃除する際にも十分注意をして、そうした付着物の除去にも注意をしつつ、管理を行っていきたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） これで使用なくなると、冬場に入って行くわけですから、次の来季のときには相当長い期間水をためておかなければならないということになる

と、外部原因があったということであっても、やっぱりその辺のところは十分配慮して来年使用開始のときにはそういうことがないように、これはやっぱりやっていかなければならないと思います。ある程度業者との関係もあるのだろうと思いますけれども、やっぱりその辺のところもきちっと調査をしながら進めていただきたいということだけ要望しておきます。

それでは、2番目に移らせていただきます。先ほどもこれ吉本議員からも質問出たのですけれども、千手堂の比丘尼山の埋め立てについてです。

およそ20年前に産廃埋め立てされて放置されていた比丘尼山が伐採後、資材置き場として申請され盛り土が始まりましたが、隣接水利権者などの同意がされずに行われていたようであります。土砂搬入物にはコンクリート片なども入っており、申請とは違いがあるのではないかと思います。これは、私が埋め立てが始まりましてすぐに行ってみまして、中に入りまして見ましたら、かなりのコンクリート片などが入っていて、どう見ても業者が言うような建設資材置き場ではないのではないのかなというふうに感じておりました。業者の届け出に問題が感じられますけれども、既に作業は中止されております。これは町のほうでもいろいろと対応してそうなのだろうと思いますけれども、今後大雨などによる土砂崩壊のおそれがあり、町はどのような対応を図るのかお伺いいたします。

(1) としまして、搬入業者の申請どおりの基準で盛り土がされているのかどうか、違法性はないのか。

(2) といたしまして、埋め立てた盛り土下の産廃、これが撤去されているのかどうか。

(3) といたしまして、住民への説明はどのようにされたのか、同意はされているのか。

(4) といたしまして、隣接下流地に被害が出た場合の補償等は約束されているのかどうか、町の指導についてお伺いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えします。

本案件につきましては、300平米未満で現況地盤高と事業により生じる地盤との高低差が1メートル未満で許可不要の盛り土を行い、資材置き場として利用したい旨の

案件でございました。7月21日及び8月19日、条例第27条の規定に基づく立入検査を行い測量調査を行った結果、面積及び土量が基準を超えており、条例第6条第1項違反になります。

続きまして、質問項目（2）でございます。過去に投棄された産業廃棄物については、県とともに指導してまいりましたが、現在搬入、搬出はされてございません。指導機関は東松山環境管理事務所の所管であり、引き続き指導を行っております。

続きまして、質問項目（3）につきましてお答えいたします。土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例、施行規則第5条により事前協議の中で近隣住民への事前説明会報告書や隣接地権者の承諾書、下流に存在する土地改良区等の水利権者の承諾書の提出について求めておりますが、本件については許可案件ではありませんので、近隣住民や隣接地権者、土地改良区等の水利権者への説明はされておらず、同意もされてございません。

続きまして、質問項目（4）でございます。隣接地への土砂の流出があり、またクラックが発生しておりますので、条例第19条の第2項の定めるところにより、事業者に対し土砂等の除去、その他必要な措置をとることを命じてございます。補償等につきましては、事業者の責任において対応していくよう指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 先ほどの吉本議員さんの質問の中身と比べると、かなり町がこれをオーケーしてきた原因というのを、ちょっと私と違うのかなというふうに感じるわけなのですけれども、まず300平米、これについては町の条例としても決まってきた、それでオーケーだよという形でされてきたと、されるときに、申請をしたときに、町はそのことに対して一度現地を確認するとか、どうかということとはしなかったのでしょうか。

私は、この問題については、私が初めて議員になったときに、既にあそこのところは産廃という形で問題になりまして質問させていただきました。当然産廃であるから除去すべきだろうと、それはさせるべきだろうという形で、その後の被害というのは必ず出るだろうと言ってきたのですけれども、それはそれなりに町のほうは今後ずっとは見ていきたいという形で、それで終わってしまっているわけです。扉もされてしまったと、普通の人も入れない状況でしたけれども、私は時々あの上に乗ってのぞい

を見ていたのですけれども、随分泥が流れているなというふう感じたのですけれども、そこら辺のところではいきますと、この指導上の問題、これはどういうふうに対応したのですか。

もう既にかかなりの量が申請よりも多く積まれているということは先ほどの答弁の中にもありましたけれども、私ついせんだっても行ってまいりました。相当の量です。というのは、一度入るときに、このところは危険ですよというのは、たまたま県の土木関係の人も来ていましたので写真を撮ってましたら、私、どなたですかということをお聞かされたので、自分を名乗って言ったのですけれども、それでそこから先に立つと崩れますよと、崩れる危険がありますよと言われたのです。そこを見てきましたのですけれども、そのときはそこまで行ってもすぐ後ずさりしました。この間の雨の中で、いわゆる私がそこに立ったところから、もう2メートル手前から既に崩れていってしまっておるのですけれども、そのことについてどう考えたのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 まず、1点目の申請時に現地を確認したかということでございます。こちらにつきましては、先ほど吉本議員さんのほうでもお話をさせていただきましたけれども、伐採届の中で公図上の中で300平米の位置ということでお示しがされてございました。それに際しまして職員のほうで、それに基づいての現地調査というものは伐採届の中では求められてございませんので、現地調査は行ってございません。

あと2点目でございますが、7月21日のときに現地調査のほうを町の職員でさせていただいてございます。そのときに、先ほど吉本議員のほうにもお話をさせていただきましたけれども、量が一定量をもう超えている状況だということで持ち帰りまして、中で事業協議会を開き、その日のうちに事業の停止命令を行って今現在に至っているという状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そうすると、停止命令ですぐやめたのでしょうか。その後何回かは運び込まれたのでしょうか、その辺はどうなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 停止命令後の状況でございます。

停止命令後に、金曜日の日には事業停止命令を電話連絡と郵便で速達で行ってございます。その後の土日につきまして、職員体制を協議会の中で検討させていただきましてパトロールを行ってございます。当日、翌日土曜日でございますけれども、業者のほうで朝、我々としましては8時半に現地の監視を始めてございます。そのときにこちらで事業申請のあった事業者でない方が現地のほうに見えられてございました。こちらの環境農政課のほうの職員で事業停止命令の状況、そういったものを趣旨をご説明をさせていただきまして、警察の立ち会いのもとに事業の停止を命じてございます。その際には、3台のダンプが農産物直売所裏の駐車場に見えている経緯がございました。我々といたしましては、土曜日、日曜日、そちらのほうの監視体制をしきまして、土曜日につきましては、そのダンプが全て撤去されるまでで、そのときにもう事業停止命令を出してございますので、搬入口の鉄板等の除去も命じた次第でございます。その土日、それ以降につきましてはの残土の搬入は確認はされてございません。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 私も行ってみましたら、朝行ったときには重機とかまだ全てあったのです。10時ごろですか、全部撤去いたしました。その後、現地に入っているのを見ていました。相当の土砂が積まれたのと、両脇にも崩れておりましたので、これはどうやっても300平米以上あるというふうには思ったのですけれども、それはそれとして、今後私もいろいろとその問題については町のほうにお聞きしていこうという形でとってきたのです。

実は、(2)に行くのですけれども、この盛り土の下のいわゆる産廃については、当然新たな事業が始まる時には、前の盛り土の産廃については撤去しなければならないということになっているのだらうと思うのですけれども、そこら辺は確認しておりますか。あるいは、その産廃は業者どういうふうには受け答えをしているのかわからないのですけれども、例えばどっかに持っていきましたとか、どこに既にこういうふうには処分しましたとかという答えは全く返っておりませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 産業廃棄物の関係につきましてお答えさせていただきます。

産業廃棄物につきましては、平成25年当時に町と環境管理事務所のほうで指導した経緯がございます。今現在もその件につきましては、土地所有者と事業者において民事での裁判ということで、町のほうの行政指導から、町といいますか環境管理事務所のほうの指導からはちょっと離れていた状況というのがお聞きしております。

業者のほうに当然この事業を行うに当たりまして、先ほど吉本議員さんにもお話しさせていただきましたけれども、産廃の位置につきましては所有者から確認をされていると、その部分には入れないということで事業のほうが進められた経緯がございます。東松山環境事務所等の立ち会いにつきましても、そのときにつきましては確認をさせていただいた状況でございますけれども、それ以降につきましては、今の状況で土砂を搬入されてしまったというふうな状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） この問題については、いわゆる埋められてしまったほうが泣き寝入りしていた状態です。相手は相手ですから、それで今度新たな埋め立ての申請が出たときに、やっぱり町はあの問題について、あの産廃はどうなっているのですかということぐらいは聞いてからやっぱりやるということになるのではないですか。その後の質問や何かにもあるのですけれども、あのときに埋めたのが、いわゆる下の田んぼ、全くこう埋まってしまってあった沼もなくなりました。その産廃のいろんな水も流れていって農業水路もいつも汚染されたと、当時の産廃の中身は本当に産廃ですから、トイレの便器や何かまでは全部あそこの中に入ってしまったというところを考えると、やっぱりそこら辺は町ももう少し真剣に考えてもらいたかったというふうに思うのですけれども、あれ撤去されていないと思います。そういうのでいうと、そこどうなっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 お答えします。

産廃のほうにつきましては、先ほどちょっと答弁をさせていただきましたけれども、そのところには今回の事業者が別な事業者であったということもございまして、そのところには所有者と確認をした後で土砂等の搬入はしないということでの当初の

申し出でございましたので、それをちょっと信用してしまったということが現状か
と思います。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、下に埋められた産廃は全く町は確認しなかつた
と、確認もしていないと、あれ業者にどういうふうにするかについても問い合わせも
していないということですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 こちらで確認しているのは、所有者より事業者が産業廃棄物
の位置、それについては確認をしているということでの申し出がございました。その
中でそのところには盛り土はしないということで業者の申し出であったということ
で、土砂のほうを搬入されてしまったという状況でございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 私は、7月の8日の日に既に田んぼ埋まった方、ここで固有
名詞を挙げていいのかどうかかわからないですけども、一緒に行きまして、そういう
話があったのか、あるいは下の水利権者なんかに対しても、そういう話があったのか
という話を聞きまして、一緒に行ってみました。あったのは挨拶程度だったと、木を
伐採しますと、それで資材置き場にしますという形だけで、下の関係についてどうす
るのかということについては全くの話はなかったということです。多分その方もずつ
と見てますから、そういう話もされなかったと。どこからどこまでがどうなっている
のかというのはないと。それでどんどん、どんどん盛り土されていくという形で、最
初のちょっと大きな雨が降ったときに、もう既に土が流れて、かつて埋まったような
ところまでずっと流れていたと、これはもっと大きな問題になっているなという形で
相談も受けて、私も町のほうにも問い合わせを始めたわけですけども、そういう関
係でいくと、やっぱりこの辺のところはあそこのところが、そういう一時間題が、20年
前でもそういう問題があったということであれば、当然その状況なり量を把握するた
めにも申請時でやっぱり見ておくべきだったろうと思うのですけれども、それがちょ
っと手薄だったのかなと。これは今後の反省点になるのだらうと思いますけれども、
住民説明も十分されなかったということですよね。近所には重機が入って、少しうる

さくなりますということと、あわせてどういうふうになるのか、ただ単なる伐採ですというふうに聞いたので、ああ、あそこが少しやぶになっているところを切ってくれるだけなのかなというふうに感じた。実際あれだけの盛り土していけば近隣地の人については、それだけの泥が流れているというのは明らかにわかるわけですから、いるのですけれども、この住民説明もこの300平米の埋め立てではしなくてもいいのだということによろしいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 住民説明につきましてお答えさせていただきます。

住民説明で、申請の段階でこれにつきましては許可案件ではないというふうなことをお話をさせていただきました。これにつきましては、許可を与える条件の中で規則で定めさせていただいてございます。規則の中で許可を受ける案件につきましては、事前協議を実施をいたしまして近隣の住民、また地権者、下流域に存在する土地改良区等の同意をもって事前協議を行うと、その中で添付書類として求めているものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 周りの方々の同意が、全く説明がないからされていないという状況です。それで、今度いわゆる小堀がそういう形で田んぼや何かに使うという形になってくると、埋まってしまったらどうするのだろうかとか、いろいろ言っている人もいます。どこからどういうふうに説明をされてくるのか、ある人に会ってお話聞きましたら、いわゆるどこか音頭をとってくればいいのかと、我々はあの業者に説明してくれと言ったって、とても聞き入れるような業者ではないという形で、場合によったらあの中に一緒に埋められてしまうのではないかというふうな、そういう不安感を持ってとても声かけられないよという人もいるのです。これが、今の産廃や何かの埋め立て業者が自分で請け負ってやりながら、どんどん、どんどん下請だか何だかわからない、ダンプ1台幾らですよという形でやらせているのかわからないような状況の中で、いざとなれば自分の会社を潰して金だけ持って逃げてしまうと。

実はこの問題は私は香川県の豊島、これが30年ぐらいの闘争をやって、それで最後は業者が倒産してどっかいなくなってしまったと、それを県が数百億の金を出して産

廃処理したわけです。これは社会的な問題になりました。私は、隣の直島というところで三菱の会社がそれを請け負って、いわゆる全部この処理をしてもとに戻すという形で始まったばかりに視察に行かせていただきました。上に立ったときに、ここまでなければやれなかったのかということまでも考えると、一度議会報に書いてるのですけれども、視察結果を。そこへいくとやっぱり後になってからいろいろと問題が出てくるというのは、これは町が金を出さざるを得なくなる状況が出てくるのかなという形も考えると、やはりそこら辺のところをきちっと捉えていかないとなぜいのではないかなというふうに思っているのです。ですから、今後の町の、これは4番目にも入ると思うのですけれども、被害が出た場合の問題については、やっぱり町がきちっと中に入って対応してやるということになってくるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 まず、1点目の住民説明会でございます。

こちらにつきましては、業者等々の説明会ということではございません。そういった中でこちらにつきましては、先ほど吉本議員のほうにもご答弁をさせていただきましたけれども、こちらの地域に協議会が設置をされてございますので、町のほうから今措置命令等々出している状況がございます。それらの進捗状況も含めまして地域の地権者の方々、住民の方々につきましては、ある一定の時期につきましては説明を申し上げ、進捗状況等もあわせてご説明をする機会というのは必要ではないのかなというふうには担当としては考えてございます。

それから、2点目でございます。補償等の内容でございます。こちらにつきましては、事業者のほうに対しまして、こちらも行政指導ということで今現在といたしましては流出土の除去の命令を出している状況でございます。そちらの進捗状況もあわせて適切に行政指導のほうはしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 私の考えるのは、今後何らかの土どめをしなければ土砂は下に落ちていくと、そうすると農業用水なんかも汚染されていくという状況は出てくるだろうと思います。先日行きましたら、ただあれだけの雨でもあれだけ崩れていくわ

けですから、そういう問題では今後十分な対応をしていただきたいというふうに思います。

では、次に移らせていただきます。時間もかなりたっておりますので、1回目の質問で終わってしまうかもしれませんが、国保の県単位化についてであります。平成20年としてありましたけれども、これ30の間違いです。平成30年4月から国保の改正の都道府県単位化が始まり、公的医療費の削減と勤労国民への加重負担が目指される制度の再編成であります。

戦後の国保の出発は、社会保障としての国庫負担の確立からであります。そのための事業の運営が健全に行われるように努めなければなりませんし、社会保障としての国保の個々の加入者の経済状態に配慮し、保険料（税）の減免や医療機関の窓口患者負担の対応も国保法で明記されています。

1975年58.9%の国庫支出金割合が年々削減されて、2014年では23.7%となり、各自治体段階では何とか国保会計を維持するために法定外繰入金を行って赤字補填の努力を行ってきました。一般会計繰入金（法定分・法定外）も国保特別会計繰り入れもふえ、また個々の保険料負担も重く、応能負担等に応益負担は厳しさが増えています。1人当たりの保険料も1985年4万3,359円が2014年では9万3,203円と重くなってきており、所得を占める割合は19%以上の自治体が多数となっています。低所得者世帯にとって保険料の負担は厳しさが増しており、そこで伺います。

(1) 伺いたしまして、町が県に納付金算定はいつごろにおりてくるのか。仮算定であっても国の基準変更が相次いであっても、それに合わせて改めて算定が求められるのか。仮算定で保険料が高くなることが予想されるなら、町としてはどう考えて対応していくのか。納付金についても同様なのか伺います。

(2) 伺いたしましては、国保保険料の「1人当たり平均保険料」だけでなく世帯数、所得額など個々具体的に保険料を試算すべきと思いますが、対応について伺います。

(3) 伺いたしまして、町独自の保険給付額、保健事業を後退させないためのこれまで行ってきた事業は継続させるべきと思いますが、考え方についてお伺いいたします。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 それでは、質問項目3の(2)、(1)につきましてお答えさせていただきます。

算定の時期につきましては、国保制度改革に係るスケジュールでは、県から市町村へ納付金の仮算定の提示がされるのが本年11月中旬以降となっております。その後、12月以降最終的な国の基準、本計数が提示され、市町村では算定に必要なデータの修正を行い県に提供することにより、平成30年1月中旬以降に30年度の納付金が決定され、市町村に提示される予定であります。

保険税につきましては、仮算定の結果では現在の平均保険税より高い数値が出されております。県の運営方針案にもございますが、低所得者対策の充実を図るため法定軽減割合を7・5・2割軽減への拡大を実施していく考えであります。また、税収、交付金等で納付金を満たさない場合の方策として、激変緩和措置の特例基金、県繰入金の利用が現在考えられるところです。

続きまして、(2)につきましてお答えさせていただきます。町では、提示された保険税率等によりモデル例として試算しているところであります。今後さらに具体的にシミュレーションの範囲を広げて試算を行っていく考えであります。

続きまして、(3)につきましてお答えさせていただきます。国保広域化後も保健事業は嵐山町として実施し、引き続き保険者間の連携や関係部署との連携を図り、効果的、効率的な事業実施に努め、医療費の適正化に取り組んでまいる考えであります。なお、町独自の保険給付につきましては現在実施しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 1時間なくなりましたので、私も細かく質問していけばまだ1時間以上かかってしまうと思うのですけれども、1つだけお聞きします。

シミュレーションの関係です。今度2回目が出ました、県から。課長さんご承知ですか。8月の末にもう県はホームページで載せております。嵐山町もかなり上がります。計算でいくと1万2,000円を超えるのではないかなと思っているのですけれども、これは正しいでしょうか、そこだけお聞きしておきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 第2回目のシミュレーションにつきまして、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、第2回の定例会の際にお答えいたしました、比較いたしますと平成29年度の1人当たりの保険税額の算出は12万5,864円ということです。28年度の1人当たり保険税額と比較いたしまして、1万2,749円の増加となっております。これが2回目の分でございます。

なお、第3回目のシミュレーションが出ております。こちらは今月中旬に県の国保運営協議会、そちらで協議されまして公表となります。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そうすると、それは課長さんの答弁どおりということで、県のホームページに載っている資料で正しいということですね。全国的にはまだ出ていない県がいっぱいあります。具体的にどうしていいのかわからないと、12月にはほとんど出るだろうというふうに言われているのですけれども、その中でまた幾らかあれが出てくるのかなと、差は出てくるのかなと思っているのですけれども、私も国保の問題についてはもっと細かく聞きたかったのですけれども、実は次の12月の定例会でも、この問題についてやっぱり聞いていきたい問題がいっぱいありますので、そのときにしていきたいと思います。ちょっと私のほうも時間食ってしまったかなと思ってるので、一応これで終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。再開時間は2時5分といたします。

休 憩 午後 1時53分

再 開 午後 2時04分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日5番目の一般質問は、受付番号5番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の「殺処分ゼロをめざす！」取り組み飼い主のいない猫をふやさない対策についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 議席番号6番、畠山美幸、今回は町制施行50周年記念の土日議会ということで多くの傍聴者の皆様におかれましては、議会まで足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。議長よりご指名がございましたので、通告書に沿って質問をさせていただきたいと思えます。

今回大項目3点につきまして質問をさせていただきます。まずナンバー1といたしまして、「殺処分ゼロをめざす！」取り組み飼い主のいない猫をふやさない対策について。

川島地内で現在地域猫の取り組みをしておりますが、ほかの地域からも子猫保護依頼が後を絶ちません。生後6カ月を過ぎたら避妊、去勢手術をすればふえないのです。しかし、手術となるとお金がかかる、命ある子猫がそこにいると心情としては餌を与える、またふえるというのが現状でございます。餌を与えるのであれば、最後まで責任を持ってほしいのです。ふえてしまう前に役場環境農政課に連絡をしていただければ、会のほうでアドバイスや手術のお手伝いを地域猫の会でお手伝いができると思えますので、まだまだ周知が足りない状況でございます。

そこで（1）、今後の周知方法の考え方は。

（2）、子猫の里親募集の周知協力は。

この2点につきまして質問したいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 それでは、私のほうから質問項目1、（1）につきましてお答えします。

飼い主のいない猫をふやさない対策につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律において、所有者及び占有者の責務等として飼養及び繁殖に関する適切な措置を講ずる旨の定めがあり、飼い主のモラルの向上について、町の広報やホームページで周知を行っているところでございます。町内では、飼い主のいない猫の保護や里親探し等の活動を行っているむさし嵐丸地域猫の会があります。今後は保健所、獣医師会等の協力をいただきながら、むさし嵐丸地域猫の会の活動内容の紹介、周知も含めま

して、動物の飼い主の責務とモラルの向上のための広報を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、小項目（２）につきましてお答えします。子猫の里親募集に関する周知につきましては、むさし嵐丸地域猫の会より随時情報をいただき、猫の特徴や写真を町のホームページに掲載し、広く里親を募集しているところでございます。今後も引き続き会との連携を図りながら、殺処分ゼロを目指した取り組みを行っていただければと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今後は保健所とか獣医師会などに協力をいただくという答弁がございました。川島地区で、今地域猫の取り組みをやっているおかげで、川島地区のほうにはポスターを張ったり、また回覧板を回して猫の飼い方ですとか、ふやさない対策ということで周知をしているところですので、若干川島のほうではわかってきてくださっているのかなとは思っております。しかしながら、全町となりますと、まだまだ猫をふやしていらっしゃるところを見受けて、そういう方々から、どこからか私たちの会があるということを知りつけて連絡が入って、今いろいろと対応していく中で、こういう取り組みをやってくれたのねということで、会のほうのメンバーさんになってくれた方もいらっしゃいます。

そういう中で、やっぱり周知が本当に行き届かなくて、この周知を、ではどうしたらよろしいのかなと思ったところが、今回会のほうに、やはり子猫がいるということで社協のヘルパーさんがあるお宅に行ったところに、子猫がここに2匹生まれてしまったのよということで社協のほうから会のほうに連絡が入って、その子猫を2匹保護し、また里親に出したという経過がございます。ですので、今後は社協さんまたはシルバー人材さんなどは、町内のあらゆるところに足を運んでいらっしゃるの、社協さんやシルバー人材センターさんの協力などをいただきながら、今嵐山町ではふやさない対策をやっていますよと。今このように飼い主のいない猫がふえているところがあるのなら、ぜひ役場を通して会のほうに連絡を入れますのでということで、嵐山町のそういう施設の方々の協力を得ていただけると、もっと早く町内で取り組みが進むのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　それでは、ただいまの件につきましてお答えさせていただきます。

基本的にこちらのほうの地域猫に関しましては、将来的には飼い主のいない猫をなくすこと、これが最終目的だと思います。こちらにつきましては、町の広報等で行っていくということで答弁をさせていただきましたけれども、関係機関そういったところとやはりこの会の存在を広く町民の方、団体をご承知をしていただきまして、そういった取り組みに賛同していただければ、より事業効果が上がるのかなというふうに考えてございますので、機会を見つけてまた周知連携等も図っていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長　第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、私たちの会の皆様が、もういろいろと猫のことは詳しい方でいらっしゃると思いますので、手術のご協力ですとか、アドバイスなどをしていただけると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(2)のほうに移ります。子猫の里親募集の周知ですけれども、現在嵐山町では本当にありがたいことにホームページの掲載をしていただいて、周知をしていただいたおかげで、何とかうまく子猫たちが引き取られて里親を探せる状態であります。また、メンバーさんの中にはご商売をされているお宅があったり、またインターネットのアプリなどを活用されて投稿したところが、先日はそのアプリに投稿してくれたメンバーさんのところに、群馬のほうからわざわざ子猫を見に来ていただいて、2匹の子猫を引き取り、かえってお土産まで置いていってくださったというありがたいようなお話を伺っております。

ですので、今現在は嵐山町としてはホームページに載せていただいているところでございますけれども、会の皆様の引き取りが進んでいるのですけれども、一日も早く子猫たちの保護をしていただくために、やっぱり何日も置いておくとどんどん大人になっていってしまいますので、やはりホームページ、あとは公共の施設のポスターですとか、そういうご協力もやっていただければありがたいかなとは思っておりますけれども、お店のほうとかには、また会のほうでお願いには行けると思っておりますけれども、

公共施設、駅等などに、今こういう子猫がいますよというようなポスターなどを張らせていただくということはお手伝いしていただけるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 それでは、広報の関係につきましてお答えさせていただきます。

里親の猫につきましては、随時里親が見つかった猫、また更新等の手続があるかと思えます。ホームページ、また町のほうで行っていますツイッター等につきましては、それらの媒体を使いながらリアルタイムでお知らせをさせていただけることができるかと思えます。また、地域猫の会、そのものの広報につきましては、団体の紹介でございますので、協力いただいている箇所につきましては掲載をお願いするということはあるかと思えます。

また、子猫のほうの里親のほうの掲示につきましては、これリアルタイムに情報が変わってくるかなと思えます。こちらにつきましては、地域猫の会とまた相談をさせていただきながらどのような方法がいいのか、随時新しい情報を提供していくという必要性もあるかと思えますので、その辺については研究、調査をさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） やはり猫というか動物、つい最近も猫の虐待のニュースがありましたけれども、何か子猫に熱湯をかけたとか、火であぶったとか、前足を何か縛ってお腹にティッシュをつけていたとか何とかというような、だからやはり環境面においても、子猫とかがそういうのふえてしまうと、そういう事件性もふえてしまうので、一日も早く嵐山町としましては、せつかくむさし嵐丸地域猫の会の皆様がいらっしゃいますので、連携をとりながら、嵐山町としては一日も早くそういう飼い主のいない猫たちをゼロを目指した取り組みをやっていただければと思います。もらい手をふやす以上に重要なのは、無責任な飼い主を減らすことです。安易に飼って安易に捨てるのが、どんなにいけないことかをあなたの学校で友達みんなに教えてあげてほしいという動物センターの方からのお声もございましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。1番につきましては、以上で終わりにしたいと思えます。

それでは次に、2番目の項目に移りたいと思います。雨水貯留槽の設置補助拡大について。

水道水は家庭に届くまで多くのエネルギーを要する。雨水貯留槽に雨水をためて庭や花壇の水まきに使うことにより省エネにつながり、天然資源の有効利用になる。現在浄化槽から下水道に転換した場合の浄化槽の雨水貯留施設転用補助金はありますが、拡大について伺います。

(1)、町内の方が雨水貯留槽を設置する場合にも補助するお考えは。

(2)、公共施設に設置のお考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、菅原上下水道課長。

○菅原浩行上下水道課長 それでは、私からは質問項目の2、(1)につきましてお答えをさせていただきます。

本町における雨水貯留施設の設置に対する補助事業の趣旨も、天然資源としての雨水の有効利用と、雨水の地下浸透による雨水流出の抑制を図るためとしているものでございます。補助対象を下水道処理区域内における下水道接続に伴って不用になった浄化槽を、雨水貯留施設に転用する場合に限定されているところでございます。議員のご指摘されるとおり、雨水貯留施設により省エネルギーを進めることは、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制することになり、また天然資源を有効利用することは、省資源社会を実現することになり、環境政策、環境教育などにおいて大変有意義なものであると思っております。現在補助対象の拡大についての検討は実施しておりませんが、今後課題といたしまして、先進事例や近隣市町村の動向などを注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(2)について、植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 それでは、(2)につきましてお答えいたします。

議員ご質問の公共施設への雨水貯留施設設置の考えでございますが、基本的には今後各施設の大規模修繕や、新たに施設の整備をする際、活用目的とその有用性を検討した上で設置の可否を判断したいと考えております。

なお、現在雨水貯留槽を設置している町の施設は、菅谷中学校体育館と七郷小学校体育館の2カ所でございます。これらの施設は、近年の大規模改修整備の際に、自然

エネルギー資源の有効活用や環境負荷の低減という観点から、太陽光発電設備とともに雨水貯留槽を設置したものでございます。具体的な活用方法は、菅谷中学校が体育館の屋根下にある花壇の水やり、七郷小学校が体育館トイレの洗浄水及び散水用でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、(1)のほうから再質問させていただきます。

現在嵐山町では、都市下水道の設置をしたときに浄化槽が余ってしまうので、その浄化槽を無駄にしてはもったいないですねということで、町の嵐山町浄化槽の雨水貯留施設転用補助金交付要綱が手元にあるのですけれども、ここの趣旨には雨水の地中浸透を積極的に推進し、都市気象の緩和と雨水の流出抑制を図るため、浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行うものに対し、予算の範囲内において補助金を交付すると趣旨が書いてあります。そして、また用語の定義というところで、第2条の3項のところに、雨水貯留施設とは、敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及び雨水貯留槽に関連する給排水設備で、雨水を中水道等として利用するための施設をということであってあります。

これは、でもあくまでも浄化槽を転用した場合ということで、嵐山町におきましては地球温暖化防止条例という条例もございますので、そういう観点からやはり省エネ、あと二酸化炭素排出抑制という意味からも、これはやはり嵐山町内に設置するのはベストではないのかなということで、皆様のお手元に今回資料としまして、簡単なものなのですけれども、大体幾らぐらいでこの設置ができるのかということで、230リッター入るものから、100リッターから150、200、300と大きさはさまざまございまして、お値段がその程度ということで、一部ちょっととってみました。

また、これをつけることによって雨水をため、水道水のかわりに1日約20リッター、年間で7立方使用した場合、上下水道料が約1,860円節約できますよと。あとレインセラーが満水になるまでの時間はということで、150リッターのレインセラー、貯留槽が大体10ミリの降水量があった場合に、1時間程度で150リッターが満水になりますよと。150リッターの水は、ではどのくらいの量になるのかともしましたら、5リットルのじょうろで30回分お花や野菜などにまけますよと。二酸化炭素はサッカーボール250個分抑制できますよ、2.5キログラム抑制できますよということが書かれてお

ります。

ですので、私ちょっときのう、例えば町内業者の方に設置してもらったらどのくらいの設置料が必要なのでしょうねって、たまたまちょっと町内業者の方と会う機会があったので聞きましたら、1万5,000円から2万円はもらいたいかなと言っていましたけれども、大体この機種が4万円程度ですけれども、これに1万円、1万5,000円から2万円つくると6万円ぐらいのものを設置して、町で上限をちゃんと決めながら設置すれば、そんなに高いものにはならないのではないのかなと思うのですけれども、町長どのように貯留槽、レインセラーお考えになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 貯水の話ですけれども、今課長答弁のように、今までもやってきたこともあるのです。それでそれがそんなに広がらないできてしまっていた。ですので、今までも合併の単式というのですか、それをかえるときの補助をやったりしてきたわけですけれども、それもふえていかないような状況あったり、広報不足もあるでしょうし、認識が周知ができなかったというようなことで、いろんな状況があると思えますけれども、この方向というのは資源を大切にというので、方向ですから、町のほうは今総務課長が答弁したように、大規模改修のときに考えていきたいと思います。それとこちらについても担当課長を説明、答弁をさせていただいたように、先進事例ですとかいろんなところのあれを参考にして取り組んでいこうと。

それで、いろんな事業展開をしている中で、今このところのこれを優先順位でどこまで入れられるかという大きな問題があると思うのです。ですから、やるのはいいわけですけれども、嵐山町のどこまで余裕があるか、そしてそれを今このところに投入すべきだという時期なのかどうなのかというようなことも、担当課を中心として議員の皆様方のご指導をいただきたいというふうに思っております。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 一日も早くこういうものが設置されるといいなと思っておりますけれども、確かに予算が必要なことですので、優先順位と今お話がございましたが、今すぐエコのこととかに町民の方もすぐ考え、私いつだったか暖炉の質問もしたと思うのですけれども、暖炉というか、まきストーブの質問もしたと思うのですけれども、そういうことを町民の方からちょっと言われることが多くなってきております

ので、ぜひ一日も早く検討していただければと思います。

今回、東松山市の市役所に行ったときに、東松山市の入り口のところにも、もうこれが既に設置してありまして、ああ、もう東松山市にはこういうのがついているのになって思いました、貯留槽が。今植木課長から答弁ありましたとおり、七小とどこでしたっけ、2カ所設置がしてありますよという答弁がございましたけれども、七小と菅中の体育館のところに2カ所に設置が、公共施設ではありますよと。ぜひとも嵐山町のいつも夏になるときれいに有機アサガオだとかグリーンカーテンをいつも庁舎のところやっけていただいています。ああいうところのそばに貯留槽を置いて、その水を利用してお水をまくというと、町民の目にも触れて、これは一体何だろうということ周知が図れて、私もああいうのつけてみたいと思うと思いますので、ぜひとも一日も早く設置できますことをお祈り申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、最後3番目の質問に入らせていただきます。嵐山町町制施行50周年を迎え、嵐山町の未来を担う子供の教育についてです。

少子高齢化が進んでいる現在、未来を担う子供の教育を嵐山町はどのように進めていくのかお伺いします。

(1)、ICTを活用した教育と環境整備。

(2)、英語教育について。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

文部科学省が行った児童生徒に対する調査によりますと、学習に対する積極性や意欲、学習の達成感などについてICTを活用した事業の評価が高くなっております。また、学習指導要領におきましても、随所に学習指導におけるICT活用が例示されております。ただ、ICTそのものが児童生徒の学力を向上させるのではなく、教員自身がICT技術を効果的に活用し、児童生徒に応じたわかりやすく深まる授業を実現していくことが、児童生徒の学力向上につながるものと考えております。より高い教育効果に結びつけるためには、ICT活用に加えて指導の狙いの把握、日ごろからの児童生徒の実態把握、授業における発問、指示や説明のタイミングといった従来からの授業技術との融合が重要となります。

本町におきましては、プロジェクター、電子黒板、タブレット等のICT機器やデジタル教科書等のICT教材も予算措置をいただき整備してまいりました。今後より授業の質を高められるよう、各学校等の先生方の意見を聞きながら、さらに日常的に高頻度で活用できるICT環境について検討してまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。新たな学習指導要領では、小学校、中学校、高等学校を通して、各学校段階の学びを円滑に接続させ、英語を使って何ができるようになるかという観点から、聞く、話す、読む、書くの4技能に関し一貫した教育目標を示しています。

小学校中学年から外国語活動を開始し、音声になれ親しませながら、コミュニケーションの素地を養い、高学年では身近なことについての理解や表現によって、聞く、話すことに加え、読む、書くを含めたコミュニケーション能力の基礎を養います。

中学校では、身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養い、互いの考えや気持ちを英語で伝え合える能力を重視します。新たに教科化される小学校での英語教育を充実するため、既にALT、英語指導助手を派遣したり、中学校との連携のもと、中学校英語教員が小学校での授業に参加したりしていますが、学習効果の高いICTの活用も含め、有効な教材の検討も行っています。また、今後国において小学校教員の中学校英語免許証取得を促進するなどの施策を行ってまいりますので、県、国のさまざまな施策に留意しながら英語教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、(1) から再質問させていただきます。

嵐山町におきましては、プロジェクター、電子黒板、タブレット等のICT機器を完備しているという答弁がございましたが、プロジェクター、電子黒板、タブレット、パソコンなどは、各学校に何台ずつ設置をされているのかお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 パソコンについてでございますけれども、小学校につきましては、菅谷小学校に40台、七郷小学校に20台、志賀小学校に25台でございます。中学校につきましては、菅谷中学校、玉ノ岡中学校とも43台ずつでございます。プロジェクター

につきましては、各学校1台でございます。電子黒板につきましては、小学校各学校1台、中学校につきましては菅谷中学校1台、玉ノ岡中学校2台となっております。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） パソコンが抜けています。パソコンもわかればお願いしたいと思います。

○大野敏行議長 いや、タブレットのことは回答していなかったなと思うのですけれども。

○6番（畠山美幸議員） 失礼しました。パソコンはお伺いしたので、タブレットの数がまだご回答がございません。

○大野敏行議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 失礼いたしました。タブレットにつきましては、菅谷中学校、玉ノ岡中学校ともパソコンを同じ台数でございますが、43でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） すみません、書いてありました。

そうしましたら、これだけのICT機器を充実させているということは、Wi-Fiですとか無線LANですとか、そういう整備のほうはもう全て完備、全施設改良になっているのか、一部のところで使えるようになっているのかお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

Wi-Fi等の設備につきましては、中学校は配備が完了しております。小学校につきましても、今後中学校と同じような配置状況になるように配線等も含めて、今準備を進めているところでございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今配線ということは、Wi-Fiではなくて無線LANでやるということでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 無線とWi-Fi含めて、今はまだ小学校のほうは完備して

おりませんので、中学校と同じ状態にする予定になっております。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先ほどの答弁の中に、やはりこのICTというのは、生徒さんたちはもう生まれたときからスマホやタブレットなどがあり、十分になれ親しんでいるデジタルネイティブ世代であるのに対して、教師、私たちもそうですけれども、教師の年齢はなかなか指導するのが難しいのかなって思います。そういう中で、先ほど答弁の中に、職員の研修など、どこだっけ、随時学習、教員がこういう説明を子供たちにできるために、勉強しなくてはついていけなくなっているのではないのかなと思うのですが、そういう教師が研修に行く機会というのはどのくらいの期間を持っているのかお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

外部にパソコンのための研修に行くという機会は非常に少なくなっておりますけれども、校内におきましてもパソコンにたけた者がおりますので、各小中学校におきましては、それぞれ研修、幼稚園も含めて研修を実施しているところでございます。

内容につきましては、さまざまでございますけれども、今はプレゼンテーションソフトがございますので、さまざまなきにそのソフトを使って映像、文章等をスクリーンに映し、説明する機械がございますので、それでもパソコンの研修になりますし、また小中学校におきましては、既に通知表等を打ち出す形になっておりますので、やはりパソコン等に習熟しておりませんと活用することができません。また、中学校は特にタブレットを使った授業もございますので、全体ということではございませんが、各教科ごと小グループでの研修というのは適宜実施をしている状況でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） パソコンのほうは、先生方ふだんから職員室に置いてあって使っていらっしやると思いますけれども、タブレットはパソコンに比べればタッチパネルで進めていけるわけなので、そんなに難しくないのかなと。プレゼンテーションの研修はやっているということもありますので、わかりました。

タブレットなのでございますけれども、お子さんたちは、これはあくまでも学校での使用であって、例えばおうちに持って帰って宿題をそこでやってくるとか、そういう仕

様にはなっているのかなっていないのかお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 学校での使用のみで、おうちに持ち帰ってということにはなっておりません。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうしましたら、ICTのところ、ICTを使うことで、映像や音声を使うことで五感に訴えてわかりやすい授業が受けられる。また、黒板に板書するといったことがないために授業の効率化も図れるということで、メリットもある中で、デメリットとしましては、やはり先ほどタブレット43台とかということでございますので、一遍に子供たちが使ったときに、同期を起こして誤作動というのが、動かなくなってしまうとか、そういうようなデメリット的なことというのは起きておりますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 グループでの活用等もございます。いろいろなアクシデントがある場合には、先生方で対応できるものとできないもの等もございます。特に各中学校においてはICT支援員さん、こちらのほうが各学校、月に2回ほど来ていただいております。こちらのほうで、実際先生方に授業の支援、細かい打ち合わせですとか、作業案内、研修等も行っております。その中で、ふぐあい等についてのお問い合わせ等も学校のほうで支援員さんにしておりますので、そういう形で対応しております。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 本年は、IoTやAI、人工知能の開発などでIT技術の発展で、第4次産業革命と呼ばれる本年でございます。そういう中で、経済産業省はIT人材が2030年に最大で約79万人不足すると試算しております。そういう中で、20年度から小学校でプログラミング教育が必修化される、人材育成、指導内容などについて、地域間格差が懸念されているということが新聞記事に載っていたわけですがけれども、今後このプログラミングという、どういふもの私あるのかちょっとよく、プログ

ラミングがよくわからないのですけれども、こういうことを指導できる先生、またそういう20年を見越して、今からそういう研修をしているのかどうなのかというところをお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

プログラミングと申しますのは、コンピューターの言語を使って何かをつくるということにも通じるわけでございますけれども、現実には論理的思考力、パソコンのプログラムをつくと、それに間違いがありますとパソコン自体が動きません。それと同じように、子供たちに論理的な考え方を育てるということで、プログラミング学習を小学校から実施をしていくわけでございますけれども、既に中学校におきましては技術家庭科の時間にプログラミングというのが、非常に時間としては短い時間でございますけれども、実施をされております。したがって、今後は小学校でプログラミング学習が入ってくるようになった場合には、英語と同様に中学校の英語の教員が小学校に行って指導しているのと同じように、中学校の技術科の教員に小学校に行って指導をしていただくような機会ができればというふうに考えているところでございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 大体お時間は、年間にしてどのくらいとるような予定、現在今中学生には技術家庭科で、時間は短いけれどもというご答弁ございましたが、現在はどのくらいお時間をとっていて、今後はどのようなお考えなのか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 先ほども申し上げましたが、中学校においても3年間を通して技術科の時間自体が少ないということもありますけれども、数時間しかございません。小学校につきましては、今後どういう体制で取り組んでいくのがいいかというのを、また検討させていただければと考えております。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。今後本当にI o T、A Iの時代ということで、どういう時代になるのか、今の子供たちはパソコンとかこういうI T技術を使ってい

ろいろとやっていく仕事がふえてくるのかなと思っておりますが、(1)のほうは以上で終わりにして、(2)に移らせていただきたいと思います。

(2)のほうのご答弁は、今も現に5、6年生、また中学生のほうは、もう中学生は当たり前に行っているわけですが、今ALTを活用しての授業でございますけれども、ALTは年間こちらの費用はどのくらい今かかっておりますか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 ALT、長期契約で委託はしておりますが、すみません、今現在手元に金額の資料がないので、お答えできない。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 多分40万前後、金額私もちょっと調べてこなかったのですが、お聞きしようと思っていたのですけれども、実は今回英語教育ということで、たまたま今回私、自分の党のほうの夏期講習会に行ったときに、公明党には岡本議員って国際的な議員がおります。その方、ゴールドマンサックスでお仕事なさっていて、すごくいろんなところにたけている方でいらっしやまして、その岡本議員が今回茨城県の境町というところで、ある英語の授業の実施を提案して、それを受け入れたという実績がございます。この9月から始まっているところなのですけれども、実はネイティブ英語を教育に使うということで、フィリピンの先生が大変にこのネイティブ英語だということで、フィリピンの方はすごく勤勉でいらっしやって、また英語もそういう日常会話ができる、またコストも安いということで、そういう方を招致して、茨城県境町では、327万円のお金を使ってその先生をお迎えしているということです。

境町というのは、隣が古河インター、古河市というのが隣にありまして、そこに日野自動車という大きな企業があるために雇用もある。境町は何を売りに、やっぱり少子高齢化で大変な、2万4,000人の人口がいるようなのですけれども、ここを何とか活性化させたい、人口をふやしたいということで、では教育に特化したまちにしましょうということで、岡本さんが提案したわけなのですけれども、それがフィリピンの方を招致して、もう小学校のうちから生の英語を聞いて、小学校のうちにはもう英検3級をとらせるレベルにしよう。そしてまた、中学では2級をとれるぐらいのレベルにしよう。また高校は、たまたま境町には公立の高校もありまして、そこでは準1級

を目指せるぐらいの英語能力にしていこうということで、人口、とにかく英語に特化したまちづくりということで、人口を呼び込もうという対策をしているのです。

今回、町長も教育日本一を目指すということを打ち掲げて、今年度頑張っているところでございますけれども、やはりこれからの英語力というのは、グローバル社会において大変必要なことだと思います。この英語能力がつくことによって、現在の生涯賃金が2割から5割アップする、英語の仕事ができることによって。また、この子供たちが例えば外に出てしまうのではないかとっても、例えば1人当たりその先生たちをつけて3万5,000円というコストが1年間でその子供にかかったとしても、今度はその子供たちが隣の千葉県成田とかで仕事をしたとしても、ふるさと納税で返してもらおうよというような考え方で子育てをしていったらどうなのだという提案をしたというのです。

ぜひ嵐山町も、今回いろいろ佐久間議員さんもきょう1番で質問した、夏休みに子供さんたちに今土曜日に授業をして、またこの後もずっと続けてくださる教育もあるのですけれども、こういうことというのもすごくいいのではないかなと思ひまして、予算のかかることですので、こういうことは町長、すばらしい考え方だなと思ひましたのですけれども、ぜひ嵐山町でもみんなが英語がしゃべられるような、こういう学力をつけるのはいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 教育について、先ほどお話ありましたように、日本一の教育のまち嵐山、つくっていこうということで、教育委員会でも今しっかり取り組んでいただいております。それには、今お話しのように英語だけでなく国語も含め、いろんなものも含め、そして嵐山町の学力を上げていく、それにはどうしたらいいかということで、ソフトも含めて教育委員会のほうで考えていただいております。

ですので、この課外授業の分についても、どういうふうにしたらいいのかということ。そして、これからの学校のあり方等についてもどうしたらいいのか、それがグローバル化している世の中にどう対応を嵐山町の子供たちができて、世界に飛び出していけるかというのは、教育員会で今しっかり検討中ですので、お待ちをいただきたいというふうに思っています。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひと教育長、英語をうちの嵐山町の児童生徒たちに、もうこの比企管内では断トツで英語ができるよというような、そういう施策、何かお考えがあるか、では伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

PISAという世界的なテストがありまして、その中では日本語に関しまして、例えば言葉と申しますか、漢字は非常にわかっているのですけれども、言葉の使い方がよくできていないということがございますので、本年から何年間かでございますが、3年生、4年生につきましては、学習支援教室で基礎的な学力を身につけるよう努めるとともに、小学校の5年生、6年生には日本語検定を実施をさせていただきまして、日本語の使い方、敬語を含める日本語の使い方について、もう一度見直していきたいというふうに考えております。また、中学校の1年生から3年生につきましては、直接英語力の向上に結びつけたいという希望もありますが、日本英語検定について受検料の半額を年1回補助をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

畠山議員さんのお考え、私も非常にすばらしいお考えだと思うのですけれども、なかなかまずは地道に自分たちの足元から少しずつ固めていければというふうに考えているところでございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 今、中1から中3の英語検定というお話がございましたが、ただ日ごろの授業をやっているだけでは、なかなかどのくらいを目指されるのかわからないのですけれども、せめてやっぱり中3だと準2か2級ぐらいはとらせてあげたいなという親心があるわけですけれども、それを目指すために、学校側としては何か対策をされるのでしょうか。ただ、英検半額だけは見るよではなくて、そのためにはテキストを用意してあげるとか、それだけの実力をつけるための何か努力は学校側はなさっていただけるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 文部科学省の目標は、中学校3年卒業時で英語検定3級合格50%だ

ったと思っています。各学校の英語教員は、英語検定の前に3級ですと面接試験等がございますので、それに対する対策等は実施しているところでございます。今のところ、そういうのが現状でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今後は、さっきもプログラミングというお話がございましたけれども、こういうのには全て英語が必要だというお話も伺っておりますので、とにかく私も日本語がうまく話せませんけれども、英語なんか全く話せませんけれども、やはり母国語は大事だと思うのですけれども、これからやっぱり世界に打って出ていくためには、英語は本当に必要だというのは実感しておりますので、英語力をつけるためにいろいろ対策していただけたらと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間は3時ちょうどいたします。

休 憩 午後 2時52分

再 開 午後 3時01分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日6番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の新焼却施設についてからです。どうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

初めに、新焼却施設についてです。（1）として、新焼却施設が嵐山町も入った広域行政で吉見町大串地区に建設が決定しております。当地は約30年前の裁判において、新設しないとされた場所です。裁判の和解条項の条文にはこういうふうにあります。債務者、町としましうか、行政側としたほうがいいですね。行政側は吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町内にごみ処理施設を新設、または増設しないと、そういう和解を結んで終わった裁判であります。行政を

つかさどる者が、裁判で新設しないとした場所に建設することは、司法を認めないことになるのではないかと思います。町はどのように考えているのか伺います。

(2)、周辺整備として、プールや浴場を計画していますが、嵐山町民の利用はどのくらい見込んでいるのでしょうか。

(3)、利用度が低い場合、施設建設費の支出のあり方は検討されているのかお伺いします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 それでは、質問項目(1)につきましてお答えします。

昭和61年当時の債権者との和解につきましては、埼玉中部環境保全組合との間で成立したもので、現在新しいごみ処理施設の整備に取り組んでいる埼玉中部資源循環組合とは別団体であることから、和解条項の効力が及ぶ範囲ではないと考えます。ただし、これをもって住民を無視し、一方的に事業を推進するものではありませんとの見解により、事業が推進するものと考えます。

質問項目1の(2)につきましてお答えします。新ごみ処理施設整備構想に掲げられた周辺関連施設につきましては、その具体化に向けて吉見町役場内にプロジェクトチームが発足し、地元としての検討が始まっております。今後住民アンケート、地元連絡協議会並びに副市町村長会議、幹事会での検討、地元説明会、パブコメを経て、基本設計が固まる予定であります。現時点におきましては、構成市町村ごとの利用について見込んだものはございません。

質問項目(3)につきましてお答えします。建設費の支出のあり方につきましては、正副管理者会議、副市町村長会議、幹事会において検討協議され、組合議会におきまして規約の変更の審議を経て、決定するスケジュールとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 裁判所の和解が中部環境保全組合と今度は中部資源循環組合、組合が違うからということで、前の和解に縛られるものではないのだという、こういうことです。これ私、今原告で裁判やっていますけれども、私たちの弁護士も、私自身これが大変問題ではないかなと思ったら、別人格というのはよくあることなのだということで話ししていたのです。どういうことであるかという、例えば欠陥商品を

大量に売りさばき、クレームが来たらその会社を潰して、そしてまた同じような会社をつくる。社長は同じなのですよ。だけれども、別人格で前の会社の責任はないと、こういう言い逃れが、この別人格というときにはできるのだということなのです。これを行政側が今やっているのです、やるのです、やっているのです。こんなひどいことではないではないですか。そう思いませんか。いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 お答えします。

こちらにつきましては、中部資源循環組合での見解でございますので、この場において私がお見解について答弁することにつきましては、差し控えたいと思います。よろしく申し上げます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうではないのです。嵐山町も入っているのですから、こういうひどいところからは、やっぱり意見言うべきですよ。これでは、ここに建てるのはまずいということを、そういうことを言うべきなのです。そうでしょう、町長。どっちですか、どうぞ。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 川口議員さんは、これまでもこの問題についてはいろいろ取り上げてこられて、今も川口議員さんがおっしゃいましたけれども、裁判でも争われている、こういう案件でございます。町の考え方は、今一部事務組合を組織しております9市町村の考え方に沿って申し上げておるところでございます。ぜひこの点についてはご理解を賜りたいと、このように考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 理解はできないのですけれども、それでこれ到底理解できないのですけれども、それでさらに理解できないというか許せないのが、こういう裁判で争って和解でもうつくらないとした場所に、これ議論して議論してどうしても9市町村なくて、ここに決まったのだというのだったら、まだ私もわかりますよ、それだったら。そうではないのです。平成24年11月26日、このとき、平成24年というと、今

一部事務組合ができていますけれども、その前の協議会もまだできていない時代ですから、とにかくこれね。そのときに一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に関する関係市町村連絡会議、こういう会議が開かれていたのです。その場でも決めているのです、当時の新井町長が。聞かれて今の場所に建てると、大串地区に建てたいということを言っているのですけれども、最初から問題のあるところへ建てるということを決めておいて、それで町長参加しているのですから、こういうところは見直していくべきだというふうに思います。やる気ないでしょうから、次、(2) 行きます。

それで(2)、今周辺整備は何を考えているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 周辺設備の関係につきましてお答えします。

こちらの周辺整備移設用地につきましては、スポーツ広場、健康増進施設、足湯等を含みます、農産物販売所も含みます。また、駐車場、電気自動車の充電施設を含ませて、約3万平米を予定してございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) プールや浴場は、今おっしゃった中にはないのですが、そのほかにという意味で捉えていいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 周辺施設としてお答えしましたので、健康増進施設、こちらの中に入っているというふうに考えます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 吉見町にできた場合、これまだ協議がされていないということで、今後パブコメ等にとって予定を考えたいということなのですが、そんなに利用はないのではないかなというふうに想像できるのです。それで、そんなに利用できないもの、嵐山町は予算支出したけれども、利用者がいなかったら、適切な言葉ではないのですが、不利益になってしまうと思うのです。お金だけ出して近くの人が利用するというので、これ不利益な予算支出というのは可能なのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 周辺施設整備につきましては、これ全体計画の中で地域要望も踏まえて必要とされる一連の関連施設整備でありまして、基本構想、基本計画の中にも位置づけられているものでございます。この中のある部分のみを切り離して嵐山町にとって不利益であるというようなことはできないという考え方でございます。あくまでも広域の取り組みが基本でございまして、その枠組みの中で、一円でも安く施設整備をし運営をしていくという計画を推進していくということが重要であろうかというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 全体でやるのだからということであるのですけれども、これつくらなくてもいいのではないかというお話は、つくったって構いませんけれども、嵐山はそんなに出しませんよということは十分言えると思うのです。それを決められた金額でもし来られたら、これは嵐山町民にとって不利益になるわけです、そうでしょう。

植木課長は、今まで環境農政課でいたから推進の立場だったから、そういう答弁してしまうのでしょうかけれども、一般論として私伺いたいのです。町民が不利益をこうむるような予算の支出というのは、これは可能なのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 一般論としては、不利益になるような支出はしないというのが基本だと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そういうことで、そこでいいですよ。それ何か異論あるのだったら、今のうちにおっしゃってください。そういうことで、嵐山町の意見としては、プールや浴場、利用者いないのだから出しませんとか、出してもわずかですとか、そういう範囲でとどめていただきたいと思うのですが、もともと私はつくるのに反対なのですけれども、皆さん方は強行しようとしているから、あえて申し上げるのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 周辺施設の件については、川口議員さんいろいろご心配いただいて、私から改めて申し上げるといことは大変失礼なことかもしれませんが、周辺施設が計画をされたというのは、この地に9市町村が決定をし、吉見町が受け入れたと、受け入れるに当たって地域から要望が出てきたと。その要望の実現のために考えられたものが、この周辺施設というふうなことでございまして、今この周辺施設どういものが必要なのか、その原点に返って吉見町ではプロジェクトチームをつくって、吉見町とすればどういう施設が必要なのかというふうな検討が始まったと、この間そういう報告がございました。

それから、今どういった方が利用するのかというふうなところに非常に懸念があるわけです。嵐山町、あるいは一番遠い東地区のほうからここを利用するのかと、そういう当然それございまして、それについては今後いろいろ考えられておるわけですが、住民アンケートをとると、これこの間事務局からお話がございました。そのとる範囲、9市町村なのか、地元吉見地区なのか、これ意見がまだ集約できておりません。いろいろ考えがございます。それから、施設のどういう方が利用するのかということもまだ把握ができておりません。

それで、副市町村長会議、8月の29日に行われたわけですが、ある市の副市長から、つくったらそれが使われなかったということでは困るよと、こういうふうな発言もございました。ですから、今後ご心配いただいていることも含めて、各幹事会、副市町村長会議、正副管理者会議、それぞれの過程で慎重に検討していくべき課題であろうというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 再度申し上げますが、嵐山町民が利用しない可能性が非常に高いですから、アンケートをとるのだったらとるのは構いませんけれども、そういう結果になると思いますので、それにふさわしい金額しか出さないように重ねて申し上げておきたいと思います。

次に移ります。土砂の埋め立てについてです。これについては、もう既に2人の議員がもう質問しておりますので、早速質問事項から入っていきたくと思います。質問事由は割愛したいと思います。

それで、私は（１）から（５）までは、今回の経過とどう解決したらいいか。（６）から（９）までが、このような埋め立てを今後させないために、どういう措置をとっていくべきか、そういうことで質問をしたいと思います。

そこで（１）、20数年前の埋め立てはどのくらいの量が埋め立てられ、産廃、土壌汚染はなかったのか、また流出した土砂はどのくらいの量か。さらに原状回復はされたのか。

（２）、そのような場所に埋め立ての話が来たとき、町はどのような指導をしたのか。

（３）、運び込まれた量はどのくらいか。これ1,700立方メートルというお話がありました。その数字だけを述べるのであれば、（３）はお答え結構です。ほかにあれば伺います。

（４）、土砂の流出、崩落があり得ると考えます。よって、原状回復は、代執行を含めて早急にするべきではないでしょうか。

（５）、埋め立てをした業者は、暴力団と関係なかったのか。

（６）、300立方メートル以下は、無届けでできることが、今回埋め立てされたわけです。今後は、ゼロ立方メートルとして、全て許可制に改正すべきではないでしょうか。

（７）、許可をとる段階で手数料の徴収が必要と思います。

（８）、暴力団排除条例をつけ加えていただきたいと思います。

（９）、周辺住民への周知と理解が条例に必要なだと思えます。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、小項目（１）から（９）の答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 それでは、私のほうから質問項目２の（１）につきましてお答えします。

平成3年当時に地元説明会を実施しており、この間で関係者が事業者からの聞き取りで、約600立米が搬入されたと記録されてございます。平成25年2月に行政指導の聞き取りでは、平成12年当時に土どめの材料といたしまして、材木や畳が搬入され、その部分そのままとなっております。土壌汚染は見られませんでした。平成25年5月に実施した地元関係者との話し合いの場での説明で、土砂の流出した土量は測量

の結果、約63立米と記録にあり、現状は当時のままでございます。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えします。本件につきましては、平成29年3月3日に事業者より伐採届が出されました。その際の面積は300平米未満で、残土置き場として使用することでした。また、7月18日には事業者より事業計画書が提出されました。この事業計画書では、条例に基づく許可不要の事業でございました。事業者は、条例の許可案件である300平米未満で、地盤との高さが1メートル未満の盛り土の範囲であれば許可申請が不要であることを承知しておりました。条例施行規則に基づく埋め立て及び盛り土の施工基準についても理解をしておりましたので、町といたしましては、その施工基準に基づき事業を進めてもらうよう指導してまいりました。

続きまして、(3)でございます。こちらにつきましては、先ほど答弁させていただきまして1,700立米ということでございます。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。平成29年7月21日付で条例第19条第2項の規定に基づき、土地の埋め立て等の事業停止命令をしております。また、8月18日付で土砂等の搬入が開始される前の状態に戻すことを求めた措置を命じました。なお、当該措置に対する措置期限については、10月31日までとしております。そして、8月19日に条例第27条の規定に基づく立入検査を実施し、土砂等が隣接地へ流出している状況が確認できましたので、8月21日付で隣接地へ流出した土砂の除去及びその他の必要な措置として、災害発生防止のための措置を直ちにとるよう命じてございます。今後におきましても、条例に従い対策を講じてまいります。

続きまして、質問項目(5)につきましてお答えします。暴力団との関係につきましては、不明でございます。なお、許可案件につきましては、事前協議の際、事業者が土地の埋め立て等に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面について提出を求めてございます。

続きまして、質問項目(6)につきましてお答えします。土砂による土地の埋立て等の規制に関する条例第2条の規定により、町長の許可を受けなければならない事業区域の面積を500平米以上3,000平米未満から、300平米以上に平成28年10月より改正施行されております。条例改正に当たり、先行して定めている町村の事例を参考に、下限面積基準については個人での簡易な窪地等の造成等を想定して定めてございます。面積をゼロにし、許可制に改正することについて、現在のところは考えてござい

ません。

続きまして、質問項目（7）でございます。土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等により、手数料を徴収する場合は条例に定めなければなりません。県並びに県内の市町村の状況を調査し、検討してまいりたいと思っております。

続きまして、質問項目（8）でございます。暴力団排除条例については、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと等を基本理念としてございます。土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第5条第1項第9号の規定により、事業認可を受けようとする事業者に対し、事業者が土地の埋め立て等に関する計画を実施するために、必要な資力及び信用力があることを証する書面を提出を求めています。本条例につけ加えることに関しましては、調査研究をさせていただければと存じます。

続きまして、質問項目（9）につきましてお答えします。本件につきましては、条例施行規則第5条に定める事前協議の案件ではないため、近隣住民への事前説明会、隣接地権者への承諾、下流に存在する土地改良区等の水利権者の承諾は求めておりません。周辺住民への説明会もあわせて求めてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 原状回復が、20年前のがされていないということであったわけですが。前の2人の議員さんの質問にお答えしても300平方メートルはその産廃の奥に、産廃とは違う場所に埋め立てたという話だったわけです。そこまではしようがないなって、今回の条例から見て思うのですけれども、結果的に産廃の上にも積み上げたわけですが。産廃の上に積み上げていいのかどうか、まずちょっと確認したいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 こちらにつきましては、当初はそういうふうな事業の計画ということでございます。本来であれば、その産業廃棄物につきましては、事業者が撤去というのが前提になってくるかと思えます。結果的に今のような状況で、そのままの中で土砂の搬入がされてしまったという状況でございます。いうのは好ましくないということで、これは東松山環境管理事務所のほうの指導機関でございますけれども、

そのようにご意見はいただいております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） よくないということですね。それで、7月21日に行って、これは大変だということで気づいたということなのですが、7月3日に受け付けているわけです。7月3日から21日まで1日も行かなかったわけなのですか。そうではないのでしょうか。毎日行っていたのではないのですか、運び込まれてからは。どうなのですか、それは。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 巡回でございますけれども、毎日行っていたということではございません。先ほど吉本議員さんのほうにもお答えをさせていただきましたけれども、日程的にご連絡をいただいた状況等々で、東松山環境管理事務所等との同席であり、またこちらで巡回の中でさせていただいているというふうな状況でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 毎日行っていない、大変な落ち度ではないですか、これは。やっぱり担当課として、それは責任を全うしたということにはならないですよ。結果的に1,700立方、300立方メートルまでは今の条例では許されるけれども、その5倍強、6倍弱、そこまで積み上げられてしまったと。これは、大変な問題だというふうに言わざるを得ません。

それで、産廃があそこにありながら、新たな残土を持ち込ませてしまった。これをきちんと見に行かなくて積み上げさせてしまったということで、もう一度ちょっと確認したいのですが、ちょっと私の質問がそこであれだったのですけれども、見に行った、産廃のあることを知っていて、その上に積み上げさせていたのかと思っていたのですが、そうではなくて、結局見に行かなくて積み上げさせてしまったということではないわけなのですか。もう一度ちょっと。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 先ほどの、今の見に行ったかどうかということでお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、7月の14日に東松山環境管理事務所と現地に行ったという

ことでご答弁させていただきました。これの翌日に、やはり7時30分の段階でございますけれども、重機のほうが稼働していたということで、担当職員のほうが現地のほうで指導してございます。その後、7月の18日の日に、300平米未満で資材置き場で実施をしたいということでの事業計画書が出されたということで、吉本議員のほうの答弁させていただいたかと思えます。

19日の日に、こちらのほうは事業者が来て、その中で実施をするのだということで窓口対応をさせていただいてございます。その後7月の21日に土量の確認のためということで立入調査をさせていただきまして、現地での測量、事業の停止命令というふうになってございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、7月18日の事業計画を受け取ったときに、これは現地は見えていないわけなのですか。私は14、15どっちかで行っているのですけれども、あの時点でもうかなり運び込まれておりました。そのころの時点では行っていないのでしょうか。先ほど毎日ではないけれども、行っているのは行っているということですね。ちょっとあわせて伺いますが、このころ行っているのかどうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 お答えさせていただきます。

巡回につきましては、先ほど申し上げさせた日時に現場のほうに職員等が出向いて実施をしてございます。そういった中で、事業者の施工につきまして疑義等が見受けられたということで、それらをただす意味で7月18日に事業計画書をきちんとしたものを出しなさいということで指導の後、そちらに18日に出されたものが300平米以下で1メートル未満での事業実施をするのだということで申請をされたわけでございます。それにつきまして、その後現状等を見させていただいた中での疑義ということで、7月21日に現地調査を実施したという状況でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 7月18日の時点で、私はもう300を超えていると思うのです、かなり。そのときには、測量というのですか、はかろうとも思わなかった、業者の言い分をそのまま信じてしまったということなのですか。ちょっとお答えください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 当初、先ほど申し上げさせていただきましたけれども、300平米以下で実施をするということ、きちんと図面的なもの、書類的なものということで計画を出してくださいということで求めたのが、18日に出されたというふうにはこちらでは理解してございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 町長に私含めて3人の議員で申し入れをしました。町長は直ちに見に行ったというふうに聞いております。7月20日です。7月20日の時点で見に行って、これは300ではないなというふうには感じなかったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 見に行った時点では入り口のところが塞がっているというか、中に入れない状況で重機が置いてありまして、それでそのところから中を見た。言ってみるとそれだけなのですけれども、あとは下に回ってどんな状況になっているかというところを見たわけです、当日は。それだけです。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それは何、担当課の説明を受けたというだけなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 環境課の係と一緒に行って、こういう状況でという話を、今のような説明を聞きながら状況を見てきたと。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 根拠が必要だと思うのです。要は300だということでは、どうして300なんだということは、そこは聞かなかったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 こういうふうになっている、外からですから、量がどうだとか広さがどうだとかというものだってわかりません。それで、その後それを調査するという事になったわけです。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そういう緊張感のない対応が、今回の事態を生んだのだと思います。やっぱりそれは猛省を促したいというふうに思いました。

それで、ちょっと次に進みますけれども、1,700立方メートルというのは、これ先ほどちょっと吉本議員さんが聞いてお話ししていただきましたけれども、どういう計算でなったのか、ちょっと私先ほど聞きそびれてしまったので、もう一度お願いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 これにつきましては町の職員で、資格を持つ職員で現場のほうに入らせていただきまして、測定器具により算定をさせていただいた数字でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか、正直言ってこの1,700というのが本当に正解なのだろうかという私は疑問を持っています。もっと本当は多いのではないだろうかというふうな。第一もとの高さというのがわかっていないのではないですか。これわからなければおよその範囲でやるしかないですよ。ちょっと、それ伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 こちらにつきましては、通常の道路等を測量する中で、センターから両側を調査をさせていただいてございます。両サイドののり尻を等高線で参考にさせていただいて、その地盤高ということでの、その上の量が1,700立米だということこちらを試算してございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 私、初めのころ行ったときには入って行って、だんだん下がっていくのです。そういうのはちゃんと計算入っているのかどうか、ちょっと疑わしいなというふうに思わざるを得ません。

それで、今回の問題は条例に基づいて今やって、除去命令を出しているということです。これ返事はいつまでに来ることになったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 履行期限が10月の31日でございます。速やかに作業を進めていただきたいという内容で措置命令を出させていただいてございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、10月31日まで待つことになってしまうのですか。これから台風シーズンで、大雨が降って、今だって流出しているわけです。下に流れ出ているわけです。前は63立方だということで、本当にこんなものかなって思うのですけれども、今度は積み上がった量自体がもう全然違うわけでしょう。前は600立方メートル、今度は1,700、1,100立方メートルも多く積まれたわけですから、これ沼なんて埋まってしまいますよ。それをこれから台風シーズンの中で待つということなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 こちらにつきましては、そこまで待つということではなくて、事業の除去命令というのは速やかに実施をしていただきたいということで命令を出してございます。これにつきましては、1,700立米を全て除去するに値する期間、最終を定めて履行期限が10月31日ということで、今措置命令を出させていただいている状況でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） どのくらいの開始でやらないと間に合わないということになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 どのくらいの期間というものにつきましては、こちらでお示しができるものというのは、今現在ございませんけれども、先ほど申しましたけれども、災害の防止ということも加味しまして、速やかに事業着手していただきたいということで行政指導しているところでございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 8月18日に送ってから、今のところ何の返事もないのでしょ

う、連絡もないんでしょう、ないのですよね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 こちらにつきましては、郵便とまた電話連絡等で速やかにしていただきたいという旨の行政指導はさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） だから送って、相手から何の、ではいつごろ始めますよということ、そういう連絡はないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 特にその返答につきましては聞いてございません。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それで、あとはもう政治判断ですよ、これ。これから台風シーズンで、きのうの夜もかなり強い雨が降りました。長い時間ではなかったから、まだきょうちょっと行って見ていませんけれども、そんな大きな流出ではないかなとは思いますが、これで台風が来て長時間降ったら、これは大規模な崩落、流出、そういうことにつながっていくと思うのです。これとりあえず代執行で先にやって、請求すればいいではないですか。そういうふうに条例になっているではないですか。いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 この問題につきましては、吉本議員さん、河井議員さん、議員さんからもご心配をいただいている、まさに台風シーズンを迎えて町はどうするのか、こういうことでございます。

ちょっとお時間頂戴して、この条例が運用開始したのは今年の10月でございました。非常に2年間の懲役、これ罰則です、100万円以下の罰金、刑法を伴う大変強い町としては条例です。この運用が、まさに初めて無許可ということ、この条例の運用を今始めたところでございます。さまざま手続を経て、最後の手段が行政代執行だと、こういうふうに考えております。ただ、千手堂の地元の方々に対しては、大変なご心配をいただいております。申しわけないというふうに考えております。町としての対

策、今できる対策は何なのか、至急協議会開いて、議員さんからご指摘いただいたことも含めて、緊急的に対応できることについては、土地の所有者、事業者に対して命じております。それをやらなかったときどうするのかというお尋ねでございますので、至急対策をとっていきたいというふうに考えています。

この条例、私から議員さんに申し上げるのは、大変釈迦に説法的な話になって恐縮なのですが、この条例自体は性善説で成り立っているのです。この申請者は、悪人が申請をしてくるというふうになっていません。それから、一定の基準、300平方メートル、1メートル、こういうふうな技術基準もあるわけですが、どこでどう判断するのか、担当課も非常に業者からの申し立て、聞き取りでは、業者を信用せざるを得ない、そういう状況の中でこれに対応してきたわけですが、今後におきましては、課長から答弁申し上げましたけれども、しっかりしたマニュアルをつくって町民の皆様方にご迷惑がかからないように、町としてはその責任を果たしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そんな時間ないのです、私が申しましたように。台風シーズンが、もうこれから来るわけですから、大雨に襲われるということがあるわけですから、そうしたらもう崩落、流出、これ大規模になっていくと。下の沼なんて簡単に埋まってしまうのではないのですか、あの程度の沼だったら。あれでしょう、町はため池農法というのを推奨しているのでしょうか、この比企郡の中でも。ため池なくなってしまうわけです。そういう面でもまずいのではないですか。やっぱり代執行をとりあえずやって、台風が来る前に片づけてしまって、お金の請求をしていくということをしていくべきだというふうに思うのです。いかがですか、副町長では答えられないので町長、ようし、ではやるかと言ってください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、今回の状況について副町長のほうから説明をさせていただきました。そういう状況で、今お話しのように代執行ということですが、なかなかこのところ、最終的なところまで進むというのは慎重を期して、県内でもいろんなところで行っているわけです。そして、現在でも行ったところが、まだ1カ所あるとかな

いとくぐらいだという報告を聞いております。それぐらい県と連携をとりながら市も町も一緒になって対応を今苦慮しながら進めている状況ですので、うちのほうにもそういう形で県のご指導をいただきながら、今進めている最中ですので、もうちょっと状況を見ていただきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） では流出して、その残土も含めて、いよいよ町がやらなければならないなってなったら、その流出分も、畑や沼に流れた分も町がやるということにするということなのですか。今の答えは。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今申しましたように、今回の対応に当たっては、性善説で成り立っている。相手の人は悪い人間が来るのだというのを前提で待っているわけではありませんので、こちらの言うことを、行政の言うことを聞きますよ、それではこういうようなことでこうやるのですね、こっちの言ったことは守っていただきますね、はい、守りますというようなことで進めてきたわけです。しかし、午前中にも話ありましたように、ちょっと甘くないかというような状況もありますので、経験も少なく、そしていろんな研修も少ない、勉強も少なかった。そういうものを含めていろんな経験を積み重ねている最中ですが、そういうものをしっかり組み立てて、嵐山町の中でガードがしっかりできるような体制をつくっていきたい。それには県と今連携をとりながら、ご指導いただきながら、早い対応ができるように努力をしているという最中ですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 至急あの残土を取り除くということが、今あそこまで埋め立てさせてしまった町の責任です。これ、毎日見に行かなかったというのですから、これも責任です。町長自身も見に行き、根拠もなく300以下だっただけ聞いて、ああ、そうですかと帰ってきてしまったと、これも責任です。

ですから、これは町がやらなければならないのです。事業者がやらなければならないのですけれども、事業者がどういう事業者かわからないのでしょうか。わからないような事業者なのでしょう。だったら町がとりあえずやらなければ解決しません。崩落します。私はそのことを強く申し上げておきたいと思います。

暴力団との関係なのですが、不明ですというのは、これは聞かなかったということなのですか。暴力団排除条例が町にありますよね。暴力団を排除するための活動の推進に関し暴力団排除条例を嵐山町が設けているわけです。ですから、あなたは暴力団ですか、暴力団でないですかというのは、これ聞かなければならないと思うのです。これ聞いていないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 ご答弁させていただいた内容でございます。規則の中で定められている条項についての提出は求めてございませんので、その確認はしてございません。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっと担当課に伺いますけれども、暴力団員が今回の埋め立てをやるということはできるのかどうか、この暴力団排除条例からして、できるのかどうか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 暴力団との関係でございますけれども、参考までに私申し上げるのですが、平成25年当時、太陽光発電と称して町内のあちこちに埋め立ての話が持ち上がりました。そのときに、その業者については全て名刺をいただいたものについて小川警察署のほうに調査をしていただきました。そうしたところ、ほとんどの方が、そのとき10人ぐらいいたと思いましたが、反社会勢力かどうかは明らかでないと、暴力団であれば暴力団ということで登録がしてありますので、暴力団かどうかということは、今の調査ではそうではない。ただ、反社会勢力かどうかということはわからないというふうなことだったのです。

どこに注意すべきかということそのとき言われたのは、何しろ適切に対応して、その方に対する町の対応方針です、しっかり適切に対応して、余り仕事が進む前に断ると、これがもう第一だと。余りにも相手が金かけてしまうと、それを回収しようとして非常にしつこくなると、そういうふうなことを言われました。それで、不当要求に対しては、町は毅然として対応するという方針を決めまして、町の職員に対して小川警察署のほうから研修を開いていただいたり、そういった対策も講じました。

今回の案件については、暴力団かどうかというのはわかりませんが、担当課に聞きますと、非常に温厚な感じな、何か強く不当要求をしてくるような内容ではなかったと、そういうふうには聞いていますけれども、明らかではございませんでした。担当課がご答弁申し上げたとおりでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これ茨城町の残土条例の中に暴力団排除条例に該当する者、これ欠格要件として入れているのです。ちゃんと聞くのです。暴力団ですかということ。入っていない人も警察との照会をして、どうかというのを審査してそれでやるのですけれども、そういうことをしていかなければいけないというふうに思います。それで、そのことを述べて次に進みます。

300平方メートル以下、これについてゼロにして許可制に改正することについて、現在のところ考えていないということなのですが、茨城県茨城町の条例がゼロに改正しているのです。これいつ改正したかということ、平成27年、施行日は6月1日ですから2年前ぐらいです。何で私、電話で聞いたのです、ゼロにしたのですかって。もう茨城県では頻発しているのだと、ここは500以下だったらいいのです。500以下ですって、嵐山町も同じです、300だというの知っていたのでしょう、知っていたというふうに書いてあります。やっぱり茨城県でも500以下は無届けでいいのですねと。それで初めて大量に埋め立てをして、それがあっちでもこっちでも起きているということなのです。

茨城県の阿見町も昨年の7月25日、こういうふうに改定、改正しています。近年ゲリラ的不法投棄事案の発生や改良土の持ち込みなど、条例の盲点をついた行為や悪質で巧妙な手口が増加しています。そのような悪質な行為を規制し、町民の安全と良好な生活環境を確保するため、条例を一部改正をしますということで、やっぱりゼロからにしているのです。茨城町の担当者に聞いたところ、茨城県自身が全県に指示を出しているというふうに言っていました。これは担当者の言葉なのですけれども。

嵐山町でも300以下だったら無届けでできるのでしょうと来ているわけですから、今後来ない保証ないでしょう。これ以下だったらしょうがないって言わざるを得ないのですよ、担当課だったら。そんなことをさせないためにゼロからにしていくべきではないですか。それを細かいものというか、自分の家の建築するためとかそういう

うものは省いているのです。除外しているのです。そうすれば、そんなに多くの町民が影響受けないというふうに思います。加えて言えば、誰かこの改正で苦情がありましたかと聞いたら、2年間たっても一件もありませんということだったのです。ゼロからしてみましようよ。いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 300平米というのは、課長から答弁があったとおりののですけれども、川口議員さん茨城の事例も今ご紹介をいただきました。昨年の10月につくったばかりでございますので、ぜひ検討の時間を与えていただきたいというふうに思います。しっかり検討したいと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、検討する間にまた来たと、来るということも考えられますよね。どういうふうに対応するのですか、それは。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 条例の中身を見てみますと、今回いろいろ命令を発したり対応方針を決めたりする中で、条例の解釈が非常に不明確というか、迷ってしまうような条文もございました。そういったところも含めて、それから事前協議制度、議員さんからおっしゃっている事前協議について、今個人の宅地造成等は除外をするというようなお話もございましたけれども、トータルに考えて、事前協議もしっかり運用している。今規則に定められておりますけれども、これをどう条例上扱っていくのかどうか、罰則等のかかわりも出てきますので、ぜひそういった面も含めて総括的に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 川口議員の持ち時間は5分以内です。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 毛呂山町の条例が、おっしゃるように事前協議が必要なのです。これ条例に入っているのです。私も今度入れようかなと思ったので、余りにも数が多くなってしまうので、これは省いたのですけれども、事前協議も大変大事な抑止力になるなというふうに、これは読んでいて思いました。同時にこれ毛呂山町に私、

当時総務経済の委員長していましたが、視察に行ったときにこれを聞いて、大きな抑止力があるというふうなことでは説明しておりました。

中で、やはり事前協議と同時に許可をとる段階での手数料、これも大きいのではないかと、というふうに話していたのです。そうかもしれないなと思って今回提案しているのですけれども、毛呂山町ではどういうふうになっているかというと、500以上1,000平方未満だと1件につき1万円、1,000を超えて3,000まで2万6,000円、3,000以上が5万4,000円というふうにとることにしているのです。やっぱり悪質な業者への一つの抑止力にはなるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか、これまた検討するということなのですか、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 毛呂山町の条例、私も調べさせていただきました。この事務は、非常に事務の煩雑さ、時間もかかります。そういったことで高額な手数料が条例化されているというふうに私も感じました。ぜひこの点も含めて研究させていただきたいと思えます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 周辺住民への周知と理解、特にこの理解というのが大事なのです。嵐山町でも説明会は開くようにあれではなっています、環境保全条例でもなっていますけれども、理解までは求めていないわけです。理解しようがしまいが、事業所側にとってみたら、説明したらそれで終わりというふうになんてなってしまうわけですので、この毛呂山町は理解まで求めているのです。ぜひそこまで、非常に前向きな検討をしたいということで、ご答弁はいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 本町の条例の第5条の第2項で、周辺の住民の方に対しては事前に説明をして理解を得ると、そこまで規定をされているわけなのです。ですから、ただ説明をすればいいということではなくて、きちんと理解をしたものを報告書で検討してくださいというふうな、こういうことになっていますので、そのように進めたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開時間を4時10分といたします。

休 憩 午後 3時59分

再 開 午後 4時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○大野敏行議長 先ほどの畠山議員に対する答弁の中で、永島教育長より訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 申しわけありません。先ほど畠山議員さんからお尋ねのありました生徒用のパソコンの台数でございますけれども、小学校につきましてはデスクトップのパソコンでございますので、40台、20台、25台に変更はありません。中学校に關しましては、生徒用のパソコンは、タブレットにも使えるしパソコンにも使えるというものでございますので、タブレットとして43、パソコンとして43でございますけれども、実際には43台しかございませんので、誤解を与えてしまつてまことに申しわけございませんでした。

よろしく願ひいたします。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号7番、議席番号5番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の人口減少の抑制に具体的施策をからです。どうぞ。

[5番 青柳賢治議員一般質問席登壇]

○5番(青柳賢治議員) 5番議員、青柳賢治でございます。議長の指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私、今回のこの50周年記念の土日の議会で、どのような質問が今嵐山町に求められているのだろうかと考えさせていただきました。その中で、やはりこの問題が今後先々を考えたときに一番大きな問題ではないかということで、まず1点目を取り上げさせていただきます。

嵐山町の人口ビジョン及び嵐山町総合戦略は、平成72年に人口1万2,260人を維持するための施策の方向性を定めています。3つの基本方針に向かいまして、懸命に努力されておりますことにつきまして、高く評価するものであります。ただ、平成29年度に入りまして、人口の推移はなかなか思わしい数値とも言えません。そこで、下記の具体的な施策を提案したいと思います。町の見解をお聞きます。

(1)、嵐山町人口ビジョンの資料によると、平成21年から平成26年の間の増減による人口増加率がマイナス10%を超える地区が5地区あります。地区から町に人口減少に対するような支援の要請、そのようなものはないのでしょうか。また、各地区に対して町ができる支援等も多くあるように思いますが、いかがでございましょうか。

(2)といたしまして、親子2代で同居の家庭も多いことと思います。特に20代から30代の子供さんと同居する町民税を納税する親子に対して親子嵐山町定住感謝券、このような同居の奨励する施策が今後求められてくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(3)といたしまして、町内貸し家から町内の新築、中古住宅のいずれかを取得して嵐山町に居住したときに、嵐山町ふるさと券として定住に対しインセンティブを付与するという点についてはいかがでしょうか。

答弁のほう、よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

平成27年10月に策定いたしました嵐山町人口ビジョンにおきまして、平成21年と26年を比較し地区別の人口増加率と人口減少率を示しております。議員ご指摘のとおり、そのうち人口減少率が10%を超える地区が遠山、大蔵、古里、勝田、太郎丸地区の5つの地区となっております。地区から人口減少に対する支援の要請はとのご質問でございしますが、現在のところそのような相談をいただいたことはございません。これまで町では、円滑な行政区の運営やまちづくりを図るため、区運営費補助金や地域コミュニティ事業補助金など、財政面での支援を行ってまいりましたが、人口減少は町全体の課題であると同時に、各地区における個別の課題でもあり、町としてできる支援を行ってまいりたいと考えます。

続きまして、(2)につつきましてお答えをさせていただきます。平成27年国勢調査によりますと、嵐山町の1世帯当たりの人員は2.52人であり、22年の数値と比較をいたしますと0.2人の減少となりました。こうした中、複数世代での同居世帯が現代社会にあってはその利点も多く推奨することは重要であると考えられます。町では、平成26年度から人口減少抑制策の一つとして、子育て世帯等転入奨励事業を行っております。これまでの実績といたしましては、平成29年8月現在で計44世帯、139名の転入があったところです。事業実施の周知も進み、平成29年度は当初予算で想定した件数を上回るご相談をいただき、今回補正予算をお願いをしているところです。このような転入奨励事業を行っている市町村も近隣では少ないことを考えますと、新たな施策を導入するには財政事情を鑑みながら検討することが必要と思われ、まずは嵐山町総合戦略に位置づけた地方創生関係事業を優先して実施をしてまいりたいと考えます。

続きまして、(3)につつきましてお答えをさせていただきます。嵐山町総合戦略では、町への定住人口の増加を図るため、良好な住宅用地の確保、子育て世帯の転入者の増加促進及び有効な空き家対策の推進を具体的な施策として掲げ、事業を実施しているところでございます。先ほど申し上げましたが、こうした事業を優先し実施することを第一に考えているところでございますが、現在の子育て世帯等転入奨励事業は、平成26年以降に転入した方に対し奨励金を交付をしているものであり、この要件を満たしていれば、貸し家にお住まいの方が住宅を購入し定住する場合、対象となり得る制度となっています。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) それでは、(1)から再質問をさせていただきます。

この人口減少、確かにこの27年に策定されました嵐山町人口ビジョン総合戦略、これをもう一回本当に読み直しますと、本当にこの戦略に基づいて、3つの今の町が進める活力と生きがいを創出する、さらには子供たちの未来を創出する、住みよい豊かな環境を創出するというところで、嵐山町も一生懸命努力しているのだということにますます気づかされるところでございます。

ただ、私が今年の1月の冒頭に、岩澤町長が新年の賀詞交換会の席で嵐山町が1万9,000を切りましたという言葉がございました。それからずっとこの1万9,000切って

なかなか固定してこない、1万8,000人台の広報紙、これを見ていて、なかなかこういった施策がやはり時間を要するものでございます。果たして今の嵐山町、これから50年考えたときに、このように少しゆっくり進んでいていいものかなというふうに考えたのが、今回のこの質問の発端でございます。

そして、私が今ここに申し上げました5つの地区、この地区の区長さん全てではございませんけれども、このような地域の中でお年寄りとお兄ちゃんが住んでいる家庭が多いです。お年寄りだけの家庭なのですよ、でも多いと。そういうことも少し区長さんたちといたしますか、区長会長さんなんかも含めて、ちょっと私なりに聞き取りをさせてもらったのです。そして、どうなの、そういうこと地域の中で危機感みたいなものないのか聞いていたら、なかなか我々ができることではないということなのです。それで、私はやはりその辺を、今嵐山町のきょうのいろいろな森議員の中にも区長会の制度の話、あり方出ていました。そこで、私が区長会含めてこの地域、今答弁でもいただきましたけれども、もう少しこの総合戦略の持つ危機感のようなものなのです。これがもう少し地域にも共有されなくてはならないのではないかとというふうに考えているところなのです。

そして、一つお聞きしたいのは、今嵐山町が区の行政を運営させていただくために運営補助金という形で、恐らく29年度予算で770万円ぐらい出ているわけでございますが、これについては全く性質を特定するわけでもなく、その地域で自由に使っているものだろうというふうに私も推察するところでございますが、各地区によってばらつきもあるかと思えますけれども、一番多い地区、さらには少ない地区もあると思えます。どのような金額の配分でその運営補助金が出ているものでしょうか、お尋ねいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁を申し上げました区運営費補助金に関しましては、円滑な行政区の運営を図るため、行政区の運営に要する経費として1世帯当たり1,000円という金額でそれぞれの区に交付をさせていただいております。当然行政区によっては、世帯の多い、少ないございます。多いところを申し上げますと、一番多いのが志賀2区でございます。こちらが92万2,000円、次がむさし台、平沢1区、この3つの地区が総額で

申しあげまして50万円を超える金額を交付をさせていただいていると。

その一方、世帯数大変少ない行政区もございます。一番少ないところが根岸でございまして2万7,000円、次が遠山、太郎丸、この3つの地区が5万円を下回る金額の運営費補助金というような形で、大変地域によって格差があるというような状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やはり先ほどからも厳しい一般質問が出ていまして、町の台所考えても大変なご事情だということは当然理解できます。ただ、この区の運営費の補助金というものも、恐らく今まで何らかの見直しもあったのかもしれませんがけれども、もう少し町が32年までのこの事業を展開していくのだというところへ、もう少し予算を落とし込んでいくというか、限定をしていくと、そういうような捉え方もこれからはないと、なかなか根岸の2万7,000円ではとても区の運営なんかできません。そして、片方は92万2,000円というような金額になっている。もう少しこの辺の区の運営費の補助という捉え方を、この人口減少のために少しみんな理解し合って使ってみたらどうだろうなというような提案が町側からあってもいいのではないかと私思いますが、課長どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

この区運営費補助金につきましては、先ほど申し上げたとおりに特に用途は定めておらないわけですが、使い道といたしましては、それぞれの地域におけるコミュニティづくり、こういったものに使用していただいているというふうに思っております。例示をいたしますと、例えば嵐山夏まつりであったり、町民体育祭、スポーツフェスタあるいは地域のいろんな行事、こういったものに使用をいただき、地域づくりに使っていただいているのだなというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、地域によってかなりの差があると、こういったことに関して、実は以前少ない地域の区長さんから、やはりこの金額ではなかなか厳しいよと、こういった声もいただいたことがございます。小さいところというのは、当然その区の加入率というのは恐らく100%だというふうに思います。片や大きい世

帯のところはアパートがあったり何があったり、区に加入をしていないにもかかわらず、こういった区運営費補助金が出ていると、こういった状況もあろうかと思えます。やっぱり今回ご質問いただいたということもございますが、こういった多いところよりも少ないところを何とかもう少し手厚くするというのも、一つの方法としてあるのではないかなというふうに今考えておるところでございます。ただ、具体的にどうするというのは、今後十分研究してまいりたいなというふうには思います。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） それで、この答弁をいただいた5地区です。やはりある程度集落が厳しい状況、場所でもあるわけです、その地区を維持するということの。やはりこれから恐らく加速度的に、嵐山町でなくても、日本中の中でも、もう島根県なんかでは大変な状況になっているという本も出ています。

私、ここで少しやっぱり税金なんだよね、税金を少しみんなできなくなっていくようにお金の使い方を少し考えてみたらどうだろうな。これは今言ったように、これだけばらつきがあった場合に、ある程度なかなか予算がない中で、ではこれを少しこの地域の皆さんのほうで、各地区における個別の課題でもあるというふうに答弁いただきました、今。そのようなことに絞って限定をして、少しその分を割り増ししてちょっと地域の中で考えてみてくださいと、あるうち一軒出ていってしまった。それを何とかでは親戚の人でもどなたでもというような形を考えると、そういうところに結びつけていくようなお金の使い方もあるのではないかなというふうに考えますけれども、町長どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

人口減少の問題についてご提言をいただいております。大変ありがたい話でございまして、町から出ている地域に対する応援のあれを、もうちょっと絞り込んでいったらどうか、提言です。どこのところにどう絞っていったのが地域の中では生きるのかというのが、これ一律かどうかというのもちょっと難しいかと思うのです。町のほうではこう思うのでこうあれなのだけれども、地区ではどうなのだろう、これを同じにこうやったときにどうなのだろうというようなことも出てくると思いますが、この区の

運営費、以前からいろいろお話あるのですけれども、これも地域コミュニティーづくりというようなことで、団体、地域、組織、こういう形で出ているわけです。

それでもう一つは、今議員さんおっしゃるように、個人、もうちょっと小さな感じ、嵐山町への定住のインパクトがもうちょっと強くなるようなものはないだろうかというようなことだと思うのですけれども、そういうものをどうやっていったらいいのかというのが、本当にこの50周年の一番考えていかなければいけない課題だと思うのです。

それで大変ありがたいと言ったのは、前回の議会でも町民福祉の向上、幸せづくりということで一般質問をいただきました。そういうような町民の住みやすさというものを、どうやって少ない財源の中で有効に活用していくかということがご提言の内容ですけれども、やっぱりこれ地域に聞いていく、提言をしていく、これは行政からもする、地域からもするようなものを出し合うということというのは、やっぱり今必要なのではないかなというのは確におっしゃるとおりだと思うのです。そういうものを出し合って、できるだけ効果的に、少ない財源を活用して、何かいい方向に行くような、きょう1日、月が明けて報告を受けたら2名ふえているという報告なのです。ですから、何人減ったというのではなくて、ふえている、たとえ少しでも、2名ですけれども、ふえる。

それで自然増減、これはいかんともしがたいのです。ですから、ほかの社会増のほうでいろんな形でふえる、ふやしていく、人口減少を少しでも抑えていく、こういうことになるかと思うのですけれども、そういうものにこういう形が何か影響しているような形がとればいいなというふうに思っておりますので、お互いに地域から、行政から意見、考え方を、そして使い方を考えてもらってもいいのではないかと思いますけれども。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やはり一概に言えませんが、例えばうちの地域でなかなか出ていったけれども、おばあちゃん一人になってしまったとか、嵐山の中でもよく聞くわけです。市街化区域の中でも聞く。やはりそういったようなことを、少しではちょっと東京に行ってみて、よく昔はUターンとかIターンと言いますけれども、何らかの形でそういう活動を、地域が寄り集まって出ていくとか、そういうなところにも使えていけるのかなと思いますので、ぜひ地域を巻き込んで行政連絡員という形

も市町村等ありますけれども、やはり地域にお願いしながら、地域が守れないと結局はその分嵐山町の力もいろいろなものが落ちていくということにつながっていくと思いますので、嵐山町の第5次総合振興計画では、少子高齢化社会の対応を最重要課題とするということですから、そういう形で進んでいただけたらと思っています。

(2)に移ります。それで、さらにこれを読み込んでいきますと、(2)に私申し上げているのは、単純に親子2代ということではないのです。嵐山町にはもうずっと昔から営々とした歴史が続いていまして、その上に50周年が今回あるわけでございます。そして、この(2)の質問につきましては、うちの地域の中であるお母さんがおっしゃったので、これはぜひ話をしてみようかなということをつくって見たのですけれども、なかなか女性が、35歳未満の女性の転出が非常に高いと、比企、それから嵐山については、何かそこ、何らかの形で守れたらな。さっきのようなグローバルの話とは内向きみたいな話でちょっとあれなのですけれども、私は私なりの主張をさせていただければ、非常に東京に、首都圏に勤めに行ってくると、そこからなかなかうちに戻ってこれない。結局は東京でアパートを借りたり、成増でアパートを借りたりしてしまうと、そのままもうこっちに戻らずに外にお嫁さんに行くなり展開が進められてしまうと。そういう中で、35歳未満の女性が、雇用がないからといえばそれまでのです。ただ、でも今申し上げている、町長おっしゃったように2人ふえている、こういうことが効果になっているわけです。

そこで、私が今定住促進の中で、特に嵐山町の今の定住促進の費用も100万の補正予算を組まれているという答弁をいただきました。少しその辺を、外から入ってくる人も大事ですよ。ですけれども、もう少し中にいる我々の子供だったり孫だったりする、そういった人を少し、中の中に入れてもらえるのであればというような思いでまちづくりに携わるということも大事だと思うのです。

そういうことの中では、限定をしたような、特になぜかという、これからは生産年齢人口減ります。このような形で嵐山町貢献してくれている、そういったことをやっぱり町としてもありがたいよと、大事なことだよというなことを、ほんのわずかなものでいいかもしれないけれども、そういう姿勢というものが出たら、これやはり働いている人、何とか60キロ圏内で東京から帰ってくる、そういうよううちから通っているようなお子さんたちを支援できるようなものもあれば、何とかそれがここに住んでくれている、定住につながっていくという方向にもなるのではないかというふう

に私考えたのですが、課長どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

いろいろ議員さんのほうですばらしい提案をいただいているわけでございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、人口減少対策というのはこれをやればいいのだというものは、私はないというふうに思っております。例えば先ほど議員さんおっしゃったように雇用の問題です、そういったものがあり、環境の問題があり、やはり幾つもの分野が充実をすることによって人口増につながると。

先ほど町長のほうから自然増減、これはなかなか難しいというようなお話がございました。嵐山町の人口の増減の傾向を見えますと、社会増減はこのところ、転出より転入のほうが上回っている状況が続いております。こういったことを見れば、今嵐山町が取り組んでいる一つ一つの事業というものが、ほんのわずかなものかもしれないですけども、ちょっとずつ効果があらわれ始めているのかなというふうに思います。

ちょっと話がいろいろと申しわけないですが、国立の社人研の推計で9,034人という嵐山町が人口になりますと、今から半減しますという推計が出たわけでございますが、27年の国勢調査を見ますと、その社人研の推計値よりも大分改善された数値で移行しているということが見られます。やはり先ほど申し上げましたが、一つ一つの事業を積み重ねることによって、何とか人口減少問題に対して町として取り組んでいく、こういったことが必要なのかなというふうに思います。

今ご提案いただいたわけでございますが、町の選択をした目に見える事業としては、外から入ってくる若者世代、世帯、こういったものを呼び込もうではないかということで、26年から転入奨励事業というものを行っております、一定の成果があらわれてきていると。当初は3年間の事業ということで考えていたわけでございますが、さらに3年間これを延長して、より大きな効果を得たいこうということで現状行っているということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) ありがとうございます。よく近居のスープが冷めない関係だ

とか言われます。ただ、まず住んでいる我々がそのような意識を持っていかないことには、なかなか若い人たちはやっぱりいろんな夢もあるし、いろんな住宅にも住みたい、いろいろあるわけですので、その辺もやっぱりこの嵐山町に住んでいる我々一人一人が考えて、そのような場面、状況つくっていくという形をとっていただかなければならぬというふうに私考えます。

(3)に移ります。今答弁いただくと、これも私、今回ある不動産屋さんのほうから、貸し家の、空き家の話がありまして、今例えば志賀地区はどなたが担当しているのかということになっているようでございます。たまたま聞いた話なのですけれども、あるうちが空き家であっていて紹介された。そこを壊して建設をする建設屋さんのほうから話があって、その方は嵐山の町内のアパートに住んでいたのです。どうしてもある学校に行きたい、近くの学校に行きたいというので、そこに住宅を構えたというのです。そのようなケースでも定住の今の課長が話された、町外からではないのだけれども、該当することというのはいり得るのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 先ほどもご答弁をさせていただきましたが、現行の制度では平成26年4月1日以降に嵐山町にお住まいをされたという要件、それ従前3年間嵐山町にいなかったということもあるのですが、26年4月1日を基準といたしておりますので、それ以降に嵐山町内の貸し家にいらっしゃった方が住宅を構えましたということであれば、現行制度では対象とすることは可能かというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 私もその話を聞いたとき、とてもうれしかったの。何か子供をどうしてもその小学校にやらせたいからって。やっぱりそうした人たちも1人でも2人でも大事にして、嵐山に住居を構えてくれるということ、これは人口減に非常に貢献してくるということになるというふうに感じますので、できる限りそういったことも定住促進という中に含めながら、うまい費用化といいますか、嵐山に居住してくれるということへの、ボーナスと言ってはおかしいのだけれども、感謝券みたいなものもあってもいいかと思しますので、これは検討もあっていただきながら、この質問については、いずれにいたしましても自分の子供たちが住みたいと思えるようなまち

づくりをやってきたかどうかというところに行きつくのだろうというふうに考えます。ぜひこれは我々一人一人だけではなくて地域も含めて、町もやっぱり一体となって今の立ち向かっていくという中に、これから先の50年のまた嵐山町の繁栄があるのだろうというふうに思いますので、そのほうも含めて検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。2点目でございます。嵐山町公共施設等総合管理計画についてでございます。

嵐山町公共施設等総合管理計画が策定されました。管理計画によりますと、将来の更新費用の推計が示されています。公共施設では年間2.2億円不足、インフラ資産では年間8億円が不足し、合わせますと年間で10億2,000万不足するというところでございます。現在の財政状況では対応できない数値であると。全体的な構想により、施設の捉え方として基本方針3点、実施方針6点が示されていますが、次のことにつきまして、町の見解をお聞きいたします。

今後の財源、さらには負担の分担などを含めました公共施設のあり方、このようなものに幅広い根本的な町民的議論が必要なように思われますが、いかがでございましょうか。

(2)といたしまして、今後平成31年度に個別計画を策定するとあります。どのような計画になってくるもののでしょうか。

(3)といたしまして、嵐山町公共施設等総合管理計画の施設ごとの管理に関する基本的な方向性と嵐山町町立小中学校規模と配置の適正化に関する基本方針、これらとの関連性や捉え方についてお尋ねいたします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

本年3月に策定をいたしました嵐山町公共施設等総合管理計画では、総務省が推奨する公共施設等更新費用試算ソフトを活用し、公共施設やインフラ施設に対する更新費用の推計を行ったところですが、その結果を受け、1つとして長寿命化と安全対策の推進、2つ目に総量資産の適正化の推進、3つ目といたしまして既存施設の有効活用等の推進、以上3つを基本的な方針とし、公共施設等のマネジメントを行っていくこととしております。

町では、既に公共施設において、国が求める本計画を策定する以前より、そのあり方については絶え間なく検討しており、既にふれあい交流センターや北部交流センター、生き生きふれあいプラザなごみなどの施設の統廃合を行ってまいりました。今後は、これらの実績を参考にしつつ、基本的な方針に基づき、町民との共通認識を形成し理解を得つつ、施設の利用形態等を鑑みながら、そのあり方について検討していきたいと考えています。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。今後嵐山町公共施設等総合管理計画に基づき、各施設や各施設分類における個別計画を策定することが国から求められています。町では既に上水道においては、嵐山町第2次地域水道ビジョンにおいて個別計画が定められています。橋梁においては、嵐山町橋梁長寿命化修繕計画が策定されています。今後学校においても、基本的な方針が定められる予定であります。個別計画においては、総合管理計画の基本方針に基づき、施設の特性や利用状況、建築年月等を鑑み、詳細な計画をつくるもの、将来にわたる基本的な方針を定めるものなど、柔軟に策定していく必要があると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

◎会議時間の延長

○大野敏行議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○大野敏行議長 次に、小項目(3)について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 それでは、私のほうから質問項目2の(3)につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町総合施設管理計画において、公共建築物のうち学校教育系施設が占める割合は59.3%であります。また、各学校の校舎については、菅谷小学校が最も古く、築46年、最も新しい玉ノ岡中学校でも築34年が経過している状況であります。個別計画策定に当たっては、嵐山町公共施設等総合管理計画第4章、公共施設等の基本的な方針に基づき、学校教育系施設の方向性として記されている長寿命化と適正規模の検討の2点を重視し、平成29年3月に文部科学省が策定した学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)策定に関する解説書をもとに、最小限の費用で、平成31年度中を目標に学校施

設の長寿命化計画（個別施設計画）を作成を進めております。

これと並行する形で教育委員会の諮問に応じ、嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会において、嵐山町立小中学校規模と配置の適正化に関する基本方針の検討が始まったところであり、当然のことながら両者を一体的に推進していくことが必要であり、文部科学省の長寿命化計画（個別施設計画）手引においても、適正規模、適正配置の方針を盛り込むこととされております。ただし、規模と配置の適正化に関する基本方針の答申と、その後の実施計画策定期間については、現段階では未確定であり、平成31年度中に策定目標としている個別施設計画にどこまで反映しているかが課題と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 確かに3月に全協に配られた、そのときはまだ案でしたけれども、これをやっぱりよく見ていきますと、嵐山町の場合はいろいろな施設がやはり上手に統廃合を果たしてきているのだなということが、この説明書からもわかります。ただ、今後やはり先ほどの人口減少、ここに絡んでくるわけでございますが、非常にこれを見ると人口の減りぐあい、そして老朽化をしていくという、いろんなものが、そしてそのままの施設を同じように更新していくとなるとということが、先ほどのマイナスの前提になっているわけです。

ただ、今後一番やっぱり大事になってくるのは財源の確保、ここに行きつくのだろうなと思うのです。それで、この財源の確保となると本当に最後に書いてあるように、なかなかそこまで思いようというか、考えもなかなか町もないですよと、そんなことをおっしゃっているのですけれども、どうなのでしょう、一般会計でもなかなか財調がああいうような状況の中で、やはりこれから先です。なるべくこれから生まれる子供たちや嵐山に住んでくる人たちのためにも、負債を先延ばしにしないというようなことの方がもちろん根底にあると思います。

そういう中で、この財源の確保というためには、やはりいろんなある総面積、そういったものの今までの拡充から、先ほどから話されていますけれども、少しそれが縮充というのですけれども、言葉では、そちらのほうに向かっていかななくてはならないというふうに考えるところでございますが、担当課長としてはどのようにお思いでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、今回の計画の中では3つの基本的な方針ということで定めさせていただいております。その中で、総量資産の適正化というものも掲げておるわけでございます。議員さんがお話しのとおり、今後の人口減少あるいはその人口構成による施設の利用等の状況の変化、当然そういったものを鑑みながら、こういったものを維持をしていくのか、こういったことを十分に検討する必要はあろうかと思えます。

今の施設をそのまま維持するのは、これは財政上とても無理だというような、これはどなたが見てもおわかりかというふうに思います。やはりいろんな部分で今後の嵐山町の状況を予測し、そういったものに合った形でさまざまな施設を見直していくと。既に先ほどご答弁申し上げましたが、上水道についてはこういったことを見直し縮小していく形で計画のほうは策定がされているというふうに伺っております。今後平成31年度の個別計画に策定に向けて、それぞれの担当課及び地域支援課と連携を図りながら、それぞれが計画をつくっていく、このようなことで取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） なかなかこれに対しては、今まである程度自由に使い放題とか、使っている施設もある意味では制限がかけられてくるのだろうかと、先々です。そうしたときに、これは新潟市の資料でちょっと出たのですが、全住民のどの程度の人がある施設を使っているかというので、これ図書館なのです。図書館の施設が出ていまして、何人利用しているか、延べ人数ではなくて、利用している人が一人一人違うと考えたときに、新潟市の場合は大体10%と。全国平均でも大体そのぐらいなのですから。そうすると、根底から、今まであったような形が果たしてどうなのかというところまで行きつくのです。そうすると、その辺がある程度、一部の人のためにそのような施設のお金が使われていることにもなるのです。そういうようなことについても、私も議論が必要だと思ってここに書かせてもらったのですが、その辺については課長はどのように捉えています、この管理計画つくる段階の中では。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

公共施設につきましては、基本的には町民の方がお使いになると。町民が受益者という形になろうかと思えます。こういった計画をつくるに当たっては、受益者である町民の理解は当然必要かというふうに思えます。ただ、今議員さんがおっしゃるように、その利用状況はどうなのというところは、当然押させておかなければいけないものだというふうに思えます。

昨日、課長会議がありまして、ちょっと話が違いますが、課長会議がありまして、8月でB Gのプールが利用が終わりましたという担当課長のほうから報告があったのですけれども、その中で利用状況が昨年と比べてこうですというふうなお話も伺いました。今後そういった情報も課長会議の中で情報共有を図っておるわけでございますが、そういったものをそれぞれのところでしっかり把握をしながら、計画に結びつけていく、そのようなことで進めていきたいと思えます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この取り組み体制の整備と情報共有という最後の中にも、職員の意識共有ということで全町的にマネジメント意識を持ってコスト意識の向上に努めるというふうに書かれております。まさにこれは大切なことです。

そして、個別計画のほうに移ります。この個別計画がそれぞれ、今の3点目はちょっと外しておきますけれども、それぞれにここにも書かれてあります、これらのものが具体的になっていくわけでしょうけれども、これがなかなか地域支援課という課の中でつくっていかなくてはならない。全庁的な推進体制とういうのも書いてありますけれども、やはりここではそういう公共施設のマネジメントというものに対して、やはり縦割り組織、管理者がいますので、大事なのですけれども、個別計画とかそういったものを強力にやはり進めていくという、その存在は町長なわけです。そういった仕組みづくりも、やはりこれから求められているのではないかというふうに考えますけれども、町長その辺どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 公共施設の管理計画という大きな問題の中で、今質問の中に使われている言葉なのですけれども、町民的議論が必要だと、公共施設のあり方等について幅広い根本的な町民的な議論が必要だと、まさにここだと思うのです。それで、これ関係ないかもしれないですけれども、近所のスーパーが1つ閉まるという話で、町民の人からそういうことしないで、町はそういうの進めないで、お年寄りも遠くまで行かなくてはならなくなるからというような話でありましたけれども、これ人口減少の本当に静かに襲いかかってくる恐ろしいところの全てが、これは民間の施設ですけれども、これが今おっしゃるような公共の施設のところをこういう形でやっていかないと成り立たなくなってしまう、立ち行かなくなってしまうというのがもう来ているわけです。それなので、国ではこういうのを見直さなさいよと言っている。

それで道路が、橋が、公共施設、学校が、公民館が、それ体育館が、何がいうものが、今あるものをそのまま使っていけるのかというのがあるわけです。それで今まで町民的な議論というのは、新しいものをつくろうか、今度どうする、図書館のいいのをつくるか、こういう話だったわけですけれども、これはやめるか、これはどうするか、これとこれと合わせてもっと小さくしようかというような話、これが町民的な議論。これをやっていかないと、もうだめな状況になると思うのです。

それで、国ではいろんな話をしている、スモールタウンとか、何となく格好いいような言葉ですけれども、要するに小さいところにみんな集めて、周りのところはちょっと今までと違った対応の仕方をしましょうよということです。これがまさにおっしゃるように町民的な議論をする一番必要な時期、そしてそういうことを考えていけなさいといけなさい時代に入る。まさに50周年の思って質問をしたというあれですけれども、本当にこういうことをご提言いただいて、やはりこのところをしっかりと考えていかなければいけないな、改めてこう思いました。そして、個別計画等もしっかりそういうものを見据えて、それでどれだけ稼げるのだ、どれだけどうなっているのだというようなこともやっていかないといけないかな。

それとちょっとこれも前に戻りますけれども、いろんな形で人口をふやす、外から来る人ということで今のところ考えているわけですが、一番もとになる、おっしゃるような家族、この同居という家族をふやすという視点というのは、ちょっと欠けているような気がするのです。家族をふやす、同居というようなこと、これがやっぱり人口をふやすというだけではなくて、地域力、家庭力とかって言いますけれども、

そういうものが違った形に展開をしてこないか、そういうものが全体として社会の強さにならないかというようなことも、人口減少する社会の中で考えていく必要があるのではないかな。いろんなご提言をいただいて、改めて感じ入っている次第です。ありがとうございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やはりこのようにうんとうんと伸びていくときは、誰でも行け行けどんどんなのですからけれども、これが少しやっばり変わってきます、これから本当に。そうしないと、次の時代になかなか渡せなくなってくる。今町長おっしゃったようなところをしっかりと個別計画にも反映させていただきながらお進みいただきたいと思えます。

(3)に移ります。こちらのほうは、総合管理計画のやはりものと、それから今度進んでいきます適正規模の、その中でも2点が反映させていくことになるだろうというふうにお答えいただきました。私もあくまでも公共施設という、学校関係が50数%かかると、ただそれは学校は教育委員会関係の所管といいますか、管理責任がありますので、そこはきょうのところはよしとしても、ただ1点だけ、この総合管理計画を反映させていくとするならば、この人口推移はここに載っているのです。そうそう、これです、これちょっとパブリックコメントですからあれですけども、嵐山町の推計値が平成52年、今からですから12年後ぐらいです、12年後ぐらいに……今29年だろ。22年か、22年後ぐらいかな、ゼロ歳から14歳がここに載っているのです。これは平成72年までに1万2,260人という推計でいったときです、1,280人。1,280人という数字を考えたときに、14歳までですから、大体今たかだか100人です、嵐山で生まれている子供たちは、いっても103人ぐらい。そういうことの人数とそういう管理計画との学校施設のところを捉えたときに、担当課としてはどのようにその辺のところを考えていかれるものなのでしょうか。お尋ねいたします。

○大野敏行議長 青柳議員に申し上げます。一般質問の時間5分前です。

答弁を求めます。村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会が先週、第1回の会議が始まりました。その席上で、委員さんをお願いしたのは、今青柳議員がおっしゃったように、20年後、30年後の嵐山町の子供たちの教育、それを考えていただきたいということでした。今

ある状況ではなく、先のスパンを見た状況を見ていただきたいと。

委員の皆さんにも、今青柳議員のおっしゃった人口推移、子供たちの数がどうなるかということもお示しさせていただきました。現況の学校のクラスの状況等々もした上で、そういう検討を今後していただきたいと。ただし、結論ありきでいつまでにしてくださいという委員会ではございません。十分検討していただいた上で、将来の嵐山町の子供たちにとって一番いい学校の教育環境はどうあるべきかということを検討いただきたいというふうにお願いしております。

それと並行しまして、文科省のほうで先ほどの答弁でもさせていただきましたが、個別施設計画、長寿命化計画のほうは、31年を目標に策定するということになっております。これは、やはり人口減少はある中で、学校の統廃合等に関してこれはもう全国的な問題であります。恐らく日本全国で膨大な財政的負担がかかるということを想定した上で、各自治体で国のほうでも長寿命化をするのか統廃合をするのか、そういったこともきちんと考えろということで行われているものだと思いますので、そちらはそちらとして31年という目標がございますけれども、先ほど言いましたように町の将来を考えた適正規模、適正配置の検討委員会につきましては、さらにじっくり委員会の中で検討いただいた上でどうするかという形を考えていきたいと思ひますし、それと同時に長寿命化計画、個別施設計画につきましては、現行、今ある学校施設、これを子供たちが使うことを前提として、安全な学校教育施設としてはどうしていくのがいいかということを検討していければと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 本当に、今何かまだ大丈夫そうだというような話もありますけれども、さっき佐久間議員が武道場の話もしました。本当にこれから特にそういったこの部分を集中させたり選択させていくのかということは、嵐山町のこれから子供たちの未来もかかっていることでございますので、しっかりとその辺も踏まえて進めていただきたいというに思ひます。

以上をもちまして、きょうの一般質問を終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時09分)

平成29年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

9月3日（日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

第11番議員	松本美子	議員
第7番議員	吉場道雄	議員
第4番議員	長島邦夫	議員
第12番議員	安藤欣男	議員
第13番議員	渋谷登美子	議員
第10番議員	清水正之	議員
第14番議員	大野敏行	議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二
書記	清水雅也

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實副町	長
植木	弘	参事兼総務課長
岡本史	靖	技監
青木	務	地域支援課長
山岸堅	護	税務課長
村田	朗	町民課長
前田宗	利	子育て支援課長
石井	彰	健康いきいき課長
山下次	男	長寿生きがい課長
杉田哲	男	環境農政課長
山下隆	志	企業支援課長
藤永政	昭	まちづくり整備課長

菅	原	浩	行	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
深	澤	清	之	農業委員会事務局長
堀	江	國	明	代表監査委員
吉	場	道	雄	監 査 委 員

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は全員であります。よって、平成29年第3回嵐山町議会定例会第4日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時00分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、昨日も実はお話ししましたが、再度確認のためお話しさせていただきます。一般質問は、通告順に従い、順次行います。なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め60分以内となっております。時間になりましたら、答弁の途中で終了とさせていただきます。

◇ 松 本 美 子 議 員

○大野敏行議長 本日最初の一般質問は、受付番号8番、議席番号11番、松本美子議員。初めに、質問事項1の人口増加対策についてからです。どうぞ。

[11番 松本美子議員一般質問席登壇]

○11番(松本美子議員) 皆様、おはようございます。議長のご指名がございましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。大きく分けて2項目いたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、1項目めでございますけれども、人口増加対策につきましてお尋ねをさせていただきます。

町の活性化、利便性や福祉の向上等で人口増加を図り、事業が実施を行ってまいりました。区画整理、花見台工業団地、インターチェンジ、あるいは東上線の複線化、駅の橋上化、または子育て支援でございます。高齢者支援あるいは駅の西、ランプ内の花見台、それから第2造成が花見台では行われず。そういったものが計画をされ、実施されました。また、観光面におきましては、キャンプ場あるいは嵐丸くん、ラベンダー、めんこ61等々人口増加を図るための努力を重ねてまいりました。

まず、質問でございますけれども、(1)ですが、平沢土地区画整理事業は平成30年度完成予定とありますけれども、ずれ込むというようなことも聞いておりますが、どのような形になるのでしょうか。

また、東原土地区画整理事業は平成30年度に完成であるが、早期終了を目指しながら住宅地の拡大を図り、人口増加のために区画整理の現状をお尋ねし、新築件数あるいは空き区画等もお伺いをさせていただきます。

(2)ですけれども、町の総合戦略アンケートでは、交通が不便のために居住したくない理由が74%強と非常に大きく占めております。人口増加を望むためには、全町民の足の確保が欠かせないと思います。また、町計画は5年あるいは10年の長期計画であり、人口増を図っておりますけれども、早急な問題としてどんな対応の方向性が伺わせていただきます。

(3)ですけれども、町のよさを積極的に発信と、将来希望を持ち、若者の定住できるまちづくりをすることが重要です。人口増加への政策として税の減免、また地元企業の雇用、空き家改修等を含めた具体策をお伺いをさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをいたします。

まず、平沢土地区画整理事業では、平成29年3月28日に第6回事業計画変更が認可され、それに伴い事業施行期間が平成30年度から平成35年度へ延長されました。また、東原土地区画整理事業では、平成29年4月7日に第6回事業計画変更が認可され、同年5月8日に換地計画について認可されました。本年10月31日に換地処分公告を実施予定であり、来年度には組合の解散により事業が終了となる予定でございます。

続きまして、新築件数ですが、建て替え及び移転新築等を含めない純増件数は、平沢土地区画整理事業では総計232件となります。内訳といたしましては、町外の方から申請された件数は127件、町内の方からの申請は92件、共同住宅の申請は13件でございます。次に、東原土地区画整理事業では総計23件でございます。内訳といたしましては、町外の方から申請された件数は10件、町内の方からの申請は13件となります。

続きまして、空き区画ですが、平沢土地区画整理事業では総区画数は701区画であり、民地が627区画、一般保留地は74区画でございます。そのうち、空き区画となっている総区画数は89区画であり、民地が85区画、一般保留地は4区画でございます。次に、東原土地区画整理事業の総区画数は101区画であり、民地が92区画、一般保留地は9区画でございます。そのうち、空き区画となっている総区画数は73区画であり、民地が72区画、一般保留地は1区画でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（２）、（３）について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、（２）につきましてお答えをさせていただきます。

平成27年度に策定をいたしました嵐山町総合戦略策定における住民意識調査では、移転を希望する理由の第1位が「交通が不便」という結果となりました。しかしながら、同年に実施をいたしました生活交通に関する基礎調査の結果を見ますと、町民の移動については、既存の公共交通機関の利用は少なく、圧倒的に車に依存している実態が改めて明らかとなりました。さらに、移動に対する不安や不便については、大きく顕在化している状況にはないことが認められました。それらを受け、現在は高齢者や妊産婦といった交通弱者にポイントを絞った施策を行っているところでございます。

他の自治体における調査結果を見ても、交通に対する不満は、埼玉県内の多くの自治体でも同じような傾向にあるものと考えられます。公共交通施策は財政負担を大きく求められることから、移動の確保が必要な利用者や希望者の動向を注視しながら、今後も現在実施している交通弱者に対する施策を引き続き実施してまいりたいと考えております。

続きまして、（３）につきましてお答えをさせていただきます。総合戦略では、人口増加を図るため、雇用、人の流れ、安心して結婚、出産、子育てができる社会、住みよい環境、安全安心の5つの目標を定めております。その具体的施策を幾つか申し

上げますと、人口増加の直接的な施策としては、子育て世帯等転入奨励事業を行っており、平成26年度の事業開始から現在までの間で計44世帯、139名転入がありました。雇用については、企業誘致条例において、町内在住者の雇用について雇用促進奨励金を、転入者について従業者転入奨励金を交付をしているところでございます。また、住宅については、平成28年度末より空き家バンク制度を実施しており、既に2件の契約が行われました。リフォームについては、平成27年度より子育て高齢者応援リフォーム制度を行っており、平成28年度は8件の申請があったところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、(1) からでございますけれども、区画整理の関係から入らせていただきますが、こちらの事業につきましては平成6年からの事業開始だというふうに思い、23年間に経過しているというふうに思っております。現在の進捗状況ですけれども、報告というか質問の答弁がありましたように、難しい部分等も何度かあるということでございますが、まずは事業の施行期間が30年度から35年度まで延長されたという、まずこの1点につきましてお尋ねさせていただきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 平沢の区画整理事業の関係だと思っておりますので、平沢のほうの関係の変更でございますが、これにつきましては、道路、公園等の公共施設整備を施行期間内に完了するように関係者の方と調整というのを重ねてきたのですが、画地境の擁壁整備に時間を要したりとか、出来形確認測量、または換地計画、換地処分にする期間を踏まえまして、清算事務というのが今後残ってまいります。そういったものがやはり相当年数がかかるということで、事業の延長したということになっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 残務的なものが残っているので、5年間ぐらいのこれからは経費がかかってくるだろうと、そういうようなお話でよろしいと思っておりますけれども、間違いはないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 事業のほうにつきましては、今年度以降といたしますか、予定している内容としましては、ちょっと宅地の造成、一部今年度やっております、それが今年度に終わります。道路関係というのは、もう完了しております。また、今後、今年度から出来形の確認測量というのを来年度にかけて実施していく予定になっております。また、平成31年度以降ですか、その辺になりますと換地計画、こういったものの事務的な手続を進めていきまして、最終的には平成33年度あたりから清算金、そういったものの事務に入りまして、35年度に組合のほうの解散を予定しているという内容でございます。工事関係につきましては、ほぼ完了しております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、残留の関係の保留地というものがあるかなというふうに思っています。そちらにつきましては売却の関係は、現在どのようになっているのかお尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

平沢の事業地内につきましては、現在1区画まだ保留地のほうの処分といたしますか、公売のほうが未完了というのが1区画ございます。東原につきましては、全区画終わっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、あちらにもかなり企業、あるいは店舗といいたましょうか、そういったお店等がかなり来ましたけれども、にぎやかになってきているというふうに思っています。そういった中で、現時点では仮換地ということになってきているのかなというふうに思っていますが、それを仮換地でありながら、賃貸を結びながら営業をやっているというふうになっているのかと思いますが、この賃貸契約がどのくらいできていて、できなかった土地につきましては、どんなふうにならなっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 これは保留地の関係でよろしいですか。民地の土地ですと、賃貸契約というのは個々にその貸し主、借り主いらっしゃってやっていますので、組合のほうとしましてはそこを口出しするような、そういったものではありませんので、仮換地の指定というのがしてありますけれども、そういった中で土地の所有者の方、またお借りたいという会社なり個人の方がやりとりをしながらやっているということになりますので、その辺につきましては組合のほうとしては把握はしておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 民地につきましては、町のほうではちょっとわかっていないと、そういうことでしょうか。それと、一般的にはわかっていらっしゃいますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 賃貸契約に関してはかかわっていないという意味でございますので、例えばヤオコーだとかあいった店舗があるところというのは、土地の所有者と実際に店舗、会社なりが張りついている、そういった内容というのはこちらでは把握はできていますけれども、契約についてはかかわっていないというような内容でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 何回かすみません。契約についてはわからないけれども、賃貸については把握ができているという回答でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 実際に組合のほうでは、土地の所有者の名簿というのもちろんと整理されておりますので、実際この土地がどなたが所有しているかというのはわかります。ですので、確認をすれば、今現在、例えば店舗やっている方が、その所有者の方と違う方がやっていたら、何らかの形で賃貸契約を結ぶなり、延長をし

ているのかなというのは把握できるというような状況だと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ちょっと戻らせてもらって申しわけないのですが、平沢区画の関係は、組合方式という形で実施されてきたかなというふうに思いますけれども、質問が始まってしまってから戻るのは大変失礼なのですが、何件くらいの組合で結成されて、平成6年から実施されたのかお尋ねします。

○大野敏行議長 組合員の数ですか。

○11番（松本美子議員） はい。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 失礼しました。それでは、平沢と東原、両方、ちょっと今こちらで把握している組合員数といいますか、人口的なものでいきますと、平成11年では人口的には343人、平沢のほうです、いたのです。これが29年4月1日現在では1,154人います。また、東原のほうの人口的なものにつきましては、これは12年の4月1日現在の数値、ちょっと把握しておりまして、このときが18人ございました。29年4月1日現在では71名の方が住んでいらっしゃるというような状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 区画整理を行ったがために、かなりの人口的なもの、お店とかいろんな分野で発展はそこはなされたということでは、非常に町としてもよかった、町民としてもよかったかなというふうに感じております。そういう点で、一日も早くこれが換地処分ができますように、少しここで5年ほど延びるようですが、お願いしたいと。延びれば延びるほど費用等もかかってくるわけですから、お願いしたいというふうに思います。

では、次に入らせていただきます。（2）ですけれども、交通の便が不便だということで非常に困っている方が多くいるわけですが、そういった中で高齢弱者でしょうか、そちらにも答弁がありましたけれども、その辺のところでは対応を町はしているというふうに答弁がありました。そういった中で、その辺のところにつきましては

議論しながら、審議しながら実施していただいているわけですから、承知はいたしております。

そういった中で、これ以外の方たちもかなり、これからはまだ高齢者にならない、あるいは同世代で別居生活でしょうか、なかなか一緒には住めないとか、そういったような方たちもふえてきているわけです。そういった中で、なるべくならば世帯が一緒でということが理想ですけど、やむを得ない事情等もありまして、なかなか一緒には住めないというような方たちに対して、これは何回か前にも質問等はしてありますけれども、なかなか今回の答弁同様に進歩しておりません。そういう中でもう一度質問させていただいているわけですが、何か方策というものは、アンケートだけとってこういう結果が出ましたと、それだけではもう済まないのではないかと。それが改善をしていかなければなかなか人口が増という形にはなっていないで、だんだん町から出ていく方はふえてきてしまうのでは人口減になってしまうわけですから、困るかなというふうに思いますけれども、町ではこの辺につきましてはどんなふうな考えでこれからをやっていくつもりなのかお尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

この公共交通の問題につきましては、去る6月議会でも松本議員さんから同様の質問をいただいております。そのときもご答弁をさせていただいたわけですが、先ほどご質問の中で74%強、こういった方々が交通が不便で居住をしたくないとお答えをしたというような、こういったご質問をいただいたわけですが、ちょっとこちらについて申し上げたいと思うのですが、総合戦略を策定をするに当たりアンケートをとりました。このアンケートは、実は2種類とっておりまして、1つは18歳以上の方を対象にしたアンケートと、もう一つが若い方、16歳から22歳を対象としたアンケートと、この2種類とりました。この74%強という結果が出たものに関しては、若い方、16歳から22歳までの方の中で将来的に嵐山町から移転をしたいと。その理由についてはというお答えの中で、交通が不便だと、こういったことを理由と挙げた方が74%いたという結果でございました。ちなみに、18歳以上の方のアンケートの中でも同様の質問をさせていただいておりまして、そちらに関しては42.3%、こういった方が交通の不便を理由として挙げていらっしゃいます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、埼玉県内の自治体でも同様のアンケート調査を行っております。また、全国の自治体で行っておるわけでございます。県南の自治体であったり、あるいは東京都の中でも23区内、こういった中でも結果としては交通の不便というものを理由として挙げる方というのは一定数おります。やはりどうしてもこういったアンケートの中では、挙げやすい理由としてこういったものがあるのかなというのは1つにあると思います。先ほどご答弁申し上げましたが、嵐山町ではこれとは別に、公共交通に関するアンケートというものを27年度に実施をさせていただきました。その結果から見てきたものでは、やはり嵐山町という地域性からして車に大変依存していると、公共交通という部分よりもそういったものが改めてわかったわけでございます。

ちなみに、高齢者ということで申し上げますと、免許証の所持率というものが一つの指標になるかというふうに思います。平成28年末の65歳から69歳の免許証の所持率というのが84.5%という数値でございます。70歳から74歳は70.1%、こういった割合でございますが、今申し上げたのは28年度末、ちなみに23年度の数値を申し上げますと、65歳から69歳は75.7%という割合でございます。9ポイントぐらい上がっていると。今後こういった免許証の所持率というのは、やはり高齢者であってもかなりの方が免許をお持ちだと。また、今65歳といっても大変皆さん若くていらっしゃって、元気にいろいろな部分で活躍をされています。そういった部分から考えて、やはり長い期間車に依存する方が多くなってくるのかなというふうに思っております。

そういったことを考えますと、やはり町としてすべきことというのは、先ほど申し上げましたとおり交通弱者に対する施策を行うということが、現状では最も重要なかなというふうに思います。今行っている事業に関しては、タクシーの利用助成ということで、平成23年7月から行っておるわけでございますが、こちらはご案内のとおり、今も試行という形で行っております。これまでに何度か対象者をかえたり、使用の仕方を変えたり、今年度からは大きくその内容を見直しました。こういったことを積み重ねて、現行の制度がよりよくなるような形で今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 交通の関係では、弱者の関係につきましては手厚いというこ

とできておりました、それに該当している方は本当に助かっていると、そういうふうな声もいっぱい聞いております。そこはそれで解決ではないですけども、ある面では方向性が出ていますから、それを実施していることでよろしいというふうに考えておりますけれども、やはり足もなく一人で生活をして、まだ弱者のほうにも入らないと、そういった方たちが非常にお使い、病院、そういうもので悩んでいるわけです。

それで、答弁いただきましたように、車の関係もかなり84%ぐらいが持つてるということですが、そういうふうに分で何とかできる方たちはいいと思います。それと、車は持っていますけれども、まず一人で生活している人は自分自身がぐあいでも悪くなったとき、そういったときには車は乗れませんよね。これは、弱者対策のほうだと同じことが言えるかもしれません。ですけども、タクシー券というものがありますから、そちらではそちらの事を利用して大丈夫というふうになってくるのだと思いますけれども、そういった何物にも該当できない、そのところが一番問題で、そこを吸い上げをしていかなければ、町民のためにはやはり平等性が欠けてくるというふうに考えていますけれども、今後その辺のところの対策か、あるいは方向性ををしっかり考えていただければというふうに考えておりますから、これは要望みたいなものになりますけれども、答弁は結構です。

(3) 番に移らせていただきますけれども、人口増加を図るためには雇用というようなものも決してこれは欠かせないものだというふうに考えております。そういったことで、地元の企業の雇用というものが一番町内にもありますし、あるいは花見台のほうもあれだけの立派な団地というものがあります。そういった中で、町内の方が花見台の工業会の会社のほうへ、具体的にどのぐらいの方たちが雇用されているのかなというのが、なかなか把握が私そのものも難しいものですから、花見台へ勤めたいのですけれど、なかなか雇用していただけないというようなこと、あるいは反対に、会社側からはハローワークですか、あちらを使って募集はかけているのですけれども、町の町民の方が雇用したいのですけれども、来ていただけないとか、両方のお話を聞きますけれども、その辺のところは町としてはどんなふう把握しているのかお尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

25年の11月の調査でございますけれども、花見台工業団地に働いている従業者の方が2,953人、このうち町内からお世話になっている方が466人でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 25年の調査ということで、こういったような人数等が花見台のほうには466人が町内だと。それで、町のほうで、反対に企業さんのほうにアプローチですか、そういったようなものはぜひ町内の方を採用してほしいといひましようか、そういったようなことではお願いには上がっているというようなことはないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 私のほうからお答えをさせていただきます。

町のほうから町民の方を雇用をしていただきたいというふうな内容でよろしいかと思ひますけれども、町のほうからは花見台に関しまして申し上げますと、花見台の工業会さんのほうに会議のほう等々にお邪魔をさせていただいております。その中では、ぜひとも企業誘致条例等を例に出して、こんな制度もありますので、雇用のほうに少しでも手助けいただければというお話は、かねてからお話をさせていただいております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そういったようなことで、町のほうからもアプローチしているということですが、こちらの答弁をいただいたものを見ますと、企業の誘致条例というものがあひまして、町内の在住者の雇用につきましては、雇用の促進の奨励金、あるいは転入者については従業員の転入奨励金を交付をしていると。ここにつきましては、28年度で結構ですけれども、どのぐらいの方たちに奨励金等が、企業あるいは個人に出しているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

企業誘致条例の中に、転入の関係、転入者奨励交付金、それと町民の方を雇用していただいた場合の雇用促進奨励金というふうな部分がございます。28年度の実績でござ

ございますけれども、27年度の申請によって雇用促進奨励金に該当をいたします企業さんの申請は1件ございまして、既に支払いをさせていただいたところでございます。花見台に限って申し上げますと、申請事例等はございません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そういうことでわかりました。

それから、空き家バンクの関係で、リフォームの関係につきましては、答弁がいただいておりますので結構でございます。

それでは、2項目めのほうのいじめと差別問題についてにお尋ねをさせていただきますけれども、まず道徳の関係でございますけれども、いじめと差別問題についてですが、深刻ないじめ、差別はいつになっても終わりがなくて、ますます高度な手段、戸籍、住民票の転売、あるいはインターネット等の手口で実行されております。不登校や命をなくす人権侵害があります。これらを受けている人々の支援の意欲や態度と自由、平等の実現に向かって、まず一人一人の活動等が重要になってくると思います。

そこで、(1)ですけれども、道徳を特別の教科として、平成30年度小学校から、あるいは平成31年度は中学校で全面実施となりますが、どこに重点を置き取り組んでいくのかお尋ねをします。

(2)ですけれども、こういった問題解決のための学習ですが、あるいは体験、現実の問題として学校または町民へどのような指導で実施をするのか伺います。

(3)ですけれども、部落差別解消法が2016年12月の8日に可決がありました。期限のない恒久法でございますけれども、16日に施行されたわけでございます。こちらにつきましては、周知が重要であると考えております。終わることのない差別が続き、現存している限り、戸籍、住民票を8土業が使うことのできる職務上請求書による不正取得と身元調査、結婚差別、土地住宅調査差別、また就職差別などが実行され転売が行われました。各自治体は事前登録制の制度を導入しましたけれども、このようなことに町はどんなふうに取り組んでこられたのか。また、今後の方向性の取り組み方についてお尋ねをさせていただきます。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、永島教育長。

○永島宣幸教育長 質問項目2の(1)につきましてお答えをいたします。

道徳を特別の教科・道徳とした背景には、大津市におけるいじめ自殺、情報通信技術の発展と子供の生活の変化、子供を取り巻く地域や家庭の変化等があります。新たな学習指導要領では、一人一人の子供が道徳的価値の自覚のもと、みずから感じ、考え、他者と対話し、協働しながらよりよい方向を目指す資質、能力を備えることが重要であると述べられ、大きな視点として、A、主として自分自身に関する事、B、主として人とかかわりに関する事、C、主として集団や社会とかかわりに関する事、D、主として生命や自然、崇高なものとかかわりに関する事の4つが示されました。

また、今回の改定では、答えが1つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する道徳教育への転換が求められています。今後各学校と連携し、問題解決的な学習や体験的な学習を織りまぜ、特別の教科、道徳の授業を要とした道徳教育により、子供たち自身が生活を振り返り、次の活動へとつながるよう道徳性の育成に努めてまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。学校における道徳教育は、特別の教科である道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、各教科をはじめ総合的な学習の時間、特別活動等それぞれの特質に応じて、子供たちの発達段階を考慮して指導されるものです。先ほど申し上げました4つの視点にかかわらず、人や自然、社会とかかわることにより自分自身を見詰め、物事を多面的、多角的に考え、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てられることにつながります。

子供たちが日ごろの生活を振り返り、問題となっていることを見つけ、その原因を調べ、他者の感じ方を確認し、課題解決に向けて話し合ったり、自然、地域や人とかかわりの持てる体験活動を充実したりすることは、特別の教科、道徳の充実について大切なことと考えます。7月末に行われました教育課程説明会では、特別の教科、道徳についても県から説明がありましたが、町としても各学校での進捗状況を確認してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(2)について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、(2)の後段の部分、町民へという部分につきましてお答えをさせていただきます。

町では、平成25年4月に策定をいたしました嵐山町人権施策基本方針に基づき、差別のない明るい社会を実現するため、女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人などの人権問題について町民の一人一人が理解を深め、互いの人権を尊重する地域社会が構成されるよう家庭、学校、地域社会における人権教育、啓発事業を実施してまいりました。平成28年には、障害者や外国人に対する差別や部落差別の解消を推進するための新たな法律がそれぞれ施行され、地方公共団体の責務が明記されたところではありますが、町といたしましては、引き続き人権施策基本方針に基づきまして各種施策を実施するとともに、法制定の趣旨や意義を広く周知するよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（3）について、村田町民課長。

○村田 朗町民課長 それでは、質問項目2の（3）につきましてお答えさせていただきます。

本人通知制度につきましては、嵐山町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱を平成22年6月1日より施行しており、住民票の写し等の不正請求を抑制し、不正取得による個人の権利侵害の防止を図っております。事前登録者は、平成29年7月末日現在で317名であり、昨年度に通知した件数は7件でございます。制度の周知につきましては、町広報紙、ホームページに掲載するほか、窓口にポスター、パンフレットなどの設置をしております。今後も人権啓発研修会の会場で申込用紙を配布するなどして登録者の拡大に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、道徳の関係なのですけれども、こちらを実施することにつきまして、学校ではある面では時間割り、あるいは生徒、あるいは先生の負担というようなものもかかわってくるかなというふうに思っています。そういった中で、メリットというものが、いじめ、差別につきまして、どの程度メリットが出てくるかなと、それを目標にしているかなというふうなところをちょっとお尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 ご質問にお答えを申し上げます。

特別の教科、道徳と申しますのは、特別のという項目にもございますように、主に学級担任が指導を行う、また免許法に規定されております道徳の免許は特に必要ない、道徳が免許ございませんので、免許は必要ありません。さらに、特別のという項目の中に評価をするという項目がございます、小学校におきましては来年4月から特別の教科、道徳が全面実施をされるわけがございますけれども、通知表を含め文章表現ではございますが、児童一人一人の評価の項目が入ってまいります。

また、小中学校は、小学校1年生を除きまして年間35週は授業をやるというのが標準でございますので、小学校1年生は34時間、小学校2年生から中学校3年生までは35時間の道徳の授業を確保するというふうになっておりますし、これまでも嵐山町の小中学校におきましては、34時間、35時間確保されてきておりますけれども、さらに内容の充実が図られるものというふうに考えておりますし、私も学校訪問等で確認をさせていただきたいと考えております。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、かなり先生方にはしっかりと勉強していただき、道徳の時間帯にいろんなことの起きないように、まずは自分自身のこともありますけれども、相手方の気持ちをしっかりと受けとめていただきながら、道徳をやっていただくというふうにもなってくるかなと思いますけれども、先生の研修といいたし、それについては何かこれからは実施していくことはありますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 来年度から全面実施となります小学校についてでございますけれども、本年度中に全体計画、年間指導計画等を作成することになりますので、それに関しましては本年度中に小学校については各小学校ごと、道徳の進め方等に研修、校内における研修を進めていくことになるというふうに考えております。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは次、(2) 番のほうに移らせていただきますけれども、こちらにつきましては嵐山町の人権政策の基本方針に基づいていろんなことを実施してきているということですが、それにつきましては承知はいたしております。そういった中で、こちらにつきましてはいろんなことが実際に学習あるいは体験等

では、実際を実施しているということにもつながってくるのではないかというふうに思いますけれども、このことにつきまして、もちろん基本方針等がありますから、それに基づいてということになるのでしょうかけれども、もうちょっと具体的にこういったものことには、学習とあるいは体験等しっかりとしているというようなことがありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 ご質問にお答えを申し上げます。

小中学校における体験活動でございますけれども、地域の皆様方のご協力をいただきながら、それぞれの小学校で田植えでしたり稲刈り、あるいは宿泊学習、芸術鑑賞教室、さらには小中学校合同の避難訓練等を実施しております。また、中学校におきましては、林間学校ですとか、修学旅行、さらには3年間の中で1年間でございますけれども、スリーデイチャレンジ等を地域の皆様方のご協力により、人との触れ合い、自然との触れ合いを実施しているところでございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 今後ともしっかりと取り組んでいただきながら、一人一人がしっかりと自分の胸に受けとめていただけるような授業等を展開していただき、また保護者のほうにもよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、(3)に移らせていただきますけれども、こちらにつきましては先ほども申し上げましたけれども、部落差別の解消法というものが制定されたわけでございます。町の周知といたしましては、8月号の広報ですか、そういったところに掲載されておりました。そういった中で、まずホームページでは現在は出していないのかなというふうに思っているのですけれども、それと同時にリーフレットの作成などをするというようなお話も聞いておりますが、どんなふうになっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

部落差別解消法の関係でございますが、先ほどもご答弁申し上げました障害者差別の解消に関する法律等々、現在ではホームページ上でも広く周知を図っておるところでございます。リーフレットにつきましては、これは嵐山町単独ということではござ

いまして、今後関係する比企地内の各市町村と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） せっかく法律等が施行されまして、しっかりとした恒久法ですけれども、されたということでは、確立されたというふうに思っているところがございますけれども、いち早くホームページにもまだ載せていないということの、その答弁等がなかったのかな、すみません、ではもう一度質問します。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 申しわけございません。きちんと答弁できなくて申しわけございません。

部落差別解消法制定に関しては、既に町のホームページ上には記事は掲載はさせていただいております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） その言葉を聞きましてほっとしましたけれども、そこが抜けているのかなというふうに再質問ということでさせていただきました。

また、リーフレットは比企管内ということですが、こちらもち早く比企管内でお話し合いをして、一日も早く作成をし、町民に、市民にアピールをしていただくということが、部落差別がなくなってくることにつながると思いますので、お願いしておきます。

それと、こういった差別解消のためには、いろんなところでいろんな形で取り組んで町ではいることは承知いたしております。そういった中で、町職員あるいは町民、あるいは企業を対象にした研修会、講演会等が開かれていると思いますけれども、今年もそのような計画がありますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

こうした研修等々、広く啓発活動というものは、一度やればそれで完結をするもの

ではないというふうに思っております。やはり継続をして実施することが大変重要かというふうに思っております。今年度も引き続き研修等々企業対象、あるいは町民対象、こういった研修も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 研修あるいは講演会を始めてはみたけれども、参加者が少ないと、そういったことでは何にもなりませんので、参加していただくことのPR、あるいはお願い等はしっかりとさせていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

それと、学校のほうの関係になりますけれども、同和教育の関係ですが、こちらにつきましては、各学校で実施なされているというふうなことは承知しております。そういった中で、児童生徒の発達段階に応じて、もちろん教材等も含めて学習をしているというふうに思いますけれども、この辺につきまして具体的にどんなような教材を利用しているのか、あるいは学年別というものについては、どの段階でどんなふうなところまで進めているのかお尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

小学校から中学校3年生まででございますけれども、各発達段階に応じましてビデオ視聴、さらにその感想、また人権作文等というところに対応しているところでございます。特に中学校におきましては、人権に関しまして人権週間といたしますか、そういうところをつくって集中的に指導をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、具体的に教育長さんのほうからお話がありました。このことにつきまして生徒さんの反応というか、どんなふうな反応がありましたでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 身近な差別といたしますか、友達関係あるいは障害者差別といたします

か、そういう問題に関しまして問題意識を持つような子供たちがふえてきているようには感じているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 実態調査ということについてお尋ねしますけれども、2014年には人権に関する意識調査というものが行われておりますが、県内で58市町村等が実施されたようでございますけれども、この中で調査した結果を学校教育ではどんなような活用しているのか、あるいは市民、町民に対しては、町ですけれども、町民ですが、啓発のこの調査した結果をどんなふうにも活用をして周知をし、ともに学んでいるとか、そういうことがありましたらお尋ねします。

○大野敏行議長 今、学校と町へ2つのご質問がありました。

答弁を求めます。永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

先ほどもご質問にございました部落差別の解消の推進に関する法律案、あるいはいろいろな施策、調査結果等につきましては、子供たちに直接ということではございませんけれども、教職員の研修の中で提示をし、あるいは資料等を配布するという形で対応させていただいているところでございます。

○大野敏行議長 続いて、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 町民に対するというところでご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

今お話のございました実態調査の結果につきましては、既に町のホームページ上で公表させていただいております。広く町民の皆さん、どなたでもごらんをいただける状態にはなっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 町民に対してということですが、ホームページ、ホームページということがよく出てきて、やはりそれをしっかりとごらんになっている方は承知してくるかなと思いますけれども、それ以外のときの研修会等々には、その辺のところは織りまぜて研修会をしていくというようなことはないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

調査結果の内容につきましては、ホームページ上で掲載をさせていただいておりますが、ダイジェスト版という、概要版を作成をしております。こういったものを例えば町民対象の研修会等でご案内をしたり、行うことによって周知を図っているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 松本議員に申し上げます。一般質問の持ち時間5分前です。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 事前登録の関係、本人通知制度の関係ですけれども、大分年数がたって実施しているわけですけれども、少し少ないなというふうに思っておりますけれども、広報等ではしっかりと載せていただいているというふうに思っていますけれども、もう一歩進みまして窓口でもしっかりと自分自身の、全町民にかかわってくることですから、こちらにつきましては、登録制度をとっていただき、自分の戸籍等が盗まれないように、転売されないように心がけて、水際でしっかりと対応していただければというふうに思いますから、よろしくこれはお願いしたいと思います。

それと、町長に伺いますけれども、こういった部落差別の関係は、しっかりと取り入れて町では対応していただいておりますけれども、解消法というものがありました。そういった中で、今後町の姿勢といたしまして、長の考えどんなふうやっていったら、一日も早く差別解消がなくなってくるのかなというふうに思っているのかお尋ねをしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今回この部落差別解消の推進に関する法律、これについて今質問をいただいているわけですけれども、これの自治体の責務、私どもの責務というのは、国及び地方自治体の責務というのがあります。その中で国でやる責務、そしてそれと連携をとった中で地方自治体やりなさいよということなのです。それで、これが今までと全く違うなというのは、恒久法なのです。部落差別というのはないのだとか、あるのだとかと

いう話があったわけですがけれども、あるのだということ国で認めて、そしてこの法律ができた。そしてこの法律は、ずっとこの問題が解消するまで、いつまでも続くのですというのが今度のこれの一番の根幹だと思うのです。基本的な精神、それを国と地方自治体は連携をとりながらやりなさいということ私どもは責務として言われているわけです。

ですので、先ほど来教育委員会、そしてこちらのほうからも答弁させていただいているように、連携をとるということが一番大切だということになっているわけです。ですので、いろんな形を連携をとりながら、その事業の解消に向けて、そしてそれともう一つ教育委員会のほうで話をしました教育指導、そういうものについての認識を深めていく、この事業を継続的にしっかりやっていきなさいということですので、私どもはその精神にのっとなって、しっかり取り組んでいきたいというふうには考えております。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 町長からの力強い今後の方針といたしましうか、責務といたしますか、そういったようなものについて答弁していただきました。町全体でこういうことを受けている方たちがかなりいるわけです、差別問題は。いじめ問題もそのとおりだというふうに思っております。そういう中で、町の姿勢、あるいは教育委員会のほうの姿勢というようなものがはっきりとしたというふうに今感じました。そういったことを今後とも引き続きしっかりと取り組んでいただきながら、よろしくお願ひしたいというふうに思いますので、質問を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を10時10分といたします。

休 憩 午前 9時59分

再 開 午前10時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告いたします。議席番号第11番、松本美子議員につきましては、所用によりこの後の会議を欠席いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

◇ 吉 場 道 雄 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号9番、議席番号7番、吉場道雄議員。

初めに、質問事項1の児童公園の遊具についてからです。どうぞ。

〔7番 吉場道雄議員一般質問席登壇〕

○7番（吉場道雄議員） 議席番号7番、吉場道雄。議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

きょうは、私たちのOBである先輩が来ておりますので、今若干緊張しているところですけども、1番から始めさせていただきます。1として、児童公園の遊具について。

児童公園は多くの地域にあり、ブランコ、シーソー等の遊具が設置されてあります。見ると古く、木造部が腐ったり、鉄がさびて悪くなっているところがあり、とても危険な状態の遊具もあり、ここでお聞きしますが、(1)、どこの場所にどのような遊具が設置されているのか。

2番目として、安全確認はどのようにしているのか。

3番目として、遊具も古く、地域によっては使われていないものもあり、地域の考えなどをどのくらい把握しているか、お聞きします。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、順次答弁のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、(1)につきましてお答えいたします。児童公園については、町内に30カ所ありまして、そのうち29カ所に遊具が設置されております。遊具の設置については、主にブランコ、滑り台、鉄棒、シーソー等を中心に設置されている状況となっております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。遊具の安全確認につきましては、児童公園は各区で管理をしていただいております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。児童公園の遊具につきましては、再塗装、修繕、撤去等の要望が出されているところもございます。遊具の点検の

結果、修繕が不能なものについては、町より各地区へ撤去等の相談をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 各地区で町内30カ所あるということで、結構まだあるのだなと、こういうふうにも思っております。また、私はどうしてこの遊具に関して質問したかということ、まず最初、古里の遊具を見たからなのです。古里の遊具なのですけれども、設置した時期、何年ぐらいたって経過しているのか教えてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 ただいま児童公園関係の遊具のデータと申しますか、そういったものを調べたのですが、古里の遊具に関しまして、まず公民館脇の児童公園、兵執神社ですか、そこのところにある児童公園につきましては、平成16年の5月に最終の修理をしたという記録が残っているのですが、設置年月日についてはちょっと残っていませんでしたので、わからない状況でございます。

また、古里の消防車庫脇にある児童遊園地、これにつきましては平成8年の6月に最終の修理をしているという記録が残っておりまして、また設置年月日につきましては記録が残っていませんでしたので、今把握はできておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） これ、答弁書を見ますと、管理は区ということになっておりますけれども、区長さんにちょっと聞いてみたら、やっぱりそういう区で管理するということまで知っていないみたいなので、これは町でやるのではないかということで認識しているわけなのですけれども、私がこの問題を一般質問にしようとしたのは、7月の15日ですか、地域の天王様ですか、古里地区ははやしがあつて、子供たちがいっぱい出てきております。そういう中で、遊具はやっぱり人気がありますので、ブランコに乗って先を競うように乗っているわけなのです。

きょうは参考資料、ここにつくってみたのですけれども、ちょっと見てもらっているんですか、このブランコなのですけれども、下の段の2つ見ていると、ブランコが非常に木部が腐ってしまって、簡単にここに手で外れるようになっているわけなのです。

このような危険な状態で子供たちが夏休みここに遊んでいるわけなのですけれども、一步間違えれば本当に大惨事になりかねないと思いますけれども、地区で管理するということをわかっていない区長がいっぱいいますけれども、何かそういう遊具に関しては町のほうでも、区長さんに守ってもらうような、把握ができるようなやり方はやっていないのですか、お聞きします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 区長さんへの周知につきましては、例えば新年度最初の4月の区長会に通しまして、再度確認の意味でのお話をさせていただくとか、そういったことは今後考えていく必要があるかなと思っております。また、公園に関しましては、遊具の関係も例えばちょっと危険な状態にあるとか、もしくは草がすごいのでちょっと刈ってもらえないとか、そういったものが連絡というのが区長さんから来ることがあります。そのときに、児童公園に関しましては、区で管理をいただいているというのは、そのときには話のほうはさせていただいております。

また、児童公園でない都市公園、そういったものにつきましては町のほうで管理というふうになっていますので、町のほうで対応しているのですが、児童公園につきましては各区でお願いをしているところでありましてということは、そのときには説明のほうはさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） たまたま私が気づいたからなのですけれども、気づかなければ、ずっと今だって使用していると思うのです。こういうような危険な状態の中で、区長会で1回言ったからって、地域全然把握されていないけれども、きのう森議員が言ったように、地区の区長さんの任期ということを2年ということにしてくれということなのですけれども、七郷北部のほうは1年間で区長さんが交代しておりまして、そういう申し送りだとかというのを全然知らないところがここにありますけれども、町のほうでただ言うだけではなく、もっと理解してもらうように町のほうで遊具の点検もしたらいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 遊具の点検に関しましては、児童公園に関しましては一応区で管理をお願いしているというのが通念できておりますので、その中で何かあったときには遊具の例えば修繕ですとか、そういったものは町が対応しておりますので、とりあえずちょっと見ていただいて何かおかしい、悪いところ、そういったものがあるときには、すぐ連絡をいただければ、その遊具に対しての対応というのは町のほうでやっているのが今まで、現状ではそういった形で対応してきておりますので、遊具の点検、古里のところも私のほうも見に行って、状況のほうは確認をさせていただいております。

今回この件に関しましても早急に対応しなければいけないかなということで、9月の補正予算でも修繕費をお願いしているところではございますけれども、そういったことで、町の職員のほうもなかなか都市公園と児童公園を合わせますとかなりの数がありますので、なかなか常時点検というのはできていないのが現状でございます。都市公園につきましても、昨年度までは年1回の点検を行っていたということだったのですが、今年度からは年2回点検をしていくという、担当のほうで2回していきますということで、方向性のほうは考えておりますのですが、常時利用者の方もしくは近くにいる方が見ていただければ、児童公園につきましても助かるなというのが町のほうの事情でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 確認しますけれども、今年度から大体町の職員が2回程度確認するというのでいいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 今の話は、あくまでも町が管理している都市公園のことについてでございますので、児童公園につきましてもあくまでも区でお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） やはり今町を考えた場合、地方創生だとか、学校のほうでも日本一の教育のまちづくりということで進められておりますけれども、本当に子供た

ちにとって安全安心が第一だと思います。地域で何か大惨事でもあれば本当に大変なことだと思います。これ、町長さんに聞きますけれども、区長さんにもっと理解してもらえるよう、1年区長さんもいるわけなので、それと遊具を地区で守るというのを知らない区も結構多いと思います。そういうような中で、マニュアルでもつくって、子供たちを絶対危険な目に遭わせないような方向をとってもらえるような考えはできないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 遊具について、参考資料もいただきました。こういう状況のところというのが、課長答弁していただいたように何カ所もあるし、修繕もしたい、撤去もお願いをしたいというような、いろんな状況出てきているわけです。それで、全てが全てではないですけれども、鉄棒があるところが鉄棒がさびてしまっていたり、それからブランコに乗るところの、ブランコをこするところの下というのはみんな掘って低くなるわけですけれども、草が生えているとか、滑り台おりたところというのは削れているわけですけれども、そういうところも草が生えて滑り台が使っていないというような状況というのが、子供の数が少ない、こういう人口減少の状況というのが、残念だけれどもあらわれているところがあちこちにあると思うのです。

それで、きのうも青柳議員さんからの質問がありましたように、町民的議論という話が議員さんから出ましたけれども、やっぱりどこのところが必要なのだよな、このところはちょっと我慢していこうよなという町民的議論というのを、そういうものも含めていろんな形でやっていかないというのがこれからの時代なのではないかなというの思うのです。

ですので、ここのところにブランコ新しくしようよ、鉄棒新しくつくろうというのが、この議会の中で予算を出したときに、いいのではないのという話であればあれだけれども、あそここのところは子供いるのみたいな感じのところだと、やっぱり議論というのはいろいろ出てくると思うのです。ですので、やっぱりどういうところにどう、どうするところに何をというような、もう民間でもきのうも話をしましたけれども、スーパーが立ち行かなくなればやめるというような状況ですので、やっぱり町のほうもこれからの50年というのを見たときに、どうしたらいいのかというのは町民的議論が必要なかなと、そここのところでは「つくるべ」というだけではなくて、「やめる

べ」と、取り払おうとかいう苦しい選択もせざるを得ない場合も出てくるのではないかなというふうに思っております。ですので、いろいろご指導もいただきました内容については、担当を中心にしっかり検討していきたいというふうに思っています。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 4月に入って、新しい区長さんになるわけなのですけれども、そういう申し送りですか、はっきりとしてもらいたいと思いますが、これ地域支援課のほうになると思うのですけれども、よろしく願います。いいです、これは。

次の(3)に入ります。1、2を今言わしてもらいましたので。今回、先ほど補正予算が出ていると言いましたけれども、補正予算の中、古里児童公園遊具修繕及び撤去とありますけれども、修繕と撤去というのは逆反対なのですけれども、どういう関係かちょっと詳しく教えてもらえればと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 答えさせていただきます。

今回、古里の児童公園2カ所のほうをちょっと確認をさせていただきました。今吉場議員さんのほうで出していただいたものにつきましては、消防車庫の脇の児童公園の関係かなと思うのですが、ここにつきましてはかなり子供さんも使用しているのかなということで、地元の方に聞いてもこちらのほうはそれなりに子供たちが使っているというお話をいただきました。

また、兵執神社のところにあります公民館脇の児童公園につきましては、現地見ましても使われているような状況ではないのかなというのが見受けられました。やはり地元の方に聞いたときに、神社のところで何かお祭りといいますか、それがあるときぐらいは使うだろうけれども、ふだんは多分ほとんど使っていないよという話もお聞きしましたので、兵執神社のところにあります遊具につきましても、ちょっと危険と思われるような形のところありましたので、そういったものにつきましては、撤去するものは撤去していきたい。また、こちらの今回の消防車庫脇のこのブランコ、これにつきましては結構使用しているということもありますので、修繕をして、直して使えるようにしていきたい、そういったような形で予算のほうはお願いしようというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 7月の15日ですか、天王様のおときに先ほど見た危険な状況だということだったのですけれども、それから幾日かしてコミュニティーセンターですか、あそこで7月の19日だと思っておりますけれども、そのときにちょうど杉田環境農政課長もいたのですけれども、ちょうど終わって外を見ましたら、危ないからロープで縛っておいたわけなのですけれども、ロープをほどいてまさにまた乗ろうとしている姿を課長が見てくれて、すぐ町のほうに電話してくれたのです。

だから、私は全部町のほうで管理するのかなと思っていたのですけれども、今までのうちのほうの区長さんにはこれ話していないのです。やはり区長とのかかわりではないけれども、中止とここに張り紙がありますけれども、こういうところも一言ぐらい区長さんに話してもらってもいいのではないかなと思っておりますのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 私のほうも連絡を受けたときには、まず最初に議員さんのほうがこの遊具は危険だというのがわかったということで、ロープで縛って使用ができないような形をしていただいたということでお話を伺いまして、その後確認のほうに行って、状況を見させていただきました。その後にもまたそのロープをほどいて使おうとした子がいるという先ほどのお話ですけれども、そういったことがあったものですから、今度は町のほうでこういった使用禁止という形の札をかけたりとか、そういったものの対応はすぐにさせていただきます。これにつきましては、今後の対応も含めまして、区長さんとはこれからよく話をしながら、どういうふうにしていくというのは決めなければいけないことだとは思っておりますのですけれども、基本的にまずこの遊具につきましては、修繕のほうで対応を町としてはしていくべきかなという判断をさせていただきました。

また、兵執神社のほうにつきましては、ちょっと使用頻度とかその状況を見ますと、余り使われることはないのかなということで、撤去の方向で区長さんにはお話をさせていただこうかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 課長のほうの、町のほうの対応で、一応縛ってもらったわけなのですけども、それで危ないから使用禁止と書いてあったのですけれども、見てもわかるように、この写真4枚あります、危ない禁止というのが、これ縛った上にこれにしてあったのです。ガムテープで張ってあったわけなのですけども、これも雨が多かったせいで、すぐに多分とれてしまったと思うのです。いろいろ散乱して、あと一番上の左の写真見てもらえばわかるのですけれども、やはりロープがここに縛られていなくて、子供たちが夏休み使った状況が見られるのですけれども、本当にこれから区長さんに話すのではなく、その時点で本当は話してもらいたかったのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 大変、課としては区長さんへの対応のほうがちよっと悪かったということでは反省点として、今後は注意していきたいと思います。

また、できましたら地元の方で、こういった状況というのがわかったときに、区の総会だとか、そういうときにでも、例えば直接町に連絡されても結構なのですけども、区長さんにも連絡をしていただいてという体制のほうも、各区でそういう体制もとっていただけるような形で話をしていただけると、こちらとしてもありがたいかなというふうには思いますので、地元の方のほうの協力というのも今後していただければというふうには思っております。

よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 区長さんは、修繕して、これから要望出すかなということも聞いたのですけれども、だけれどもやはりこれからはあった時点で区長さんに話してもらって、やはり区があつての町だと思えます。区がよくなくては町がよくならぬと思えますので、そういう町が管理するというのではなくて、地元で管理するということは決まっているのかしれないのですけれども、もっと町のほうでもアドバイスしてもらってもいいのではないかなと思っております。これは答弁要りません。

では、次の2に入りたいと思います。2番、ハウレンソウの施設栽培で日本一の生産地を目指して。

古里地区では、福島県の人たち4世帯でハウレンソウの施設栽培をしており、今で

は嵐山町在住の人たちなどだんだんとふえており、ハウスの数、生産量も毎年ふえております。需要が多く、幾ら生産しても全て販売でき、価格も安定しており、決まった収入を得られると聞いております。町も力を入れ、新事業でハウレンソウ栽培に嵐丸塾をつくり、新規農業者を募集しております。さらに、嵐山町の企業も大蔵地区に施設をつくり、古里地区の農家の指導でハウレンソウ栽培を計画しており、企業も参入してきました。

そこでお伺いしますが、(1)として、10年後、20年後を考え、嵐山町のハウレンソウ栽培を日本一の生産地にする考えは。

(2)として、広報8月号で嵐丸塾の概要が掲載されているが、内容と概況を教えてください。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 私のほうから、質問項目(1)につきましてお答えさせていただきます。

ハウレンソウの施設栽培につきましては、町内の農業者での成功事例がございます。気象に左右されやすい露地栽培と違い、簡易なパイプハウスでの通年での施設栽培は、定期的な安定収入と、施設整備等のインシヤルコスト面でも大変優位でございます。ハウレンソウの需要も大変多く、大消費地である東京圏に近いがため、優位性が高いと思われまゝ。ハウレンソウ等の施設栽培を推進するために、今年度より担い手育成嵐丸塾運営事業を実施し、ハウレンソウの栽培農業者を指導農家として予定してございます。埼玉県の出荷量は全国第2位でございます。新規就農者はもとより、経営転換などで希望される方には支援を行い、農業者の所得向上と活性化が図れば、10年後または20年後に日本一の生産地になれたらと考えてございます。

目指すは日本一でございますけれども、まずはスタートでつまづかないことが肝要であると考えております。最初の1人目、2人目を無事就農させ、その成功体験を広報していき、就農希望者が集まるような農業拡大のスパイラルが築けるよう努力してまいります。

続きまして、質問項目(2)につきましてお答えします。嵐丸塾でございますが、本来は作物を限定しないタイプの就農塾であります。当面はハウレンソウの施設栽培

に限定して事業を展開したいと考えております。施設栽培による安定した経営により稼ぐ農業を実践し、若い就農者が安心して結婚ができ、子供を育てていけるような農業所得300万円モデルとしたハウレンソウの施設栽培を推進してまいります。

嵐丸塾の内容でございますが、簡単に申し上げます、ハウレンソウの指導農家に弟子入りすることです。日中は指導農家の農場に通って農作業を手伝いながら技術を学び、町が用意した実践圃場で指導農家より学んだ技術を生かし、塾生がみずからハウレンソウを栽培するものでございます。最初の1棟目は、部材を塾側で支渡し、塾生みずからハウスを建てるカリキュラムも取り入れてございます。そうして、みずから建てたハウスでハウレンソウを栽培し、指導農家と同じ市場出荷をする計画です。ハウレンソウの販売収入は塾生に帰属し、種子、肥料、農薬、その他の資材に充てるとともに、2棟目のハウスを建てる原資としていただきます。そうやってハウスを徐々にふやしながら2年をめどに卒塾、すなわち就農する青写真を描いてございます。当然就農先は町内を予定してございます。

嵐丸塾に入塾できる者といたしまして、1つ目、町内に在住または就農までに町内に移り住む予定の者。2番目といたしまして、18歳から57歳までの者。3番目といたしまして、ハウレンソウの専業農家を目指す者。4番目といたしまして、就農後も指導農家と同じ販売先であることを承諾ができる者といったところでございます。また、農業経験は問いません。さらに、町内の農家の経営転換については、農業機械や農地を所有しておりますので、積極的かつ優先的に受け入れを行ってまいります。入塾希望者につきましては、指導農家、農協、東松山農林振興センター職員等々で面接をした上、入塾の可否を判定してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） では、再質問させていただきます。

答弁書を見ますと、10年後、20年後、日本一を目指すということで、前向きな方向なのですけれども、今ハウレンソウの生産量だけを考えると、先ほど課長が答弁したように埼玉は2位なのです。1位は千葉県で、埼玉が2位です。埼玉の中でも入間市ですか、入間市がこれは本当に1番で、嵐山町のこの生産量としては足元にも足りません。しかし、入間市の栽培方法なのですけれども、露地とトンネルハウスですか、よく吉見のほうでイチゴ栽培していてトンネルありますよね。その栽培方法でやって

いるわけなのですけれども、嵐山町を見た場合はパイプハウス、福島から来た4世帯を中心に、また町内外から2世帯加わってパイプハウスを1年通して、年に聞きましたら6回から7回耕作できるということなのです。

パイプハウスの栽培は、福島県でやっていたわけで、埼玉県に取り入れたわけなのですけれども、やはり埼玉県というところは、そういうようなパイプハウスでハウレンソウをつくるという観点がないわけなのです。このようにパイプハウスでやっているのは、嵐山町の古里地区、また越谷で福島から来た1世帯、こういうふうに行っているわけなのですけれども、古里地区を見た場合、今6世帯で70棟以上のパイプハウスが建てられているわけなのです。本当に今地域の協力、パイプのほうも集約できて始めているわけなのですけれども、また一方大蔵地区ですか、大蔵地区に今の農業委員会のほうに申請を出しているみたいなのなのですけれども、大蔵地区でハウレンソウ栽培ですか、始めたいということで、いろいろ古里地区の人たちに相談しながら、今年の秋ぐらいには始まるのではないかなと言っているわけなのですけれども、この販売方法なののですけれども、販売方法は主に全農ですか、また直売所6カ所ですか、そこに納めているということなののですけれども、本当に福島は直売所はなく、埼玉は本当に販売のところもしっかりしていると言って、幾らつくってもやはり生産が間に合わないような状況でありまして、本当にハウレンソウ事業はもうかるからやらないかと私もここに言われた状況でございます。

やはり品物が集まれば、全農さんと直接交渉もできるし、幾らか高くもできるし、今まで以上に安定した価格で販売することもできるし、本当にもっとふえれば、もっともっとハウレンソウが有名になるのではないかなとも言われていました。また、全農さんからよく品評会にあるみたいなのなのですけれども、そういうところでハウレンソウ出したところ、非常によい評価も得てるし、また市場のほうでも入間市で行っているハウレンソウよりかやっぱり味が濃くて、これはすばらしいということなのです。このような福島の人がここにつくっていますけれども、福島ではやはりこのような嵐山町みたいな本当に味がよくて立派なものができないと言うのです。やはり嵐山町が最高だと、つくる生産者としても今張り合いがあるわけなのですけれども、ここで聞きたいのですが、このような中で生産量が多くなれば、全農のところに直接の交渉もできるし、もっと価格も安定してくると思うのですけれども、このようなことをどれだけ把握してどのようにこれから指導していくのか、ちょっとお聞きします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 それでは、お答えさせていただきます。

販路の件でございます。こちらにつきましては、指導農家等々とお話をお伺いした状況でございますけれども、今現在市場出しのほうを中心に行っているということでお聞きしてございます。市場出しでございますけれども、生産者のほうが今持っている状況でございます。こちらにつきましては、町のほうと考えますと、この新規就農者等々が集団化ができればいいなというふうに考えてございます。それに伴うメリットといたしましては、市場のほうに出荷するのに合同で持っていく、または場合によっては市場のほうがとりに来ていただける、それなりの生産量が確保できればそういった状況も考えられるかなと思っております。

また、2点目といたしましては、商系の販路も開拓ができていけるのではないかなというふうにお伺いしてございます。そういったものにつきましては、これからの動向を見ながら、東京圏に近い嵐山町でございますので、交通の優位性を確保しながら、販路拡大に努めていければなというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 今、古里地区で生産しているのが、先ほど言いましたように福島県の4世帯の農家の人が中心になってやっているわけなのですけれども、このうち2世帯は本当に私も寂しいのですけれども、滑川のほうに住んでおります。それは、町のほうで、嵐山町でいろいろ探したから家がなく、仕方なく滑川のほうに住んでいるということを知っております。またさらに、そのほかにも4世帯ですか、古里地区でやりたいということで訪ねてきましたが、やはり条件が合わないで、今は栃木県と茨城ですか、そっこのほうでハウレンソウづくりを大きくやっているという聞いております。

条件が合えばこの嵐山町に住んでやりたかったということなのですけれども、その条件なのですけれども、やはり1つ目は水があること。2つ目は、土地が集約できていないとだめだということなのですけれども、3つ目は、やはり自分たちで生活する家が欲しいということなのです。そういうことで、この福島の人たちは、仲間でここにやっているということで、お互いにここに仲間意識でやっていますので、嵐山町に

住みたいというのが本当なのですけれども、そのような条件を町のほうはどう考えているか、ちょっとお聞きします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 お答えさせていただきます。

まず、3点ご質問をいただいております。水につきましては、この研修の農地につきましては、今約6反ほど町のほうで北部地域に用意をさせていただいております。水につきましては、指導農家のお話ですと井戸を掘って、ハウスの中に引き込むということで、研修のほうの圃場が点在しますとそちらのほうのコストもかかってございますので、集約させていただきまして1つの井戸で活用ができれば、それを各研修農家の圃場にまとめて引いていきたいというふうに考えてございます。

先ほど土地のほうの件でございますけれども、今現在といたしましては、北部地域に7反を町で確保いたしまして、これは塾でお借りをするものでございます。そちらの圃場の中でハウスを研修農家が建てて、そこで実践をしていただくというふうに考えてございます。

また、生活拠点でございます。こちらにつきましては、当環境農政課のほうで空き家バンクも実施してございます。そういったものを活用しながら、居住地を嵐山に置いていただくということを目的にできればいいなというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 水の問題は、古里地区また今度は企業が大蔵地区に予定してありますけれども、本当に古里地区は荒川の伏流水ですか、また大蔵の部分は都幾川の伏流水、これは問題ないと思いますけれども、土地の問題は、やはり目的が耕作放棄地ですか、結構あちこちでやられているわけなのですけれども、そういうところもやっぱり長いスパンを持って計画的に集約できるようにしていてもらいたいのですけれども。

あと、空き家バンクですか、そのほうもなるべく早く、いろいろ農家の人も含めて借りられるようにしてもらえればありがたいのですけれども、これ要望にしておきます。

あと、町長に聞きたいのですけれども、ハウレンソウの生産では先ほど言ったよう

に入間市には足元にも及びませんが、やはり先ほど言ったように全農からの品評会でもあるように、古里地区でつくっているハウレンソウは味もいいということだし、市場のほうでも非常にいい評価を得ております。入間市より味がいいということで、今のハウレンソウの相場というのは、入間市で値段がつけられていると言いますけれども、そこのところより市場の評価はいいわけなのです。これからハウス栽培をしているところというのは、やはり古里地区と越谷と言いましたけれども、今古里地区は70棟以上のハウスがなっているわけなのです。こういうような施設野菜やるにはパイプハウスでこれからもやっていけば、味もよし、品物もよし、これ日本一の産地になると思うのですけれども、10年後、20年後をまた目標を立てて日本一にしていって私は考えなのですけれども、町長の考えをお聞きします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 吉場議員さんからいろいろ細かい詳しい説明をいただきながら、質問いただきましたけれども、全くそのとおり進んでもらえるといいなという感じがいたします。嵐山の名産がまた1つふえるというような状況が、ぜひつくってほしいと思います。そして、耕作放棄地がふえてくるような状況の中で、ハウレンソウという今までに嵐山町では取り組んでこなかったものについて、新しく新規参入をする人がふえてきて、しかもそれが味がよくて、量がとれて、市場価値が上がってきてというようなことになるように、行政としてもできる応援をしていきたいなというふうに思います。

しかし、1にも2にもやる人の気持ち、これっきりにないですから、それを側面から県と県の技術指導をいただいたり、情報をいろんな形でいただいたり、それから経営をしていく上での金融関係の周りの状況等を連携をとりながら、町でできる応援体制をとっていければいいかなというふうに思っております。いろんな形で非常に明るい吉場議員さんなんかのこれからのご指導を、さらにご期待をするわけですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 本当に10年後、20年後を目標立てて日本一のおいしいハウレンソウ嵐山町を目指して頑張ってもらいたいと思ひます。やはり農は国の宝。農業なくして嵐山町ないと私は信じておひます。

では、(2)に入ります。嵐丸塾なのですけれども、対象者が18歳から57歳と言っていますけれども、またただし書き町内の農業者は年齢は問わないということなのですけれども、この57歳にした理由はどうしてでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 それでは、年齢につきましてお答えをさせていただきます。

こちらは塾の中で、まず1点目といたしましては、こちらは県の補助制度を使って活用してございます。県の補助の内容につきましては、年齢制限はもうちょっと下でございます。ただ、町といたしまして外から呼び込むというふうなものにつきましては、ある一定の新規就農して転入をしてくるということも想定をしてございますので、こちらのほうの年齢で定めさせていただいている状況でございます。ですから、町内の方につきましては特に年齢制限は求めないで、経営転換で応援をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 補助金の関係なのですけれども、機材とあとはパイプハウスの一部といいますけれども、これパイプハウスは自分のものになるのかどうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、1年目に指導農家のほうの状況を判断をさせていただきまして、自分で栽培ができるような技術になったという状況の中で、塾から資材費のほうを用意をさせていただきます。みずから就農者のほうが、これは技術も要するものでございますので、指導農家の指導を受けながら、ハウスをみずから建てていただくと。そこで、試験圃場で自分でも栽培をしていただくと。ある一定の時期に、卒塾になった場合につきましては、その1棟につきましては塾生のほうに帰属するというふうな形を考えてございます。ですから、塾からお支払いするのは資材費のみということと考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 1つ提案があるのですけれども、研修期間が2年ということなのですけれども、私が思うにやはりハウレンソウづくり、実践指導ですか、実践的にやるわけなのですけれども、やはりパイプハウスは農協なり、ほかの金融機関から借りて自分のものにして、その利子は町で持ってやるという方法でやったのが一番いいなと思っているのですけれども、それは年6回から7回のハウレンソウがここに栽培できるわけなのですけれども、やはり1回すればある程度お金になると思うのです。そういう中から返済をしていきまして、2年ぐらいにはだから全部返済し切るという格好をとりながら、2年したら自分のハウスになるというこのやり方なのですけれども、これリース方式と言われているのですけれども、福島でもこれ採用しているのですけれども、本当にそのほうがつくりながらお金が魅力あるし、つくる人にも多分魅力があると思うので、もっと新しい農業に参入する人が多くなると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 ただいまのリース方式の内容でございます。農機具等々につきましてはリース、農協であり、そういったところから近代化資金等々お借りして自分で建てるというふうな計画もあるかと思えます。塾で今現在想定をさせていただいておりますのは、1棟目につきましては、新規就農者でありますので、原資がないであろうということで、資材を塾で用意をさせていただきまして、そこで研修を受けながら自分で栽培をしていくと。今現在、1棟のハウスの中で議員さんご指摘のとおり、6回から7回のサイクルがあると。その販売につきましては、研修生が販売をしていくというふうな形を考えてございます。

2年目以降につきましては、それを原資に今議員さんご提案のリース方式であり、いろいろな手法の中で資金を工面しながら2棟目、3棟目というふうな形で規模がふやしていければなというふうに考えてございます。ですから、1棟目の栽培のものにつきましては塾が提供しまして、卒塾が1年になるのか、2年後になるのかわかりませんが、卒塾した段階でそのハウスにつきましては、塾生のほうに帰属をするというふうに考えてございます。

○大野敏行議長 第7番、吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 今行っている古里地区の栽培方法なのですけれども、会社組

織みたいに、会社経営みたいにやっているわけなのです。サラリーマンでも、朝決まった時間に来て、夕方決まった時間に帰る、生活はハウレンソウを忘れながら生活をするというやり方でありますので、新しいやり方でありますので、ぜひ考え方によっては新しい農業に参入してくる人が多くなると思いますので、日本一のハウレンソウ生産地を目指して頑張ってもらいたいと思います。

以上、終わりにします。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。再開時間を11時5分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時05分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号10番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の住民の声とまちづくりについてからです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 議長より指名を受けました長島邦夫でございます。今回の私の質問は大きく分けて2問でございます。順次質問をいたしますので、明快なるご答弁をいただければというふうに思います。

それでは、通告書に基づきまして始めたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

初めに、住民の声とまちづくりということで質問をさせていただきます。

小中学生と議会との話し合いにおいても、嵐山町のよさは自然のよさを上位に挙げられております。まちづくりとはその利点、町民の要望の取り込みから今後の町を継続、発展的につなげることが重要というふうに考えます。関連する下記3点についてお伺いをいたします。

1つ目としまして、町では開かれた透明な町政運営を進めるためさまざまな情報公開をし、広報紙、ホームページ等で広報活動を進めておりますが、この発信力の現状

についてどのように捉えているかお伺いをいたします。

2番目としまして、幅広い町民の声を聞くため、モニター制度の改革やさまざまな広聴活動もされておりますが、その広聴をどのように町政に反映しているか、お伺いをいたします。

3番目としまして、住民の不満足度の上位に、夜間の安全や防犯が挙げられております。現状LED防犯灯の新規設置により暗いまちのイメージから、町民の方からも非常に明るいイメージに変わりましたねといただき、よかったなというふうに思っております。さらなる安全、安心なまちづくりを進めるため、地区の要望について現状でもあるかというふうに思いますが、お伺いをいたします。

以上、3点でございます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに小項目（1）、（2）について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目1の（1）につきましてお答えをさせていただきます。

まず、「広報嵐山」ですが、平成27年度にレイアウトを変更し、読みやすい紙面に改めるとともに、多くの方に読んでいただける広報紙とすべく、平成28年度より毎号特集ページを組んでおります。さらに、町民の全てに広報をお届けできるよう可能な範囲での全戸配布を区長さんにお願いをしており、発行部数も増刷をしているところでございます。

ホームページにおいては、スマートフォン表示対応、タウンセールページの設置、キャラクターページの改修、多言語翻訳への対応などリニューアルを行い、平成28年度の全体のアクセス数が前年度の69万165件から69万7,943件と7,778件増加をいたしました。また、ツイッターについても町の情報を随時投稿しており、フォロワー数が平成27年度328人であったところが現在710人と増加をしております。

次に、（2）につきましてお答えをさせていただきます。町政モニター制度におきましては、昨年度委員制度からインターネットによる登録制度に変更いたしました。設置要綱では定員を100名としておりますが、現在のところ21名とまだまだ少なく、広報紙や駅のデジタルサイネージ等でも周知を行っております。昨年度は主に広報紙についてアンケートを行い、少ない意見ではありますが、ご意見をいただきましたので、今後の広報紙の編集に生かしていくことを考えております。なお、アンケートに

については、今後もさまざまな分野で行うことを考えており、各課局と連携し、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

なお、広聴においては、ホームページや町民の声ボックスという制度もあり、平成28年度においては94件ご意見、ご要望がありました。内容により、毎月開催される課長会議において情報共有を図り、まちづくりに生かしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（3）について、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、（3）につきましてお答えをいたします。

町内の防犯灯につきましては、平成27年度にLED化を実施し、平成27年度から防犯モデル地区事業で防犯灯の設置をしております。また、各区からの設置要望につきましては、全て設置をしております。今後も要望に応えられるように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

的確な答弁をいただきまして、さほど再質問はございませんが、この基本となるものはやはり目で見える広報紙が一番重要だというふうには思います。ですけれども、近年このように書かれておりますとおり、ホームページまたはスマートフォン、またはツイッター等で随時の広報といいますが、ご連絡をすると、そのように徐々に時代は変わってきていると思っておりますが、基本は広報だというふうには思います。この広報の、今ここには書かれておりませんが、全戸に区長さんを通して配布をするというふうなことでございますけれども、これに対して町民の方のご意見等は多少はあるかなというふうに思うのですけれども、どのように受け取っているか、この広報紙そのもののことについて、その発信力についてお伺いをいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんお話しのとおり、町からの情報発信の基本はまさに広報紙だというふうに思っております。今町が情報を発信する大変重要なことだというふうに捉えておるところでございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、レイアウトを変更する、特

集記事を掲載をする、こういった取り組みに対して、地域支援課のほうにも幾つかお声をいただいております。大変読みやすくなったよね、こういった声も町民の皆様からいただいております。今後もこういった取り組みをさらに進めることによって、より町の情報発信力を高めていく、こういったことに努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 我々なんかは広報紙を見ていても、やはり変わってきて、やはりそれなりの努力はなさっているのだなというふうには思っています。そんなに大きく変わっているわけではございませんが、ただ見やすくしたり的確な情報、ここだけは載せなくてはならないというようなものが載せているのだというふうに思うのですが、膨大な量です。補完的なものというふうにしたら、逆に思うのですけれども、ここはもっと重要だなというふうに思えば、やはり今のホームページ等では幾らでもページ数を割いて載せることができます。やはりそのような連携というか、本当に広報紙を見ない人は全然見ないし、ICTの関係、情報通信機器を使って見えますよというふうなことも聞きます。

だから、そこら辺のこのバランスというのは、もうちょっと連携的なものも考えているのかどうか、今私、基本は広報紙ですよと言いますけれども、やはりそこに住民の方がよく理解できるように、これだけ量を見なくてはならないのだというふうなことよりは、この部分についてはホームページをごらんくださいだとか、そのような連携もあっていいようですが、その点のご注意というのはしているのかどうかお伺いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

当然広報紙については紙面も限られております。提供できる情報も限度がございます。そういったことを考えますと、今議員さんがおっしゃったように、ある程度すみ分けをしていく、こういったことも必要かというふうに思っております。現在町の中では、地域支援課のほうで広報を取りまとめているところがございますが、それぞれの課に広報担当者、こういったものを指定をしていただき、随時担当者に集まってい

ただき、打ち合わせ等々行っております。こういった中で編集というのでしょうか、こういったものを町として情報提供をするか、そのツールはどういったものを使うか、こういったこともあわせて話し合いながら、町として同じような方向で進めていると、こういったことをございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 答弁の中にホームページのアクセス数等々も書かれておりますが、今ツイッターの配信量というか、非常に多いです。いろいろな出来事について町民の方にぜひ協力をいただきたい、行動していただきたいというものについては、ツイッターが非常に効果があるのかなというふうに思いますが、フォロワー数でございますけれども、まだまだ少ないような気がいたします。せっかくの発信量を、見ていただく方は、こちらは発信をするだけでいいわけですから、見ていただく方をふやさないと、その取り組みというものは非常にすばらしいものがあって、本当に感心しておりますが、やはり見ていただく方をふやさないと意味がないというふうに思うので、これからどのような取り組みをなさってこれをふやしていくか、ふやしていきたいなというふうにお思いだというふうに思いますので、お聞きするのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

このツイッターに関しては、以前長島議員さんからもご質問いただき、大変寂しい状況だというような、こういったお話がございました。それ以降町といたしましても、より多くの情報をツイッターに投稿するということで進めております。各課の中でもやっていただいております。先ほどフォロワー数、710名というふうに答弁をさせていただきましたが、記事によって、実際ごらんになっていただいている方というのは、大きく差異がございまして、やはり魅力的な記事であれば多くの方がごらんをいただいている。最近であれば、嵐山夏まつりの記事を投稿したわけですが、こちらに関しては5,066名の方がごらんをいただいたということがございます。

今後の取り組みということでございますが、より多くの皆様方が関心を持っていた

だけのような記事を多く投稿していく、こういったことが大変重要かというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 1番であと1点だけお聞きしますが、ホームページの中にも非常にわかりやすく写真等を載せて理解していただきやすいような、そういう配慮も見られるというふうに思っています。近年ホームページにおいても、またはスマホ等においても、いろんな動画配信をなさっているところが非常に多くなってまいりました。これは町民の方が見て、ああ、こういう内容なのかと、例えば今度嵐山まつりにおいてチャンバラ、戦とかいうふうな写真が載っていました。こういうものが、子供たちがチャンバラのあれを持ってというふうに見ても、我々みたいにある程度聞いている人間であればわかりますけれども、やはりそこに動画配信があれば、ああ、こういうことを今度の嵐山まつりでやるのか、ではうちの子供を連れていこうかなという、そんなわかりやすいあれになるかというふうに思います。

嵐山町では、観光協会がやはり町の観光のスポットのあれを動画で載せています。よその東松山市ですとか、小川町については、小川町はさほどすばらしいというふうには思いませんでしたが、東松山市等ではさまざまなものについて、その動画を撮っていないならば始まらないですけれども、今度手間というか、そのようなものもかかってしまいますけれども、片やカメラを持ち、片やムービーを撮るあれを持たなくてはならないですから、それだけ経費もかかるし、多くのものが必要かというふうに思いますが、やはりこれからこのようなものも必要になってくる、先取りして多少なりとも、全てのものを動画で載せろと言っているのではございませんので、大体がYouTubeの関連でやっているみたいなので、そんなに経費もかかるかというふうに思いませんが、ぜひ進めていただいたほうがわかりやすい、若者については町の何かを載せる場合であっても関心を持ちやすいし、即理解できるような、我々なんかもそういう時代に育っていますから、我々自身でも昔からテレビを見て、テレビから得られるもの、動画で得られるものというのは大きくあるわけですから、これから若い方はもう全てそのようなことかもしれませんので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

町の総合戦略の中には、嵐山町の知名度の向上を図っていくと、こういったこともうたっておるわけでございます。こういったことに関して、幾つも取り組みを行うわけでございます。今議員さんがおっしゃるように、SNSの種類も多種多様なものが出てまいりました。こういったものをいかに町として上手に活用していくか、大変大きな課題であるというふうに認識をしておるところでございます。今後十分に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ぜひ検討していただきたいと思います。

私もそうそうちよくちよくホームページを見るわけではありませんけれども、バナー広告も減っているような感じに見えます。やはり関心していてアクセス数が多いと企業ですからもっと多いところに載せようと。また、余りたくさんアクセス数があるところだと、逆に見てもらえる可能性が少ないからというふうなことも企業さんは考えるでしょうけれども、やはりある程度のあれがないと、そういうところにも影響が出てくるかと思いますので、町民の方が関心を持って見られるように、さらなる努力が必要かなというふうに思います。

次に、(2)のほうに移らせていただきます。モニター制度のことで、モニター制度と申しますか、広聴の、どのように町政に反映させるかというふうなことでお聞きをしましたが、モニター制度についてお聞きをしますけれども、この前私ども議会でも町の駅の改札の前でこの一般質問の、または今回の議会中の傍聴のお願いについて1日ほど行いましたですが、そのときにも今おっしゃっているとおり、デジタル画面というのですか、あそこでモニターの募集が出ていました。正直もっとたくさんいらっしゃるのかなというふうに思ったのですけれども、これだと今までのモニターさんと併用しているのだったら話はわかりますけれども、そちらのほうにほとんどウエートを移したということになると、21名の方のアンケートだと、非常に町の事業に大きく左右するようなことというのは得られないのではないかなというふうに思うのですが、理想とすれば町では、今ここに定員を100名とするというふうなことでありますけれども、最低でもどのぐらいの方が必要かなというふうに思っているのです。

ようか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

従前の委員制度のときに、いろいろメリット、デメリットあったわけでございます。一つのデメリットとしては、その委員さん、なかなか応募いただけなくて、人が固定化している、年代層も限られている、こういった現状があったわけでございます。こういったことを何とか改めていきたいということで、インターネットによるアンケートをいただくということで、町政モニター制度をかえました。現在のところ、定員100名に対して21名と大変少ない状況でございますが、これに移行したことによって、いろいろ幅広い年代の方に登録をいただいているというような傾向は見えます。若干申し上げますと、20代から50代まで、20代は4名、30代は8名、40代、6名、50代、3名、こういった世代がばらけてモニターさんになっていただいている、こういったことはアンケートをいただくにとっては大きなメリットかなというふうに考えております。

ただ、何としても21名というのは大変少のうございます。町としてはいろんな形でお知らせを行っておるところでございますが、引き続きこういったお知らせを行っていき、ふやしていきたいというふうに考えております。議員さんのご質問の中では、最低でもどのぐらいというようなお話でございますが、目標は100名でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ある程度ないと、アンケートを応える人も真剣に答えますよ。

ですから大変重い、ただのアンケートというふうに言いますけれども、町の運営に左右するようなアンケートでございますから、真剣に答えるというふうに思います。ですから、ある程度の負担もあるわけでございますから、足らないのだったら何で足らないのかな、何で応募がないのかな、そこら辺を考えていかないと、例えばこれだけのウエートを占めるのであるから、もうちょっと金銭的なものです、こういうものも多少なりとも考えて、今は大体図書券かそのようなもの、謝礼的なものだというふうに思いますので、幅広い中でちょっとこれが21名と私が書いたのなら非常に重要視されたのだなというふうなことでもっと大変なので、もうちょっと幅広いところから年代別にはそのようなことになっているということが理想だというふうに思います

が、モニター制度としてはまだまだこれは達成できているというふうに思いませんので、努力をしていただいて、町の重要なものについても町民の声を十分ここに入れていただくようなあれにさせていただきたいというふうに思います。

そのアンケートの答えの中に、町の狙ったような的確な回答を21名の方がしてくれているかどうか、そこら辺のところを町のとり方をちょっと、どんなふうに取り取っているかをお聞きをしたいというふうに思いますが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきたいと思います。

昨年度、今年度の3月にアンケートを一度行ったわけですが、大変対象となる人数も少なかったということがございますので、満足のいくようなというか、こちらの狙ったような形にはならなかったかなというふうには思っております。ただ、今後こういったアンケートの内容等ともさらに充実をさせていきたいというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) これからのことですけれども、まだ始まったばかりですから、そのようなモニター制度にかえていくと、そのほうがよろしいということで移行したわけでしょうから、ぜひ的確な情報が得られるようにやっていただきたいというふうに思います。

3番に移らせていただきます。非常に町が明るいイメージになりましたねというふうなことはよく言われます。ですけれども、ここにも書かれているとおり、大体のものについては、区の要望に対してはほとんど100%達成できているということでもよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

区から要望のほうが出てくるわけですが、課としましては出てきたから全てつけているということではなくて、その場所を一応確認をさせていただいておまして、一応設置の必要性、その判断をして必要性があるものについては全て設置をしている

と。必要性がないと判断をするもの、そうはないのですけれども、ほとんど大体つけているような状況にはなるのですが、今までにも何回か必要性がないのではないかとということで判断をさせていただいたこともあるというふうに聞いております。それ以外のものについては全て今現在はつけている状態でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 区を通さずに直接このところには防犯のためにもうちょっと明るくしたほうがいいですよとか、直接住民の方から上がる声というのも実際はあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 答えさせていただきます。

若干今までそういったケースもありますが、この防犯灯関係の設置につきましては、区長さんを通しての申請をお願いしておりますので、その方につきましては、区長さんを通してこちらである申請書、そちらをもって申請のほうは出させていただきたいということをお願いしておりますので、防犯灯に関しましては必ず区長さんのほうから要望書のほうを出していただくという手続上はとっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 私もこの間相談されたものですから、区要望すべきもので区長さんのほうに話をしてくださいと、そのように話をしましたら、何か個人でもう要望をして明るすぎるくらいあそこに明るくなっているのだけれども、どういう意味なのでしょうかと尋ねられたものですから、それは私にはわからないけれども、やはり防犯のために必要だというふうなことで町がやったのだと思いますよ。ですから、必要だとあれば区を通して要望したほうがいいですよその方に話しましたら、やはり全体的な調査というか、町の中の明るさというか、防犯のためのとか、そのようなもののもろもろを含めて調査はなされたことはあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 調査の件に関しましては、ちょっと私も10数年来この

課を離れていましたものですから、ちょっと確認はしておりませんので、ここ何年か
の間にそういった調査をしたかどうかというのはちょっと未確認なのですが、ただ先
ほど答弁させていただきましたように、平成27年度に照明灯はLED化というのを実
施させていただいております。これは、町内全域を対象にこの設置のほうをさせてい
ただいておりますので、そのときにある程度の調査というのはしているものと考えて
おります。もともと蛍光灯ですとかナトリウム灯、そういったものであるものの100ワ
ット未満といえますか、以下といえますか、その明るさのものの防犯灯につきまして
は、LED化をしたということでございます。

ですので、先ほどちょっと明る過ぎるのではないかとか、そんな必要はないのでは
ないかとかというお話もありましたけれども、先ほどちょっと必要性という話をさせ
ていただきましたけれども、ここ2カ所にあってその間にもう一カ所つけてほしいと
かというときに、もうある程度明るくなって、ここにまた必要かなとかということで、
例えばそこにはつけることは不適切だという判断をさせていただいたりすることもあ
ったようでございます。

今回27年度にLED化をしたことによりまして、ある程度間隔が短いところという
のは結構やっぱり明るくなったなというイメージを私も持っていますので、もともと
蛍光灯的な照明灯のときはそんなに明るくはなかったのだけれども、このLED化
によりましてかなり明るくなったということで、そういうふうを感じることも場合
によってはあるのかなというふうには思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ほとんど区の要望に対しては応えられているのですよと、そ
のようなことでございますから、何もこれ以上質問はないのですが、やはり不必要な
ものがあつたらいけないというふうに思うので、何か町民の方でも自分のところが暗
いって、自分では要望もしていないのだけれども、暗いなというふうに思っていると
何か違うのではないのかというふうに考える人もいるみたいなので、あの明るさとい
うのはちょっと異常なほど明るいですから、逆に明る過ぎて困るのではないのかとい
うようなぐらゐのこともあるように私なんか思いますけれども、そういうふうなところの
調査というのは、やはり町でも一度ぐらゐはなさって、つけたところがどのぐらゐの
明るさになっているか、またはこれは夜間を通してみないとわからないことではな
い

ども、ぜひ1カ月のうちに一度ぐらいでも手分けをして1回調査をしておけば、区からの要望についても的確に応えられるのではないかなというふうに思うので、そういう努力も必要かなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 長島議員に申し上げます。

先ほどの質問に対しまして、町長から答弁があったところ私見落としてしまいましたので、町長の答弁をお願いいたします。

○岩澤 勝町長 少々補足なのですが、させていただきます。

住民の声ということで、地域の要望とかそれから広報、ホームページ、ツイッター、いろんな対象者が変わってきている、地域が変わってきている、だからということなのだというような議員さんのお話のとおりなのですが、町民からの声、この要望というのを、もう10年を超えるのですけれども、一本化をさせていただきました。私、最初お世話になったころは、地域、住民の要望というのは、個人でも来るし、それから地域の区長さんからも来るし、区長さんをやられた方も来ますし、議員さんから来る、議員さんをやられていた方から来る、いろんな人からいろんなところに町長に、副町長に、課長に、課に、いろんなところに来ていたわけです。

それであるとき、地域から話してあるのだけれども、町のほうでは聞いていないと言っているというような話になって、それで大変なこと。それで、地域の区長さんが持ってくる書類の受け渡しがあるわけなのですが、こんなに行李に入れるほど、それで町のほうに調べてみると、町のほうにないということです。こんなに何年の何月何日にこれ出したって言ったわけだと。それなのに街灯がああとか、側溝がああとか、ガードレールがああとかというようなことなのだけれども、そういうことも含めて、そういうことを町のほうで受けていないというようなことになりまして、それでそのときからご用聞きと私は言っているのですけれども、役場の職員が広報をお届けをするときに、区長さんからいろんな話をお聞きをして、聞いたものを全部書類として残す、それでいつやれるともやれないとかというのはすぐ返事をする、それでできないならできないってすぐ返事をする、できるならできるでいつできるという返事をする、それが返事が終わらないうちはその書類が終わらないのだということで、町民の声の要望を一元化をいたしました。

その一元化のやり方というのは、区長さんが担当のところ、今で言うと地域支援課に区長さんが持ってきて、街灯は明るいよ、暗いよ、何をしてくださいよという話が

来る、そういうような形にいたしました。ですので、今はほかのところにあっちに行ったりこっちに行ったりないのです。ほかのところに行ってもその地域支援のところにまとまってきて、それで課長会等で報告が出てくるという取り組みをして10年になりました。それで、地域の人からも、これ言ったのだけれども、町にない、聞いていないというようなことがなくなってきました。それは時間がこれだけたったのでやっとできたというようなことですが、そういうことです。

それで、今それをどうするか、情報を発信をするという話がありましたけれども、発信をして、発信をするということは相手がわかってくれなければ発信をした意味がないわけなのです、それをどうやって相手にわかってもらうかというのが、今一番大きな課題になっているわけです。それで、広報を毎月発行しているわけですが、それが今までは届くところと届かないところがある。しかし、区長会の区長の皆様のお骨入りで全戸配布しようではないかということになって、全戸配布をするということにさせていただくということになりました。広報はそういうような状況です。

先日もある方から町のほうに連絡があって、引っ越してきたのだけれども、広報が届かない、どこのところにどうやったらいいのだろうというような問い合わせもありました。そういうような形。それから、ホームページ、ツイッターではこれだけアクセス、あるいはいろんなそれを活用していただいている人たちがふえているというような状況になりました。

そういう状況で、地域の要望、それとやり取り、連携はそういう形でだんだん進んできているだろうというふうに思っています。それで、毎月の区長会のときに、広報をお届けするときに区長さんからいろんな要望がいただけます。以前はそれこそ聞き終わらないぐらいいっぱい出てきたわけですが、今は数件です。ないときもある。それくらいな形で毎月の区長さんからの連絡、またそのほか町民の声だとかいう、あれありますね。そういうようなところのものも報告があるわけですが、そんなに多くない状況になってまいりました。これは、発信をするものが届いてきて、以前に比べるとそういう状況がとれてきたのかなと。だから、これをさらに進めなければいけないというふうに思うのです。

議員さんおっしゃるようにモニター制度、これもやっているわけですが、モニター制度というのは、モニターさんだけになるわけですが、いろんな形で区長さんを通じたり、いろんな方向でいろんな機会のときに意見を聞くような体制を今

っておりますので、そういう状況がだんだん浸透をしてくるのかな。それで、それらがひとり住まいの方だとか、広報を見ない人だとかいう話がありましたけれども、確かにそういう方もいらっしゃると思いますので、そういうところを地域の皆様との連携を密にしながら、どう情報が届かないところがないようにしているのかというのが、これからの課題だなというふうに思っております。

ちょっと明かりのほうとはずれてしまいましたけれども、明かりのほうもそういう形で話はいろんな形で来ているのだと思うのですので、よろしくどうぞお願いいたします。

○大野敏行議長 答弁を前後させてもらって申しわけございません。

続いて、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 調査の関係でございますが、例えば今年度、要望のほうは8基ありまして、そのうち例えば1カ所につきましては、実際先ほども言いましたけれども、必要性の判断というのは課ではさせていただいております。夜になりましてその設置要望箇所に行って一応確認をしております、必要性の要否です。今回やっぱり1件、ここに必要性があるのかという疑問がありましたところもありまして、区長さんにお話をしまして、また要望を出したという地権者の方、町民の方のところにもお話に行きましたところ、結局町民の方と区長さんの話が食い違ってしまして、設置の要望をしている場所がやっぱり全然違っていたりとか、そういったこともありまして、必ず夜の段階でそこに明るさ、そういったものを見ながら設置をする必要性というのは課で確認はしておりますので、改めて町全体、明るさの調査というのはしておりませんが、設置するときには一応確認はしているというのが現況でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） これで終わりにする予定だったのですが、町長から答弁のほうをいただきましたので、町長の今おっしゃったことについて、私がこういうふうに思っていますよということだけをちょっとお伝えしておきたいというふうに思うのですが、やはり発信がなければ町が考えていることはわからないわけです。今度何の事業をする、かんの事業をするといったときに、どういう必要性があつて何のためにするのか、それが住民の方がわかっただけならば、住民の方からまたそのことについての答えがあるわけです。一方通行にならない行政運営というのが、私はいつも重要

だというふうに考えていますので、今回もその絡んだ質問をさせていただきました。

今回一番聞きたかったのは、やはりモニター制度だったのです。やはりモニター制度というのは、住民がどのように思っているのか、こっちから出したものについてどういうふうに考えているのか、最後にはコメントするところもあるかというふうに思いますので、やはりここのところの重要性というのを幅広く皆さんに聞いていただくようなあれをとっていただきたいなど。私も大体わかっていたのですが、そこが重要だというふうに今回質問をさせていただきましたので、ご了解をいただいて、そのように進んでいただいて、町長がやっていることは十分ご理解をしているつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間の関係もございまして、次に行かせていただきます。農地の高効率化活用についてということでお伺いをいたします。

嵐山町の優良農地は土地改良等において収益もふえ、大きく発展をしている。しかしながら、その維持においては明るい展望だけではなく、将来が不安視される面もあります。下記について伺いをいたします。

1としまして、優良農地であっても担い手の高齢化及び減少により、耕作放棄地になっていなくても耕作されない農地が見受けられる。農業法人等の活性化は改善の一つと考えますが、推進についてお伺いをいたします。

2番目としまして、中間管理機構の推進及び現状についてお伺いをいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 私のほうから質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。

現在嵐山町に事務所を置く農業法人はJ A、セイメイファーム、らんざん営農の3つでございます。また、近隣の町村に事務所があり、嵐山町内で耕作されている法人といたしまして、南部地域にはときがわ町にあるときがわ、北部地域には熊谷市の小原営農が耕作されてございます。農業施策としまして、個人の農家につきましては認定農業者制度を活用し、経営改善や土地の集積による作業の効率化、規模拡大等による経営の安定について、県、農協とともに推進しております。しかし、担い手の高齢化や後継者不足といった課題がございます。

一つの参考例といたしまして、らんざん営農がございまして、らんざん営農は、従来

七郷地域や志賀地域で活動していた集落営農組織がオペレーターの高齢化や経営方針等により各組織の存続が危ぶまれ、当時組織されておりました連絡協議会が中心となって協議し、合併され、現在の組織となっております。今後T P Pをはじめ農産物の価格競争や生産の自由化が進み、さらなる農作業の効率化が求められてまいります。現在の担い手の動向や地域の農地保全の考え方などを踏まえながら、対策を考えていきたいと考えております。その手法といたしましては、農業法人の活用や活性化は有効な手段だと考えてございます。

続きまして、(2)についてお答えいたします。中間管理事業につきましては、平成27年度より実施し、勝田、志賀地区の5地区で24.5ヘクタールが集積されました。28年度においては鎌形地区で10.3ヘクタールが集積されております。平成29年度につきましては具体的に推進している地域はございません。平成27年度につきましては、借り手が農業法人で、従来は農業経営基盤強化促進法により農地の賃借や農作業の受委託がされ耕作がされていた農地でございました。その地域に中間管理事業を活用し、埼玉県農業公社が借り手となり、農業法人への集積を図りました。また、平成28年度の地区につきましては、町で事業推進しております千年の苑事業の区域でございます。こちら借受人が農業法人で、集積後の利用目的等が明確であったことにより、地権者の同意が得られ集積が図られました。この事業につきましては、個々の農地の出し手に対する支援、集積に協力された地域に対する支援が得られるわけですが、その支援は平成30年度をもって終了となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 質問させていただきますが、特に切実な問題というのは課長なんかもよくご存じかなというふうに思うのですが、今までつくっていただいた、他の方につくっていただいた、継続的にやってくれるのかなというふうに思ったら、急にやめることになったので、ちょっと今年は無理なのですよと言われて、もう必死になって、どなたかいないかと探している光景を見ました。やはりそういう自分ですぐに潰れるのですから、機具もないし、だからそういうことになってしまうのかというふうに思うのですが、そのような現状はもちろん課長はご存じかというふうに思いますけれども、その対応等はうまく何とかあったのでしょうか。個々のことになってしまいますけれども、全般的なことでも構いませんけれども、そういう方が何

人かいたというふうなことでございますので、教えていただければというふうに思いますが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 過去の例でございます。やはり大規模な担い手等々が健康の理由、事故等により営農継続ができなくなったというケースがまれにございます。そういった中で、対応策といたしましてその地域で耕作されている担い手の方々、また農業委員さん等を中心に、その方の、従来耕作をしていた方の動向をお聞きしながら、各地域のその地域で営農をしている農家さんのほうにお願いをさせていただきまして、集積状況等もあわせまして配分をしていったというふうなケースもございます。当然健康等々で不慮の事故等もございますので、そういったケースが考えられる時期でございます。そういった中で、やはりその地域に集落営農組織があればまたそういうふうな救済方法もあるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） そういう方がいる、そういうふうな方のフォローには、やはりこれからは、先ほどもちょっとホウレンソウのあれ等が出ましたですけれども、やはり田んぼと畑はまた違いますし、田んぼを1年つくらないでおいたら、次の年お米がつかれるかどうかわからないような状況になってしまう可能性もあるので、農家の中で自分の持っているところ、やっぱりお米をある程度考えて、田んぼであればお米をつくりたいと、そのようなことであるかなというふうに思います。

それをフォローしてくれる方がだんだん少なくなっていく可能性はありますので、皆さん心配しています。やはり田んぼであればお米、米作というのは主でございますから、それでまた今度は営農法人にしたとしても、営農法人とすればある程度の事業収益が上がらなくてはならない、なければ個人で1人、2人でやっているのは、法人という名がつけば法人でしょうけれども、やはりある程度10名ぐらいの方を雇って、それでやるという方が法人だというふうに私は思っていますので、そういう考えの中からいくと、その営農法人を新たに立ち上げるとか、なかなか大変かなというふうに思うのですけれども、町としてはそのようなものを、今言った補完するためにも、農地をこれから維持していくためにも、そのような考えが、取りかかる気持ちがあるの

か、よそから南部等もいろんな法人が入っていますけれども、やはり嵐山町は嵐山町というふうな考え方なのか、そういう考えがあるのかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 担当のほうといたしまして、やはり今現在その地域で行っております担い手さんの年齢層、また動向等々も加味しながら、やはり個人農家でやる作業につきましては効率上のことがございます。そういったものを規模拡大、優位性を持って行っていただくにつきましては、組織というものは非常に有効な手段だと考えております。それらにつきましては、その地域で活動している担い手さんの動向等も踏まえまして、検討させていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 前向きに推進していただいたほうがいいかなというふうに思います。

2番目に入らせていただきます。中間管理機構のことでお伺いをいたしました。町長よくおっしゃるように、千年の苑も中間管理機構、いわゆる農地の先の展望を見て町の総合的な判断から進めているのですよというふうにお話は聞いております。大変国のほうでもすばらしいあれをなさっているなというふうに思うのですけれども、嵐山の中でも耕作されないところというのはかなり広がってきています。土地改良したようなところでも心配な部分はあるぐらいなので、それで手をつけられないようなところもございますが、中間管理機構、私が調べたところでもなかなか調べ切れなかったものですからお聞きをするのですけれども、谷津田みたいなところでもある程度農地が集積になれば、管理機構を入れてそこ農地の再生というのは可能なのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 お答えさせていただきます。

基本的に今、埼玉県農業公社のほうで実施をしています中間管理事業の進め方いたしますと、町としまして借り手のある農地につきまして、貸し手から橋渡しをするというふうな状況になってございます。ですから、出し手のほうがあっても借り手の

いない農地につきましては、今原則といたしまして埼玉県農業公社のほうでは中間管理事業としてちょっと取り扱いが難しいというふうな状況はお聞きしてございます。ただ、耕作放棄地につきましては、それを解消してその後の継続をしていただければ、ある一定の国の補助がいただけるということで、耕作放棄地につきましてはそのところを耕作をする方が手を挙げていただければ、そういった事業を活用しながら耕作放棄地の解消にはなっていくのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 中間管理機構としても、ある程度その後をそこで耕作してくれる方の目鼻がつかなければそれは無理ですよということですね。何でもかんでもやってくれるということではないのだというふうに理解しました。

それに、やはり千年の苑でもそうですけれども、地域集積協力金というのですか、これが書かれているのが、支援というのが平成30年で終わりになってしまうのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 こちらにつきましては、貸し手への支援、また地域への協力金のほうの支援、これにつきましては30年度をもって今現在終了というふうに国のほうからは指示が来てございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 予定であって、始まったばかりのあれだから、恐らく継続にはなるかなというふうに思いますけれども、やはりこの啓発というか、知らない方もかなり多いので、やっぱり農地を持っている方、今後そのように改良区されたところでも耕作する気持ちがある方の場合というか、地域であってはやっぱりそういう協力金も現在はありますよというふうなことの啓発というのは、絶え間なくしていかななくてはならないかなというふうには思うのですけれども、その点を最後にお聞きをしまして、PRをどのようになさっているかお聞きをしまして終わりたいと思いますが、よろしく願います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 こちらの中間管理事業につきましては、ある一定の区域を定めての集積というふうな形になります。各地域に事業を展開していただいております農業委員さん等々とまた連携をとりながら、希望する地域につきましては推進をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 地域の方が知らなければ希望も何も持てないでしょうから、やはり町でもここは可能性があるよなというふうなところがあれば、嵐山町地内であれば積極的に申し上げて進めていくということも必要でしょうから、やはりこの点は注意深く見守っていくということは、積極的に進めていくということは大切でしょうから、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間は午後1時といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 零時59分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 安 藤 欣 男 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号11番、議席番号12番、安藤欣男議員。

初めに、質問事項1の防災対策についてからです。どうぞ。

[12番 安藤欣男議員一般質問席登壇]

○12番（安藤欣男議員） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をやらさせていただきます。第12番議員、安藤欣男でございますが、よろしく願いをいたします。

私は、大きくは2項目にわたって質問をさせていただきますけれども、まず初めは防災対策についてでございます。9月1日が防災の日でございます。各地で防災訓練が行われているということだと思っております。先ほどお昼どきにも東京都の総合訓練を放映されておりました。そういう中で、近年地震あるいは想定外の大雨によりま

して大きな災害が北海道から九州まで全国的に至るところで発生をしております。去る8月7日の夜、群馬県や埼玉北部地方にも大雨警報が出されまして、本町もその区域に入りました。大雨による災害に対する対策は急務だというふうに思っております。そこで、次の点についてお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(1)は、防災計画の見直しが今進めていると思っておりますが、その進捗の状況と今後その見直しがいつ確定をして広報されるのか、スケジュールについてお伺いをいたします。

それから、(2)ですが、よくテレビで出る避難指示だとかいろいろありますが、避難準備情報あるいは避難勧告、避難指示の発令はどのような形で出されていくのか、そしてその発令に対する行政の責務、かつまた行政としてどんな対応をしていくことが求められているのか、対応については町がどのようなふうな対応をしていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

(3)でございますが、既に自主防災組織がつくられておりますが、その現状とここまで進めてきた中で課題が出てきているかなというふうに思っているのですが、その点についてお伺いいたします。

4番目に、嵐山町には都幾川と市野川の大きな川がございます。これの洪水対策がどのようにとられているのか。また、広域性がある川でございます。県との協議はどんなふうに進められているのか、お伺いしたいと思います。

5番目は、大雨等が発生、頻繁に降る中では、水防対策という点から水防団等の防災対策、体制がどのようなふうになっているのかをお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)から(3)、そして(5)について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

現在の町地域防災計画は、平成25年3月に策定をした計画であり、その後の災害対策基本法の一部改正や町を取り巻く状況の変化等もあり、現在計画の見直しに向けて準備を進めているところでございます。

その内容の主なものについて申し上げますと、1つ目に避難所と避難場所の見直し、2つ目に災害事業援護者の対応、3つ目に災害時放置車両の対策強化、4つ目に避難

勧告等の発令基準見直し、5つ目に大雪対策などが考えられます。今後の予定でございいますが、今回の改定は多項目にわたる見直しとなるため、今年度から来年度にかけてまして検討し、方向性を定めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えさせていただきます。緊急時に際し、危険地域にある住民を安全な地域に避難させ、人命被害の軽減を図るための避難情報には避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示がございます。

まず、避難準備、高齢者等避難開始は、事態の推移によっては避難勧告や避難指示の発令が予想される場合に避難の準備を促すための情報であります。中でも要援護者など避難に時間を要する方には避難を開始していただくことを促すものです。

次に、避難勧告は、災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令される情報です。また、避難指示は、災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令される情報です。これらの情報は必ずしも順番に発令されるものではなく、災害の状況を判断し、臨機応変に発令することとなります。

現行の町地域防災計画では、避難勧告等の発令基準を規定しておりますが、昨今の局地的な短時間での集中豪雨による河川増水や土砂災害の危険性への対応が難しく、現在ではより簡素な基準を暫定的に設けて運用をしております。最近の例では、昨年8月の台風9号接近時に、気象庁による大雨警報及び土砂災害警戒情報の発令によりまして、土砂災害警戒区域内居住者及び志賀2区を中心とした地区に対しまして、当時の呼称である避難準備情報を発令いたしました。幸い大きな被害はなく、夕方には解除いたしました。

避難勧告等の発令時には、該当地区に向けた防災行政無線放送及び広報車による周知、NHKデータ放送及びヤフー災害情報への情報提供、ホームページやツイッターなどによる情報発令の周知を行っております。今後につきましては、町民の皆様に対してより明確でわかりやすい基準を設定するため、関係各課と調整の上、今年度中には新しい基準を設けてまいりたいと考えております。

避難勧告や避難指示は、居住者等に対する強制力はなく、実際の避難の判断は住民個人に委ねられますが、行政は災害対策基本法の理念に基づき、防災知識の普及を図るとともに、災害時には住民みずから判断できる情報を提供する責務を有しております。今後におきましても、安全、安心のまちづくりをさらに進めるため、防災行政

を充実させてまいります。

続きまして（3）につきましてお答えをさせていただきます。町における自主防災組織といたしましては、平成20年度に七郷防災会が設立された後、平成22年度に他の全地域に防災会が設立され、現在12の防災会が組織されております。設立の経緯といたしましては、当時阪神淡路大震災や新潟県中越地震などに代表される大規模災害において、その被害を最小限にするためには、消防機関等の公的機関による救助、支援である公助に加え、住民相互の援助である共助、そしてみずからがみずからを守る自助がバランスよく作用することにより生じる災害時の被害を抑える力、いわゆる地域の防災力が極めて重要であるという観点から設立されたものでございます。

町では、各防災会間での情報共有や町からの情報提供などを行う場を設けており、毎回さまざまな意見や情報を頂戴しております。また、各防災会で実施される訓練は、資機材点検なども含めると年間40回をも数えるほどであり、各防災会の皆様の防災に対する意識は大変高いものがございます。しかしながら、その活動においては各地区によって差異も見られるという課題もございます。近年の大規模災害では、その復旧に係る作業や避難所の開設運営については、公助が出せる力は非常に限られたものであり、地域の皆様の共助の力なくしてはむしろ復旧は成り立ちません。この共助の精神をさらに浸透させるためには、町といたしましてもその啓発などに努めてまいります。

続きまして、（5）につきましてお答えをさせていただきます。水防とは、水防法に基づき洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減、公共の安全を保持するため、自治体や水防管理団体などの組織、責任、業務などを定め、円滑かつ迅速な対応をすることとございます。水防法による水防管理団体とは、水防に関する責任のある市町村、または水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合、もしくは水害予防組合をいい、東松山県土整備事務所管内では川島町と吉見町が指定水防管理団体に指定をされております。

このように嵐山町は指定水防管理団体として指定されてはおりませんが、水防法第3条に基づき、水防管理団体として水防に関する責任を持つこととなります。嵐山町の場合は、指定水防管理団体ではないために水防団を設置してはおりませんが、現実的には消防団にその役を担っていただいているものであり、台風などによる豪雨のために河川の氾濫や土砂崩れ等の災害が生じるおそれのある場合などは、消防団との連携

を図っているところでございます。

嵐山町のように指定水防管理団体ではなく、また県の水防計画に定める氾濫想定河川などに該当しないような河川であっても、近年の短時間による集中豪雨などによる浸水被害などに対応するため、国、県、市町村が連携協力をさらに進めることが大変重要ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（４）について、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、私のほうからは（４）につきましてお答えをさせていただきます。

町内における河川の改修は暫定で終了しており、県の指定する浸水想定区域に該当する箇所はございません。しかしながら、上流、下流で未改修区間もあり、都幾川・市野川水系改修促進期成同盟会及び入間川水系改修工事期成同盟会で国及び県の関係機関に毎年度要望を実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 再質問をさせていただきます。

その前に、近年の関係で新聞でも出ておるのですが、猛烈な雨の発生が最近10年間、80年代と比べると1.5倍だということです。これはなぜだといいますと、やっぱり温暖化の影響、それによる大気中の水蒸気がふえているということなのだそうでございます。そうした環境の中から、近年では最近聞くようになったわけですが、線状降水帯だとか、かつまた長寿命台風だとかそうしたものが、そうした名前づけ化されるような状況が起こっていると。

雷にいたしましても、昔の雷とは全然違う、今は音が連続してダダダダダという音がする雷です。それは音が聞こえるだけで、群馬とか最近、近くでは群馬のほうではそういうのが聞こえます。そういうこともありまして、この質問をさせていただいておるのですが、順次質問をさせていただきますが、再質問をお願いいたします。

防災計画は、来年度と再来年度、2年間にわたって見直しをしていくということのようでございます。ただ、この見直しの中で一番大事なのは、今まで嵐山町では防災計画をつくってきておりまして、もちろん避難場所あるいは避難所等の指定はあるわけでございますが、状況が変わってきているという中で、この見直しもしていくと

いうことですが、これ随時やっているというその部分については、どの程度進んでいるのか。早目に見直しを進めて、全体的な防災計画の決定、見直しの決定の際に順次やっていく必要があるわけで、それは認識していると思うのですが、現在どんなふうなところまで進んでいるのでしょうか。相当、今までは避難勧告をした場合に、ではどこでというようなことが、避難勧告をすると、それはそれなりに対応しなければならぬ責務があるわけですが、その避難所というようなもの見直しほどの程度進んでいるのですか、まだ手はつかないのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

避難所の関係でございます。災害対策基本法の一部改正によりまして、嵐山町で現行の防災計画を策定をした当時とは、今避難所の位置づけが異なっております。その避難所の指定としては、指定避難所というものと指定緊急避難場所、こういった2つの区分に分けて指定をなさいというような形で法がなっております。

参考までに申し上げますと、指定避難所は被災者が一定期間避難生活を送るための施設と、こういったものでございまして、指定緊急避難場所については、災害の危険に伴い避難をされてきた被災者が一定期間滞在をする施設、こういった2つの種類に分けなさいと。なおかつ、この避難所を災害の種別ごとに指定をなさいと、このような形になっておるところでございます。

現行の町の計画では、このような形にはなっておりませんので、今年度そのあたりの見直しを進めているところでございます。その見直しの状況でございますが、基本的には避難所をきちんと現地を確認をし、状況を見てしっかり位置づけていくということを基本にして、今進めておるところでございます。過日土砂災害に対するハザードマップというのも作成をいたしました。そのハザードマップの中にもこの土砂災害という災害に対しての避難所はこの地域はここですというような形を改めて位置づけをさせていただいたところです。

これは一例でございますが、今後町内全域の避難所を現地を確認をし、同様な形で災害ごとに位置づけを行っていく、このような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 災害ごとということでございますが、地震とか大雨とかそういうのは確かに災害ごとと違うのですが、そのことごとにこの避難所が別々になるという捉え方なのですか。何か聞き漏らしがあるのかと思うのですが、災害ごとというその避難所の設定というのはどういう基準になっているのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

考えられるのは、地震、土砂災害、水害、こういったものがあるかというふうに思います。先ほど土砂災害の例を申し上げましたが、該当する危険箇所指定をされている区域から安全なルートを通して安全な避難所まで行けるような形で、場所を設定するというようなことをございまして、それぞれの災害ごとに指定をしていくと。ただ、一つの避難所が例えば地震、水害、土砂災害、これに3つに該当する場所も当然ございましてしょうし、土砂災害に対するものと、ですからAというものがこれとこれとこれです、Bはこれだけです、そういった形で位置づけていくことになろうと思います。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） わかりました。今年度中に見直しをするということでございますが、できるだけ早くこの見直しをされて、住民に周知をしていただければと思います。避難所につきましては、避難ルートとかそうしたものも当然ついてくるわけでございますので、早目な対策を、対応をお願いしたいなというふうに思っております。

次に、避難情報の関係でございますが、避難勧告、これ順次ではなくて急に出てくることもあるよという説明でもございました。ただ、この避難、この辺で一番心配されるのは、当面心配されるのは、私は地震もあるわけですけども、雨の関係が非常に多いかなというふうに思っております、これに対するハザードマップといいましようか、特に大雨の関係では志賀2区の太郎丸分とか、あるいは排水の悪い、市街区域の中でも排水の悪い区域、床下に浸水がされるのではないかとというようなところも私はあるように思っておりますが、そうしたものの行政としてどういうふうな把握をされているのか、マップ的なものがつくられているのか、つくられていないか、その辺をちょっとお聞きしておきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

水害に対するハザードマップにつきましては、現状では作成をしておりません。というのは、これはこれまでの考え方でございますが、先ほども若干答弁の中で申し上げましたが、嵐山町の場合には、常に河川の水位を監視をするような、そういった河川がないと。近隣であれば東松山市あるいは吉見町等々、こういったところについてはそういった指定がされており、そういったところは水害のハザードマップをつくるということがあるわけでございますが、嵐山町の場合にはこれまではつくらなくてもいいと、よかったというのでしょうか、つくる必要がなかったというような形だったと思います。

ただ、先ほどの議員さんのお話にもございますが、昨今の気象情報、気象の状況、こういったものを鑑みますと、果たしてこれまでどおりの考え方で大丈夫なのかということがあろうかと思えます。こういったことを国も考えておりまして、そういった水位を常時確認をする河川がない自治体にあっても、過去の水害に関する被害、そういったものだとか、あるいは気象の状況、過去にこういったことがありました、そういったこと、あるいはこういった被害が実際にありました。そういったものを把握をして、必要に応じてハザードマップ的なものをつくるべきというのでしょうか、そのような方向で国も少し考えが変わってきたというふうに捉えております。嵐山町といたしましては、今後国の考えを基本といたしまして、そのような形で水害にいろんな部分で備えていくということをしてもらいたいというふう考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 補正予算を見たら、町も同じような心配しているのだなという感じを持ったのですが、というのは排水ポンプを設置するという予算づけがされています。しかも、これも緊急に町債を発行してやるということですので、町もこの水害対策については随分神経を使っているのだなということ、私が申し上げるまでもないなということをつくづく痛感しております。広報でも豪雨に備えるとか、9月1日以降の広報でも出しているようでございますので、対策はとっているなということをつくづく痛感をいたします。

ただ、さっき課長の答弁の中では、今後つくっていく必要もあるだろうということを書いてありますが、私やっぱりこういう状況になってくると、ハザードマップ的なものも排水は、要するに今までは川が対応できる雨量であったのですけれども、そうではないことが起こり得るといことが出てきておりますから、必要なと思います。ハザードマップをつくっておくと、いざというときに対応がスムーズにいくのかなというふうに思っておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

次に参ります。自主防災組織の関係でございますが、嵐山町は自主防災組織の結成が早くて、全庁的にできておるわけですが、まだこの中でも、答弁でもありますが、確かに自助、共助の分が大事だということが強調されておりますが、地域の防災力を上げるためには、やっぱり自主防災組織をいかに日ごろの組織体制をつくっていくかということが大事だというふうに思っておりますが、特に七郷地区のは一番早くできたわけですが、防災倉庫もそれぞれ設置されました。ただ、ちょっと自主防災組織として自主的に動くことについては、その後できた菅谷地区のような防災会のほうが私はコミュニティー的にはよろしいのではないかというふうに思っているのです。大字組織ぐらいにして、その上に連絡協議会というようなものを今ありませんよね、そうしたものをつくって、防災会ごとの横の連絡というものができるといいのではないかなというふうに私は思うのですが、組織の現状は別に差し支えないというふうに課長からは出ておりますが、その辺はいかがなのでしょう。やっぱり防災組織の身近さというものが必要ではないかなと思うのですが、それと防災組織ごとの連携です、その辺はいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのお話のとおり、嵐山町では七郷防災会がまず最初にできました。12ある自主防災組織の中でも最もエリアが広い防災会だというふうに思っております。コミュニティー的にもう少しこじんまりした組織のほうがよろしいのではないかというようにお話でございますが、私の印象として12ある自治防災会の中でも、七郷防災会は最も活動が活発に行われている防災会ではないかなというふうに私は感じております。毎年毎年、場所はかえておりますが、地区を決めた中でしっかり防災訓練に取り組みます。視察研修等も毎年毎年行っていただき、知識も皆さん大変高いものがある

うかと思えます。

ただ、確かに中心となる役員さんでしょうか、役員さんについては本当にすばらしい動きをされているのだなというふうに思います。ただ、それが地域の住民の一人一人まで浸透できているかというところになると、ちょっとそこまではわからないところでございますが、ただ組織の大きい、小さいの別はあるとしても、やはりそれぞれの顔が見える関係、いざというときに共助というものがきちんと発揮ができるような日ごろの訓練、関係づくり、こういったものをそれぞれの防災会の中でやっぱり行っていただくこと、これが一番重要なのかなというふうには思っております。

また、防災会間の横の連携というご質問でございますが、町では先ほどご答弁申し上げましたが、定期的に防災会の会長さんにお集まりをいただき、町からの情報提供を行い、それぞれの防災会からも情報提供をいただき、あるいは防災会間での情報交換、こういったものを行っております。また、町で行う防災訓練にも自主防災会の役員さん等々には参加をいただき、一緒になって考える、見る、行動する、こういったことに努めております。協議会的な組織というお話でございますが、当面は今のような形で防災会長会議というふうに言っているわけでございますが、こういったものを行っていきたいというふうに考えます。

以上です。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） それでは、次に行きたいと思えます。

4番目になりますが、河川の関係では嵐山町の関係はほぼ終了しているということでございますが、河川、町の中では終了しているのかもしれませんが、特に市野川であれば滑川町に近いほう、あるいは都幾川では東松山市に近いほう、この部分はかなり私はおくらしているというふうに思っておりますので、県との協議はどのようなのかというくくりをしたのですが、その答弁はありません。ただ、前に要望はしていることですが、そういうことは県に対して今度私が質問をした中で、そういう連携的な協議といいますか、会議というのはないのですか、あるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

答弁のほうで不手際がありましたことにつきましては、大変申しわけありませんで

した。県との協議、そういったものにつきましては、先ほど答弁させていただきました都幾川・市野川水系改修期成同盟会、こちらの総会のほうで県のほうから、例えば今年度河川の改修事業を実施する予定箇所、そういったものも説明がありまして、例えば今年度でいきますと、市野川水系でいきますと、滑川町の羽尾あたりで1.2キロ整備をする予定、また東松山市、吉見地区というのですか、吉見町地区でも堤防の補強ですとか河川改修、そういった工事をやるという予定のほうも説明のほうは受けております。

また、都幾川、市野川系のほうにつきましても、河川の警報装置をつけるとか、護岸工をやりますというようなことでの説明は受けておりまして、そういった中で県のほうでは今年度はこういった部分を工事を入れます。また、昨年度まではこの辺の改修工事をやってきました。来年度以降につきましては、この辺の部分をもたまたま予定していきます。

そういった中で、お金のかかる事業でございますので、国やその関係機関にどんどん要望、この同盟会等で要望のほうをしまして、補助のほうをしていただいて、改修を進めていきたいというようなことでの報告を受けておりまして、改修工事関係につきましても、そういったところでの説明、または県土事務所単位ごとで各市町村、県土事務所管内の市町村、各市町村別に今年度の事業関係についての説明等、そういったものも受けたときに、河川の関係につきましてもお話のほうはさせていただいて、また各河川担当者とも河川の氾濫関係だとか台風のときの連携といいますか、そういったものにつきましても、その都度その都度というか、定期的に協議等もさせていただいておりますし、また台風情報等があったときにはまたそういった情報とかそういったものの交換というのもさせていただいておるような状況でございます。

まことに申しわけありませんでした。以上でございます。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 雨の量が想定外のものが起こるということの中で、改めてものを考えていかなければいけないというふうに私は思っております。市野川にしても既に川島分、昨年は土手から川島のほうに入ってきたりしているわけですが、下が悪いと住宅、志賀2区の太郎丸分にも影響が出てくるということもあります。また、都幾川にいたしましても、私、学校橋の、奥から行く学校橋の下、今キャンピングカーがいっぱい入ってにぎやかでございますが、あそこなんかは川の流れが昔からする

とすっかり変わってしまっているのです。もっと水が流れているところは広がったのです。それが砂で、片一方はもう東松山市のほうに行ってしまうわけですから、流れが。あれなんかも何とかしていかないと、私は橋が流されるのではないかと思いますよ、大雨が来ると。そんな心配をすることはないというか、そうかもしれませんが、やっぱり配慮していくことが大事だというふうに思っておりますから、協議は進めていきたいかなというふうに思っています。

時間がありませんので、水防団については消防が当たっているということでございますので、これについては消防の皆さん方にお骨折りでございますが、ただ水防対策に対する訓練はしておいていただくほうがいいかなと思っておりますが、これ要望でさせていただきます。

次に移ります。2番目の町指定の天然記念樹の現況についてでございます。

古里重輪寺境内、私の地元でございますが、大カヤがございまして、これが樹齢400年以上とありますが、そんなにはたっていないかもしれません。ただ、町指定天然記念物でありまして、2本の巨木でございます。これは樹勢が旺盛でございますが、町内には天然記念樹、あるいは町一番で指定したのものがあるのではないかと思いますので、これにつきまして、(1)にお聞きします。(1)、町内の天然記念樹、記念物、町のほうは記念物となっているのですが、その現況について。

(2)、保護のあり方、あるいは説明板の設置について。

(3)、観光資源としての活用について、お聞きさせていただきます。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、田畑文化スポーツ課長。

○田畑 修文化スポーツ課長 それでは、私のほうから小項目(1)、(2)につきましてお答えいたします。

まず、質問項目2の(1)につきましては、嵐山町天然記念樹の現況についてということでして、嵐山町内の指定文化財は国指定が3件、県指定が7件、町が指定したのが41件ございます。その中で町指定天然記念物とされている樹木は、古里の大カヤ、越畑の大イチョウ、吉田の大杉、そして遠山の大シイの4件でございます。

古里の大カヤ、越畑の大イチョウにつきましては、所有者の皆様、地元の皆様の管理の上で成長を続けております。吉田の大杉につきましては、手白神社の境内地に2本ございまして、そのうち1本については地元地区より、倒れる心配はないかとの相

談を平成27年にお受けしまして、その27年に樹木診断を行ったところ、空洞率が50%以上の箇所もあり、いつ倒木してもおかしくないという診断結果を受けました。この結果を地区に回答し、協議をしていただき、伐採という方向になりました。残りの1本については異常はございません。遠山の大シイについては、遠山寺の裏山の山腹にあり、8月22日に職員が現況の確認に行きましたが、樹木等が繁茂しておりまして、指定樹を確認することができませんでした。申しわけありませんでした。冬季になりましたら再度確認したいと考えております。

続きまして、小項目2、保護のあり方や説明板の設置についてお答えいたします。町指定文化財は、教育委員会が文化財の保持者、所有者になるのですけれども、の同意を得るとともに、文化財保護審議会に諮問し、指定されております。文化財の管理は保持者が管理しなければならないと条例で定めております。町の指定文化財の管理をしていただいている保持者の皆さんには、毎年指定文化財管理者報酬をお支払いしております。また、修理や復旧については、多額の経費を要するなど特別な事情があるときは、その一部を補助して、補助金として交付しております。

説明板についてですが、一番古い指定文化財、こちら樹木以外も含みますが、昭和34年11月からの指定でございまして、指定文化財の説明板については老朽化しているものも多くございますので、今後は現状を確認しながら修繕していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（3）について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうから（3）につきましてお答えをさせていただきます。

町の天然記念物といたしましては、4本のうち3本が町北部にございます。重輪寺大カヤ、金泉寺の大イチョウはそれぞれ樹齢約300年、手白神社の大杉に至っては樹齢約800年と、秩父市三峰神社のパワースポットとして知られる大杉に匹敵しております。このような貴重な天然記念物は、町北部の観光資源を開拓する上で大変重要な財産と考えております。今後におきましては、豊かな発想をもって観光振興のために有効利用を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 順次質問させていただきますが、時間が迫っています。

天然記念物、これ町一番のことについてもあったのですが、聞きましたら、町一番については個人のところでそんなに大きなものはないということで、私はあるのかなと思っただけということでございます。文化財的なもので、最初の1項目めの中で、それぞれ指定をしてその管理はその所有者といいたいまいしょうか、それがやるということなので、それぞれ違うのですね、管理の仕方が。それはわかります。

ただ、そうした中で、3番目の中では匹敵するということでもいい杉なのだと思うのですが、この質問を通告した後、私も改めて見に行っただけですが、吉田の1本残っている大杉については、これは元気ですということでございます。幹のほうに穴があいております。片方は枯れたものだから切ったわけですが、今残っているほうも多少これ何か手を入れないと危ないなというふうには思っているのですが、地元のほうからは何もないということでございますので、地元の方が確認がされていないのだなというので改めて思ったのですが、大事な記念物でございますので、やはりもう一度よく、私は棒を入れてみないで目視だけですので、よく調べていただくのがよろしいかなと思うのですが、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

田畑文化スポーツ課長。

○田畑 修文化スポーツ課長 お答えいたします。

こちらのほうの吉田の件につきましては、こちらの遠山と同じように、8月22日ごろ職員に確認させておりますが、根元のほうまでの確認に至っていません。まことに申しわけありませんでした。

現地のほうを直ちに調査いたしまして、それなりの対処をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 今のは吉田の大杉のことの質問でしたけれども、今遠山っておっしゃったようですけれども、言いました。どうも失礼しました。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 遠山については行けなかったというのですが、これ所有者はどこなのですか、遠山寺の裏山ということで、遠山寺でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

田畑文化スポーツ課長。

○田畑 修文化スポーツ課長 裏山のほうは、所有者のほうは遠山寺になっておりますが、現状では見に行けないような状態になっておりまして、当初指定されたころには樹齢800年、幹周りが5.3メートルということで巨木だったのですが、それ以降につきまして一度確認をしたところ、ちょうど博物誌がやっていたころに1回確認はされたようなのですが、そのときには大分析ち果ててきているところだったのですけれども、その以降につきましてはちょっと確認ができておりませんので、この機会にちょうど議員さんのほうからも質問がございましたので、もっと早くから行かなくてはいけなかったのだと思うのですけれども、うちのほうの文化財に対する指定文化財の確認というか、定期的な点検というのも必要ではないかなと思っております。それも実施していきたいと考えております。遠山の大シイにつきましては、状況がかなりぼさやぶになっておりまして、夏場の暑い時期なものですから、山の尾根まで上がっていくのがちょっと困難というか、途中であきらめて戻ってきてしまったようなので、涼しい時期になりまして、枯れて葉が落ちたころにもう一度行ってよく確認してきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） この樹齢についても、ここで2回目の質問、両方になってしまうのですが、2番目の答弁だと300年ということになっております、古里の大カヤ。これは、昭和43年に指定されているのですよ、重輪寺の大カヤ。49年の2月に説明板がつくってある、そのときに樹齢300年になっている。それからかなり年数はたっているわけですが、そういう新たな視点の中で、私は説明板等も書き直す必要があるのかなというふうに思っているのですが、大カヤの話が出たからついでで申し上げますが、これ埼玉県で6番目なのです。1番は与野にある、2番目がときがわ町、これ日吉神社の裏山にあります。私は見に行ったのですが、これ樹齢1,000年。ただ、ときがわ町のは周りが囲ってありまして、記念の碑が立っております、指定記念の碑が立っています。次が、桶川、4番目に本庄の宝輪寺、5番目が上尾の徳星寺で、それぞれ重輪寺のよりか根周りは大きいです。

ただ、現在元気で2本あるのですが、1カ所に2本あるというのは重輪寺だけです。こういうのは県の指定にはどうなのでしょう。県の指定にはなっていないのですが、今後県の指定にさせていただくと、なお観光の関係だとインパクトが出てくるのかなと

思うのですが、指定基準的なものは調べてありますか、調べてないですか。

○大野敏行議長 安藤議員に申し上げます。一般質問の持ち時間5分以内となっております。

答弁を求めます。

田畑文化スポーツ課長。

○田畑 修文化スポーツ課長 古里のほうから大変立派なものということで、県の指定文化財、こちらのほうにつきましては、私もちょっと調べさせていただきました。国、県の天然記念物として樹木、巨木につきましては埼玉県では51本ございます。大カヤ以外も含めてですが、大カヤにつきましては、議員さんおっしゃるとおり指定については、国と県の指定では4本ございまして、一番近いところでは、先ほど議員さんも見に行かれたときがわ町のものになりますが、やはり幹周りが6.8メートル、ほかの指定されているのも5メートル以上のものという大きさのものになっているようです。いずれにしましても、今の幹周りこそこまで重輪寺のはいっていないにしても、2本あるという貴重なところがございますので、県のほうに、県の教育委員会のほうです、のほうに指定になるかどうかはちょっと確認はしていきたいなと思います。よろしく願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 田畑文化スポーツ課長。

○田畑 修文化スポーツ課長 失礼しました。説明板につきましても、随時新しいものに内容を変更していく等につきましては、文化財保護審議委員会のほうに諮りまして検討させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） ときがわ町のことを例にとってもあれなのですが、ときがわ町は観光マップというか、巨木案内というのでつくっているのです。それを見に来て、それだけを見て歩く、そういうことで動いている人もあるのです。ですから、今また世の中変わってきまして、大きなものに関心が出てきているということでございますので、観光的に使えていくのも一つの方法かなと思っておりますので、これについては今後検討していただければよろしいかなと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。再開時間を2時10分といたします。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 2時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 渋 谷 登美子 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日5番目の一般質問は、受付番号12番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の町立幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行を求めることについてからです。どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 時間配分を初めからお話ししておこうと思うのですが、1番と2番に25分ずつ。3番に10分とやりますので、最後まで行きたいと思しますので、ぜひご協力をお願いいたします。

1番です。町立幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行を求めることについて。

1、平成29年3月告示による幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂は、幼児教育の基本的な部分や幼児期に育む力が明確にされました。町はそれをどのように把握しているか伺います。

2、就学前の子供の幼児教育の現状と保護者の希望を伺います。

3、3歳児の年齢に達した子供への教育の重要性についての町長の考えを伺います。

4、町立幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行し、平日は南部交流センターを活用して3歳児の幼児教育及び地域の幼児教育センターへの活用を伺います。方向性を伺います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、永島教育長。

○永島宣幸教育長 質問項目1の（1）につきましてお答えをいたします。

平成29年3月告示の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に共通する改訂のポイントは大きく2つございます。1つは、幼児教育

としての共通性を確保することであり、幼児教育の基本原則として健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの保育内容の領域が同様のものとされました。もう一つは、発達と学びの連続性を乳児保育から小学校接続まで明確にすることです。小学校学習指導要領では、スタートカリキュラムや低学年教育において、幼児期に育ってきた力を生かし、その具体的な姿を発揮させることから小学校の教科等の授業による教育につながれるとあります。

今回幼児教育としてどのように指導するかという過程と、何を指導するかという内容に加えて、何が育つかが資質、能力の3つの柱として明記されました。これらは、知識、技能の基礎、思考力、判断力、表現力の基礎、学びに向かう力、人間性として整備され、幼児教育を通して育むべき力であり、さらにそれらの力を小学校以降の学校教育において伸ばしていくことにより、発達と学びの連続性につながるものと考えています。本町におきましては、各小学校と中学校、町内幼稚園、保育所等との連携を図っておりますが、今後さらにその連携のあり方等について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（2）について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 それでは、（2）につきましてお答えいたします。

平成29年4月1日現在、嵐山町在住の5歳児の就園率は100%で、そのうち幼稚園児は約43%、保育園児は約57%となっております。これらの就学前の子供の幼児教育の現状についてでございますが、幼稚園は学校教育法第22条により義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、その心身の発達を助長することを目的として、学習面を中心とした指導を行っております。保育園は、児童福祉法第39条により保育を必要とする乳児、幼児を日々保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的として、生活面を中心とした指導を行っております。

保護者の希望につきましては、保育ニーズが多様化していることが挙げられます。具体的には、保育園でも学習面に力を入れてほしいといったことや、幼稚園でも保育時間を伸ばしてほしいといった需要があり、時代の流れに合った対応が求められております。これにつきましては、幼稚園教育要領、保育所保育指針の内容について一層の整合性を図ることで対応することとしております。具体的には幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が明確化され、幼稚園教員と保育園職員、小学校教員が持つ5歳児

修了時の姿が共有されることにより、小学校教育との連続の一層の強化が図られることを期待するものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（３）、（４）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

（３）、日本には昔からすばらしい言葉あります。「三つ子の魂百までも」、まさにこのとおりでございます。

（４）番、幼稚園型認定こども園につきましては、よりよい就学前の教育の場として、教育と保育の質的向上を維持するためにも有効な手段の一つではありますが、嵐山町幼稚園の３年保育の実施、また幼稚園型認定保育園につきましては、現状では考えておりません。ただ、今後の待機児童の動向等を踏まえながら本町として対応可能な方向性を検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） この質問をするに当たりましては、ある保育園長の方から３歳児の受け入れ先を何とかしてほしいというふうに言われました。というのは、29年度の幼稚園の改訂要領、全ての幼児教育施設の改訂要領が出たのですけれども、ゼロ歳から２歳、それから３歳から５歳にはっきり分かれています。保育園の場合は、２歳までは十分にあれするけれども、３歳から以降に関しては非常に難しい。例えば２歳までの保育園での指導していても、小規模保育などで対応していても、３歳児に対しては完全に教育の環境をつくらなくてはいけない。それに対して対応できない部分があるので、３歳児の受け入れを何とかしていただけないだろうかということで、私は今回の一般質問しているのですけれども、29年度の告示というのは、なかなか大したもので環境に対して、幼児教育の教育施設の環境というのが非常に大切になってきていて、これなのですけれども、いろんなところで環境に対しての指導要綱やそういうふうな本が出てきています。

これは29年の３月30日ぐらいにやっているのですけれども、４月23日でもう２冊目が出ているぐらい幼児教育の環境というのが大切にされています。嵐山町の状況ですけれども、３歳児ということで見てもみましたが、現状です。現状３歳児のお子さんというのは、44人が家庭での養育という形になってはいますが、これに町外

の幼稚園に行っていらっしゃる方もいますけれども、多分30人以上が3歳児では全く家庭保育になっているのです。なぜこんなふうになっているかというのも、幼児教育の大切さということが今回文部省でもはっきりされた。だから、幼児教育をどうするかという形で子ども保険なんていうおかしなものが出てきたりしているわけです。それに対して町長の答えだと「三つ子の魂百まで」、この三つ子の魂の3歳の子供をどういうふうにしていくか。これについてのしっかりした考え方を伺いたかったのですが、今現在では3と4に直接行きますけれども、1、2はもういいですね。3と4ですけれども、もう時間ないので、町長の考え方だったら、全然3歳児はほったらかしですね、町では。

このままで行くと、私が一番心配しているのは、町立幼稚園が子供さんが少なくなって消滅していこうと。そうすると、嵐山町で公的な幼児教育の場である町立幼稚園がなくなるということは、いかに大変なことになってくるかということが大きな問題なのです。これは前小久保教育長とも話をしたことがあるのですが、幼稚園がなくなっていく。私はそれがとても大切だと、これが大変なことだというふうに思っているのですが、町長はこの現状の中で、町立幼稚園がそのうち消滅していこうという私は予測しているのですが、それはどういうふうお考えになっていくのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 子供たちの数が減っているというのは、当然認識をしております。そういう中でどうしたらいいのかというのが、嵐山町で今選択をしている方向性であるわけです。ですので、今答弁させていただいたような状況で、嵐山町では現状を進めていきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 8月31日の日経新聞です。幼稚園に2歳児を受け入れるようにするということです。そうすると、既に3歳児がやっけていて2歳児を受け入れるという形で、そしてその場合に幼稚園に対しての施設改修などがあれば、それは一定の補助を出すという形になっています。特に10カ月から育児休業、2歳児までに育児休業を延ばすということで、2歳児からの希望もふえていこうというふうになっています。嵐山町の場合、そうすると2歳児からの今の現状ですと、保育園の待機児

は4月1日の状況なのですけれども、かなり多いのです。たいよう保育所が入っているから少し緩和されていますけれども、2歳児ですと待機児童が4名で、本当は9名いたのですけれども、多分たいよう保育所だと思えるのですけれども、そこに入っているのが4名になってきますけれども、この状況だと嵐山町でも2歳児の保育園の待機児がふえていくということが目に見えてわかっていますよね。

それで3歳児のこのままでいくと、私は町立幼稚園が消滅するかどうかというときに子供を預けていたものですから、この大変さというのが非常によくわかるのです。町立幼稚園がなくなったときに、幼児教育を公立でやる場所がなくなっていくということで、町外の幼稚園に行くか、保育園に預けるしかなくなってきて、そういうふうな問題というのを考えないでいくということはありませんと思うのですが、今現在町長としては、町立幼稚園をどのように考えていくのか、いるのか伺いたいと思います。

私は町長が、昭和61年、62年のときに2年保育の請願がありました。そのとき町長が教育委員だということよく知っています。その教育委員だったから、それをずっと引きずって町立幼稚園は3年保育にしないというふうな考え方があるのだろうなというふうに思っているのですけれども、今現在の現状です。お母さんたちの状況、そして今の動き方、そういうことを考えていったら、もうおのずと町立幼稚園は消滅していくのではないかな。自然消滅するような状況にならざると得ないと考えているのですが、それについてははっきりした考え方を出してほしいのです。いかがでしょう。

○大野敏行議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町のはっきりした考え方で、今しっかり幼児教育をやっているわけです。それで、今この話も言いましたけれども、もう国のほうも待機児童を減らすというだけで、幼児教育も幼児の保育ももうごっちゃごちゃになってしまっているわけです。それで、もうこんなことだったら、ずっと前にあるように議員さんいつも言っているように、幼児前の教育の取り組みというのでもうできているわけです。これをやったらどうだというので、嵐山町でもいろんな話がありました。しかし、そういう中で今の状況を取り入れて進めている、こういう状況で現在に来ているわけです。それで、答弁にも申し上げさせていただきましたけれども、本町としては今後待機児童の動向等を踏まえながら、対応可能な方向性を検討してまいりますと、これが現在のはっきりした考え方です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今、これ青柳議員の答弁のときにも、それから吉場議員の議論のときにもこういうふうにおっしゃいました。これは私はすごくよく覚えているのです。町民的議論でいろいろなことをやっていく。そういう時代ですよ。なのに、これに関しては町民的な議論ができていない。そうですよね。そして、第4次総合振興計画を立てるときにも、若いお母さんたちが幼稚園を3年保育にしてほしいのだけれどもというふうに言ったら、もう町長が3年保育はやらないと言っているから、これは入れられないですよというふうに形で切られたというふうに私は聞いているのです。なぜこんなに町立幼稚園を消滅させたいのか、伺いたいです。

○大野敏行議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 消滅をさせたいなんてのは一言も言ったことはありませんし、思ったこともありません。そして、今幼稚園の中でも定数を超えるような状況ではなくなってきている。人口減少の状況があらわれてきてしまっている、こういう状況であります。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、子供の3歳児の教育というのはどういうふうに受けとめるのです。私自身が、66歳の私が3歳児保育を受けているのです。そして、多くのお母さんたちは、町外から来ているお母さんたちは、3歳児保育というのは私は当たり前だと思うのです。それが嵐山町では受けられない。そうすると、当然保育園に行くか、そうではなく転居していくという選択肢はあると思うのです。特に滑川町は3年保育やっていますから。そういった状況を考えたときに、私はもう町長は幼稚園という言葉が嫌いなのだなと思った。それで認定こども園型の幼稚園にしていったらどうなのだろうというふうな提案をしているのですけれども、これはかなり深刻な問題で本当に子供に対して三つ子の魂百までもだったら、今は三つ子というのは3歳児ですから。

それをよい環境の中で、家庭の関係ではなくて、立派な環境の中でこういうふうな集団保育をするような環境の中で育てていくというのが現代的な子育ての一つの形なのです。それを町長は、現代的な子育ての形をやろうとしていないのか。それとも、やはり家庭でお母さんたちが3歳児保育のもとにやっさいこうとしていくのか、その点伺いたいです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町で今やっている幼児教育を見ていただきたいと思うのです。この方向が嵐山町の合意の中で進めている。この方向でいきましょうということであり、それで幼稚園というのは、幼稚園の目的の22条に書いてありますけれども、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしてということで、議員さんの質問の中にも書いてありますけれども、培うという言葉を使って、培うこととしてというのですから、そういう形で根っこに土を盛り、肥料をやり、水をやり、大事に慈しみながら育てていく。これが子供、3歳児も含めた幼児の対象の育て方、嵐山町でもそのようなやり方でやらせていただいているということです。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今の幼稚園の4歳児、5歳児の教育のことを言っているのではなくて、3歳児の教育を言っているわけです。3歳児の教育何やっていますか。1カ月に1遍ぐらい子育て広場「レピ」でやっているぐらいですよ。ほかのことは何にもやっていない。そのほかに幼稚園でも月に1回、3歳児の対応をしていますけれども、そうではない、3歳児の教育というのが親が求めているものだったりするわけです。それを言っているのに、そういうふうな形の言葉でごまかさないでほしいのです。これは、町長は町民的議論が必要だというふうな形で言っているのに、その町民的な議論をなさないで全て自分が教育委員だったときのやり方をそのまま踏襲しているというわけです。そうではない、今の現状を求めた幼児教育のあり方を考えていくという方向はとれないのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私が教育委員としてお世話になっていたころと、子供を含めて社会環境というのは大きく変わってきておりまして、嵐山町の状況においても大きく変わってきている。これ当然のことでありまして、これは皆さんの合意の上でそういう方向で進めてきて現在がある、こういうことです。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 多くのお母さんたちというのは、若いお母さんたちですよ、3歳児保育を求めています。そして、3歳児保育を求めている方は、町外の私立幼稚

園に行きます。それでどうしようもない人たちというのはいて、その人たちが、嵐山町の町立幼稚園とてもいい教育をしていると思います。それで待っているわけです。ですけれども、その部分というのは、今の29年度の改正では嵐山町はこれに対応していないのです。そのところがわかっていないで、町立幼稚園だけがいいというふうに、今の現状はいいのではなくて、3歳児をどうするのですかというのを私何回も何回も言っていますよね。

今回、特に保育園の園長さんから嵐山町で3歳児の受け入れ先がないのだけれども、何とかしてほしいと。そうではないと、この状況を何とかしてもらいたいなのだけれどもいう形で、私は仕方がないなと思って、全部本を探してきていろいろ読んで、これは対決だわなと思ってやっているのですけれども、ここのところでいいですか、例えば2歳児の幼稚園児をほかの私立の幼稚園がやっていくとしたら、嵐山町の人たちは、2歳児を抱えているお母さんたちは、恐らく町外にまた転居していきますよ。そういうことが現実ができてくることがなぜ見えないのかなということと、3歳児は大切なので、3歳児をどうやって教育していくかという形なのですから、少なくとも月に1回の今の幼稚園教育では、幼稚園での預かり保育ではなくて、週に3回ぐらいは幼稚園の3歳児の保育をして、そして1年間ぐらい様子を見て、認定こども園なり幼稚園なりにして、そして2歳児の受け入れもできるような形に持っていくことが必要だと思うのですけれども、それについては町民的議論は必要ないのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろんな意見を聞きながら、実行をしております。そして、ここのところで議員さんがおっしゃるような形の南部町立幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行をして、平日は南部の交流センターを活用して3歳児の幼児教育、そして地域の幼児教育センターへの活用をなさいと、こういうことです。これは、例えばどういうふうなことなのですか。あそこのところの施設をどういうふうにかえて、どういうふうな形の規模で、どういうふうな人員体制でやろうと。そして、嵐山町の子供たちの将来人口、近未来の状況を考えた中で、どういう規模で、どういう方法で、どうやってやっていくというふうなことなのか。そういうこともあれしないで、これだけだとちょっとわかりづらいです。

今の状況は、私はちょっと待機児童が待ってもらう人がいるので、本当に申しわけないと思いますけれども、それを解消の方向で向かって来年度に向けては、また受け入れ人数もふえる予定でございますので、そういうところで人口が減っていく。この近未来の2～3年のところで調整がつくのではないかというような感じも、推計ですけれども、しておりますけれども、はっきりわかりませんが、そういう状況もすぐそのところではそんな感じがしているわけです。そのところへもってきて、これをあそこのところでそういう施設を、そして人員体制をしっかりとやって、どういう形で何年ごろまでどういうふうな形なのか先が見えない。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そこまで言われるなら言いますけれども、あそこの門を開けばいいのです。境がしてありますね、そこを除いて、そして南部交流センターと行き来ができるようにしていく。そして、南部交流センターの駐車場になっているところ以外を認定こども園にしていくのです。そして、職員を2人、幼稚園の教員を1人、2人ふやすのです。それで十分です。今できている状況の中でやっていけます。

そして、これにも書いてありますけれども、幼稚園で子育て支援センターというのをやることは当然になっている。そのところが嵐山町ではなくて、町長はいかにも本当に男性の考え方でしか物を見ていない。そうではない。若い人たちがどんなふうに思っているかということも全く見えていない。それで、よその人の意見を聞いている。どこのを聞いているのですか。私逆に聞きたいです。もともとの考えがないから、そういうふうな3歳児をどういうふうにして受け入れようかというふうなことも頭がないし、これで認定保育園ができたのではなくて、保育園がもっとふえていけばそれで済むだろうというふうな感じでいらっしゃるみたいですが、それというのは逆に言えば人口減少を予測して若い世代が入ってこないことを予測して、人口減少が進むのでそれで3歳児の子供たちの教育はしなくてもいいだろうという考え方、実際に嵐山町の町立幼稚園というのはとてもいい環境です。

こんなにいい環境で子供を育てて、私だったら園長になったら、どれだけいろんなことができるだろうかというふうな感じで、実はいろんなことができるということはおかっています。それをなぜ、そういうふうな環境に変えてやっていこうとしないのか。初めから2年保育ありきだからではないのですか。そのことを伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いつも申し上げていますように、今大きく人口動態が動いているところです。そして、今年のゼロ歳児というのがどういうふうな感じになっているか。そして、1歳児、2歳児が今はどうなっているのかといえば、そんなにこういう状況ではないのです。そういう中で2名職員ふやせばいいではないか、だけれども2名例えば減らすのだって必死になって減らしているのです。簡単に2名ふやせばいいではないかという状況ではないのです。これから30年、50年考えていかなければいけない第一歩の年ですから。そういうことをいろんな形で検討する中で、今の状況をやらせていただいていると、こういうことです。

○大野敏行議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 幼稚園の教員の人員のことですよ、それって。幼稚園の教員の人員と、それから嵐山町職員の全体のことを言っているわけですけども、これはこここのところでは何を抑えるかということがポイントですよ。変な学習支援塾なんかで1人分でそれで幼稚園教諭が出てきますよ。そのぐらいの感覚です。ほかのところにも、私は何でこんなところに財政使うのだと思うところがいっぱいあります。その問題を町長は自分だけでやっています。町民的な議論でやっていないではないですか、そこの問題です。でも、そこのことについては私はもう一回、もう何度も何度もやっていくしかないんで、これは一時は諦めていたのですけれども、こういうふうに保育園の園長さんから言われてしまったらやらざるを得ないではないですか。そういうことなのです。そのぐらい深刻な状況になっているということを町長が認識していない。

次行きます。ゼロ・ウェイストのまちづくりをということですけども、1で嵐山町一般廃棄物処理計画と小川地区衛生組合廃棄物処理計画との整合性、埼玉中部資源循環組合の一般廃棄物処理計画がまだつくられておらず、埼玉中部広域清掃協議会のごみ処理計画との整合性を伺います。

2として、小川地区衛生組合、埼玉中部資源循環組合では、収集運搬については各市町村の業務となっています。埼玉中部資源循環組合までの可燃ごみ及び粗大ごみの収集運搬についての本町の予定、小川地区衛生組合管内の自治体の収集運搬業務の統一化について伺います。

3番目です。一般廃棄物処理計画では、廃棄物の排出抑制が定められています。国、

県、町の計画との整合性が問われています。本町の廃棄物処理計画に関して、環境基本計画兼ストップ温暖化計画との整合性を伺います。

4 番目です。嵐山町では、廃掃法第5条の2に基づく廃棄物減量等推進会議が条例設置されているが、活用されていない。その理由と今後の活用を求めます。

5 番目です。一般廃棄物処理計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の目標年次をおおむね10年から15年に定め、5年ごとに改訂を行うこととされています。地球環境悪化の現在では、我が国及び各市町村において、10年、15年を目標にごみを燃やさない処理、焼却ごみは最小限にする政策を立案し、焼却処理をしなければならない医療系廃棄物などを広域処理する制度が時代の要請であります。10年、15年先を目標にごみの焼却処理から再資源化政策の転換を求めます。工程は必要に応じて地域で進めることができますので、この点について伺います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）から（5）の答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 まず初めに、2の（1）につきましてお答えをさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく一般廃棄物処理計画は、市町村が定めなければならないとされており、本町は、ごみの処理の一部事務組合である小川地区衛生組合の構成町村の一員であります。当該組合が主体となって一般廃棄物処理計画を策定し、循環型社会の実現に向けごみの減量、各種リサイクル関連法の遵守、ごみの適正な処理に努めているところでございます。町として、独自の当該計画は策定しておりませんが、当該組合が策定した当該計画を準用しており、整合性は図られているものと考えます。

なお、当該計画は平成24年3月に策定され、平成28年度が中間目標の年度に当たるため見直しを図られるところでしたが、埼玉中部資源循環組合でのごみ処理の方向性を踏まえ、今年度中に見直しが行われる予定でございます。埼玉中部広域清掃協議会のごみ処理基本計画は、平成26年3月に策定されたものの、平成27年4月に埼玉中部資源循環組合が設立されたことに伴い、循環組合としては広域清掃協議会のごみ処理基本計画を踏襲した上で、川島町が加わった形で一般廃棄物処理行政における事項の具体化をするための施策方針を示すべく、平成33年度の策定に向けて準備しているところでございます。

続きまして、質問項目（２）につきましてお答えします。新ごみ処理施設稼働後の本町のごみ処理運搬につきましては、今後決定する新ごみ処理施設の受け入れ方針並びに嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画を念頭に置きながら、町民や事業者が参加、協力できる仕組みを構築してまいる考えであります。また、小川地区衛生組合管内自治体の収集運搬について、現在組合の施設に中継施設を設けることについての意向調査が行われました。その結果、回収ごみについて中継施設を希望するところと希望しないところがありました。また、粗大ごみにつきましては、希望するところ、検討中という結果でございました。したがって、小川地区衛生組合管内においてのごみ収集運搬業務の統一は難しいものと考えます。

続きまして、（３）につきましてお答えします。環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画は、本町の環境行政における最高位計画に位置づけられ、国の環境基本法等、県の埼玉県環境基本条例等、嵐山町環境基本条例等との整合性を図ることとされてございます。小川地区衛生組合の一般廃棄物処理基本計画では、４Ｒ（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）で未来へつなぐ循環型社会を基本方針として定め、ごみの減量化にかかる数値目標として１人１日当たりの家庭ごみ排出量について、平成22年度実績の670グラムをもとに、平成38年度時点で５％減の635グラムを目標としてございます。基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画上では、基本目標の達成のための取り組みとしてリペアを加えた５Ｒを徹底することと定め、１人１日当たりのごみの排出量を平成23年度実績855グラムをもとに、平成35年時点での排出量目標の９％減の800グラムに設定しているのが現状でございます。したがって、整合性が図られるものと考えてございます。

続きまして、（４）につきましてお答えさせていただきます。廃棄物減量等推進審議会設置条例は、平成7年4月1日から施行され、所掌事務として町長の諮問に応じ町の一般廃棄物の減量化、再資源化等に関する事項について調査、審議することとされてございます。しばらくの間、審議会への諮問案件はなく開催はされてございませんでした。（３）で申し上げました新ごみ処理施設稼働に伴うごみの収集運搬の新システム構築に当たっての当該審議会の諮問を予定してございます。

続きまして、（５）につきましてお答えさせていただきます。本町の焼却処理の方針といたしまして、環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画の目標である「ごみの発生抑制や減量化、再資源化」を基本とし減量化を推進してまいります。医療系廃

棄物等の広域処理であります、2市6町1村で構成される埼玉中部資源循環組合での処理対象ごみは家庭から排出される可燃ごみ、事業所から排出される可燃ごみ、可燃性の粉碎残渣、資源ごみの選別残渣でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 1番から順次やっていきますけれども、一般廃棄物処理計画ですけれども、これは5月28日ですか、衛生組合で関係管内協議会の議事録をとりました。その中で読んでいますことは、中部資源循環のものに対して、そして衛生組合でつくったプランをつくる。そして、その衛生プランでつくったものから人口の嵐山町の町村の動きをつくれれば、嵐山町の計画がつけれるだろうということです。ということは、初めから中部資源循環組合のものから出てくるわけですが、中部資源循環組合のコンサルというのは、平成21年からもういます。同じ人がずっとコンサルが来ています。それをもとにやっていきますけれども、こういった形で嵐山町のごみ独自の減量プランというのは、資源化プランというのは全くつくらないということなのですか、これは。

だから、初めから大もとがあって、それに基づいてやっていくので、嵐山町ではごみの一般廃棄物の資源化プランというのはなくて、しかもこれ私も見てみたのですけれども、評価もしていないですね。それについてどのような考え方を、このままでごみ減量化プランを進めていくのかどうか伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 こちらの中部資源循環組合の計画につきましては、平成33年度に策定を予定をさせていただきます。それにあわせて内容を検討して進めていくと。今現在、先ほど答弁をさせていただいたものにつきましては、小川地区衛生組合の計画、そちらは平成28年度中間で策定を予定をさせていただきましたけれども、それを29年度に見直しをさせていただくと。それを踏まえまして町の計画もあわせてつくっていくというふうな計画を予定をさせていただきます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは中部資源循環組合のコンサル、日環センターですよ。日環センターが入ってきて、そして小川地区衛生組合のごみ減量化に関しても進んでいくわけです。ですから、嵐山町は全て中部資源循環組合の33年ですか、33年に多分こういうふうな形になるだろうなという予測をつくって、このぐらいのごみ焼却量だったら、この市町村はこのくらい、このくらいというのが出てきますよね。割合で、割り振りですてきて、それをそのまま受け継いで28年度、29年度小川地区衛生組合がつくって、嵐山町がそれをまたつくっていくという形だから、上からつくったプランで、だから嵐山町では独自のごみ減量化プランというのはないのですね。そういうふうを確認します。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 ただいまのご質問でございます。

今現在、嵐山町で定めているものはございませんが、一部事務組合である小川地区衛生組合の定めた数量、目標の中に嵐山町の目標というものは定められてございます。それを目標を達成するべく環境施策を今現在実施をしているというふうな内容でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 済みません、私は県かどっかに出している毎年、毎年の環境プランをとったのです。だから、嵐山町はつくっていないわけではないのです。小川地区衛生組合のものをいただいて、それを嵐山町のものとしてつくっている、それだけです。では、嵐山町は全てものに関して自分の政策というものはないということでもいいのですね。そういうふうを確認します。

次、行きます。収集運搬業務の統一化についての答えですけれども、これはやはり情報公開でとりました。そうしましたら、小川地区衛生組合の焼却炉を解体し、そこに中継をつくるというのがコンサルの考えでした。そうですね。それについて、滑川町は自分で独自に持っていったほうが安いからいいというふうな形ですよ。でも、ほかの市町村はそうではなかった。嵐山町はどういう考え方を持っているのですか、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 お答えさせていただきます。

そういった当初の幹事会、管内協議会の中でそういった考え方も一定の方向で示された経緯はございました。ただ、それが必要であるかどうかというものを中で協議をさせていただきまして、各市町村の動向を踏まえての検討ということで、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、中継施設につきましての意向といたしまして、希望するところ、また希望しないところ、そういったものがあるというのが現在の状況でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 何回も時間がないであれなのですけれども、嵐山町はどう考えているかという質問しているのです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 申しわけございません。嵐山町は希望しないということで、その会議の中でお答えさせていただいてございます。

○大野敏行議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 一般廃棄物では、嵐山町の廃棄物計画とストップ温暖化計画は整合性がとれているということですが、これは小川地区衛生組合の計画が嵐山町のストップ温暖化計画と整合性がとれているという話になりますか、そうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 基本的には先ほど4R、5Rをお話をさせていただきましたけれども、嵐山町といたしましても廃棄物のほうを出さない。そういったもの循環型社会を推進するということは基本理念でございますので、整合性はとれているというふうに考えています。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次行きます。廃掃法に対しての、廃棄物減量等推進会議は条例設置されているけれども、全然使っていなかった。それは諮問することがなかったからというふうなことでした。今回は中部資源循環組合までのものを持っていくからということなのですけれども、私先ほど言いましたけれども、嵐山町は町長は町民的な

議論が必要であるということではあるのですが、新しいこの400億円以上かかるような施設を全体でつくって、それで嵐山町がどのぐらいになっていくか、今見当はつかないですけれども、言えませんけれども、将来的なものもあって、そしてそれについて町民的な議論が必要なかったのです。この400億円で私が一番必要な町民的議論のものだったと思うのですが、これについて町民的議論が必要でなかった理由を伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 さっきから話していますけれども、一人で何事も進まないのです。それで全て何かやるには事業予算がつく。事業予算は、議会の承認がなければ動かない。それをもって広域に行っているわけです。それで広域の中でまたそれぞれ嵐山町からも議員さんが出て、広域の中の議会で練って、それでやる方向が決まっていくわけです。段取りが一步一步進んで先のところのやる事が決まっていくわけです。そういうものを、議員さんは前からそうですけれども、あそここのところ私はもう関係ないのだ、あんなものやったってだめなのだよという、そういう考え方ですから、そういうふうに行っていること自体を認めないというのは、これは議論にならないのです。向こうにもきっちりした議会があって、その中で練って一步一步進んでいるわけです。だけれども、その議会なんか認めないと言っているのでは、話にならないということになってしまうわけです。こちらはそうではなくて、一步一步嵐山町の中ではやっていって、それを持ち上げて向こうでやっていくことなのです。ご理解をいただきたいと思います。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 町民的議論が必要でないのかということを知っているわけです。それは大きな議論ですよ。下からの議論ではない。そして、これは埼玉中部資源循環組合というのは、中部保全組合の中で平成21年、300トンのストーカ炉を決定しました。その次に平成23年に240トンのストーカ炉をつくりました。決定しました。その段階で嵐山町が入ってきました。だから、下からどういうふうなごみの減量化をしたらいいかという議論がなしに、これが進んでいるのです。そして、それでこれから20年、30年という形の負担を子供たちが持つていく。それに対して、上から決めたことを、だから私が議論の障害になっている。だから全く違います。上からのもの

のと下からのものと、これは私はそのうちにわかるだろうと思っていますけれども、民間事業がこれを決定しているなというのが大体わかってきていますので、コンサルがこれを指導しているということがわかっていますので、コンサルの指導に乗るのか。嵐山町でどうやってごみ減量化を進めていくのかということが大切なことであって、それを余計なところで時間とらせないでくださいよ。

次、行きます。こんなことで余計なこと時間とらないでください。それで、5番目の問題ですけれども、私は医療系廃棄物だけが多分残りの焼却ごみになるだろうと知っている。それ以外のものは全て資源化できるということがわかっています。特にこの前の小川地区衛生組合の状況を見ても、事業系のごみがふえているのです。事業系のごみで何がふえているかというと、紙おむつがふえている。紙おむつは現在再利用できるようになっていますよね。この前、町長のほうにも大木町のくるるんの講演会をしますのではというご案内を出しました。だけれども、うちの町からは環境課の職員の方もどなたもいっしょじゃなくて、町長ももちろん来なくて、佐久間議員と大野議員がいらしていただいていたけれども、川口議員とかいらしていますから、そういった現状の中で、どういうふうな先進的な動きがあるかということ自体を町は知ろうとしない。

そして、焼却ごみを本当にどうしたらいいか、これ20年、30年の問題で大切なことなのに、これをやらないでほかのことばかりをやっている。そうですね、これ大きな問題です。それをしないでやっていく。どうなのですか、これは焼却ごみを減らすというふうな形でもう一回町民的議論が必要だと思うのですが、その点についてどういうふうに考えているのか伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長……それでは、安藤副町長。

○安藤 實副町長 私、違う立場でちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、私も、渋谷議員さんがおっしゃるとおり環境行政も大きく動いておりまして、ご質問の趣旨にございますようにゼロ・ウェスト、こういうご提案がありましたので、私もいろいろ調べてみましたけれども、大きく循環型社会へ転換をしていくというふうな流れになっています。そういう意味では、嵐山町の環境基本計画、それからストップ温暖化計画、これは先進的な取り組みだなというふうに思っています。

それで、ごみを収集するまでは、それぞれの市町村の仕事なのです。その嵐山町の

方針というのが、今申し上げた計画の中できちっと進めていくと。それを受ける中部の資源循環組合は計画をつくってやっていくのですけれども、ここに書かれているのは住民、事業者、構成市町村がともに使い尽くす、もったいない、ごみを減らすを考え、発生抑制、排出抑制、再使用を推進し資源物の分別の徹底を図り、再生利用を進める。まさに時代に合った進め方をしようと、計画の中ではそういうふうに位置づけられています。そういうふうに我々もそういったことを確信をして、一緒になって進めていく、町は町として取り組んでいく、組合は組合として進んでいくと、こういうことだというふうに思っています。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町は800グラムですか、1人当たり。ということですが、大木町というのは今現在2015年の段階で1人の焼却ごみは148グラムになっています。そのぐらいまで減らすような施策が必要で、そうすると別に大型の焼却炉はつくらなくてもいいのです。それでそれにかかわる経費を嵐山町は負担しなくてもいい。そういうふうな状況になってきます。そういうふうな形のを嵐山町の町民的議論をしてほしいのですけれども、その町民的議論ができるかどうかというのを言っているのですけれども、それは全く平行路線で話にならないということですが、どうですか、町民的議論をなさる予定はありますか。私はやっていかないと嵐山町は中部資源循環組合でつぶれていくだろうと思いますが、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今、先ほど町長からご答弁申し上げましたけれども、中部の組合もしっかりした議会があって、町民を代表する方がそこに参加をして、議論が積み重ねています。嵐山町のこのごみ処理も各種審議会もございますし、議会もございますし、そういった場で当然町民的議論、代表者によってなされているというふうなことだというふうに思っています。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 全く平行線になると言われるからしょうがないのですけれども、私は基本的にどういうふうな形でごみを減らすことができるかというのを、あ

そこの男性議員ばかりの集まりの中で、ごみなんて関係ないような顔している人たちの中で議論ができるわけないし、それは議案を受けて、そして採決するだけですから、それ以上のことはできていないのだから、言われるとおりのことをやっていることで、計画や議論をするということはないわけですから、見ていても。なので、これではだめです。悪いけれども、町長の考えている形ではだめです。なので、町民的議論をつくるための場をとっていただきたいと思います。これはしようがないですよ。

次、行きます。どうしようもないですよ、1時間しかないのだから。3番目です。生活排水の課題です。

川島川では、公共下水道への未接続や雑排水の雨水管への誤接続など、大腸菌群数やふん便性大腸菌群数が環境基準を大幅に超過し、改善対策をとることになっていた。大腸菌群数などは環境基準を達成できたのか、その結果について伺います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

菅原上下水道課長。

○菅原浩行上下水道課長 それでは、質問項目3につきまして、お答えをさせていただきます。

昨年度、菅谷5区及び6区の地域の排水状況を調査し、特に濃度の高い区間において、公共下水道への接続推進を行いました。その結果、平成27年度から28年度7月までの大腸菌群数が220万から1,700万で推移していたものが、本年度7月の水質検査では54万へ減少しております。しかしながら、環境基準B累計の基準には達しておりません。引き続き公共下水道への接続を推進し、水質調査の推移を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） きょうの朝日新聞なのですけれども、調査河川全て環境基準をクリアになっていますが、嵐山町は環境基準がクリアできないところがあるわけです。それについて、これは技監に伺います。どのような対策をとったらいいか、現実には合併浄化槽でも市町村型とそうではないところがある。ちゃんとした管理しているところと、しないところがあるし、多分単独浄化槽のところもあると思うのですが、その点についての把握とこれからの対策について伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岡本技監。

○岡本史靖技監 答弁をさせていただきます。

先ほど上下水道課長が答弁したとおり、まずは公共下水道への接続が重要だと考えております。公共下水道ができていない箇所等あると思うのですが、それについては合併式浄化槽を使って排出していくのが一番ではないかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ふん便性大腸菌ということは、公共下水道と合併浄化槽、それから単独のくみ取りという問題ではないですよ。くみ取りの問題ではなくて、生活雑排水の中にトイレの排水が入ってきているということですよ。それが、合併浄化槽がちゃんと管理されているかないかということと、それから単独槽の問題ですけれども、それを公共下水道につなげるとか、合併浄化槽につなげるという問題とはちょっと違うような気がするのですが、その点はいかがでしょう。

○大野敏行議長 渋谷議員に申し上げます。持ち時間5分位内を切っております。

答弁を求めます。

菅原上下水道課長。

○菅原浩行上下水道課長 議員ご質問の合併浄化槽なり単独浄化槽の管理の件でございますけれども、これにつきましては町管理型の合併浄化槽につきましては、当然町が法令に基づいて適切に管理をさせていただいております。ただし、町管理型合併浄化槽のシステムが導入される前の個人の設置された合併浄化槽なり、法令が変わる前の単独浄化槽につきましては、個人の方が個人の判断といたしますか、個人の良識の範囲の中で維持管理をされていると。その中で維持管理のレベルに差が生じている。要は法令どおりに点検をしていただければ、合併浄化槽につきましてはちゃんとした基準のとおり水質が排出されてきますし、単独浄化槽につきましても、し尿についてはそれなりの浄化されてくると。

ただ、単独浄化槽の場合につきましては、当然生活排水、トイレ以外の生活排水が全てそのまま外に流れてしまうと。そういった関係があって、水質のほうの汚濁が進んでいるということでございますので、まず先ほど技監が申し上げましたとおり、下水道処理区域内につきましては公共下水道へ接続していただくことがまず大事です。浄化槽処理区域、嵐山町につきましては公共下水道の処理区域と合併浄化槽の処理区

域の2通りで生活排水は100%処理するということになってございますので、まずは公共下水道へ接続していただくと。それから、単独浄化槽を今使用されている方につきましては、公共下水道処理区域内は速やかにつなげていただくと。合併浄化槽の処理区域の方につきましては、速やかに合併浄化槽へ切りかえていただくと、まずそういったことを取り組んでいくことが大切かというふうに考えております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これ川島川ですので、公共下水道区域ですよ。ですから、その中で単独浄化槽とそれからくみ取りですよ。それがあって、それどの程度の割合になっているのかとか、調査というか、ちゃんとした管理がされているのかどうか。町村型の嵐山町設置型の浄化槽とそうではないものはどのぐらいあるか。それについてのしっかりした調査というのはなさっていますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原上下水道課長。

○菅原浩行上下水道課長 川島川の流入ということに関してご説明差し上げますと、川島川に流入していく市街化区域内の地区につきましては、菅谷5区、6区、それから菅谷の3区、それから菅谷の1区、それから4区につきまして一部分恐らく流れ込んでいくのかなということで、先ほどご答弁申し上げましたとおり、菅谷5区と6区につきましてはちょっと取り組みをさせていただいた関係もあると思えますけれども、菅谷の6区につきましては単独浄化槽が今2基、それから菅谷の5区につきましては、これは整備がおくれたせいだとは思うのですけれども、単独浄化槽が37基、それから菅谷の4区につきましては、これは全てが川島川に流入するわけではございませんが23基、菅谷の3区につきましては41基、それから菅谷の2区につきましても全部行くわけではございませんが、まだ単独浄化槽が62基、去年の10月1日現在の数字でまだそういったものが残っているという状況でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これってどのぐらいの形で、やっぱり河川の大腸菌群数はかなり問題があるかなと思うのですけれども、どのような形で進めていくのか伺います。

○大野敏行議長 残り時間が51秒です。その間で話せることを話してください。

○菅原浩行上下水道課長 先ほど申し上げたことの繰り返しになってしまいますけれど

も、まず単独浄化槽から取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。再開時間を3時20分といたします。

休 憩 午後 3時09分

再 開 午後 3時20分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 清 水 正 之 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日6番目の一般質問は受付番号13番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の市野川の整備についてからです。どうぞ。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず、市野川の整備、最近豪雨による河川の氾濫による被害が報道されています。

町にも豪雨による河川の水位上昇が見られます。以前市野川の整備を行っていただきましたが、草木の繁茂、また土砂の堆積等がひどくなってきて川幅が狭くなってきている状況です。現状と対策についてお聞きをしておきたいと思っております。

○大野敏行議長 それでは答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは質問項目の1番につきましてお答えをいたします。

市野川の整備につきましては、志賀地区内にあります志賀沢橋から川島地区内にあります矢先橋までの区間については暫定完了をしております。現状の河川区域内につきましては、草木の繁茂が見受けられるところもあります。河川管理者の埼玉県には、毎年河川堤防等の除草作業を実施していただいているところであります。今年度草木の繁茂について要望した箇所もありますが、埼玉県は河川の流れの阻害するものについて伐採を考えているようでございます。今後も草木の繁茂等につきましては、埼玉県に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そうしますと、草木についての要望はしたということでもいいわけですね。そういう面では、非常に土砂の堆積等もひどくなってきているというふうに思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

答弁のほうにもさせていただいたのですが、毎年一応県のほうでも草刈り等の除草作業というのは入っていただいております。また、今年度に入りまして、志賀2区の区長さんからの要望等もありまして、その辺の再度お願いを6月ぐらいだったかなと思うのですが、その時期にも要望のほうはさせていただいております。そのときに、河川の区域内の中に木です、結構大きくなってきた木、そういったものについても伐採はお願いをして、それについては伐採をしていかなければいけないという認識を持っているということで、予算の範囲内でできる限りやっていますという回答をいただきました。

また、数年前に土砂のしゅんせつといたしますか、そういったものも粕川と市野川の合流する地点ですか、その辺でやっていただいた経緯があるということで、その辺につきましても今年度たしか6月だったと思うのですが、また再度お願いできないかというような要望のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ぜひ早急にできるような方法をとってもらいたいというふうに思います。

2点目に行きます。教育施設の統廃合なのですが、町長は教育施設の適正規模による統廃合を進めるということで、検討委員会の審議をもってこの前ですか、8月に会議を持ったということでもありますけれども、その審議結果等についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 それでは答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

教育施設の適正規模、適正配置を検討する嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会が設置され、第1回目の委員会が8月23日に開催されました。教育委員会の諮問により、小中学校の適正規模と適正配置について検討が開始されたところであります。第1回目の委員会では現状を把握していただくため、過去から現在までの変化と今後の児童生徒数の推計や学校現場の状況等について説明を行いました。今後、築年数や大規模改修、耐震補強等施設の状況の説明、学校現場の視察等を行いながら20年、30年後の嵐山町を見据えた嵐山町立小中学校規模等配置の適正化基本方針、答申に向けての検討を行うこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 現状の課題をちょっとお聞きをしておきたいと思うのですが、平成57年、20年、30年の規模だということですが、57年には七郷小学校が複式学級になると、同時に七小、志賀小は全クラスが1クラスという話も出ています。そういう面では、嵐山町そのものが非常に南北に長い地形になっているわけですが、議会のときにも委員会報告の中で文教のほうアンケート調査を提示いたしましたけれども、現在そういう状況の中で問題となる課題というものはどのようなものがあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

児童生徒数の数が減少する、現段階でもそうでございますが、子供たちの数によって現状の各校でのクラス数も既に学年で1クラスというところもございます。中学校では全て2クラスという状況でございます。この後さらに子供たちの数が減少していきますと、現況の小学校3校、中学校2校というものをそのまま進めていきますと、中学校では1クラスということも想定されます。特に中学校におきましては、複数、各学年以上のクラスがないと教科の担任が全部そろわないというような状況等もあります。清水議員ご指摘のように嵐山町は南北に非常に細長い地形の中で、そういった地形的な面、ひいては子供たちの安全な通学等も含めた意味での適正な配置、適正な規模ということが今後重要な検討課題になると考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 適正な規模というのは、どの程度のことをいうのですか。そういう面では冒頭の話もしましたけれども、文教のほうでも35人以下の人数だったかなというふうに記憶をしているのですが、適正な規模というのは一体どのくらいのことをいっているのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

文部科学省のほうで平成27年に公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引等も示されております。その中で小学校につきましては、各学年クラスかえができる2クラス以上、12学級以上ということになります。中学校におきましては、各学年4学級以上である12学級以上、18学級以下を標準とするというふうにされております。そういった文科省のほうで示されている学級数に近づけるような形での適正規模を検討していただければと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そうしますと、七郷小学校の複式学級ということになると、非常に問題が出てくるというふうに考えているのでしょうかけれども、通学するためのどこに持ってくるかという面もあるのでしょうかけれども、通学するための子供たち、特に小学校の場合は、古里から来るということになると相当距離もあるでしょうし、まして入学時となると大変な思いをするのではないかなというふうにも思うのですが、その辺はいかがなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

古里といえば、現況で馬内から七小に行くだけでも、かなりの距離もあると思われます。ですので、この委員会において適正規模、適正配置というのは現段階では何も決まっておりません。そういった子供たちの安全な通学も含めて検討課題として、今後検討していただくということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） まだ1回目の会議ということですから、具体的な審議というのなかなかできていないのかなと思うのですが、少し推移を見守りたいと思います。

そういう面では3点目に移ります。介護保険の問題です。介護保険については、今年度見直しの事業の年度ということになるわけですが、そういう点では支払準備基金がどのくらいになっているのかなというのが危惧するところなのですが、今年度末の基金残高というのはどのくらいになるのですか。

それから、アンケート調査をしたという話を聞いたのですが、その結果についてもお聞きをしたいと思います。

3点目は、利用状況の変化です。保険料を算定するのに、この利用が非常に影響するだろうという点では、利用状況に聞いておきたいと。

それから、28年度から町はやっていますけれども、総合事業についての利用についてもお聞きをしたいと思います。

それから、最後に保険料の予測についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）から（5）の答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、質問項目3の（1）から順次答弁をさせていただきます。

まず初めに（1）につきましてお答えをいたします。介護保険介護給付費支払準備基金の平成28年度末の残高は、1億8,662万6,777円となっております。平成28年度の決算により、今定例会で約4,502万円を積み立てる補正予算をお願いしており、また今年度に基金を取り崩す予定は今のところありませんので、これにより平成29年度末の残高は2億3,168万円程度になると見込んでおります。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。第7期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり、65歳以上の方1,000人にアンケート調査を実施いたしました。調査は2種類で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を800の方に、在宅介護実態調査を200の方に郵送し、回収率は合わせて68%でありました。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護認定で介護度が要介護1から5と受けてい

る方以外を対象に調査を行いました。具体的には、自分でできることや外出の頻度、グループ活動への参加、また介護が必要になったときの希望等について回答をいただきました。

回答内容を見ると、8割以上の方が自分のことは自分ででき、外出も控えていないとの結果が出ており、今すぐ介護を必要とする方は少ないのではないかと考えられます。それから、グループ活動への参加については、約半数の方が参加していないとの回答をされており、個人で自分の時間を楽しんでいる方も多いのではないかと推測されます。また、介護が必要になったときは自宅で介護をしてほしいとの意見が6割を超えております。

次に、在宅介護実態調査では、要介護・要支援認定を受け自宅で暮らしている方へ今後必要なサービス、施設への入所希望等について調査し、回答をいただきました。

回答内容を見ると、約8割の方が配偶者または子供から介護を受けており、今後在宅で介護を続けていくために必要なサービスについては、通院や買い物の外出同行、介護・福祉タクシー等の移送サービス、掃除、洗濯及び見守り、声かけサービスの順に回答が多く寄せられました。また、施設への入所希望は約7割の方が検討をしていないとの回答でありました。それから、今後も働きながら介護を続けていけそうですかとの問いでは、約9割の方が続けていけると回答しております。皆様からいただいた貴重なご意見を参考にさせていただき、計画を策定していきたいと考えております。

次に、(3)につきましてお答えいたします。平成28年度と平成27年度の保険給付費を比較いたしますと、約500万円の増額となっており、また総合事業の開始によって多少の変化はありますが、利用状況についてはそれほどの変化はないものと考えております。しかしながら、平成29年度は施設介護サービス費が前年末と比べ、人数、給付費ともに増加傾向にあります。現状では、予算の範囲内でおさまると見込んでおりますが、今後の動向を注視していきたいと考えております。

次に、(4)につきましてお答えいたします。本町では、平成28年度より総合事業を開始し、介護予防給付のうち介護予防訪問介護と通所介護が移行いたしました。利用者の移行の時期は、要介護認定を受けている個人ごとに要介護認定の更新時としておりますので、除々に移行し平成29年3月までに該当する全ての方が移行しました。

訪問型サービスには、改正前の訪問介護相当のサービス（みなし指定）と基準を緩和したサービス（訪問型サービスA）があり、通所型サービスには改正前の通所介護

相当のサービス、これもみなし指定と基準を緩和したサービス（通所型サービスA）があります。基準を緩和したサービスについては、訪問型、通所型とも平成28年10月から実施をいたしました。利用者数については、年度末の平成29年2月サービス利用分では、訪問型サービスでみなし指定が33人、訪問型サービスAが2人、通所型サービスでみなし指定が26人、通所型サービスAはいませんでした。

なお、28年度は新規にサービスを利用する方のみ基準を緩和したサービスを利用していただきましたので、みなし指定の利用者が多くなっていますが、29年度からは基本的には緩和した基準によるサービスを利用していただくこととしております。

次に、（5）につきましてお答えいたします。第7期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定状況は、アンケート調査が終わり、現在詳細な分析を行っているところであり、介護保険料の検討、算定等はまだ行っておりません。団塊の世代が医療、介護を必要とする可能性が高くなる75歳を迎える2025年問題を見据え、また介護保険介護給付費支払準備基金の状況等も考慮しながら、今後の安定した介護保険制度の運営と、被保険者には必要なサービスを安心して受けていただけるよう適正な保険料を算定していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） まず、再質問の前にちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うのです。今度の法改正の一番の問題は、総合事業が入ってくるということです。今答弁あったように、町は28年からやっているということなのですが、介護保険制度の中で総合事業を制度から外すと、違う制度で充実をさせていくということは可能なのでしょうか。私は、これ外したほうがいいのではないかとこのように思うのです。

その理由のまず第1は、市町村事業になったということです。総合事業については、市町村が行う事業というふうになったということになるわけです。

2つ目は、この介護保険の制度そのものの費用負担の問題です。介護保険そのものは、公費50%、1号保険、2号保険合わせて50%というのが、この介護保険制度の発足当時の費用負担だったわけです。けれども、総合事業の費用負担については、県や国からの補助金は給付費見込みの3%以内、あとは市町村が持ちなさいというふうになっているわけです。これは、もう介護保険制度そのもの大きな後退です。50%、

50%で費用を賄うのだと言いながら、今度行う総合事業についてはわずか3%しか来ない。これは、介護保険制度ではありませんよね。

3つ目は、これがもし介護保険制度に組み込まれるなら、際限ない保険料負担が待ち受けているというふうに思います。この総合事業の費用そのものも介護保険料にはね返ってくると、計算されるということです。だとすると、この総合事業を町長が充実させていけばいくほど高い保険料が必要になってくる。この総合事業は、町の事業と保険料で賄う、国の補助金はわずか3%、これはもう介護保険制度の大もとの問題です。公費50、保険料50という介護保険制度のももとの費用負担から大きく後退をしている。そういう面では、この総合事業を介護保険の制度から外すと、一般会計で賄うというのは可能なのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

この総合事業を一般会計といいたいでしょうか、そちらのほうの費用でやることはできないかというようなご質問かというふうに思います。そもそもこの介護保険制度の中で、今までは介護予防給付ということで給付費で支払いをしていたわけですが、それが制度が変わりまして、介護予防・日常生活支援総合事業という形になりまして、その中の訪問介護と通所介護については町で行う事業。地域支援事業なのですが、その中で実施をするというようなことになっているわけです。

ですから、そちらの一般会計とか、そういうことの中で行うものではないと。あくまでも介護保険制度の中の地域支援事業の一つの事業として実施をするというような形になっていますので、この制度の中から外してそれを実施していくというようなことは考えられないのかなというふうに思います。

それから、町でやる事業になると3%しか負担金がないのではないかというようなことでございます。これは、地域支援事業全体の中で介護給付費見込み額の3%以内というような形で、上限が3%以内ということでの規定になってございます。こちらの地域支援事業の総合事業をやった場合、交付基本額の国は20%、県は12.5%、支払基金は28%、それから町は25%、それが負担をされるというものでございますので、先ほど清水議員がおっしゃった3%というのは、全体の枠の中では上限が3%だよというようなことなのかというふうに思います。

保険料につきましても、当然それはこの地域支援事業の中でやっていくということになりますと、介護保険制度の中で実施をしていくということになりますので、保険料も含まれた形、公費も含まれた形、その中で支払い、支出がされていくとなりますので、多少はこの保険料のほうに影響していく。ただ、それをやることによって、介護給付が少なくなる。予防をすることによっても少なくなるというような形の中で、いろいろこういった事業もやっているわけでございますので、この中でやっていくことがいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 何年かわかりませんが、将来的にはこの地域支援事業が要介護2まで広げようというふうな考えも政府にはあるのだと。ということは、介護保険で見ると、要介護3、4、5。7段階ある中の3段階しか見ないと。要するに重度にならないと介護保険としては見ないで、あとは地域事業でやっていくのだよということです。これは、もう介護保険制度そのものの崩壊ではないですか。もともとは要支援1から介護保険で見るとというのが介護保険制度の始まりではないですか。そういう面では、今度の改正そのものが非常に後退した制度になっていると。だったら、その部分は保険料に算入されないような町の事業としてやるべきだと。

予防給付ですから、町が充実させていけば十分足りる。もともと介護保険料そのものは、当初2,600円ぐらいでしたです、全国平均が。それが、今全国平均5,500円なのです。その上、今度の地域支援事業を入れることによって、保険料が上がるなんてことはあってはならないというふうに思うのです。だったら、地域支援事業を介護保険制度から外すと、保険料に響かないところでやるということが大事ではないですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、もともと介護保険制度の中であったものを、制度の中の地域支援事業のほうに移行しているだけでございますので、それで今まで予防給付受けていた方々が、新たに今度はそういった総合事業に移ってくるわけですが、もともとこれにつきましては少子高齢化といいたいまいしょうか、介護職につく方も専門職の方がなかなかついていただけない。そういった中でそういった専門家の方に

については、重度の方といいます、そういったより専門的なサービスが必要とされる方にそういった方は当ててもらいましょう。それで比較的軽度の方といいますか、要支援1、2の方とかはそういった専門職でなくても、町の研修等々を受けた方で、ある程度そういった方のサービスでも大丈夫なのではないかというような形で、それが見直しをされてきたわけでございます。

それについては、今の介護保険制度をこれからも持続可能なものにしていくということで考えた結果として、どんどん介護給付費も多くなってくるものですから、そういったことも考えまして、こういった総合事業というものが新しく制度としてできてきたというものでございますので、これを一般会計でやれば、普通の町の単独の事業として実施をしなくてはならない。そうなりますと、特に補助金ですとか、そういった交付金とかというのはなかなか見込めない。この中であれば、先ほど言ったような割合では交付が受けられるというようなことになっているものでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） なかなか外には持っていけないということなのでしょうから、そういう面ではどう安くするかというのが今度の見直しの中心点かなというふうに思うのです。第6期の介護保険の見直しでは、8,000万円の取り崩しをいたしました。当時の基金残高というのは、どのくらいだったのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えいたします。

平成26年度に計画を策定したわけでございますけれども、計画を作成している途中では正確な年度末の基金残高というのは出なかったかもしれないのですが、現在は26年度の決算といたしまして出ていますので、1億2,259万5,470円という金額が平成26年度末の基金の残高でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そうしますと、今度の第7期の見直しに当たっては、1億1,000万円基金が第6期のときよりも多く積み立てられているということでいいわけですね。29年度末が2億3,000万円、26年度が1億2,500万円ということですから、約

1億1,000万円多いと。これが6期と7期の基金残高の違いでいいですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えします。

議員さんのおっしゃるとおりで解釈していただいて結構でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) もう一つちょっと問題が残るのかなという点があるのですが、利用料の状況についてはまた後で質問したいと思うのですが、29年度については緩和した基準によるサービスを進めていくということです。29年度からって、来年度からは緩和したサービスを進めるのだということですけれども、では今年度緩和したサービスということですから、要するにホームヘルパーの資格がなくてもいいと。研修を受ければいいのだという、研修をした人がやれると、介護できるというふうになるわけです。そういうふうに29年度はしていくのだということです。そういうことでいいわけですね。まず確認をしたい。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

町では、先ほど申し上げました28年度からこの総合事業を開始しておるわけでございますけれども、28年の10月からこの基準を緩和したサービスは実際には行ってきたわけでございますけれども、28年度に更新等、今までサービスを利用していた方がまた更新等を行った場合には、そういった状況がまだ整っていなかったというようなこともございまして、28年度中は今までどおりの基準型、みなしのサービスということで受けていただきましょうと。

ただし、29年度からは基本的には基準を緩和したサービスのほうに移行していただきましょうというような形でやってございますので、29年度からはそのような形で実施をさせていただくというようなことでございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) なかなか専門の話になっているのでわかりづらいと思うのですが、要するにホームヘルパーで今までどおり見てもらっていた人が、介護してもらっていた人が33人いると。訪問型サービスA、これが要するに研修を受ければ

資格がなくても介護できるのだという人が2人です、訪問型サービスで。通所でも、ホームヘルパーの人たちが26人いた。資格のない人がいなかったのだと。これをみんな資格が研修をすることによって、介護できる人に切りかえるというふうになるわけです。29年度からやるということになると、こうした研修を町はどのぐらいの頻度でやっているのですか。一体どういう人たちに介護をお願いをしようとしているのですか。受ける側からすれば、きちっと資格を持ったホームヘルパーさんに介護してもらいたいというのが希望ではないのですか、その辺はどうなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それではお答えをさせていただきます。

研修は昨年度には、この総合事業を遺漏なく推進をしていくために、生活支援コーディネーターという方を委嘱をいたしました。また、その方につきましては、社会福祉協議会のほうをお願いをしているわけですが、そちらのほうで28年度は1回研修をしております。研修をして全員がそういったサービスを行っていただけるというものではなくて、その中で何人かの方なのですけれども、そういったことやってもいいよということで登録をしていただいて、その方々をお願いをしてやっている状況です。ですから、毎年最低でも年1回ずつはそういった研修というものは実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） アンケートの中でも家庭介護というのを希望する人が多い。

そういう面では、国のほうも施設から家庭へというふうに移行していると、考え方がそういうふうになっていると。社協の生活支援コーディネーターというのは、この緩和したサービスも社協のほうをお願いをするということなのですか。社会福祉協議会の中には、きちっとした資格を持ったヘルパーさんも、登録ヘルパーも含めて、嵐山町はたしか50人以上いるのではなかったかなというふうに思うのです。

そういう面では、60人近くの人をこうした資格のない研修だけで済ませるような、介護してもらおうような人たちを集めなければならない。みなし指定が33人、訪問ヘルプのAが2人、それで通所でみなしが26人ということになると、これだけの人たちを緩和したサービス。要するに資格がなくても、介護ができるような人たちを集めな

ればならない。これはどういうふうにして集めるのですか。年1回の研修をしたからといって十分なのですか。少なくともホームヘルパーの人たちと同じようなサービスが町が提供できるような、そういう状況にならなければならないのだろうなというふう
に思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

こちらのほうで答えをさせていただいていますが、今言われたホームヘルプサービスのほうは訪問型サービスでございますので、通所型サービスというのは、そういった事業者さん等へ通うというような形でございますので、今現在訪問型サービスの基準を緩和したサービスで町とで契約してお願いしているところが、社会福祉協議会とらんざん苑さんの2カ所でございます。

通所型サービスのほうでは、らんざん苑さんとデイサービスのふるさと、その2カ所でございます。嵐山町のほうは、中でもこういったサービス、基準を緩和したサービスというのをやっているのが、比企では吉見と嵐山町だけでございますので、先行としてこの事業を実施をしているということでございます。その中でも、先ほどの訪問型のサービスのほうでも、みなし指定が33人、それから訪問型サービスAが2人ということで35人の方がいらっしゃるわけでございますが、それを今年度以降徐々に基準を緩和したサービスのほうに移行していただくののですけれども、なかなかその辺の体制等も、先ほど清水議員が言われたように、整わないとなかなか難しいのかなということもございますが、できる限りそういった体制も整えながら、そういうふうに移行をしていただけるように、こちらの町としましてもそういったことを実施をしていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 嵐山町は、要するにみなし指定でやっていくというのには、人材が足りないということなのですか。要するに資格を持っている人たちで家庭介護をやると、訪問サービスをやるということでは、人数が足りない。したがって、緩和したサービスに切りかえていくのだということなのですか。その辺の実情はなぜ緩和

したサービスを町が進めていくというふうな方法、方針をとったのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

町だけではなくて、これは国の方針といいましょうか、そういった中でこの総合事業というものができてきたわけでございまして、町としましてはその方針といいましょうか、それにのっとって、そういった事業を行うということでございます。ただ、今実際先ほど2カ所、2カ所ずつの事業所をお願いをしているということでございますが、そういった研修等を受けて、専門的でない人の数というのはなかなか足りていないところもあるかもしれないのですけれども、実際それは資格がある人がやっても逆にいいわけでございます。ただ、それをやっていただくと同度事業者さんのほうがそういった資格をお持ちの方が、そういったこの基準を緩和したサービスのほうが報酬のほうが低いといいましょうか、そういう低い単価でやってございますので、事業者さんのほうではそういう形になるのですけれども、ですからできる限りそういった資格がないといいましょうか、研修等でそういったことができるような方を今後ふやしていくということがまた大事なことになってくるのだらうなというふうに思っています。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 国の方針がどうであろうと、やはりサービスを受ける側からすれば、きちとした資格を持った人にやってもらいたいというのは、介護者の希望なのではないですか。そのことを町が率先して進めるのだということのほうがむしろ充実するのではないですか、町長。私はそう思います。国が緩和したサービスを進めているから町もそれに従うのではなくて、町はあくまでも資格を持った人たちにサービスを提供させてもらおうと。国がどう言おうと、町はそういう姿勢を貫くことのほうが重要なのではないですか。そのほうが介護してもらおうほうだって安心しますよ。ただか2時間や3時間研修した人に、それも毎回違うような人たちが来るよりも、きちとした資格を持ったホームヘルパーさんが毎回来てくれる。このほうがよっぽど安心するのではないですか。安心して受けられるのではないですか、違いますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、そういった専門的な方の人手というものが今不足してきていると。この間もらんざん苑さんのほうで納涼祭というのがあったときに、そちらのほうに行かせていただいたのですけれども、施設長さんがどうしても職員がなかなかいないのだよと。今までみたいな手厚いサービスはなかなかできていかないのだよ。けれども、一生懸命みんなやっているのというような挨拶をしていました。ですから、そういった専門的な方は本当に重度の方にはいろいろなことをサービスをしていただいて、比較的といいましょうか、軽い方については、そういった研修を受けた方にサービスをしていただくというような方向で考えているところでございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） なかなか町長、嵐山町はそうしたホームヘルパーの介護を希望する人に対して、そういう資格を持ったホームヘルパーさんの人数が足りないということですが、今の課長の話ですと。だったら、そういう人たちを養成するほうが大事なのではないですか。まして町にはそういう制度も十分あるのだと。活用が足りないのではないですか。だから、こういう話になるのですよ。資格がない人でも研修すれば受けられる、それは国の方針です。もっと町自体がそういう人たちを養成していくということのほうがむしろ大事なのではないですか。

ちょっと時間が長くなりますので、保険料の話になります。まだ算定を行っていないということですが、いずれにしても今の話ですと総合事業が入ると。総合事業は主に町の予算と保険料が使われる。総合事業を充実すればするほど、総合事業が介護保険の中に入ってくるわけですから、保険料が上がってくる。そういう中で町は2億3,000万円の支払準備基金が十分手持ちとして残っている。前は1億2,000万円の中の8,000万円を取り崩した。新しい事業が入った中でこの支払準備基金、どのくらい取り崩して保険料を下げる努力をしていくのか、これはもう町長の判断しかない。どう考えますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

先ほどから議員さんのお考えをお聞きをしていたわけですが、何か嵐山町だけがやっていることが悪いような印象を受けるような話しぶりですが、介護保

険制度があって、その中で決められた中で嵐山町は粛々として行ってきた。こういうことです。そして、今回この計画ができるのは、7期ということになります。3年ずつ7期目、それで6期が終わる、18年、20年近くたつわけですけれども、それでこれも議員さんおっしゃいましたけれども、2,000円台だったのが5,000円台になってしまったよという話です。最初のときには2,700、ちょっと間違ったらあれですけれども、2,000幾ら。それが5,000円になり、6,000円になり、幾らになるかわからないという状況の中で、それで介護保険制度というのが中身が少しずつ変わってきている。それで、今おっしゃるように資格がしっかりある人がやっていたものが、そうでない者もできるようにしようということは、この2,000幾らだったのが5,000幾らになってきてしまったと。要するに係がかかわって、しかもそれに介護保険を使う方というのはふえてきているわけですから、いずれにしてもやる人というのは足りなくなるわけです。お金も足りなくなる。

そういう中でうちのほうとすると大変うまくいったなと思うのですけれども、第6期が第5期の終わったときに比べて、第6期が残ってきている。今回の場合にはもっと残りそうだという報告がありました。これはなぜかというのは、健康事業をはじめとして町民の皆さんが本当に健康に気をつけて、介護には行かないよと。この気持ちで介護保険を使わなくて済んでいる。こういうのが結果として、こういうお金が余ってきている状況なのだと思うのです。ですから、それらを勘案をして、一番冒頭のとときに課長のほうから答弁させていただきましたが、こういうような町民の考え方です。こういう状況ですという話がありました。そういう状況の中で、今計画を練っているという状態ですので、もうちょっとお待ちをいただきたいなというふうに思います。

○大野敏行議長 清水議員に申し上げます。持ち時間3分40秒でございます。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 決して私は嵐山町だけがというふうには言っているつもりはありません。一番の問題は、介護保険制度そのものは国や県が50%公費を持つのだと。もう一つの50%は、1号保険者、被保険者、それから40歳以上の2号保険者、これで公費を賄うのだと、介護保険制度を賄うのだというふうに言って始まったのです。それを国は、さっきの話ではないですけれども、これから将来、介護度2まで総合事業を広げようというふうにはしているのです。これ介護保険制度の崩壊ですよ。一番最初言っていた介護保険制度と違うではないですか。

町長がよく言う持続可能な制度にするんだと言いながら、被保険者に負担をかけて町の支出を費やさせて、総合事業なんかいい例ではないですか。そのために国は何をやるかといったら、介護保険にかかる医療費を削減しようとしている。だから、国の補助を減らそうとしているわけです。とんでもない話です。そういう面では、総合事業が今度入ってきた。これから保険料の試算をするわけですけども、利用が50万円ぐらいふえているということです。新しい総合事業が入ってくる。基金は前回よりもある。一体どのぐらいこの基金を使えるかというのは大きな問題ではないですか。町が出した報道でも、サービス料の総額が問題になるのだと、計算の根拠になるのだということです。基金十分あるわけですから、十分活用してもらいたい。最大限活用してもらいたいというふうに申し上げて質問を終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

ここで私、議員として一般質問を行いたいのので、会議規則第53条の規定により副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。再開時間は4時30分といたします。

休 憩 午後 4時20分

再 開 午後 4時30分

〔議長、副議長と交代〕

○畠山美幸副議長 休憩前に引き続き一般質問を始めます。

◎会議時間の延長

○畠山美幸副議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

◇ 大 野 敏 行 議 員

○畠山美幸副議長 続いて、本定例会最後の一般質問は受付番号14番、議席番号14番、大野敏行議員。

初めに、質問事項1の所有者不明の土地管理についてからです。どうぞ。

〔14番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○14番（大野敏行議員） 議長よりご指名をいただきましたので、議席番号14番、受付番号14番、大野敏行、一般質問を行わせていただきます。

大項目2点についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず1番目でございます。所有者不明の土地管理についてでございます。

戦後ずっと日本の土地は値上がりをするというような、そういうことで地権者の権利というものを強く打ち出してきておりまして、土地は必ず値上がりすると信じられてきました。いわゆる土地神話でございます。人口減少と地価の下落で相続をしても登記簿登録を登記をしない人がふえているとお聞きします。このような土地は残土を動かして金もうけ等を企てる人たちに必ず目をつけられる傾向にあります。嵐山町にはこのような土地をつくらせないことが肝心であると思います。現状と対策についてお伺いします。

まず(1)としまして、町内には所有者不明の土地が幾筆あり、その面積はどの程度なのでしょう。

(2)としまして、今後ふやさないためにどのような対策をとられるのかお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸副議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えを申し上げます。

固定資産税につきましては、原則として毎年1月1日現在所有者として登記されている方に納税通知書をお送りしております。ご質問いただきました所有者不明の土地についてでございますが、今年度納税通知書が到達しない物件ということでお答えをさせていただきます。土地につきましては10件で筆数は24筆、面積は合計2万1,794平方メートルとなっております。

質問項目1の(2)につきましてお答えを申し上げます。議員ご指摘のとおり、所有者不明の土地への対応は、公共事業用地の取得、森林の適正な管理、災害復旧などさまざまな分野で多くの市町村等が直面する課題となっております。このようなことから、国土交通省は所有者の所在の把握が難しい土地の対応方策に関する検討会を設置し、土地の所有者探索と利活用、発生の予防に向けた対応方策を検討しております。その中で、地方公共団体等の取り組む対策として市区町村等の職員向けガイドラインが策定されました。ガイドラインでは、所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取り組みとして、死亡届提出の際に必要な手続一覧に土地の相続にか

かる手続について案内するなどの方策が挙げられておりますので、関係課と協議の上、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） （1）から暫時再質問をさせていただきたいと思います。

答弁書に今年度納税通知書が到達しない物件という回答がございました。固定資産税課税台帳からのことだと思います。10件の24筆の土地があったよということでございます。この土地については、どのような地目であったのでしょうか。山林及び雑種地、農地、宅地と分けてご回答願いますでしょうか。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、地目ごとの筆数と面積を申し上げます。

田んぼ、筆数が2筆、面積が707平方メートルでございます。畑、7筆、4,215平方メートル。宅地、6筆、1,141平方メートル。山林、4筆、1万1,455平方メートル。その他は主に雑種地になるかと思えます。5筆、4,276平方メートル。

以上でございます。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 田んぼ、畑、宅地、山林、その他雑種地ということで、全ての項目について所有者不明の土地があるよということでございます。この納税通知書が到達しない人たちは、町内の人でしょうか、町外の人でしょうか。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 町内の方あるいは町外の方、両方いらっしゃいます。町内の方が12人……町内の方が3人いらっしゃいます。そのほかは町外ということでございます。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 今、最初は12人と言って、町内が3人とされたので、9人は町外ということでしょうか。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 失礼しました。届かない方が12人いらっしゃいまして、町内の方

が3人、町外の方が9人ということになります。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 数とすれば、そんなに多くはないかなと、はっきり言って私はこう思っておるのですが、土地のパーセンテージからしますと2万1,794平米、嵐山町が29.92ヘクタールでございますので、パーセントにすると0.73%という形、今現在はだと思えますけれども。恐らくこれから飛躍的にこういう土地がふえていくのだろうなというふうに思っております。

（1）につきましては、現状のちょっと把握をさせていただきましたので、これにて終了いたしまして、（2）のほうに移りたいと思います。元総務相の増田寛也氏が座長を務める所有者不明土地問題研究会というのがございまして、その調査で平成29年7月時点での日本全国での面積は、九州を上回る410万ヘクタールに達しているということでございます。日本の中で不明な土地がそれほどあるよということでございまして、このことに関しましては、一番新しいというか、手をつけていないような登記が古いので1964年ですから、東京オリンピックのころに登録したようなものがまだそのまま生きているものがずっとあるということなのです。それがかなりのパーセンテージになるよと。私が中学1年のときでしたから、そのとき私の家でも私の祖父が地主でございまして、その後私の父がそれを相続して登記をして、父が亡くなった時点で私が相続をして登記をしてという形でずっと登記をしてきております。そういう家はしっかりと誰のものだよということがわかっておるのですけれども、そうでない人たちが日本全国にいっぱいいるということでございます。

これから団塊の世代の人たちが80歳を迎えてきて相続が必要になるような状況になってくると、この数字がますます大きな数字になってくるのかなというふうに思います。今登記名義人、相続人の所在を調べる方法というのは、どのようなものがあるのでしょうか。今の固定資産課税台帳についてはお聞きしましたので、それ以外のもので何か調べる方法はあるのでしょうか。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 議員ご質問のとおり、相続登記がされていないという土地、固定資産、そういったものが増加傾向にあるということで、先ほどの検討委員会のほうでも検討されております。そういった傾向がどんどん出てきたということで、国のほうも

いろいろな手だてをしているという状況だと思えます。ほかに固定資産税の場合は相続人代表者指定届というものを町内の方であれば、亡くなられたということが税務課のほうで把握ができますので、そういった場合は相続人代表者指定届ということで、まだ登記されていない場合については、そういったものを出していただいて納税通知書をその方にお送りするというような形をとっております。

町外の方については、残念ながら税務課のほうでも把握ができません。町外の方については、相手様から連絡がない限り亡くなられたという事実が把握ができませんので、そういったことから相手様からの連絡待ちというような形になってしまいます。それでほかに相続の対象者がいるかどうかと調べる方法ということなのですけれども、これは亡くなられた方の戸籍を追っていくというような方法があるかと思えます。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 今答弁あったように、登記名義人及び相続人の所在を調べる方法としましては、戸籍と住民票除票で調べるしかないのですけれども、住民票除票というのは保存期間が5年なのです。それを過ぎてしまうとわからないというようなことがありますして、なかなか調べるのは困難をきわめるわけです。ですから、何としても相続をした場合には登記をしていただくということが肝要であるかなというふうには思えます。

民法には、所在者が不明の場合に不在者財産管理制度や相続財産管理制度というのがあるのですけれども、これを使うと費用や手間が膨大になってしまうので、なかなかこれを使って調べるということは恐らく困難ではないかなというふうに思えます。こういう土地がもしふえてきた場合、宅地が6筆というようなこともありますので、もし仮に巨大地震が発生した場合などは、その後の復興は大変困難になるというふうに思われます。そこで、相続登記をしないことは土地所有者の探索を大変困難にしておるのですけれども、その場合に町ではどんな対策をとられたらいいのかお聞きしたいと思えます。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 所在不明の土地について、所在不明かどうかというところをまずそこが問題になる場合というのが、今議員おっしゃったように災害があった場合、復

興、そういう場合にまず問題になります。それから、公共事業を行う上で用地取得等をしようとしたときに、やはり所有者が登記簿上に載っている所有者であればそのまま事務的にも進んでいくわけですが、そういったときになって初めてこの土地は所在不明なのだというのがわかるというのが実情ということでございます。

町において、何か方策があるかというお尋ねでございませうけれども、なかなかこういったものがあるというのがないところが、今問題になっているのかなというふうには思っております。先ほど申し上げましたガイドラインの中でも、そういったことをどうしていくかというのは、先ほど議員がおっしゃったような相続人の相続財産管理制度、あるいは不在者の財産の管理制度、こういったことで最終的にはやっていくというようなことがガイドラインにも載っております。今はできることはこういったことなのかなというふうには思います。

あと町の施策ではございませうけれども、国のほうでは先ほども少し申し上げましたけれども、国土交通省で相続登記が長年されず持ち主がわからなくなった所有者不明の土地の活用を促すため、土地を利用する権利に着目した新制度の創設に向け国土交通省が動き出したと。制度の柱は災害復興、道路整備、再開発など公的な目的があれば、地権者全員の同意を得なくても土地を活用できるようにすること。来年の通常国会への関連法案提出に向け、関係省庁と有識者で議論を深めるというような記事が出ておりました。

また、これは本当にタイムリーだなと思ったのですが、8月31日にヤフーニュースで配信されたのですが、法務省がやはりこのことについて動き出しました。所有者を割り出して、登記を促すということに本格的に乗り出すということだそうです。費用として約24億円を来年度の当初予算の概算要求に盛り込んだということでございます。こういったことに町としては期待しているというようなことになろうかと思えます。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 今答弁があったように、国もやっとう重い腰を上げてこれに対して動き出したということでございます。国より早く嵐山町だけ整備しろよと言っても、なかなか難しいことではあると思えますけれども、町の中でできることがあるとすれば、それはしないよりしたほうがいいのでございまして、例えばこんなことができなんでしょうか。嵐山町においては、登記の義務化を実現する。2つ目は、所有者

の責務を明確化にする。そして3つ目には、放棄された土地や寄附された土地の受け皿の整備をする。この点につきましては、嵐山町の中でできるものからやっていこうよというような中で何かできるものはございますでしょうか。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

大変微妙で難しい問題なのですけれども、今課長から答弁があったように国では国交省と法務省が動き出したということですから、県でも1～2ありますね。これがどこまでどういうふうに進んでいるのか、詳しいことはわからないのですけれども、そういうようなところがどういうふうに行っているのかな、県が。県がということは、市町村が行っているのだと思いますので、どういうふうな形でどういう指導を受けて行っているのかというの、これから調べていったらいいかなという感じがするのですけれども、今の議員さんおっしゃられた2つ、3つこうありましたけれども、町が受け皿をとというようなことでも、例えばこの山を寄附するよと言われたときに、町がどこまでそういうものを受けてやられるのかとか、畑が、田んぼが、宅地がというようなところを、現にもう今までも寄附させてもらいたいという話があったわけですが、なかなか町のほうでは受け入れる方策といいますか、受けられないような状況になっております。

大変難しい状況ですので、どういうふうに行ってどうしたらいいのか、これをきちんとしないことには、さらに国土が荒廃をしてしまうというようなことにもなりますし、特に人が住んでいるあたりのところが誰が持っているのか、どこのものだかわからないというような状況になってきたときには、さらに大変なことが起きてしまうかもしれませんので、先進地といいますか、先に苦労しているところを調べて何かいい方法があれば、町のほうでも対策を講じなければいけないというふうに思っております。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 今、所有不明の土地を問題にするのではなくて、今後とにかくふやさない。その施策をしっかりと町のほうでも検討していただきまして、条例化がもしできるようなものであれば、そういったことも考えていただく必要はあるのかなというふうに思っております。いずれにしても、所有者が自分の持ち物を土地でも

何でも要らないよと。前は幾らでも欲しいよと言っていた相続者が、今はそんなもの
要らないよというような時代になってきてしまっている。そういうわけにはいかない
のです。先祖から、親から代々伝わってきた土地を俺の代になってほっぽり投げてし
まうというわけにはいかないのです、所有者の責務というのは明確にしていくよとい
うことぐらいは、町でも町民の皆様には投げかけることができるのではないかなとい
うふうには考えております。この件につきましては、まだ国でもやっと動き出したと
ころでございますので、ぜひこのことに関心を持っていただきまして、今後この対策
をしていただければというふうに考えてございます。

2番目のほうに移ります。有機農業専用地域についてです。

嵐山町に有機（オーガニック）での野菜づくりや水田づくりで転入してくる人た
ちがふえています。受け入れ態勢がまだ十分とは言えない中で、各地域にぽつん、ぽ
つんと入植しています。その多くは小川町で有機農家としてご活躍されている金子
さんへ短期研修された人たちが多くあります。

有機農業は化学肥料や農薬を一切使用しない。そのために作物を覆う被覆資材に大
変な金額を要しております。それでも虫に食されるものが多く生産されます。周囲に
て農薬を使用されるため、至極当然のことです。大事なことは、その地域が有機
の里でなければならない。

害虫を捕食する益虫を多く育てる中でこそ有機農業の生きる道があると私は考
えております。町内においては例えば將軍沢地区などは、その有力な候補地です。
地元の人たちのご理解やご協力も必要ですが、町として有機農業専用地域とし
ての位置づけをし、有機の里づくりのためのバックアップの体制の考えはあるか
お尋ねしたいと思います。

○畠山美幸副議長 それでは答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 質問項目2につきましてお答え申し上げます。

有機農業とは、化学肥料や農薬を使用しない（遺伝子組みかえ技術を利用しない）
を基本に、環境への負荷をできる限り低減する農業生産の方法を用いて行われる農
法でございます。有機JAS規格の認定を取得するには、作物にもよりますが、栽培
開始前2年以上及び栽培中に原則として化学肥料や農薬をしないことや、周辺から
使用禁止資材が飛来または流入しないような措置を講じなければならないなどの基
準を満

たす必要がございます。雑草管理など栽培方法の違いを考えると、慣行農業と有機農業との栽培地域のすみ分けが必要だと考えられます。

今後有機農業の就農者の増加が見込まれることから、地域を有機農業専用地域として位置づける場合には、慣行農業に取り組む方、地域からの同意を得る必要があると考えます。慣行農業、有機農業問わず、新規就農者が定着するには農地が住宅の近くにあることが重要でございます。また、トラクターなど農業用機械の保管、農作物等の出荷作業の準備が可能な付属屋も必要となります。今後將軍沢をはじめ有機農業が推進できる地域として位置づけが可能と思われる地域の調査、研究などを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 再質問させていただきます。

町が知り得ている、もしくは農業委員会を通じた嵐山町に就農している有機農業者は今現在何人程度いらっしゃるのでしょうか。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 こちらでただいま答弁をさせていただきました有機JASそのものを認定をとっている方は、なかなか難しいのかなというふうに考えてございますが、自然農法で極力農薬等を使用しないで農業をやりたいという方につきましては、4農業者が町内のほうで耕作されているというふうに捉えてございます。

以上です。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 今課長からの答弁がありました。自然農耕者というお話がありました。一般の人は、その人たちも含めて有機農業者と呼んでしまっているのですが、本来は正式には課長のおっしゃった4人のこの人たち、有機農業は有機農業なりのこれをしなければいけないよということがありますので、そういうことでございますけれども、その4人以外にもかなり多くの方が自然農法として、要するに化学肥料を使わないだとか、農薬を使わないという人たちは結構入っておるのです。その人たちは別にしまして、ではこの4人が今現在、嵐山町で有機農業として農業経営をされて、生計は成り立っているのでしょうか。その辺は把握されていますでしょうか。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 生計が成り立っているかということでございますが、所得等につきましてはこちらとしては把握はされてございません。ただ、農業者のほうのお話をお伺いしますと、やはり販路につきまして、いかに自然農法での栽培につきましての消費者へのご理解等々が非常にまだハードルの高い位置にあるということで、非常に生計につきましては厳しいというお話はお伺いしております。

以上です。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 私が聞いている範疇でも、ほとんどの方が生計が成り立っていないのです。唯一私が知っている方で直売所の組合員にもなりまして、直売所も出したり自分で販路を持ってやっている方が千手堂地区に1人いらっしゃいまして、この方はしっかりとやられているのかなというふうに思っております。まず、生計が成り立たない理由の大きな問題は資材費がかかってしまうことと、販路が確立していないということなのです。今年度になりまして、東久留米でオーガニック野菜をつくって自分で販売をする。販売店も持って、その方が拡大をしたいということで嵐山町にお見えになりました。環境農政課及び農業委員会のお力添えもありまして、この方は將軍沢地域に入植しておりまして、その人と一緒にやるよという人が大蔵にいらっしゃいまして、その2人で始めたところでこの夏からアルバイトで2人の雇用をし出しております。

販路を持っている方は、ものがつくれば売れるのです。それでその方からは、自分のつくったものだけではとても足りないので、嵐山町のオーガニック野菜をつくっている人たちのものを私に売らせてもらえば、どんどん売ってくるからと。何とかそういう協力者、私のところに品物つくって出してくれる人をつくり出していただけないだろうかという話も来ております。そういったことに対しまして、町のほうとしましては何か対策というか、施策というか、そういったものに対するフォローアップは可能でしょうか。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 ただいまの件についてお答えさせていただきます。

吉場議員のハウレンソウのお話でもさせていただきましたけれども、やはり販路を持っている方の力というのは非常に強いものがあるのかなというふうに考えます。そういった中でただいま4名の農業者の方がいらっしゃるということで、これらの方々につきましては非常に若い方がやはり有機農業に取り組んでいる方が多いです。そういう方のネットワークづくり等をさせていただきながら情報交換、またおのおの方々の栽培の方法につきましてはこだわり等があると思います。

ただ、できたものにつきましては、ある程度は減農薬、減化学肥料等で栽培されたものでございますので、そういう位置づけの中でそういう販路を持った方々とのネットワークで販路ができていければ所得向上にもつながっていくのかなということでございますので、参考にさせていただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 今ネットワークづくりを何とか推し進めていくよという答弁いただきました。有機農業者にとって大型のトラクターを、例えば20馬力ぐらいのトラクターを購入するのは容易ではないです。大変なことです。何百万としますので、地元でそういう大きなトラクターを持っていて、年に1回や2回は深ぶりで掘り起こしてあげるよというような協力者がいないと、有機農業者は一人ではどうしようもないのです。私がやっている、しかむら農園、市民農園に有機農業やりたいのだということに入って来る方いっぱいいらっしゃいます。そのうちの一人がそこからもうちょっと大きくやりたいということで平沢地区に今入っております。

前そこで一生懸命やっていた花と野菜の栽培をしていた方が不幸にも亡くなってしまいました、その後に入った方が今どの辺までやられているのかわかりませんが、それも水の問題がありまして、なかなか水をくんでくるのは大変なことかなというふうに思います。そういったことで地域の協力も彼らでは、なかなか個人では得られない。協力を得るためには、やっぱり地域の人の力や町の人の力が必要になってきます。ぜひそういったことに対しても、その担当部署、担当課の方々には少しそこいらの口ききをしていただけるような努力があると、大変やりやすくなっていくのかなというふうに思います。その辺に関してもひとつお尋ねしておきたいと思います。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 ただいまの件につきましてお答えさせていただきます。

新規就農で来るケースにつきましては、有機農法問わずに農業委員会、また環境農政課のほうに嵐山町での土地の状況につきましてお話がございまして、土地につきまして、農業者が希望するような要件等々に加味したものを幾つか抽出をさせていただきます、こちらから地主さんのほうに農地バンクに登録されているものであれば、そういう希望があるということで認識をしていますけれども、そうでないところに関しましては、耕作の状況を見まして連絡をとらせていただきます。そういった中で地主との橋渡し等させていただいた後に、利用権というふうな手続になるかと思えます。そういった中で農業委員さん等々もかかわってまいります。

また、大野議員さんご指摘のとおり、有機農法につきましては非常に特色のある農法でございますので、地域のご理解がないとなかなか難しいケースもございまして、そういった中で地域の方々にもやはり周辺の農地の方、そういった中にご理解をいただきながらやっていく。また、その地域の中にその農業者が溶け込んでいただきまして、そういった地域のトラクター等を持ってふだん使われない方に関してのご協力がいただける体制がとれば、非常に有効なのかなというふうに考えます。まずは、その方が地域に入っていく条件につきまして、町としてご協力できればというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 個々の農業者を目指す人たちは本当に一生懸命なのです。一生懸命なのですけれども、例えば小川町の有機農業のところで研修したときには、素人でも十二分にいいものが育つのです。そういう環境になっていますから、下里地域は、30年かけてそういう環境にしてきたので素人がやってもつくれるのですけれども、そこで3カ月、半年研修して、さあ嵐山町に土地が借りられたからやってみようと思って自分で来てやると、虫食いだらけになってしまうのです、環境ができてないので、ですから、そういう意味においては、この嵐山町地域でどんどん、どんどんこれから恐らく入ってくると思います。有機農業というか、自然農業というか、農薬を使わない農業、化学肥料を使わない農業をしたいよという人たちが入ってきます。そういった人たちが本当に生計が立てるような地域にしていくことも、一つ嵐山町においては大事なことであるかなというふうに考えます。

慣行農業、従来の農業についても力を入れておりますし、ハウレンソウに特化した農業についても町は力を入れております。同じようにやっぱり多くの人が目指している有機農業に関して、今までは販路で苦労したのですけれども、販路は俺に任せてくれという人があらわれて来た以上は、やっぱりそういうことに対しても真剣にフォローアップ、バックアップをしていっていただけるような体制づくりをしていただければというふうに思っております。この有機農業というものに対しまして、町長の持っている見解がもしございましたら、一言お願いしたいと思います。

○畠山美幸副議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

有機農法に対する考え方、有機農法、オーガニック、それと自然農法、いろいろ違うのだそうです。私、全く門外漢でお恥ずかしいのですけれども、そういうものをこの地域の中に根づかせて、それでそれこそ前にもありました日本一のオーガニックの町、自然農法の町みたいな形にスムーズに行くといいですけれども、奇跡のリンゴというので有名になったのがありますよね。私あの本を読んで、やっぱり変わり者だとか、何だともう生活もできないような状況の苦しい状況の中でやっていって、あの奇跡のリンゴができる。ああいうような状況になるのかなというような感じもするのですけれども、売り先があるから幾らつくってもできるよと。それとこの辺でつくっている人の考え方とは違うと思いますので、そういうような形の農法をやる人。そうでなくて、肥料をいっぱいやって量をたくさんとりたいのだという人が隣り合ってしまったような状況だと非常に難しいと思いますので、何か間接的な支援というのが町のほうでできれば、この人とこの人と話ができるようにしてセットするとか、いろんな状況をつくっていくとかいうような間接的な周りからの支援なみたいな形だったら大いにできるのではないかと思います。

そして、そういうものでも稼げて食べていけるといようなことになれば、これは売れる売り先があって、売れるものであれば、これはやっていく人もふえていくのではないかなという感じがいたします。ただ、全く不勉強でわかりませんので、いいかげんなこと言えないですけれども、奇跡のリンゴの本だけ読んでいますので、厳しい面もあろうかな、そんな感じがしております。

○畠山美幸副議長 第14番、大野敏行議員。

○14番（大野敏行議員） 町長がおっしゃったように一朝一夕にはなかなか難しいと思います。早々成功するというものではないかなというふうには思っております。ただ、嵐山町というこのところに対しまして、やっぱり小川の有機農家の近くで就農したいのだという人たちが結構いるということは事実でございまして、特に遠山地区なんかは田んぼの8割ぐらいは金子さんがつくっております、全てその農法でつくっております。かなりそういうところでは環境整備ができていけるのかなというふうに思います。地域、地域ごとでぼつん、ぼつんと入ったのでは、みんな失敗します。そうではなくてやっぱりもし嵐山町に来て、そういうことをやるのであれば、こういう地域があるよと。こういう地域でやったらどうなのというようなことが提供できるような、そんな町であっていただければなというふうにも考えておりますので、このことお願いするわけではなくて、そのことに関心を持っていただきまして、ぜひそういう者たちを育てていきたいなというようなことで私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○畠山美幸副議長 どうもご苦労さまでした。

大野敏行議員の一般質問が終了しましたので、会議規則第53条の規定により議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時15分

再 開 午後 5時16分

〔副議長、議長と交代〕

○大野敏行議長 再開します。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 5時16分）

平成29年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

9月6日（水）午前10時開議

- 日程第 1 同意第 5号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第 29号 平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 3 議案第 30号 平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 4 議案第 31号 平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第 5 議案第 32号 平成29年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第 6 議案第 33号 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 7 議案第 34号 平成29年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定について
- 追加
- 日程第 8 議案第 40号 工事請負契約の締結について（地域活力創出拠点施設整備工事）

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二
書記	清水雅也

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實副町	長
植木	弘	参事兼総務課長
岡本	史靖	技監
青木	務	地域支援課長
山岸	堅護	税務課長
村田	朗	町民課長
前田	宗利	子育て支援課長
石井	彰	健康いきいき課長
山下	次男	長寿生きがい課長
杉田	哲男	環境農政課長
山下	隆志	企業支援課長
藤永	政昭	まちづくり整備課長

菅	原	浩	行	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
深	澤	清	之	農業委員会事務局長
堀	江	國	明	代表監査委員
吉	場	道	雄	監 査 委 員

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第3回嵐山町議会定例会第7日は、成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時56分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月19日に審議を予定しております認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件までの決算6議案につきまして、討論する議員は9月14日の午後5時までに議長に届け出てください。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第1、同意第5号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 同意第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第5号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会委員、山田朋美氏の任期が平成29年9月30日に満了となるため、引き続き同氏を嵐山町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

山田朋美氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 平成15年からという、通算で14年という形で4期なさっているということですか。これ、教育委員会のほうで、どの程度の任期を教育委員の適正さというふうに考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 教育委員の任期につきましては、特に何年ということもございませんので、適任の方がいらっしゃる場合には長期にわたるということも全県を通じて実際にはある状況でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、嵐山町の教育大綱で決定したときの教育委員長の方だということであって、そのこと自体にとっても問題を感じているのです、教育大綱に関して。これ、このままずっと続いていくと、教育大綱というのがこのままでいて、そして嵐山町の教育大綱、町長がつくられたというふうな感じで今は見ているのですけれども、そのことに対して山田さんというのはどのような対応をなさったのか伺いたいと思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 教育大綱につきまして、その作成の過程については、私も詳細は承知しておらないところでございますけれども、本年度の一般質問におきましても、教育大綱の改定等につきましてご質問をいただきまして、私のほうも3年または4年をめどに改定をしていくということでございますので、今後教育大綱等につきましては総合教育会議等を諮りながら、大きく改定を図ればというふうな考えているところでございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 教育大綱のほか、いろいろ問題があったなというふうになっているのですが、今回教育行政に関しては、それについては、例えば学年支援費とか、そういったのをやめていったりとか、そういうふうな形がありましたけれども、それについての教育委員長としての、例えば子供の貧困とかそういったものに対する考え方というのはいかがだったのでしょうか、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 短い期間ではございますけれども、私も教育委員会の中で山田委員、またそのほかの委員の皆さんといろいろな意見を交わさせていただいている中では、今後の町の教育行政には非常に力を発揮していただける方だというふうに考えているところでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第5号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第2、議案第29号 平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第29号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第29号は、平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,050万9,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を59億7,219万9,000円とするものであります。このほか地方債の追加が3件、変更が2件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木参事兼総務課長。

〔植木 弘参事兼総務課長登壇〕

○植木 弘参事兼総務課長 それでは、議案第29号 平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）の細部について説明を申し上げます。

6ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。追加が3件、変更が2件でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。歳入の主なものをご説明申し上げます。第9款地方特例交付金及び第10款地方交付税は、確定に伴い補正するものでございます。

第14款国庫支出金、総務費補助金の社会保障税番号制システム整備費補助金333万円につきましては、社会保障税番号制度の導入に係る情報システム整備に要する経費が交付されるものでございます。

その下の下、防災安全交付金4,392万1,000円の減額は、国庫補助金の内示に伴い補正するものでございます。

14、15ページをお願いいたします。第21款町債、右のページをごらんください、防災安全事業債1,340万円の減額は、防災安全事業の国庫補助額の変更に伴い補正するものでございます。

その下の水位表示板設置事業債380万円は、河川の水位表示板設置事業に対し補正するものでございます。

次の排水ポンプ設置事業債170万円は、排水ポンプ設置事業に対し起債するものでございまして、上のとともに、26ページ、27ページに歳出を計上してございます。

その下、臨時財政対策債7,655万7,000円は、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い補正するものでございます。

一番下、観光トイレ改築事業債340万円は、観光トイレ改築事業に対し起債するものでございます。

16、17ページをお願いいたします。歳出の主なものをご説明申し上げます。第2款総務費、一般管理費の住民税情報システム運用管理事業委託料の電算委託料375万4,000円は、社会保障税番号制度に伴いシステム改修経費を補正するものでございます。財産管理費庁舎管理事業の委託料、庁舎外壁調査業務委託料173万7,000円は、庁舎の外壁タイル、コンクリート面の調査を行うものでございます。その下の工事請負費601万2,000円は、庁舎内の高圧ケーブルの改修でございます。財政調整基金積み立ては1億円を予定しておりまして、補正後の額が2億5,700万円となるものでございます。

18、19ページをお願いいたします。企画費の子育て世帯等転入奨励事業、負担金及び交付金の子育て世帯転入奨励金100万円の増額は、子育て世帯等転入奨励金の申請者の増加に伴い補正するものでございます。

20、21ページをお願いいたします。社会福祉総務費、総務事業の返還金利子及び割引料、返還金224万8,000円は、平成28年度超過交付額の返還金を補正するものでございます。実績で約10%の減となっております。

22、23ページをお願いいたします。環境衛生費、地域猫活動推進事業の事業費補助金5万円は、地域における野良猫対策としての地域猫活動を支援するための経費を補正するものでございまして、県費の補助事業で対象外となる項目への補助を新たに設けるものでございます。

農業振興費、農業者支援事業の委託料、有害鳥獣捕獲委託料21万6,000円は、有害鳥獣駆除事業を推進するための経費を補正するものでございまして、仕掛けるわながふえたことによる巡回回数が増加分を補正するものでございます。

24、25ページをお願いいたします。農地費、土地改良事業の比企丘陵農業遺産推進協議会負担金5万円は、比企丘陵農業遺産推進協議会が新規に設立されました広域の協議会でございます。

商工費、商工振興費の企業誘致事業委託料の花見台地区現況測量業務委託料959万1,000円は、企業誘致を目的とした花見台等地区の土地利用を推進するための経費を補正するものでございます。その下の花見台及びインターチェンジランプ地区事業推進業務委託料1,620万円は、農林調整事務あるいは地区計画の作成、都市計画マスタープランの修正等を行っていただくものでございます。

地域活力創出拠点整備事業、施設整備工事監理業務委託料の240万9,000円は、地域活力創出拠点施設整備工事に対する工事監理業務委託をするための経費を補正するものでございまして、別途計画している工事に伴うものでございます。

観光費、観光施設等管理事業、工事請負費の464万4,000円は、学校橋観光トイレに係る排水設備の改修に要する経費でございまして、浄化槽のつけかえを予定しております。

26、27ページをお願いいたします。道路新設改良費、幹線道路整備事業の工事請負費5,700万円の減額は、国庫補助金の内示に伴い幹線道路を整備するための経費を減額補正するものでございます。

土木費、河川総務事業の工事請負費747万5,000円は、水位表示板設置及び川島地内の排水ポンプ改修工事に要する経費を補正するものでございます。

28、29ページをお願いいたします。武蔵嵐山駅東西連絡通路・駅前広場管理事業の委託料、駅前広場整備計画作成業務委託788万4,000円は、駅前広場の整備に要する経費を補正するものでございまして、3カ年計画で都市計画決定をしたいというものでございます。

公共下水道事業特別会計繰出事業につきましては、下水道事業特別会計繰出金833万6,000円は、主に元金償還金に係る下水道事業特別会計への繰出金を補正するものでございます。

消防費、防災対策事業の備品購入費23万4,000円の減額は、雨量計の購入に要する経費を補正するもので、科目変更により使用料及び賃借料で対応したものでございます。

30、31ページをお願いいたします。教育費、学校管理費の菅谷小学校管理事業、修繕料30万円は、トイレブスの修繕に要する経費を補正するものでございます。七郷小学校管理事業の修繕料83万円は、西階段廊下下の壁の修繕に要する経費でございまして。小学校施設改修事業の修繕料40万円は、菅谷小学校渡り廊下壁の修繕に要する経

費、それぞれを補正するものでございます。

前後しますが、菅谷小学校管理事業、それから菅谷中学校管理事業、嵐山幼稚園管理事業に、それぞれ廃棄物収集運搬委託料を計上させていただいておりますが、平成28年度廃棄物収集運搬委託料の未払い分を補正させていただくものでございます。

志賀小学校管理事業、玉ノ岡中学校管理事業、それぞれに手数料43万2,000円を計上させていただいておりますが、体育館の点検に要する経費を補正するものでございまして、ボルトの締めつけ、あるいは電球の緩み等を確認し調整するものでございます。

32、33ページをお願いいたします。社会教育費、図書館費の図書館管理事業、修繕料19万5,000円は、屋内消火栓設備用非常用電源バッテリーの交換、修繕でございます。下の工事請負費209万6,000円は、高圧負荷開閉交換及びケーブル交換工事を予定しております。

保健体育費、学校給食運営管理事業の修繕料172万3,000円は、学校給食センターに係る修繕に要する経費を補正するものでございまして、コンテナの扉の修繕、ファンモーターの修繕等を予定しております。その下の委託料、学校給食センター調理業務委託料の90万7,000円の減額は、今回プロポーザル方式で業務委託契約を行いました、その入札差額の減額補正でございます。

34ページからは給与明細等でございます。ご高覧いただきたいと存じます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、ページ数と項目、説明をしっかりと述べて質問をお願いいたします。

それでは、どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっと数が多いのですけれども、17ページの社会保障税番号、これ具体的なものを伺いたいと思います。

それから、庁舎なのですが、壁を調査するということなのですが、もう見た目にもちょっと異常なものが出ているということなのではないでしょうか。場所はどの辺なのかをあわせて伺いたいと思います。

それから、25ページの上の比企丘陵農業遺産推進協議会、これはどういうものなのか、内容をお聞かせいただきたいと思います。

それから、下の観光トイレなのですが、浄化槽の交換ということで説明あったのですが、もう浄化槽が傷んでしまったというのでこういう交換ということになったのでしょうか、ちょっと浄化槽の状況を伺いたいと思います。

それから、27ページの今度水位計を設置するというのですが、どこの場所なのかを伺わせてください。

それから、29ページの上の駅前広場の整備、これは駅西口に関するものというふうに理解していいのでしょうか。内容的なものがご説明できれば、あわせて伺いたいと思います。

それから、雨量計なのですが、使用料と賃借料で対応するという説明であったのですが、使用料とか賃借料、これどこから取るようになるわけなのですか。ちょっと意味がわからないので伺いたいと思います。

それから、31ページの廃棄物の未払い分、これが管小と管中にあるわけですが、幼稚園は未払い分がないわけですが、そういうことでしょうか、未払い分と書いてないから、なぜ未払い分が起きてしまったのかを伺いたいと思います。

それから、33ページの給食センター調理業務委託料、これプロポーザルの差額分だという説明があったわけですが、このプロポーザルで入札した、その結果というのはもう3月でわかっていたわけではないのですか。つまり6月補正で私はできたというふうに思うのですが、これ9月まで延びてしまった理由を伺いたいと思います。

○大野敏行議長 9項目についてご質問をいただきました。暫時答弁を求めます。

まず、最初に17ページ、社会保障税番号です。青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、17ページの電算委託料の関係でございます。具体的な内容はというご質問かと思っております。今回375万4,000円を補正増をさせていただくわけですが、このうちの一番大きなものは、今回マイナンバーカードへの記載事項の変更に伴うシステム改修、こういったものが国から求められておるところでございます。具体的に申し上げますと、マイナンバーカードに旧姓、旧の氏です、旧姓使用に対応するように、そういったものを表記をするというように国が改めたことに伴いましてシステム改修を行うものと。これ以外には、介護保険システム、国民健康保険システム、児童手当システム、障害者福祉システム等々のプログラム改修あるいは総合テスト、こういった

たものに要する経費を補正をするものでございます。

続きまして、29ページの雨量計の関係でご答弁申し上げたいと思います。当初予算の時点では、備品購入費ということで雨量計自体を購入をして町に設置をするということで考えておりましたが、機種を選定する中で、やはり今の時代に合ったような形で運用するには、備品として購入するよりも使用料という形で一定期間お借りをしてという形のほうが、よりすぐれたものが導入ができるという判断をいたしまして、備品購入費から必要な金額を使用料のほうに、14節のほうに流用させていただきまして、残額につきまして減額をさせていただくというものでございます。

なお、雨量計につきましては、5年間の長期継続契約という形で結ばさせていただきました。既に役場庁舎に設置をさせていただいているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 17ページの庁舎外壁調査業務委託につきましてですが、昨年度、もう庁舎もかれこれ20年建築してからたちまして、外壁等に、見た目でタイルの緩みとかコンクリートの打ちっ放し面の亀裂等が確認をできます。昨年度、目視で目の届く、あるいは手の届く範囲の調査をさせていただきました。しかし、それでも届かない高い位置にあるものにつきましては、今回高所作業車等を導入をして調査をしていただくというものでございます。昨年度、何カ所かふぐあいが発見されたということでもございました。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 私のほうから、24、25ページの比企丘陵農業遺産推進協議会負担金につきましてご説明させていただきます。

この比企地域につきましては、従来からため池による稲作農法のほうが事業のほう、農業として主軸として行ってございます。こういった農業環境の維持、継承をしていながら社会のシステムを構築して、そういったものを地域産業と位置づけまして、地域の基盤形成を目指しまして日本の農業遺産、さらには世界農業遺産を目的といたしまして、滑川町さんを中心に、滑川町、東松山市、熊谷市、深谷市、小川町、吉見町、寄居町、また嵐山町、また埼玉中央農業協同組合さん、熊谷農業協同組合さん、こういった方が幹事となりまして、組織をしながらこの農業遺産を目指していくとい

うことで、29年の7月に協議会のほうが発足されました。それに伴いまして、こういったものを事業を推進していくための負担金ということで、今回5万円をお願いするものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、同じく24、25ページ、観光トイレの浄化槽の状況につきましてお答えをさせていただきます。

学校橋公衆トイレ、観光トイレの関係でございます。こちらは、平成16年の4月から供用を開始してございます。既に13年経過しているわけでございますけれども、近年この学校橋の駐車場を利用してキャンプをされる方が非常に多くなってきております。状況としますと、トイレの配管がございまして、浄化槽に行くまでの配管が若干勾配が沈下だと思われましても、原因としましては勾配がほとんどとれていない場所が確認できております。そちらの配管の敷設替え、それとそれにあわせて今回浄化槽を一旦掘り上げまして、設置がえをさせていただくという内容の予算をとらせていただくものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 続きまして、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、私のほうからは最初にまず27ページの水位表示板の設置の場所につきましてお答えさせていただきます。

まず、1カ所目なのですが、粕川におきましては、橋名で言いますと岩花橋というところに設置を考えております。この岩花橋というところは、関越の高速道路とちょうど上を通っている、そこの下に橋があるのですが、そこの場所になります。続きまして、市野川につきましては相生橋と、この相生橋というのは玉ノ岡中学校がある通りのところになります。続きまして槻川、これは谷川橋というところで、遠山の玉川に向かうところに谷川橋というのがあるのですが、そこに予定をしております。最後に、都幾川なのですが、ここは班溪寺橋に設置の予定を考えております。設置場所につきましては、以上でございます。

続きまして、29ページの駅前広場の整備計画の作成や業務委託について、これは西口に関係あるものかということなのですが、西口の活性化に伴う調査委託ということになります。内容といたしましては、今年度予定しているのですが、大きい項目で大体

4項目ちょっと考えておまして、まず1つ目の項目としましては、地域の現況把握というのをしたいということでございます。この地域の現況把握の中には、土地の利用の動向、人口の動向、道路交通量ということで、交通量の調査、推計の交通量を出したりすると、そういった交通量調査、また駅利用者の関係、使用施設の配置状況、嵐山町における地域の位置づけ、あとは何か関連の計画がありました場合には、そういったものも含めて、地域の現況把握というのをまず調査の中でしていくと。

2つ目としましては、地域住民のアンケートというのもちょっと調査をしていければというふうに思っておりまして、県道を中心とした地域に係る問題というのを把握をするために、それなりの方からのアンケートのほうもちょっととってみたいかなという予定をしております。

3つ目といたしましては、地域における課題の整理というのをしていきたいというふうに思っております。

4つ目としましては、路線整備の方針ということで、基本的な方向性というのをこの中でちょっと考えていきたいというような内容でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 それでは、私のほうからまず31ページの菅谷小学校管理事業、菅谷中学校管理事業、嵐山幼稚園管理事業の廃棄物収集運搬委託料の件についてご説明申し上げます。

まず、川口議員ご指摘のとおり、補正理由のところでは文言の統一がされておらず、嵐山幼稚園のところだけ28年度廃棄物収集運搬委託料を補正するものということで、未払いという言葉が抜けておりました。大変申しわけありません。この3件合わせての一括した28年度の未払いとなっております。

この未払いとなった理由でございますが、この3件、町の南部にある菅小、菅中、嵐山幼稚園、一括で有限会社ウェイストさんとの廃棄物収集運搬の契約をいたしております。平成28年度につきましては、平成25年から28年の9月30日までの長期契約、そして28年の10月1日から平成31年の9月30日までの新たに契約がえの長期契約となったわけでございますが、この辺のチェック機能が組織として非常に、担当はそれぞれ契約担当の事務なり支払い、また管理職としても当然チェックしなければいけないところでございましたが、その辺のチェック体制が非常に不備でございました。特に

28年9月30日までの契約の分、これの支払いが29年の4月に支払いがあった等々ありまして、後半の28年10月1日からの長期契約の28年度分、後半の分、こちらのほうの請求もなかったということもあるのですが、こちらの事務方のチェックが足らずに未払いということになってしまいました。

期間、5月末をもった後、再度決算審査に当たりまして、細かく個々の契約状況等も確認したところ、新たな契約が28年10月1日からされているにもかかわらず、契約書は締結しておるものの支払いがされていないということが決算審査前に発覚いたしまして、これにつきましてはおわび申し上げるしかないということでございますけれども、今後このようなことがないように細かくチェック機能、また組織として担当から管理職含めて、横の連携を持ったチェック体制を確立して対処していきたいと思えます。

それと、給食センター業務委託料の減額補正が今回の補正ということで、新たなプロポーザルで新しい業者にこのたび今年度かわったわけでございます。初めての業者ということで、軽微な変更契約等が生じることも想定しましたが、4月以降ここまで円滑に運営、委託ができていくということで問題ないということで、今回の補正予算で契約額に基づいて減額補正をさせていただいたということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 大体わかりました。17ページのマイナンバーの関係なのですが、こうやってこれだけを見ましても一般会計から34万5,000円出てくるわけですが、マイナンバーが果たして今の利用状況から見て、利用人数から見て、そういう支出の多いものになってしまっているなというものを改めて感じる次第です。これは、きのう意見だけではだめだということで、意見だけです。

それから、25ページの学校橋観光トイレなのですが、配管の勾配がとれていなかったということ、これはもうもともとの工事が不良だったということになるわけです。きちんと検査がされていなかったと、そういうことになると思うのです。前回どういう検査をしたのか、ちょっと今の段階ではわからないとは思いますが、きちんとこれが今度の工事で勾配がとれるか、とってはかれる職員が嵐山町にはいるのですか。いないから業者言いなりになってしまっているということがあるのではないかなと思うのですけれども、今回できるのか、業者言いなりにならないでやれるのか、伺いたい

と思います。

それから、未払いの分は今後しっかりやっていただきたいと思います。

プロポーザルの件なのですが、そうすると一定期間たたないと正式な契約はできないと。ですので、6月議会では補正はできなかつたと、9月までなってしまったのだと、そういう理解でよろしいのでしょうか。私は、6月議会ではこれはできたのではないかなというふうに思っていますので、その疑問についてお答えをいただきたいと思っています。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、浄化槽の関係につきましてお答えをさせていただきます。

議員さん、もともと勾配が当時とれていなかったのではないかというお話でございましたけれども、通常の検査を通過しておりますので、恐らく当時にはとれていたのではないかというものと思っております。今回、現地のほうを見させていただきますと、トイレ本体部分から出まして、要はトイレの建物から外に出て、配管が浄化槽に向かって伸びていっているわけなのですけれども、その出たところの配管の部分、それと浄化槽に入るまでの部分に若干食い違いができておまして、考えますと建物自体が若干沈下をしたのではないかというふうな想定のもとで、今回敷設替えをさせていただくという判断をしたものでございます。このトイレにつきましては、近年利用者が本当にふえておまして、最近では配管の詰まり等で大変ご迷惑をかけている部分がございますので、少しでも早くその辺を改善できればというふうに思っているところでございます。

よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 続きまして、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

川口議員のご指摘のとおり、本来昨年度プロポーザルで契約が決まっておりますので、その金額に基づいて6月補正で減額補正、額の確定に伴う補正というのは、当然本来行うべきものなのですが、先ほどお話ししたように何分初めて受託した業者ということで、大きな変更はなくても、実際運営してみて軽微な変更契約等が生じることも、ひょっとしたら想定できたものですので、実際にはなかったわけなのですが、そ

うということも想定されましたので、それにつきましても本来であれば、改めて必要な変更があるのであれば、この9月議会で補正等を上げることも当然できたわけですが、実際の運営上、給食という、何かあったときに止めてしまうということができない事業ですので、その辺のことを考慮させて、今回9月議会のほうに補正予算で減額を上げさせていただいたわけでございます。

どうぞご理解いただきたいと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 観光トイレなのですが、そうするとトイレが若干沈んだのではないかということで勾配がなくなってしまったと、それが考えられるということですよ。今度の工事では、トイレのほうは現状のままです。まだこれ沈むかもしれないと、そういうことがあるわけです。そういうものを想定した配管のつなぎ方しないと、今度も起きるのではないのですか。その辺の工事は想定しているのか、これからも若干の沈みもあるのではないかということ、ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

既に設置から13年を経過しております。先ほど申し上げました沈下の部分、圧密沈下によるものではないかと考えます。13年経過しておりますので、ほぼ安定しているのかなというふうには考えております。ただ、その辺この後、施工後にどうなるかという部分、わからない部分もありますので、今回は継ぎ手部分に耐震性のものを利用する等で対応していきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 21ページの民生費の報酬で、嘱託職員報酬がありますけれども、これは専門的な家庭児童の福祉に関する経費ということですが、具体的には何を行うのか伺いたいと思います。

それから、23ページの有害鳥獣捕獲事業の委託料が21万6,000円ですがけれども、これは巡回の回数をふやしたためということでしたけれども、何の有害鳥獣になっているのか伺いたいと思います。

25ページの比企丘陵農業遺産推進協議会負担金5万円というのは、ため池を保存するのを世界遺産とか、そういった形のを求めていくということでしたが、具体的に言うところの負担金から、これからため池の補修とかそんなところまで全部の比企丘陵でそれを行っていくということの対象になっていくのかどうか、伺いたいと思います。

それから、同じく25ページですけれども、花見台地区現況測量業務委託料959万1,000円ですが、これについては全協でお話があったわけですが、具体的にはどのようなことをして、そして埼玉県との関係はどのような形になっているのか伺いたいと思います。

それと、花見台及びインターチェンジランプ地区事業推進業務委託料ですけれども、これについても同じように花見台の部分に関しては伺いたいと思います。インターチェンジに関しては、嵐山町独自のものと思うのですが、企業局との関係でどのような形になっているのか伺いたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、暫時答弁を求めます。

初めに、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、21ページの嘱託員報酬につきまして、専門的な家庭児童の福祉に関する業務に要する経費というところで、内容についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、今回子育て支援課ということで、児童福祉と母子保健、一緒になりまして、その件もありまして、相談員ということで実は専門的な家庭児童の福祉に関する面接の相談指導とか調査もしくは訪問指導、そういったものにつきまして今現在児童福祉のほうのそういったお子さんたちが、世帯数にしますと84世帯ほどございます。そういった世帯のお子さんにつきまして、専門的な相談を受ける方、今想定していますのは児童心理関係の職種、心理士です、心理士さんを今想定をさせていただいています。そういった方を専門的にお願いいたしまして、訪問、相談等をしていただくということで考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 私のほうから、22、23ページの有害鳥獣駆除の委託料につき

ましてご説明させていただきます。

こちらにつきましての有害鳥獣のほうの委託料につきましては、わなの今年度捕獲の資格者が3名ほどとられてございます。その方々に、今後有害鳥獣駆除のわなの設置につきましてご協力がいただけるということでお伺いしてございます。その方々がわなを設置した場合に、3日に1回程度わなの巡回をしていただく必要がございます。それらの委託経費のほうを計上させていただいたものでございます。わなでございますので、主にはイノシシ、また鹿等がそういう有害鳥獣のほうを対象としてございます。

続きまして、25ページの負担金でございます。こちらにつきましては、先ほどため池を活用した農法の農業遺産を目指すということで、この負担金につきましては各市町村が5万円程度、滑川町のほうが金額につきまして320万円程度を負担をしてございます。こちらにつきましては、今年度、来年度、この農業遺産の申請を目指していろいろ調査を行っていくという予定でございます。主立った調査内容といたしますと、ため池等の生態系の委託調査、またこれらを申請をするためのいろいろ申請書類にこの補助金のほうが活用されていくということでお伺いしてございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうから24、25ページの花見台地区の現況測量業務委託、それと花見台及びインターランプ内事業の推進業務委託の2点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、現況測量業務委託でございます。こちらにつきましては、既存の花見台駐車場を会社のほうで利用をしている部分がございます。そちらの駐車場の代替措置としまして、造成工事が始まる前に用意をする必要がございます。そちらの平面の測量、縦横断の測量、面積にしますと0.092キロ平米という面積になりますけれども、測量をさせていただくものでございます。

企業局との関係につきましては、企業局さんのほうでこの後正式に造成面積等、町のほうと協議によりまして確定をしてくるものと考えております。当然町に行っていたきたい部分、県で行う部分というふうに仕分けがされます。既に町のほうには造成に伴う用地関係を行っていただきたいというお話をいただいております。それに伴いまして、今回駐車場につきましても町のほうで考えていただきたいというふうなこ

とによりまして、今回計上させていただいて現地調査を始めさせていただくというものでございます。

次に、花見台及びインターランプ内の事業推進業務委託の関係でございます。こちらにつきましては、花見台拡張予定地区及びインターランプ内の法手続を町のほうで実施をする必要がございます。内容的には、都市計画マスタープランの修正と都市計画変更資料の作成、そして農林調整資料の作成というふうなことになるわけでございますけれども、まず補助業務を町のほうと一緒にさせていただきたいという内容の業務が1点ございます。

それと、この地区の代替駐車場確保に伴います測量、設計業務等の発注に関しまして、業務によってこの辺を発注していきたい。全協のときにも説明をさせていただきましたけれども、課の中に技術職員のほうが今現在いないというようなこともございまして、どうしても委託業務に頼らざるを得ない部分がございます、この辺を業務によって推進を図りたいという内容のものでございます。それが2点ございます。

最後に、花見台の拡張予定地区とインターランプ内の両方の法手続の、実際に申請を行う場合の図書の作成という業務がございます。こちらも通常は都市計画マスタープランの修正作業を単独で行ったり、都市計画変更という部分を単独で行っているわけでございますけれども、今回その2点と農林調整資料の作成の3業務をあわせてこの中でも一括発注をしたいという内容も含まれております。内容的には、この3点を予定をさせていただいております。

県企業局との関係でございますけれども、これは近々正式に面積に関しても企業局のほうから町のほうに打診があって、確定をしてくると思います。要は造成を目指した部分に着手しているというものになるわけでございますけれども、町で着工前にこれは行う部分ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 21ページの嘱託職員のことですけれども、これは嵐山町では訪問相談ということですが、具体的には嵐山町の相談室的なものが全くないわけです。場所としては、今そういうふうなものを訪問相談だけでいいのか、それとも具体的に子供さんと一緒に見ながらというふうな場所というのは町内にはないわけで、そういうものについてどのように考えていくのか、伺いたいです。面接相談指導と

ということですが、時々思うのですけれども、教育相談なんかもお子さんがいて、そしてちょっとロビーのようなところでなまっているような部分もあって、どうなのかなというふうな感じがあったので、その点について伺いたいと思います。

それと、有害鳥獣ということで、これはイノシシで、3日に1回程度わなを見回るということですが、3日に1回程度で21万6,000円というのはすごい、どういうふうに考えていいのかわからないのですけれども、何力所ぐらいを3日に1回程度、山の中になるのではないかなと思うのですけれども、伺いたいと思います。

それと、花見台地区の現況調査業務委託料と、それから地区事業推進業務委託料ですが、これについては県の測量結果を待ってからでも、具体的なことを待ってからでもいいのではないかなと思うのですけれども、そのところの見切り発車的な部分についてはどのような考え方があるのか、伺いたいと思います。これ今総務経済でも行け行けどんどんでやっていますけれども、具体的に行け行けどんどんでやっていいものかどうか、私はすごく疑問に思っていますので、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、先ほどの相談業務ということですが、嵐山町は今相談業務として受けているのは子育て支援課の窓口、ただ特別の場合には予約をしていただいて相談室を使っての相談を受けています。今回の補正で上げさせていただきますのは、実は今児童福祉のほうでご存じのとおり、要保護児童対策の地域協議会というのがございまして、そこでいろんな虐待のお子様ですとか、ネグレクトですとか、そういったお子様を今支援をしているところです。

そういったお子様が、ちょっとご説明させていただきますと、リスクによって今世帯を、子供さんを分けておりまして、4段階、A、B、C、Dのリスクで今児童福祉のほうで分けてその支援をさせていただいています。Aというのが要対協という関係機関、学校ですとか保育園ですとか警察、そういった関係機関と一緒に見ていっているお子様が15世帯、子供さんの人数でいきますと30人ほどいらっしゃいます。次に、Bランクということで、町がかかっているケース、児童福祉ですとか、母子保健ですとか、福祉関係です、そういったところがかかっているお子様が17世帯で32人。また、Cランクということで、関係機関からの相談があつて見守りだけをしているというお子様が36世帯で41人。Dランクということで、発達支援ということで、発達の

おくれとかそういったものを相談を受けて見ているお子様が16世帯で17人、これ児童福祉のほうで見ている世帯とお子様の数になります。

こういったお子様がもう既にいらっしゃいます。そういったお子様たちで、相談を待つのではなくて、リスクによっては当然定期的に訪問をして相談を受けたり、子供さんの状況を見たりということも必要になってきます。そういったことを今できる職員が、専門的な人が欲しいということで、今回の補正をさせていただいたということになります。

以上です。

○大野敏行議長 次に、杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 有害鳥獣の委託料の関係でございます。

こちらにつきましては、3名で約1月に、3日に1回程度ということでございますので、9回から10回程度、1人の方が巡回をしていただくということで予定をしております。猟期を除く期間ということですので、8カ月程度を予定をしております。そういった中で、約1人1回1,000円をお願いしておりますので、1カ月当たり9回、3人でということでの猟期以外8カ月ということでこの計算ということで試算をしております。

以上です。

○大野敏行議長 次に、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、花見台、そしてインターランプの関係につきましてお答えをさせていただきます。

具体的に話があっても遅くはないのではないかというふうな内容でよろしかったかと思えますけれども、実際にこの事業、県企業局さんのほうからお話がございまして、今年度の調査業務に入ってくるというお話をいただきまして、既に現地の現況測量、設計業務、県の発注の業務でございますけれども、現地に入っておられます。その間に、町のほうに関しましては相当期間的に忙しくなってくると、そのつもりでいてくれということで、呼ばれましてお話をいただきました。そのときのお話もかなり厳しいもので、タイトなものでございまして、全協のときにもお示しをしたような工程のとおりには県はいくということでございまして、それもその工程に合わせて町のほうが進めていかなければいけないという部分がございまして、一番やはり手続的に手間のかかる部分は法手続の部分でございます。こういったことを言われまして、町

のほうも1年先輩でございます、1年先にその調査に入った地区にちょっと勉強をさせてくださいというふうなことで、事前に情報収集をさせていただきました。

実際に行ってみますと、一つは同じような規模の町でございました、南のほうの地区でございますけれども。そして、もう一つはやはり同じく南のほうの市でございます。規模的には、若干嵐山町とは比較にならない部分がございますけれども、やはり町のほうの行って勉強させていただいた内容を、事前に厳しく言われたように、工程どおりに実際に進みますよと、町のほうはそういった部分があるので、要は人員的な体制を事前に年度の途中で整えて、体制づくりをした上で町の行う業務に入っていたということでございます。

補正のほうも、嵐山町と同じぐらいの時期に補正をいただいて、着手をしていったというお話をいただきました。そういったことも参考にしまして、今回お願いをするわけがございますけれども、どうしても体制的に見ても、参考にさせていただいた町と比較しますと若干劣る部分がございます。そういった部分を補うためには、やはりどうしてもできる部分は外注をして、要は町で発注をして処理していかなければならないという部分がございます。ぜひともご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

- 大野敏行議長 質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時14分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、渋谷登美子議員の再質疑からです。どうぞ。

- 13番（渋谷登美子議員） 嘱託職員のことですけれども、これについては相談事業というのは嵐山町の場合、本当に場所が、特定の場所をとっていないというのがあります。私は、これは結構機があって、それで返ってきた報告なんかをつくるのか、いろいろスクールソーシャルワーカーにしてもそうですけれども、そういった問題に対しての位置づけがすごく相談業務に対して曖昧だと思うのですけれども、これで訪問で行くからそれでいいということでは恐らくないと思うのですが、その点についてはどのようにお考えになっているのか、1点伺います。

それと、これ有害鳥獣のことですけれども、これについてわなを1,000円で見回りに行く。そして、かかっていた場合のこの業務というのは、どういうふうに展開していくのか伺いたいと思います。

花見台工業団地の現況測量整備委託料、そのほかに都市計画マスタープランなどの法定的なところの推進をしていくということですが、これは埼玉県企業局から必ずゴーが出るというふうに予測しているということか、全く絶対に出てくるということで考えていらっしゃるのかどうか、これについての確認をしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 渋谷議員さんのおっしゃるとおり、相談の場所というのは非常に大事だと思います。当然町のほうに相談に来る方というのは、何か悩みを持っていらっしゃると思いますので、そういった方はやっぱりいろんな人の目に触れるところは非常に来づらいものがあるということも承知しています。

今、児童福祉法がいろいろ変わり、新しくなりまして、母子保健のほうでは平成31年までに母子健康包括支援センターの設置をするようにということと言われています。また、児童福祉のほうでは、子育て世代包括支援センターを設置しろということも言われています。これどういったことかといいますと、妊娠期から子育て世代までの切れ目ない支援をするということで、児童福祉法のほうも改正になってから言われるようになりました。そういったことから、相談受ける場所、そういったものを当然設置をしなければいけないということも言われています。母子保健の包括支援センターの中では、ちゃんと専属の職員がいて、そういったスペース、相談できるスペースもちゃんと確保しろと、別の場所です。そういったことも言われていますので、今後31年に向けてそういったものを整備していくということは、法でも言われています、町としても今後検討していかなければいけない、場所的なものも含めて検討していかなければいけないと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 次に、杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 私のほうから、有害鳥獣がわなにかかっていた場合の処理ということでございます。こちらにつきましては、委託を猟友会のほうに実施をさせていただきます。

巡回により、わなにかかっていたということで発生した場合につきましては、環境農政課のほうにも、そのわなの設置者の方からご連絡をいただくような形にはなってございます。状況を確認をさせていただきまして、止め刺しの方法につきましては、銃器または電気やりのほうを用いて止め刺しを行うということで実施をしてございます。基本的に止め刺し後につきましては、今ジビエ等が全国的にそういったものの有効利用というお話もございますけれども、今現在頭数がそんなに、嵐山町につきましてはジビエに回すほどないという状況でございますので、猟友会さん等々で処分のほうをお願いしているという状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、花見台の関係につきましてお答えをさせていただきます。

企業局さんとの協議を今現在でも電話ではほぼ毎日、直接企業局に出向きまして打ち合わせ、ほぼ毎週行っております。その中で、企業局さんからのお話としましては、企業局としてもこの嵐山町の花見台地区を必ず事業化するという方向で今動いているというお話をいただいております、そのもとに町のほう、私どものほうでも動いている状況でございます。

企業局から必ずゴーが出るのかというお話ですけれども、それはこの先の話になってくるかと思っておりますけれども、今現在は企業局さんの担当者のお話を受けとめまして、担当としましては事業化されるということで今調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 1点だけお尋ねいたします。

19ページの子育て世帯の転入奨励事業でございますが、当初300万円の予算から100万円増額されると。この予算の意味がよくこちらの町のほうに来てくださる方に理解されているのではないかと思いますので、この100万円の予算の計上でどうなのでしょう、3月まであるわけですが、見通しとしては大体間に合うというようなお考えでございますか、お尋ねいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

子育て世帯等転入奨励金につきましては、今議員さんのお話にもございましたとおり周知が進み、かなり多くの方にご申請をいただいているところでございます。今年度当初300万円を計上させていただきましたが、既にほぼ使い切ったような状況でございます。今回100万円増額補正をお願いをするわけでございますが、今後の申請等の状況によりましては、必要があれば再度お願いをすることもあろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、この100万円のいわゆる根拠となりました世帯、それから子供さんというようなものがあると思うのですけれども、どの程度の今見込みでこれを計上されましたですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今年度、これまでのところ11世帯の方が既に申請をされております。今後この100万円を活用いたしまして4世帯ないしは5世帯、こういったところがお使いいただければというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 13ページなのですが、内示によって減額がされたということなのですが、ごめんなさい、土木費の国庫補助金です。当初では、橋の点検が9橋ある、または路面の性状調査、舗装修繕等も補助金のほうに入っていたのかなというふうに思うのですが、今回それは補助の該当にはならなかったということなのでしょうか。

それと、出納閉鎖後の支払いなのですが、そういう面では先ほど説明ありましたけれども、29ページから31ページの28年度の支出、報償費と委託料なのです。私、

単純なミスなのだと思うのですが、こういう年度を越えて、出納閉鎖後の支払いというのが法的にはできるというふうにしていいわけですね。それ、ちょっと確認しておきたいというふうに思うのですけれども。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、13ページ、補助金の減額に伴います関係につきましてお答えさせていただきます。

当初、今年度の補助の要望といたしましては、大きく5項目につきまして補助の申請のほうを出させていただいております。そのうち補助の減額といいますが、こちらの要望額に対しまして満額つかなかったものにつきまして、この記載されています3点に関しまして補助の満額がつかなかったということになっております。

まず最初に、橋梁点検、修繕関係が、予定のこちらの希望した金額より330万円ほど減額となってしまっております。また、町道の1-3号につきましては3,942万1,000円、これが要望額より減額となってしまっております。続きまして、1-23号、これにつきましては測量委託料関係なのですが、120万円減額ということで内示が来ました。合わせて4,392万1,000円の減額となったものでございます。

また、橋梁の修繕関係につきましては、今回点検関係、これは定期点検というのをやる予定でございましたが、これにつきましては満額、要望額に対してついておりますが、長寿命化修繕ということで、修繕関係につきましてはやっぱり330万円、先ほど言いましたようにちょっと減額のほうをさせられてしまっております。これにつきましては、当初予定では二瀬橋、予定をしておったのですが、二瀬橋のほうが今年度に入りまして再調査といいますか、それをやったときにランクが1つ上に上がったものですから、早急に修繕をしなくてもいいよというような形になりまして、今回ちょっと今川袋橋というところを修繕、今年度今施工中になっているのですが、減額をされてしまったこともありますので、対応できる、また点検結果の悪いところで今修繕をさせていただいている、そういうような内容でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

清水議員のご指摘のとおり、完全なミスによる28年度の支払い漏れの処理でござい

ます。地方自治法においては、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという会計年度独立の原則というのがございます。しかしながら、普通地方公共団体の債務はそれ自体存続するので、支払いの義務から解放されるものではないということで、会計年度独立の原則に対する例外として、過年度支出という制度が設けられております。自治令165条の8により、出納閉鎖までに歳出しなければいけないものにつきましては現年度、つまり28年度に本来支出しなければいけなかったものにつきましては、29年度と同じ科目で歳出しなければならないとなっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 未納金の関係なのですけれども、一つは報償費です。改良やりました、費用弁償払いますよ、これが払っていなかった。もう一つは、委託料です。これウエイストですから、3年契約かな、5年契約かな、長期契約の部分です。そういう点では、先ほど単純なミスだという話をしましたけれども、それが払っていなかったということです。委託契約ということは、支出負担行為を年度当初でしているわけです。ということは、それはどういうふうになるのですか。少なくとも支出負担行為を、予算がとってあって、支出負担行為をやりますよと。町長、これは認めているのだと思うのです。だけれども払わなかったという点では、支出負担行為を認めた部分というのは、払わなかったというのは、何か問題が出るとうことはないのですか。

そういう点では、先ほどチェック体制の不備だったのだというふうに課長のほうは言いましたけれども、私はこういう単純なミスをやっばりなくしていくという、なぜこういうふうになってしまったのか。どういうふうにしたらなくすることができるのか。ごくごく単純なミスです。改良やりました、終わったのだから費用弁償を払います。それは払わなかった。支出負担行為はやってありながら、それを払わなかった。これ委託料ですから、もう単純なことです。まして例外的に領収書が来なかったと。そのとき出納閉鎖まで間に合わなかったという場合はあるのだというふうに書いてありましたけれども、これはもう領収書があるとかないとかという、そういう問題ではないです。

ただ、町のほうが支払いを怠った。これは、いろんな要件があるのだと思うのですけれども、それがどういう要件でそういうふうになってしまったのか、今後どういう

ふうにしたらそういったことがなくなるのか、その辺をきちっとしておかないと、またこういうことというのは起きるのかなと。まして出納閉鎖の場合は、もう異動があつての2カ月ですから、起こる要件というのは多分にあるかなと。きちっと引き継ぎがされていないと、各課の中でも、新しい部分の人たちが予算の差し引きをするわけですから、そういうことって起きるのかなというふうには感じたのですけれども、そういう面では支出負担行為がされていたものに対する未払いというか、それに対する問題も含めてちょっとお聞かせ願いたいというふうに思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

まず、支出負担行為の関係でございますけれども、今回の廃棄物収集運搬委託の支出負担行為につきましては、まず28年9月30日までの28年度の上期の分、これにつきましては、4月1日に支出負担行為がなされております。28年10月1日から31年までの新たな契約、これにつきましては支出負担行為を一旦起こしているのですが、日付誤りということでこれを取り消しをし、さらにその後訂正等をなされないまま会計処理が終わってしまいました。支出負担行為がしてあれば、当然のごとく支出がどうなっているかということは、会計処理上担当課でもわかりますし、そうした件につきましては、会計課、会計管理者から定期的に各課にチェックするようご指示も出ております。

そのため、どうしてこういうことが起きるのか、恐らくといいますか、やはり定期的な確認、契約であればどういう処理をしなければいけない、そういったものがあるわけですので、1回してしまえばいいというだけでなく、年度において上期、下期、また四半期等々の時期で、きちんとそれぞれの契約なり支払い処理というものがどうなっているか、これを担当任せにするのではなく組織としてきちんとチェックする体制をつくっていきたいと、今回の件につきまして教育総務課だけの話ではございませんけれども、当課ではそのように全職員に話をして、業務というのは組織で行うものだというのを徹底して、今後こういったミスがないようにしていきたいと考えております。

○大野敏行議長 続いて、答弁を求めます。

植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 私のほうからは、どうすればこのような事態を再発防止できるかということについてお答えを申し上げたいと思います。

この事案を受けて、本年度より予算の執行状況、事業の執行状況の管理ということで各課に徹底をしまして、執行計画の一覧をつくって、それを各課だけでなく月1回の課長会議等で確認をして、お互いに確認をし合うというような執行管理の徹底を図っていくという方法をとらせていただいております。さらには、年度途中で病気休暇、あるいは年度がわりなどのときの異動に伴う引き継ぎ等もより詳細に徹底をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 委員報酬の話もあったので、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 大変失礼いたしました。委員報酬の件につきまして、この事態が起こったのは、実際に会議を行う担当者と事務支払い等を行う担当者、これらの連携がまるっきりとれていなかったと。片や会議を開く、指導主事は定期的に、年3回でございますけれども、就学児童の支援委員会を開くと、そのことの重要度、会議の重要度をわかって会議を開催している。それに対して、支払い義務が生じる委員がいる、いないということまるっきり失念していたと。一般的な会計事務を処理する職員は、自分のかかわっていない業務であるため、会議は何かやっているようだけれどもという、非常に横の連携がとれていない極めて単純な業務の執行ミスということが判明いたしました。

それも含めて、先ほども答えさせていただきましたけれども、課の業務というのは組織で行うものだ。自分が主たる担当でなくても、どういうこの課で、各担当で業務を行っているのか、事務分掌等も改めて見直し、年間を通じてどういう業務を行っているのか、各自把握するようというふうに指示をし、今年度につきましては業務を遂行しております。

大変申しわけありませんでした。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 冒頭話をしました、私、単純なミスなのだろうなというふうに思います。4月、5月というのは異動の時期で、担当もかわるだろうし、そういう面では今総務課長が課長会議での執行状況をきちっとチェックするのだという話をしましたけれども、そういう面では2つの会計、会計課長は2つの、どこもそうですけ

れども、2年間の会計をやらなければならないという部分では非常に大変な、4月、5月というのはそういう時期なのかなと思うし、担当もかわってくる、引き継ぎもやらなくてはならないという面でのいろんな問題も出てくるだろうし、本当にこの問題というのはごくごく単純なミスなのだと思うのです。そういう面では、何かありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 清水議員さんからご指摘いただいたとおりでございまして、この再発防止策は急務だというふうに思っています。今回この問題が発覚したのは、担当課がこの決算議会を迎えるに当たって、あるいは監査委員さんに対する決算監査を迎えるに当たって改めて詳細なチェックを試みたら、この未払いが発見できたということで、その時点で私にも報告が来ております。

それから、監査委員さんにも監査報告の中で、口頭ではございますけれども、厳重な注意がございました。こういうことを踏まえて、我々はただいま教育総務課長あるいは参事のほうからご答弁ございましたように、もう一度町民の皆様に貴重な税を預かって予算を執行しているということを念頭に置いて、反省をして、そしてこれからの対応を図っていききたいと、このように考えております。まさにこの未払いなんていうのは、単純なミスということでおっしゃっていただきましたけれども、我々プロの職員でございますので、あってはならないことだというふうに思っております。大変申しわけございませんでした。

○10番（清水正之議員） 支出負担行為の関係では何もないのですか。

○大野敏行議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 支出負担行為、すなわち地方自治法上は契約をする行為、あるいはそこに委員報酬の場合は、委員さんを会議に案内をして出席をしていただいて、そこに役務の提供が出るわけですから、当然その請求権が、決まりに基づいた請求権が生じてまいります。そういったことに対する予算執行上の対応の方法が支出負担行為でございまして、この5年間の継続契約の場合は、5年間の契約を結ぶに当たっての複数年契約の支出負担行為と、それと各年度の支払いが生じてまいりますので、この支払いに応じた支出負担行為と、この2つが出てまいります。それに、多少複雑になる面もございますけれども、我々プロでございますので、そういった法にのっとって、

あるいは町の3規則、会計規則にのっとって処理をしていかなければならないというふうを考えております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 何点か質問させていただきます。

今回、当初清水議員からもありましたが、国の方針といいましょうか、そういうことで採択がされなかったという部分、路面の要するに道路の改修の部分でございまして……

〔「何ページかな」と言う人あり〕

○大野敏行議長 13ページでしょうかね。

○12番（安藤欣男議員） それは13ページですけれども、結局事業をカットしたわけです。主に一番大きいのは、やっぱり舗装の路面修理の関係が大きいわけですが、今後これは国はそれには手をつけない、それはだめですよということになってくるのだということですが、嵐山町でこれからそれは全部、ではそれは地方自治体でやりなさいということであると、それは自主財源でやらなければならないというふうに捉えるのですが、そうした場合に嵐山町として今後どのくらいの路線が、当面やらなければならない部分というのはどのくらいあるのですか。上げていったやつのほかにもあるのだと思うのですが、その辺のことについてお伺いしておきます。

それから、21ページの下段、今回、この間は吉場議員からも質問が出た部分があるわけですが、工事請負で67万4,000円計上されておりますが、これの積算、堂沼公園、それから古里のということで出ておりますが、この積算の根拠を知らせてください。

それから、23ページのわなの関係でございますが、今回補正でこれ出てきているのですが、予算書を今持っていないのであれですが、わなの設置の協力者がふえたからということですが、この現状、捕獲頭数がどのくらいになっているのか。今まで動いてくれている方が何人ぐらいいるのですか、その辺がわかたらお知らせいただきたいのです。現状の特にこれイノシシと鹿ということですが、この状況はどういう状況になっているのか、それをお聞きしたいと思っています。

それから、その下の、これ何で補正で14万1,000円出てくるのかなと思うのですが、

これ2年に1遍検査するわけですが、新規も当然毎年出てくる。これが補正で上がった14万1,000円というのは、頭数がふえたのか、欠落してしまった部分があったのかどうか、当初に組まなかったのか、組み落としてしまったのかどうか、それ確認をさせていただきます。

以上で、よろしく申し上げます。

○大野敏行議長 それでは、暫時答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、最初に道路の舗装の関係になるかと思うのですが、それにお答えさせていただきたいと思います。

舗装修繕の必要性のある路線がどの程度あるのかというようなご質問だったかと思うのですが、全体でいきますと、そんな多くはないのかなというふうには思っているのですが、やはり部分的に結構悪いところというのは、町内いろいろ歩くときも多いのですが、個人的には部分的には悪いところというのは多くあるかなというふうには感じております。ですので、今回は舗装関係、国の補助金をいただいて、ある程度舗装の修繕をしていきたいという考えのもとに要望のほうも出していたのですが、舗装関係につきましてはもう国のほうでは補助の対象としないという、そういったことにおきまして要望額に対してもゼロと、これは全国各市町村補助対象にならないということになりましたので、ゼロということになってしまいましたので、今後はもう部分的に悪いところを修繕していくようにしかならないのかなというような形では考えております。

また、21ページの公園関係の工事請負費の関係なのですが、まず堂沼公園のブランコの安全柵の設置、これにつきましては今工事金額としては32万円程度を予定しております。また、古里の児童公園の遊具の修繕及び撤去としましては35万4,000円程度を予定しております。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 私のほうから2点ほどお答えさせていただきます。

わなの関係でございます。こちらにつきましては、猟友会のほうに委託をしているわけでございます。ちょっと正確な数は、大変恐縮でございますけれども、猟友会の中にわなの資格を有する方がたしか5名程度、ちょっと数字があればしたら大変失礼

ではございますけれども、いらっしゃるかと思います。ただ、実質活動できる方が非常に少なくなっているということで、今こちらのほうの資格を取っていただく方を広報等で募っている状況でございます。そういった中で今回3名、昨年度等々取っていただきまして、今年度からご協力をいただけるということで、それらの方の分を今回お願いさせていただいているものでございます。

実際に平成28年度の有害鳥獣駆除で、こちらは今手元のほうにちょっと正確な数字が来てないのですけれども、私の記憶するところだと8頭程度、有害鳥獣の中で捕獲ができたかなと。これにつきましては、今28年度から箱わなによる捕獲と、くくりわなでやっているものがございます。そういった中で、有害鳥獣で箱わなのほうがたしか3頭程度あったかなというふうに記憶してございます。

それから、続きまして乳牛結核病の検査のほうでございます。こちらにつきましては、結核病、ブルセラ病、ヨーネ病等の予防注射、検査等を行うものでございます。こちらにつきましては4年に1回、全頭検査をするということで法律の中で定められてございます。そういった中で、こちらにつきましては当初予算の中で95頭を見込んでございました。こちらのほう、年度当初の中で畜産課等々から希望等を調査をしたところ、146頭を全頭検査でいたということで、その不足分につきましては、大変申しわけございませんけれども、今回の補正で対応させていただきたいということで計上させていただきます。

以上です。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 路面の補修の関係でございますが、全面的に削ってやり直すということは今後できなくなるという捉え方なのですか。少しずつ傷んだところだけ直していくという、そういうやり方しかできないという、担当課とすればそういうことなのかと思うのですが、そういう直し方では、幾らやってもこう葉張ったのがはがれてしまうようなわけで、とてもではないが、やっぱり直さざるを得ない、いつまでたっても板のままですよ。ですから、その路面修理はこれからどういうふうに考えていくのか。1回舗装を打ったら、もう傷んできたらどうしようもないということなのか。これは町の考え方にもなってくると思うのですが、お聞きをしておきたいと思えます。

当然予算要求して、何とかなるだろうということで事業を計画したわけですから、

そこのところがもう既に相当傷んでいるのだと思うのですが、今後それのところなんかどうするのですか。まず、そこのところも聞いておきたいと思います。

それから……

〔何事か言う人あり〕

○12番（安藤欣男議員） えっ、何ですか、再質問ですよ。一般質問だって、これから大変なことになるから聞いているのだ。

わなの関係で、8頭で箱わなは3頭だと。箱わなはかなり設置したわけだと思うのですが、やっぱり使い方が悪いのですか、箱わなに入らないということなので、設置場所が悪いのですか。せつかく補正をするぐらいですから、効果が上がってこないと困るので、あれしているのですが。それから、状況を聞きたいと思います。

それから、146頭だというので、法律が変わって4年に1遍、その間にもやるわけですよ。だから、確かに当初だとわかり切れない部分があるかと思うのですが、何かちょっと読み方が甘いのではないかなと思っているのですが、こういうやり方しかとれないのですか。

以上です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 まず、1点目の関係につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

公共施設、今後どのように維持をしていくのかという町の考えです、こういったご質問かというふうに思います。過日の一般質問の中でも、公共施設等総合管理計画、こちらについてご質問をいただいたところでございます。今後平成31年度の策定に向けて、各課で個別計画を策定をしていくわけでございますが、その基本的な方針については総合管理計画の中で定めております。長寿命化計画、長寿命化を図る、あるいは統廃合、こういったことを進める適正規模等と、そういった基本的な方針を定めているところでございます。今後まず現状を把握をすると。その現状に対して、今後どういったものが必要なのか、こういった方針を出して計画をつくるわけでございますが、その中には当然財源の確保、これは大変大きな問題でございます。こういったことも含めて計画をつくっていくという形になろうかというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長 次に、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、路面の補修関係につきましてなのですが、国の補助金としましては今年度からこの舗装修繕というのはもう対象としないという方針が出されたところでございます。今後そういった補助というのがどの程度のものであるとか出てくるか、そういったことも関係もありますけれども、もし補助事業というものがなくなった場合には、町で対応できるとしましたら、先ほどもちょっと部分的に悪いところというのはそこそこ町内、私のほうでも感じております。そこにつきましては、その悪い部分、例えば5メートルの間とか、10メートルぐらいの間隔が悪いという部分につきましては、カッターを入れて舗装をはがして、その部分の舗装をアスファルト舗装にやり直しをすると、そういったものは今までもやってきているのですが、そういった対応が多くなってしまふのかなと。延長、例えば100メートルまでの路線を一括で舗装をやり直しをすとかというのは、町の単独の費用だけではなかなか厳しくなってしまうのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 私のほうからまず1点目、有害鳥獣駆除でございます。こちらにつきまして、箱わなにつきまして昨年度10基ほど町のほうで購入させていただきました。イノシシの箱わなでございますので、設置場所等につきましてはヌタ場であったり、平場であったりというふうなところで、非常に大きいものでございますので、設置場所につきましては限られる状況でございます。こちらにつきましては、農家さんからの情報等で、足跡でのヌタ場になっているような箇所、そういった箇所に設置をさせていただきます、職員、また嘱託職員等々で餌を巡回をしながらやって、そこに呼び込むというふうな方法での捕獲頭数ということで、こちら近隣につきましては、滑川町さんが我々よりもちょっと先に実施をさせていただいたわけでございますけれども、そういった中での置くことによつてのまず予防の措置等々もできると。餌を置くことによつての捕獲ができるということで、28年度から実施をさせていただいている状況でございます。

くくりわなにつきましては、けもの道といいますか、こちらにつきましてはその足跡が通り道のところに設置をさせていただきますして実施を行うということで、こちらにつきましては山の中等々も活用ができるということで、担当といたしましては利用

方法をちょっと工夫をさせていただきまして、活用させていただいている状況でございます。こちらにつきましては、なるべく農家の方から情報をいただきまして、見られた箇所等々状況を把握して設置をさせていただいているところでございますけれども、引き続きこういった方法で駆除ができればというふうに考えてございます。

続きまして、牛結核病でございます。こちらにつきましては、例年でございますけれども、新規に購入、また出産によってある一定の年齢になったものにつきまして、臨時的にやっているものもでございます。そういった中で、今回4年に1度ということで、農家さん等の状況につきましては担当も踏まえていたわけでございますけれども、そちらのほうでちょっと数字的に差異があったということで、今回申しわけございませんけれども、補正対応をさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 3回目になりますが、2回目のときにちょっとおっしゃった部分、遊具の関係なのですが、積算の根拠はと申し上げたのは、古里の関係でこの間、吉場議員さんの質問の中から、私も現地を見ているのですが、そのことの中で何を撤去するのですかといったようなことも出てくるのかなと思ったのですが、出てきません。遊具の問題は、小学校との話し合いに行ったときに、子供は、小学生は遊具が欲しいと言うのです。やっぱり遊べるところがあって、それで遊具を使ってほしいのだということを書いていました。ということでございますので、遊具、補修で、あるいは補修してペンキが塗れる状況であれば、やっぱりできれば補修したほうが良いというふうに思っているのですが、その計画的なものはもちろんあるのかないかわからないのですが、古里のこの間神社のところは撤去しますという、何を撤去するのかわからないのですが、ブランコについてはペンキを塗るなりすれば十分生きるのかなと思っ

ているのです。
あそこはかなり子供が今使っていないところも、今草がありますが、やっぱり結婚してよそ行って、子供連れてきて遊びに来るとか、子供が少なくても、よそに行った子供が帰ってきて遊具を使って遊ぶというふうなケースもかなりあったりしていますので、やっぱり現状草があるからどうのこうのという判断ではなく、やっぱりよく話を聞いたほうがよろしいのかなと思っています。何を撤去するのかわかりませんので、伺いをします。児童公園については傷んでいるので、あれは直すということでござい

ますが、それはすっかり撤去してしまっってつくり直すのか、その辺もせつかく補正に上がっているのて聞かしてもらいたいと思つたわけです。

それから、イノシシについては、野生動物でございますので、対応が大変難しいといふことはわかります。今後大変でしょうが、このイノシシの被害といふのは、今のところちょっと落ちついているようですが、今後ともひとつ対応していただければと思ひます。

以上です。

- 大野敏行議長 質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時03分

再 開 午後 1時29分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
-

◎発言の訂正

- 大野敏行議長 午前中の安藤議員に対する答弁の中で、杉田環境農政課長より訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

杉田環境農政課長。

- 杉田哲男環境農政課長 それでは、安藤議員、また渋谷議員のほうのご質問の中で、イノシシのわなに関する巡回の件でございます。私のほうで3日に1回程度といふことでご発言をさせていただきましたけれども、1カ月の間でおおむねわなを設置している期間が10日程度といふことで、そのわなを設置している間につきましては巡回を行っているといふことで、一月10日程度を見込んでいるといふことでございます。3日に1回程度ではございませぬので、訂正をさせていただきます。

おわび申し上げます。まことにすみませぬでした。

- 大野敏行議長 続きまして、第12番、安藤欣男議員の再々質疑に対しての答弁からでございます。

藤永まちづくり整備課長。

- 藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

公園の遊具の関係のご質問になるのですが、補正予算書の21ページの一番下の段のところになります。児童遊園地管理事業というのがありまして、その中で需用費の中に修繕料39万1,000円、今回お願いをしているところがございます。この修繕料の39万1,000円の内容につきましては、古里の消防車庫の反対側にあります児童公園のブランコを修繕するという内容のものでございます。その下段の工事請負費、これにつきましては67万4,000円、先ほど言いました古里公民館脇の遊具関係の撤去、また志賀集会所脇にあります児童公園のブランコの安全柵の設置、その工事費というのをお願いをしているものでございます。

安藤議員さんからも質問ありましたように、子供に対しての遊具の必要性といえますか、そういったものも加味いたしまして、また今回古里公民館脇の撤去につきましては滑り台とブランコ、この2種類を予定させていただいております。滑り台につきましては、大変ちょっと危険な状態であるということで、すぐ使用禁止にするとともに撤去の方向で考えております。ブランコにつきましては、遊具そのものがひどく状態悪くて危険だということではなくて、ブランコの機能が果たせていないような現地の状況でございました。要はブランコをこぐと木がずっと生えて植わっておりまして、その木に当たってしまうので、これブランコがあってもブランコでないような、そんなような状況だったものですから、ここにブランコを置いてあっても余り意味がないのではないかとということで、ブランコもこの際だったら撤去を考えたほうがいいかなということで、撤去費用を見させていただいたわけなのですが、その今ブランコ脇に生えている木、これは伐採する予定だというのが、最近ちょっと話をお伺いしましたので、これにつきましてはまた地元の区長さんを通して、今後の対応については検討していきたいなというふうには思っております。

また、再々質問ではなかったのですが、1回目、2回目の質問のほうで、道路の表層の舗装の関係のご質問がありました。ちょっとその関係で私のほうの発言で誤解を招くような発言がありましたので、ちょっとこの場をおかりしまして、再度答弁のほうをさせていただければと思います。

表層につきましては、今回国の補助事業から、補助対象から外れたということで、今年度からはアスファルト舗装ではなく、その下に路盤という組成があるのですが、その路盤だけの部分に対しての補助対象としますという内容で、表層工の打ちかえは認めませんよということで、補助対象からはなくなったということになりまして、で

は今後その表層関係の補助がなくなるのかということになりますと、地方債制度のほうに移行していくということですので、今後全く補助制度がなくなるという意味ではなくて、今回の社会資本主義のそういった補助制度からは、補助対象から外れていったということになりますので、地方債制度のほうに移行していくという、舗装のやりかえたければ、地方債制度に変わっていくということですので、ちょっと誤解を招くような発言がありましたので、ちょっとこの場をかりまして訂正のほうをさせていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 私のほうから、有害鳥獣駆除のイノシシの関係でご説明させていただきます。

こちらにつきましては、箱わな、くくりわな等で実施しておるわけでございますけれども、また設置方法等につきまして農業者、また委託先である猟友会等と方法等も検討しながら、また予防につきましては圃場への電気柵等の設置で、農業者の予防事業のほうも推進しながら、農産物の被害の防止に努めてまいりたいと思います。

よろしく願いします。

○大野敏行議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、何点か質問させていただきます。

25ページになりますけれども、前段のほうですけれども、先ほどお二人ほど質問等があったかなと思いますけれども、比企丘陵の関係でございますが、これはため池の遺産として残すというようなお話でありました。そういった中で、滑川町さん等が主体になって、これから始まりますよというような負担金だというふうに説明等があったと思うのですが、こちらのため池につきましてはどのくらいの数といいたいでしょうか、そういうものを予定をしているのか、基準というか何かそういったようなものが、残していくためにはあるのかということをお尋ねいたします。

それと、27ページになりますけれども、下段のほうですが、河川の関係で水位の表示を設置するというので、予算等が747万5,000円の工事請負費はありますけれども、こちらは4カ所というふうに先ほどの説明等がありました。そういった中で、安全面がまずは大事なかなというふうに思いますけれども、誰でもがこれが見られるような安

全面のところに設置されるのかということをお尋ねします。

それと、もう一点ですけれども、33ページになりますけれども、学校の給食センターの関係でございますが、修繕料ということで172万3,000円ほど計上されておりますけれども、こちらにつきましてはコンテナの扉だというふうにも説明があったかなというふうに思いますが、もう少し細かく説明等が、答弁等がいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 私のほうから、比企丘陵農業遺産の関係につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、ため池を中心とした農法の保全と、これから農業遺産として残していくというのが趣旨でございます。ため池等に関しましての個数については、特にこれからどういった地域のため池を推薦をしていくのかということにつきましては、これからこちらのほうで準備させていただいています推進協議会の中で検討されていくものと考えてございます。

エリアにつきましては、先ほど答弁させていただきました滑川町、東松山市、熊谷市等々の市町村からため池のほうを、我が町ではこういうため池ということで推薦を申し上げて、いろいろそういった中での取り組み状況等も加味しながら申請書に加えていただけるのかなというふうに考えてございます。

審査の基準につきましては、特にこちらとしては聞いてございません。ただ、1次審査のほう、大体10月ごろまでに申請をさせていただきまして、書類による1次審査、また現地調査、それから世界農業遺産等の専門家会議というものがございます。こちらのほうで2次審査を行いまして、そちらのほうを通過したものにつきまして、農業遺産のものとして認定をされるというふうな手続になっているかと思えます。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 水位計の関係でございますが、見るのに安全な場所に設置されているのかというご質問だったかと思えます。この設置場所につきましては、先ほど4カ所、場所のほうはお答えさせていただきましたが、場所の選定につきましては、当然災害があったときにより早く判断するにはどの位置につけたらいいか、

そういった観点、また見やすい、見に当然行くようになりますので、確認ができやすい、そういった観点、また当然見に行った人が安全に確認できる、そういったものを含めまして4カ所のほうは設置しておりますので、安全面に関しましては問題はないかというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 では、私のほうから給食調理場の関係でございますが、主に給食を運ぶコンテナ、大小あるのでございますが、これが毎日学校に運ぶということで、やはり傷みが、扉等がでこぼこになったりですとか、そういうのがございます。今回は大小2つずつですが、安全面、衛生面等を考えて補正で修繕をさせていただくというものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、随時再質問等させていただきます。

まず、ため池の関係なのですけれども、これからだということなのですけれども、町といたしましては、現在ではどの程度ぐらいのものを1次審査のほうに回し、現地調査をしていただくというような考えを持っていますでしょうか。

それから、水位の関係ですけれども、もちろん安全面を確認をするということは当たり前のことだというふうに私も思っておりますが、こちらにつきましては、表示の看板を設置したときには何らかの方向で町民の皆さんに知らせるのか、あるいはそれを設置したのみなのか、どんなふうな考え方と、この関係を思っていて、これからやっていくのでしょうか。

それから、学校給食のコンテナの関係ですが、2個ずつだということでございますけれども、こちらにつきましては、全体的にはもう少しあるのだろうというふうに思っています。そういった中で、毎年毎年こういった計画が出てくるのでしょうか。

以上です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長 町として、どういうため池を申請をしていくのかということでございますけれども、まだ個数的なものにつきましても、こちらのほうの比企の協

議会のほうに対しまして具体的なものが示されてございません。今現在といたしまして、該当すると思われる改良区さんのほうに、こういった活動がこれから始まっていきますというふうなお話をしている次第でございます。そういった地域の意向も含めまして、その辺は検討させていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 次に、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

水位表示板につきましては、今後何段階かに分けて水位を知るという色分け等を行いながら、例えば水位がここまで上がったら警戒水位とするとか、その上の段階で特別警戒水位、または危険水位、そういった目安のほうを色分けをして表示をしまして、その水位ごとに、例えば特別警戒水位ぐらいになると、やはり住民への避難準備のそういったお知らせをするようになるかなと。また、危険水位になったときには避難勧告的なものを出すようになるかなというのが一般的な基準的なところがありますので、そういった形で今後は考えていくようになるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

給食のコンテナですが、大小各6台ございます。28年度におきましても、大小各2台コンテナの扉の修繕をさせていただきました。今回また大小2台ということで、まるっきり使えない、衛生的に問題があるとなるとすぐ対応しなければいけないのですが、そこまでの問題にないにしても傷みがあるということで、また来年度大小2台ずつやると、この3カ年で全ての6台が扉の修繕ができるということで、そうなればしばらくは大丈夫かと思われまます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ちょっとすみません。河川の関係の水位の表示ですけれども、危険の関係の色分けというものは答弁いただきましたのでわかりましたけれども、私が尋ねたのは、もう一点、これは安全なところに設置をして、どなたでもがそれがわかるように、町民の方にもわかるように、ある面では広報か何かわかりませんが、そういうふうな形でお知らせもしていくのでしょうかということをお尋ねしたの

ですけれども、もう一回、すみません。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

当然水位計のほうは設置をしましたら、誰が見てもわかるようなそういった形の場所、そういったものを選んでおりますので、実際にどなたが見てもわかるような表示をするということで考えております。また、この水位計のほうを設置しましたら、設置場所のお知らせ等、その設置場所の目安で色分けをして、いろいろな方法で考えていますけれども、ここの線まで来たらこういう警戒水位になっていますよ、または特別警戒水位になっていますよというのがわかるようなご案内は、区長配布のときの回覧、もしくはそういったもので、また広報紙等で、そういったものでは周知はさせていただきますことは考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

◎議案第29号の修正案の提出

○大野敏行議長 議案第29号 平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定について、の件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子議員外1名から修正動議が提出されております。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） それでは、修正動議について、修正案をご説明いたします。

上から6枚目のところに、すみません、ページ数が振っていないのであれですけれども、修正動議の参考資料というのがあります。そこをごらんになってください。

修正予算というのは、全部で4点あるのですけれども、民生費と衛生費と教育費…5点なのですけれども、それぞれの款ごとに説明いたします。

民生費に関しましては、高校生等医療費支給事業という形で新規事業です。これは、

15歳から17歳までの人数が5月1日現在で474人でした。これを滑川町と越生町のやっているものですが、その実績で見ますと、1人1万5,753円になります。そして、それを1万5,753円に474人を掛けますと747万円になります。それを10月1日から交付という形で373万5,000円という形で、これを新規事業として加えます。

それから次に、衛生費ですけれども、衛生費、廃棄物減量等推進審議会運営事業ですけれども、費用弁償と旅費15人分を5回で、11月からやりまして45万円の増です。

そして、2番目として、埼玉中部資源循環組合嵐山町負担金2,905万1,000円を566万9,000円とするものです。これは、人件費分だけを残しています。それだけを計上するというもので、あとは減額いたします。

それから、3番目です。教育費ですけれども、新規事業として小中学校学習支援費として798万5,000円の増になります。これは10月からの交付という形にしますので、もう既に前期分として親御さんから徴収していますので、小学生5,000円、中学生1万円としました。学習支援費として、菅谷小学校が210万円、七郷小学校が47万5,000円、志賀小学校が115万円、菅谷中学校が235万円、玉ノ岡中学校が185万円、特別支援学校が小学生が5万円、中学生が1万円という形になりました。

それと、もう一つ、新規事業として学校給食費第3子補助事業です。これは、19歳以下の子供さんが第3子でいる場合、中学生が11人、小学生が68人、そして幼稚園児が34人です。それぞれ5カ月分ずつ掛けますと、合計で229万8,500円という数字になります。それを新規事業として繰り入れます。

この修正動議の後に、嵐山町高校生等医療費支給要綱、それから嵐山町小中学校学習支援費交付要綱、それと嵐山町学校給食運営規則の改正がついています、それをごらんになってください。

それでは、その次の説明書ですけれども、説明書なので2ページから、説明書の2ページといいますと、上から3枚目になります。2ページから行きます。

2ページ、わかります、この2ページなのですけれども、歳出中、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10として高校生等医療費給付事業、20節扶助費373万5,000円を計上しますので、補正前の児童福祉総務費が、補正前の額が1億5,891万9,000円が補正額が626万5,000円で、合計が1億6,518万4,000円になります。2項の児童福祉費の総額が、補正前の額が7億5,013万8,000円で、補正額が626万5,000円、合計が7億5,640万3,000円となります。

次ですけれども、3ページになります。3ページは、保健衛生費の補正になります、修正になります。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、1節報酬71万7,000円に37万5,000円を増額し、109万2,000円とします。9節旅費4万7,000円に7万5,000円を増額し、12万2,000円とします。環境衛生費ですけれども、16廃棄物減量等推進審議会運営事業ゼロを45万円にします。それは一般財源からです。報酬は37万5,000円、旅費が7万5,000円になります。環境衛生費は、補正前の額が3,790万9,000円ですが、補正額が5万5,000円を50万5,000円にします。そして、合計が3,841万4,000円になります。

次の4ページですけれども、衛生費ですけれども、4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金1億8,605万9,000円から2,338万2,000円を減額して1億6,267万7,000円とします。この塵芥処理費の3の一部事務組合塵芥処理費負担事業ですけれども、補正前の額が1億8,605万9,000円を、それを補正額がマイナスの2,338万2,000円で、補正後が1億6,267万7,000円になります。これは、埼玉中部資源循環組合負担金が2,905万1,000円が566万9,000円となったものです。塵芥処理費の合計額、補正前の額が3億1,855万5,000円が、補正額がマイナス2,338万2,000円、補正後は2億9,517万3,000円となり、塵芥処理費が補正前の額が2億6,333万3,000円、補正額が2,338万2,000円で、補正後が2億3,995万1,000円となるものです。

次に、4で歳出中、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、20節扶助費として嵐山町立小中学校の児童生徒の学習環境向上のため、公立の小中学校児童生徒学習支援費として、下半期分として小学生5,000円、中学生1万円とします。公立小中学校学習支援事業798万5,000円を計上して、また学校給食費第3子補助事業として229万9,000円を計上します。修正後の予算は、事務局費ですけれども、まず19事業の小中学校学習支援事業ですが、ゼロですけれども、それを新規事業として798万5,000円を修正します。これは、菅谷小学校が210万円、七郷小が47万5,000円、志賀小が115万円、菅谷中が235万円、玉ノ岡中が185万円、特別支援学校が6万円で、小中学校学習支援費が798万5,000円とします。20の事業ですけれども、学校給食費第3子補助事業ですが、これはやはり新規事業ですので、ゼロなのが229万9,000円です。補正額も、当然ゼロが229万9,000円になりますので、学校給食費第3子補助金として中学生11人に25万9,000円、小学生68人に136万円、幼稚園34人、68万円で、合計で事務局費が1億4,618万円が、補正額1,189万1,000円、補正後の額が1億5,807万1,000円となりま

す。

予備費ですけれども、次のページ、予備費です。予備費が補正前の額が1,751万2,000円ですけれども、それに1,359万8,000円を加えまして、補正後が3,111万円となります。

最初のページに、上から2ページ目に戻りまして総括表です、事項別明細書の総括表ですけれども、民生費が補正前の額が17億3,915万9,000円を、補正額を1,147万6,000円として、補正後の額が17億5,063万5,000円、これは全部一般財源です。

衛生費ですけれども、補正前の額が5億3,173万9,000円を、補正額が2,293万2,000円のマイナスになります。補正後が5億880万7,000円になります。これは一般財源が2,293万2,000円マイナスになります。

教育費ですけれども、補正前の額が5億4,302万3,000円を、補正額が1,863万5,000円として、補正後が5億6,165万8,000円です。これも一般財源が1,863万5,000円となります。

予備費ですけれども、補正前が1,751万2,000円でしたが、補正額が1,359万8,000円で、補正後が3,111万円となります。

歳出合計が、補正前の額が58億3,169万円、補正額が1億4,050万9,000円、これ変わりありません、そして、補正後も59億7,219万9,000円で、これも変わりありません。

最初のページに戻っていただきます。修正案、歳出の場合ですけれども、民生費が、これは補正前の額が17億3,915万9,000円が、補正額1,147万6,000円となりまして、17億5,063万5,000円となります。

衛生費ですけれども、これは衛生費が補正前の額が5億3,173万9,000円が、三角の2,293万2,000円の補正額で、補正後が5億880万7,000円です。

教育費ですけれども、補正前の額が5億4,302万3,000円が、補正額が1,863万5,000円で、補正後が5億6,165万8,000円。

最後の13款ですけれども、予備費ですけれども、補正前の額が1,751万2,000円で、補正額が1,359万8,000円、補正後が3,111万円となります。歳出合計は変わりありません。

以上です。

○大野敏行議長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子議員外1名から提出された修正案に対する質疑を行います。どうぞ。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今回も補正の修正案出てきましたけれども、前回とほとんど変わらないと思いますが、この修正動議の参考資料の2番の衛生費のところなのですけれども、ここの算出方法なのですが、解散までの人件費だとか、事務費分の算出というのが出ているのですけれども、具体的にここに解散までつうたっていますけれども、どういうふうな手続を経ていくことになるのですか、今の嵐山町の対応している状況から考えて、お尋ねいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 本年度、人件費の算出分というのがあるのですけれども、解散までということは、どういうふうにして解散するかということをお尋ねですか。それは、いずれわかります。それは、今現在話せる状況ではないので、法的な問題もありますし、いずれわかります。それを今話すことはできません。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そこまでおっしゃるのだったら、こういうふうな動議の出し方というのは無責任過ぎるのではないですか。責任持たなくてはならない執行が要るとすれば。

○13番（渋谷登美子議員） 全然無責任ではありません。それだけ言っておきます。町民にとって、これからの財政負担がどれだけ大きくなるかということと考えますと、今この時期に解散というか、この償却のあり方や大型施設、400億円以上かかるであろう施設をこのまま維持していくということが、どれだけ問題があるかということ逆を議員の皆さんに反問したいぐらいです。

○大野敏行議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 4ページの補正額の財源内訳の中に、特定財源、その他636万円があるのですが、こんなに補正して、このお金というのはいただけるのでしょうか。

○13番（渋谷登美子議員） このその他ですか。

○6番（畠山美幸議員） はい。

○13番（渋谷登美子議員） このその他というのは、塵芥処理費の別の部分になってき

ますので、補正予算ではなくて当初予算の財源のところでは636万円という形で、これは、すみません、今当初予算の予算書持ってきているのですけれども、このその他の部分が何になるかというのは、全く別の事業の中のことなので、これに関してはわかりません。当初予算を見てください。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） この質問は、では例えば環境農政課には聞けるのでしょうか。

○大野敏行議長 いや。

○6番（畠山美幸議員） 聞けない。

○大野敏行議長 聞けません。

○6番（畠山美幸議員） 聞けない。

○13番（渋谷登美子議員） 当初予算を見てください。

○6番（畠山美幸議員） では、いいです。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論される方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号 平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件の採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第29号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすこと、本案というのは議案第29号 嵐山町一般会計補正予算（第2号）の原案でございます、にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことに決しました。修正案ですね、本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子議員外1名から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第3、議案第30号 平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第30号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億51万円を増額をし、歳入歳出予算の総額を24億7,530万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田町民課長。

[村田 朗町民課長登壇]

○村田 朗町民課長 それでは、議案第30号 平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の50、51ページをごらんください。2、歳入でございますが、3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、平成29年度療養諸費の増額が見込まれるた

め、その伸びに対応し定率国庫負担分の32%分について、1目療養給付費等負担金を1,856万7,000円増額し、補正後の額を3億7,487万9,000円とするものでございます。

また、2項国庫補助金につきましては、1目財政調整交付金582万円は、国民健康保険ヘルスアップ事業として新規に、3目システム改修費等補助金331万4,000円は、国保制度関係業務準備事業といたしまして計上するものです。なお、両事業とも補助率は事業費の10分の10であります。

次に、5款前期高齢者交付金につきましては、平成28年度前期高齢者交付金の額の確定に伴い、1目前期高齢者交付金を464万8,000円減額し、補正後の額を7億1,070万7,000円とするものでございます。

次に、10款繰越金は、1目療養給付費交付金繰越金を返還額の確定により30万1,000円増額し、補正後の額を36万2,000円とし、2目その他繰越金の前年度繰越金を平成28年度の決算の確定により7,709万6,000円増額し、補正後の額を9,709万7,000円とするものです。

続きまして、52、53ページをごらんください。3、歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般管理費37万3,000円の増額ですが、国民健康保険制度改正に伴うデータ連携システム、制度改正対応システム、月報・年報システム改修として増額補正させていただくもので、国保制度関係業務準備事業補助金で、補助率は事業費の10分の10で措置されるものです。

次に、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費5,757万1,000円の増額及び2項1目一般被保険者高額療養費3,830万2,000円の増額ですが、これは一般被保険者療養給付費の4月から6月までの支払い実績額、一般被保険者高額療養費の4月から7月までの支払い実績額が当初予算の1カ月当たりの見込み額を上回っていることから増額補正をお願いするものです。

次に、3款後期高齢者支援金等76万8,000円の減額、4款前期高齢者納付金等1万円の減額。

54、55ページをごらんください。7款介護納付金92万4,000円の減額ですが、これはそれぞれの平成29年度分の額の確定に伴いまして補正をお願いするものです。

次に、9款保健事業費、1目特定健康診査等事業費301万3,000円の増額ですが、特定健診未受診者対策事業として、データヘルス計画の活用により健診の未受診者に対して監視を強化するため、増額補正をお願いするものです。これは、国保ヘルスアップ

プ事業として特別調整交付金で、補助率は事業費の10分の10で措置されるものです。

次に、12款諸支出金、1項3目償還金300万6,000円は、平成28年度の療養給付費等負担金及び退職者医療給付費交付金について、支払い実績によりそれぞれの額が確定し、返還するため増額補正するものです。

最後に、13款予備費でございますが、7万3,000円を減額し、補正後の額を299万6,000円とさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 51ページの国保ヘルスアップ事業交付金、限度額が600万円
で来たのが582万円と、ほぼ限度額に近い金額が来たということです。これは、他市
町村から見ても、これ来たほうなのでしょうか。それが1点と、あと18万円足らな
かったのは、何をやらなくて足らなかったのか、おわかりでしたら伺いたいと思
います。

それから、前期高齢者なのですが、460万円ほど来なくなってしまったと。これは、
当初の見込みが若干数字上甘い見方をしてしまったということなのでしょうか。ち
よっとそこを伺いたいと思います。

それから、次のページの52、53の医療費の関係なのですが、これ昨年も同じぐら
いだったかな、伸びが大きいなと思って見たのですけれども、今年も大きな伸びで、こ
のくらい今の高齢化の速度からいうと、健康事業に力を入れていてもこのくらいは伸
びてしまうのが現状だという見方で仕方ないのか、ちょっとそこを伺いたいと思
います。

それから、55ページの特健健診未受診者、これは具体的に何をされるのか、伺
いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

最初、51ページの関係です。国保ヘルスアップ事業の関係ですけれども、こちらに
つきましては特定健診未受診者対策ということで301万3,000円、糖尿病性腎症重症化
予防対策事業ということで280万7,000円の交付金を予定しております。こちらは、他
と比べて来たほうかということですが、この事業をしないとこの調整交付金が

来ないということで、先ほどの限度額600万円足りなかった理由ですけれども、こちら当初予算あるいは糖尿病性腎症重症化に対しましては増額ということで積算をしておりますが、満額18万円に積算の結果、満たなかったということです。

失礼しました。他と比べて来たほうかということですが、糖尿病性腎症重症化の予防対策につきましては、これ県内ほとんど全ての市町村が行っておりまして、ヘルスアップ事業でどの事業をするかによって、交付金が来る額が変わってくるかとは思いますが、嵐山町では未受診者対策で300万円少し、糖尿病性腎症重症化の事業で280万円ということでした。

続きまして、前期高齢者の交付金の関係ですけれども、こちらにつきましては当初予算編成の際は、こちら積算となる平成28年度の前期高齢者給付見込み額、こちらにつきまして実績より多く算出してしまった結果、それとその額がこのほど確定した時点で、支払基金によるシミュレーションを行いまして、その算定式に当てはめて計算した結果、減額となったこととなります。

次に、53ページの医療費の関係です。伸びの関係とかの件ですけれども、28年度の療養費、6月の実績、そして今年度の6月までの実績、3カ月の実績の比較で申し上げたいと思います。昨年28年度4月から6月までは、件数は1万8,632件、金額的には3億900万円でした。今年度4月から6月につきましては、件数は1万7,868件、マイナス764件ということで、件数的には減っております。しかしながら、金額的には3億2,000万円となっており、約1,100万円の増加となっております。

次に、高額療養費の関係ですけれども、高額療養費につきましては4月から7月の比較ができますので、そちらの数字を申し上げます。28年度は986件、6,100万円、29年度4月から7月までですと1,039件、53件増になっております。また、金額では6,900万円、約7,000万円となっておりまして、900万円の増というふうになっております。

また、本日ですけれども、県のほうから7月分の療養費の関係で通知が来ておりましたけれども、1億1,000万円という金額になっております。4月から7月まで療養費が1億円を超えているということで、28年度では1億円を割った月が4件、4カ月ほどありましたけれども、もう既に本年は1億円超えということで、そちらの療養費のほうも伸びております。原因といたしましては、医療費の高度化等によるものと思われま。

次に、55ページ、未受診者対策の関係ですけれども、こちらにつきましては昨年も

データヘルス計画を策定いたしました。特定健診の受診率が、27年度は40.4%であったものが28年度は47.3%ということで、県内でもこの上昇率は高いほうでありました。今年度も引き続きましてこのデータヘルス計画で分析してあります受診者、対象事業者を被保険者数のうち約3,500名程度に絞りまして、そのデータヘルス計画ではレセプト点検等により分析しているところなのですが、不定期受診者、こちらが約1,500名、特定健診を受診したことがない未経験者、こちら2,000名、こちらの方々を対象に、それぞれ不定期受診の方につきましては、こういった内容が違うのですけれども、不定期受診の方と未経験受診の方の勧奨通知の内容を若干変更しまして、それで郵送で送付するものでございます。また、保健推進員による全戸訪問等を実施する予定でございます。

以上です。

○大野敏行議長 いいですか。ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号 平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第4、議案第31号 平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第31号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第31号は、平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万8,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1億8,941万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田町民課長。

〔村田 朗町民課長登壇〕

○村田 朗町民課長 それでは、議案第31号 平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の66、67ページをごらんください。2、歳入でございますが、5款繰越金は、平成28年度決算により前年度の繰越額が確定したことに伴いまして273万8,000円増額し、補正後の額を323万8,000円とさせていただきますものでございます。

次に、68、69ページをごらんください。3、歳出でございますが、4款予備費を273万8,000円増額し、補正後の額を333万8,000円とさせていただきますものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号 平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時39分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第5、議案第32号 平成29年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第32号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第32号は、平成29年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,746万8,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を12億1,510万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長からの細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第32号 平成29年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の80、81ページをお開きください。2、歳入ですが、7款繰越金については、前年度決算における剰余金が確定したため、7,601万円を増額するものでございます。この中には超過交付となっております国、県への返還金及び一般会計への操出金、合わせて3,222万9,136円分も含まれております。

次に、8款諸収入、3項5目過年度収入ですが、平成28年度の介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金の介護予防・日常生活支援総合事業分の確定に伴い、国、

県、社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金145万8,000円を増額するものであります。

82、83ページをお開きください。3の歳出ですが、3款地域支援事業費、1項3目一般介護予防事業費16万2,000円を増額につきましては、今年度ご近所型介護予防事業を開始するに当たり、協力、応援してもらうサポーターが必要となるため、応援サポーター養成講座を開催しますが、講座開催に必要な経費として臨時職員賃金、講師を補助してもらって看護師の報償費や消耗品を増額するものでございます。

次に、4款基金積立金ですが、平成28年度決算による剰余金の一部を介護保険介護給付費支払準備基金へ積み立てるため、4,502万2,000円を増額するものであります。これによりまして平成29年度末の基金残高は2億3,168万円程度になる見込みでございます。

次に、5款諸支出金、1項2目償還金1,345万円については、平成28年度介護給付費負担金地域支援事業交付金の確定に伴い、国、県への返還金を補正するものでございます。

2項操出金、1目一般会計操出金1,877万8,000円については、保険給付費等の町負担分として、一般会計から繰り入れたものを後年度精算として繰り出すためのものでございます。

最後に、6款予備費ですが、5万6,000円を増額し、補正後の額を606万8,000円とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 83ページです。地域介護の予防支援事業のサポーターの分なのですが、これは新規事業ということでございますので、嵐山町の中心のところでのサポーター養成するような事業になるのか。それとも、ある程度特定な地域があって、このような予算が使われていくのか、その辺ちょっとお尋ねしたいのです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

このご近所型介護予防事業につきましては、まずこれはどういうものかということ

なのですけれども、県のほうでモデル事業として26年から29年度までをやっているわけなのですけれども、現在26年度から始めまして、埼玉県内、今年度また新たに6市町村が実施をするのですけれども、それを含めまして33市町村がこの事業をやっているということでございまして、この事業が地域包括のケアシステムの構築ですとか、介護予防といった、そういった内容に効果があるというような報告を嵐山町も聞きまして、今年度この事業に参加をさせていただくということにしたものでございます。

こちらの事業の内容としますと、嵐山町ではこれを一応ぶらっとラントレというような呼び名といいましょうか、名称で始めまして、ぶらっと歩いて帰る身近な場所で、住民の皆さんが主体となって、効果的な筋力アップ体操に取り組んでいただくということでございます。

それで、サポーターにつきましては、一応今現在サポーター養成講座の募集をいたしまして、31名の方から申し込みがございました。この9月から10月にかけて8回の講座で開催をしていくわけなのですけれども、それでこのサポーターにつきましては、特にどこの地区とかそういうことではなくて、全地区、嵐山町から申し込みをいただきまして、実際今年そうしたことでやって、この事業に参加していただける団体といいましょうか、そういったものを今年度については、これからもう後期の半分ぐらいしかありませんので、2団体、3団体ぐらいを一応設立でいいましょうか、対象としてできたらいいなというふうに思っております、この中では主に体操、体操を中心としてやっていくものなのですけれども、一つは、いきいき百歳体操ということで、重りのバンドというのでしょうか、そういったものを手首ですとか、足首に巻きましてトレーニングをするというものと、あと嵐丸くん体操ということで、これは武蔵嵐山病院の医学療法士ですとか、作業療法士の方が中心となって開発、考案したもの、体操で、それを合わせて、2つを嵐山町ではやっていきたいということでございまして、特に地区を限定とかそういうことでなくて、これからまたやっていただける地区といいましょうか、を当たっていくというような、そのようなことで考えてございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ちょっと考え方の点でお聞きをしたいのですが、繰出

金が1,800万ありましたよね。28年の一般会計の繰り入れが1億7,000万あるのですけれども、繰り出しをした費用の事業費はほかにいろいろあるのですけれども、その1億7,000万円の分を相対的に1,800万、今回一般会計に繰り出すという考え方なのか。それとも、その他の一般会計の繰り入れを28年度やっていますね。その部分を今回繰り出すという考え方なのか。

もう一つ、基金の繰り入れを一般会計、28年度の一般会計の中でやっていますけれども、そういう部分を相対して今年度一般会計に戻すということなのか。この繰り出しのちょっと中身を教えてくださいたいのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

この一般会計の繰出金につきましては、町が負担、国、県、町負担分というのがございますけれども、その分の町負担分として繰り入れをしていただいたもの。介護給付費の繰入金、それから地域支援事業の繰入金、それとあと低所得者保険料軽減の負担金分、それとその他一般会計繰入金。そういったものを、相対といいましょうか、相殺をいたしまして、余分に入れられたものを一般会計のほうにお返しするといえましょうか、精算に基づきまして返すということでございまして、こちらのほうの中には、基金から繰り入れたものについては含まれていないということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 28年度に一般会計の繰り入れを、これ支払準備基金として1,100万円繰り入れてあります。そういう面では、この繰出金を基金に積むということではできないのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 基金からの繰入金につきましては、介護保険特別会計の支払い、どの項目にということではないですけれども、支払いに対する不足分といえましょうか、それで全体を賄って、その基金から繰り入れたものを含めて支出として見ているわけでございまして、結局28年度に1,100万円を繰り入れましたが、結果的には今回繰り越しということでもかなり余りましたので、入れなくても支出は済んだの

ですけれども、その辺のところはわかりませんので、計画の中で基金を取り崩して入れるということになっておりましたので、28年度、1,100万円を繰り入れたものでございまして、当然この決算によりまして剰余金が出ましたので、その剰余金の中から今回も4,500万円ほどですか、基金のほうに繰り入れをさせていただいているということでございまして、余った分をそういうふうに活用といいたいでしょうか、基金のほうにさせていただいているというようなことでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号 平成29年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第6、議案第33号 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第33号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第33号は、平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ712万4,000円を増額をし、歳入歳出予算の

総額を6億3,322万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原上下水道課長。

[菅原浩行上下水道課長登壇]

○菅原浩行上下水道課長 それでは、議案第33号の細部説明を申し上げます。

94ページ、95ページをごらんください。歳入でございます。第2款第1項第1目下水道使用料において、実績を考慮し333万3,000円の増額を見込んだものでございます。

続きまして、5款第1項第1目一般会計繰入金について、下水道担当職員の人件費及び財政融資資金の元金償還分といたしまして、833万6,000円の増額をお願いするものでございます。

第6款第1項第1目繰越金は、決算に基づき454万5,000円を減額するものでございます。

96ページ、97ページをごらんください。歳出でございます。第1款公共下水道費及び第2款浄化槽費の第1目一般管理費の増額は、人件費に係る補正でございます。

続きまして、第3款第1項第1目元金において、財政融資資金の元金償還分として、818万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは国の完了検査において指摘されました借り入れ限度額超過分を繰り上げ償還するものでございます。

続きまして、4款予備費につきましては、121万2,000円を減額するものでございます。

以上をもちまして細部説明を終えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第7、議案第34号 平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第34号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第34号は、平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業費用を1,044万円増額をし、総額を4億9,344万8,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を29万3,000円増額をし、総額を3億911万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原上下水道課長。

[菅原浩行上下水道課長登壇]

○菅原浩行上下水道課長 それでは、議案第34号について細部説明を申し上げます。

補正予算書の113ページをごらんください。平成29年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第1号）により説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出について、第1款事業費用、第1項営業費用、1目原水及び浄水費から3目の総係費までの各目におきまして、4月1日付人事異動に伴う人件費の補正を行うものでございます。

続いて、114ページをごらんください。3目総係費の貸倒引当金繰入額においては、

未収金の収納が進みますので、減額をするものでございます。

続きまして、2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税について、3万1,000円を増額し、補正後の額を86万円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出について、第1款資本的支出、1項建設改良費、1日事務費において、4月1日人事異動に伴う人件費の補正を行うものでございます。

107ページにあります29年度嵐山町水道事業予定キャッシュフロー計算書及び108ページの給与費明細及び111ページの水道事業予定貸借対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号 平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定について、この案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○大野敏行議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案第40号 工事請負契約の締結について（地域活力創出拠点施設整備工事）の件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第8、議案第40号 工事請負契約の締結について（地域活力創出拠点施設整備工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第40号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第40号は、工事請負契約の締結について（地域活力創出拠点施設整備工事）の件でございます。

地域活力創出拠点施設整備工事の施工に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下企業支援課長。

〔山下隆志企業支援課長登壇〕

○山下隆志企業支援課長 それでは、議案第40号 工事請負契約の締結について（地域活力創出拠点施設整備工事）の細部につきましてご説明申し上げます。

議案書の中段をごらんください。記としまして、契約の目的でございます。地域活力創出拠点施設整備工事。

契約の方法でございます。一般競争入札、事後審査型。

3としまして、契約の金額2億487万6,000円。うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額1,517万6,000円でございます。

4としまして、契約の相手方、埼玉県東松山市大字高坂1334、東武谷内田建設株式会社東上営業所、所長、榎本学でございます。

次に、議案第40号の参考資料の1枚目をごらんください。まず、1としまして、工事名でございますけれども、地域活力創出拠点施設整備工事でございます。

工事の概要でございます。鉄骨づくり地上2階建て。建築面積につきましては

132.72平米、40.15坪。延べ床面積につきましては252.32平米、76.33坪。建築工事一式、電気設備工事一式、給排水衛生設備工事一式、空気調和設備工事一式、解体工事一式、コンクリート擁壁工事一式という内容でございます。

3としまして、請負業者等審査選定委員会、平成29年8月3日に開催しております。

4としまして、公告期間でございます。29年8月15日から29年8月28日。

5としまして、入札参加申し込み締切日、29年8月28日でございます。

6としまして、仕様書閲覧期間、29年8月15日から29年8月28日でございます。

7としまして、質疑応答書提出日、29年8月21日でございます。

8としまして、質疑応答書の回答日、29年8月22日でございます。

9としまして、開札年月日、29年8月29日。

10としまして、落札候補者入札参加資格審査及び認定日でございます。29年8月30日。

入札参加業者でございます。3社ございました。河本工業株式会社羽生営業所、東武建設株式会社埼玉営業所、東武谷内田建設株式会社東上営業所、以上の3社でございます。

裏面をごらんいただければと存じます。12としまして、工期でございます。平成30年3月15日でございます。

13としまして、契約保証金、請負代金額の100分の10以上の額でございます。

14としまして、契約金の支払い方法でございます。前払金8,190万円以内。残金につきましては、完成引き渡し後一括払いでございます。

15、参考図書としまして、2枚目をごらんいただければと思います。参考図書の2枚目をお願いいたします。入札の結果表でございます。工事名、地域活力創出拠点施設整備工事。こちらは嵐山町大字菅谷地内。一般競争入札。入札の場所につきましては、電子入札システムにより開札をしております。入札の日時が29年8月29日でございます。落札業者、東武谷内田建設株式会社東上営業所でございます。

以下、入札の結果でございます。東武谷内田建設株式会社東上営業所1億8,970万円、河本工業株式会社羽生営業所1億9,400万円、東武建設株式会社埼玉営業所1億9,160万円でございます。以下、ご高覧をお願いできればと思います。

次に、参考資料の3枚目をごらんいただければと思います。建設工事請負仮契約書の写しでございます。工事名から始まりまして、工期、工事場所、工期を定めており

ます。そして、請負金額と消費税を決めております。契約保証金、そして支払い方法を定めたものでございます。解体工事に要する費用等を定めまして、特定条件を付しまして、契約書としております。仮契約日につきましては、29年8月30日でございます。

参考資料の4枚目をごらんいただければと思います。施工する位置をあらわしました配置図でございます。赤く色をつけた部分が今回の建築物を建築する場所をあらわしたものでございます。

次に、参考資料の5枚目をお開きいただければと思います。こちらにつきましては、1階の平面図を赤く縁取らせていただいたものでございます。

次に、参考資料の6枚目をごらんいただければと思います。こちらにつきましては、2階の平面図を赤く縁取りまして、あらわしたものでございます。

次に、7枚目をお開きいただければと思います。こちらは立面図をあらわしたものでございます。上段の立面につきましては、駅東口から西口を見たときの当該建築物の位置を赤くあらわしたものでございます。下段につきましては、つきのわ駅方面から嵐山駅を見たときに当該建築物の位置を赤くあらわしたものでございます。

最後に、8枚目をお開きいただければと思います。こちらは外部及び内部の仕上げ表を添付させていただいております。上段でございますけれども、外部の仕上げ表、中段以降につきましては内部の1階、そして2階の仕上げ表を表にさせていただいたものでございます。以降、ご高覧をいただければと思っております。

細部につきましては、以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 何点か伺うのですけれども、まず最初に質疑応答というのはどんなものが出てきたのか。これ、昨年度の決算でいきますと、情報発信拠点整備調査設計委託が493万7,000円で、やっぱりそれが同じ繰り越し明許でやっていますけれども、これ見積もりではどのくらいの金額で出されてきたのか、伺いたいと思います。

3社ですけれども、一般競争入札に入ってきた人が、入ってきた業者が3社なのですが、もう嵐山では駅に関することに関して、東武谷内田がやるというふうにはほとんど決まっていると思っております。それで、なぜこれが一般競争入札に入ってきた

のかなという疑問があります。ですので、どういうふうな結果、例えば設計金額が1億9,117万円です。東武建設に関しては1億9,160万、それから河本に関しては1億4,000万。1億9,400万だから、設計金額や予定金額よりも高いわけです、全部。そして、東武谷内田がとっているという形になっているので、これについて私はちょっとどういうふうに考えたらいいのかなと思いつつながら、どういうふうな形、河本工業さんと東武建設さんと東武谷内田さんとはどういう関係にあるのか、伺わせていただきたいと思う。これ何かすごく不思議な数字ですよ。と思います。

それと、契約金の支払い方法ですけれども、前払金が8,190万円以内という形になっていますが、これに関して言いますと、国庫補助金が当初のほうです、国庫支出金が1億2,366万円、町債が1億2,020万円という形で予算書に出ているのですけれども、前払金というのは一体いつ払って、この国庫支出金と町債というのは、あらかじめそういうふうな形になっているのかどうかかわからないのですけれども、多分12月補正で出てくるのだらうなと思っているのですが、一体いつ支払われる形になっているのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、質疑応答の関係だったと思います。こちらにつきましては、日にちのほうは説明させていただきましたけれども、質疑応答自体ございませんでした。

それと2点目につきまして、大変申しわけございません。ちょっと横を向かれていた関係で、声がこちらまで届いていなかったのですけれども、お願いできればと思います。

そして、3点目の関係でございます。今回一般競争入札の事後審査型というふうなことで、一般公募をかけたわけでございますけれども、結果的に3社、表にございます3社の申し込みがあって、結果的に東武谷内田さんのほうが一番低い金額であったということの結果でございます。

それと、前払金の関係でございますけれども、こちらにつきましてはこの後発生してまいります。請求があった場合にはお支払いをするというふうな形になりますけれども、今週、内部のことなのでございますけれども、会計課のほうから一応調査がございまして、金額のほうは予定として上げさせていただいております。

以上でございます。

○大野敏行議長 2つ目の質問は見積金額、見積もりは参考見積もりといたしますか、見積もりはどうであったのかというような質問だったような気がするのですが。もう一回、では申しわけないですけども。では、すみません。植木総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 それでは、私のほうからは今回の一般競争入札につきましてご説明を、補足をさせていただきたいと思います。

まず、今回の一般競争入札につきましては、嵐山町の予定価格等事務取扱要綱によれば、第5条で予定価格の公表は原則として次のとおりとすると。契約内容により、事前公表または事後公表ができると。29年8月10日の入札制度検討委員会におきまして検討した結果、本件は国庫補助事業であり、かつ5,000万円以上の議会案件であるということで、契約事務の透明性、公正性、競争性を確保する意味から、事後公表とするのが妥当であろうということになりました。

そして、今回は一般競争入札でございますが、東武鉄道の敷地内で工事を実施するということから、ご承知のように東武鉄道が選定する鉄道主任技術者、または鉄道監理技術者の資格を有する者が現場に配置することが可能であるということが、この条件となってまいります。対象の業者としては、前回平成28年度に武蔵嵐山駅の東西連絡通路のラッピングの工事のときには、埼玉県内に本社を有する、あるいは営業所等を有するというので、対象が7社ございましたが、今回はこれを関東地区にまで、主に東武鉄道が事業展開している関東地方にまで広げまして、そうしたところ、この条件に該当する業者が約10社ということになりました。これにより一般競争入札を実施したということございまして、応札していただいた業者が3社ということでございます。

今後は、先ほど申し上げましたように、こうした案件については、事後公表の一般競争入札で行っていくという方針でございます。

私からは以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 先ほどのまず質問の最初のところというので、再質問ではありません。

○大野敏行議長 はい。

○13番（渋谷登美子議員） 決算書によりますと、情報発信拠点整備事業に関しては、

東日本総合計画関東支店というふうな形を出していました。これに関して、嵐山町で設計金額とか予定価格というの、多分つくれないだろうと思うのですが、それで見積額というのはどういうふうな形でつくっていったのか、伺いたいと思うのです。最低制限価格も一応出ていますが、これで見ますと、河本工業と東武建設はそれぞれ設計金額よりも上の金額になっています。それよりも低いのが……そうではないか。東武鉄道だけは低いのですけれども、河本工業はそうでは……そうか。それで、ごめんなさい。東武谷内田だけが妥当というか、それも設計金額の、私今ぱっと計算してできないのですけれども、97～98%ぐらいの金額で応札したのかなというふうな感じで考えているのですが、この点についての考え方といいますか、もともと10社に広げたということですが、これはとりあえずそこまでにします。1回目の質問という形で。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうから見積額の関係に關しましてお答えをさせていただきます。

こちらの見積もりに関してなのですが、昨年度設計業務というふうなことで発注をいたしまして、その業務の中で単価表にないものに関しましては、まず3社の見積もりをとっていただいて、その3社の平均額を出した額を設計書の中に単価として入れております。そういった作業をしまして、今回設計書を組んで総額を出した上で、今回選定委員会にかけ、仮契約に至ったという状況でございまして、設計に關しましては委託業者のほうで中の単価決めをするための見積もり等は一式とった上で単価決定をしております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 上の駅舎に關しては、昨年度に關しては7社でやったと。

今回には関東地区に広げて10社ということですが、東武鉄道にかかわるものは東武鉄道の管理者が配置される事業となるとやっぱり10社という形で、そうすると結果的にはどうしても線路にはかかわらないものですが、こういった形をとらざるを得ないのですか。ここのところを伺いたいのです。これだと、本当に落札価格が95%、ちょっと今すぐぱっと計算できないのですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） そうか、落札率は幾らで、ほとんど嵐山駅関係のものは東武谷内田が全体的にとるという形になっていて、私は高いなという感じがいつもしているのですけれども、それについてはどのような感じでなさっているのか。必ず東武谷内田になっていくなというのがもう決まりのような感じになっていますので、その点について伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、今回の事案につきましては予定価格は事後公表という形をとらせていただいております。落札の金額につきましては、予定価格の99.2%でございました。たまたまそういう数字でございしますが、事後公表とさせていただきますので、一切事前にこの入札予定、落札予定金額が公表されるということとはございません。

以上です。

○大野敏行議長 これで、再々質問になります。渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、先ほどの話なのですけれども、これまだ先ほどの契約金額の、金額の支払いに関しては、国庫補助金と町債をつくらなくてはいけないのですけれども、それについては全然、東武谷内田のほうから請求が来るまで、それについて支払う、前払金という形は支払うことはなくて、それが行われてから債務と国庫補助金を求めるという形でいいのかどうか、1点。

それと、99.2%というのはすごく高いです、落札。大体95%以上がほとんどのことは談合されているというふうな形になっていますが、これについてはどのような考え方で、事後公表であっても、これは3社から見積もりをとって、平均をとってやっているということですから、そういうふうなことに関して、私は駅にかかわるものというのを高額だなという印象がとても強いのですが、そこら辺についてはどのような考え方をもちなのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 この東武鉄道に関連した工事の発注の件なのですけれども、これは

基本的なことだけお話をさせていただきたいと思います。

これまで嵐山町では、鉄道に関連した仕事として東西連絡通路、それから橋上駅舎、それから踏切の1カ所ありましたですね。そして、今度この事業です。まず、配慮しなければならないことというのは、電車が通っている中で工事が行われる。安全対策がまず万全でなければならない。その中の方法として、東武鉄道では2つの、これは東武鉄道に限らず鉄道事業者は2つの方法をとっているそうです。一つは、受託事業。東武鉄道がその市町村から、あるいは一般の方から受託を受けて事業実施をする。これは橋上駅舎、この建設事業そうでした。負担金を東武鉄道にお支払いして、東武鉄道が発注をしたと、こういう事業でございました。

そのほか近接事業。現場が東武鉄道の敷地に近接、接しているということです。これもやはりただいま申し上げましたような安全対策を万全を期するというふうなことから事業実施をされるわけですけれども、その仕事ができる事業者として先ほど総務課長が申し上げました特別の資格を持った事業者、こういうことが東武のほうで要件で決まっております。この方でなくては東武は発注は認めないと、こんなこともございまして、東武鉄道と町が協議してきた中で、現段階では近接工事として実施すると。近接工事の場合には、先ほど申し上げました対象となる業種が決まっております、業者数が決まっております、その中から応札があった数が結果的に3社であったと、こういうことでございます。

それから、事前に予定価格は公表してございません。入札に参加する業者が自分で金額を見積もって、そして札を入れるわけですけれども、それが結果的に1回で落札をして、その金額の落札率が先ほど申し上げました率であったと、こういう結果でございまして、その辺についてはご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 答弁できますか。

では、安藤副町長。

○安藤 實副町長 大変申しわけございません。前払金の支払いのことについては、これは契約約款にも定まっておりますし、前払いは当然事業が始まっていく上で必要な準備の費用がかかりますので、その金額として10分の4というふうなことが嵐山町の約款の中で決まっております。その金額について、この契約書の中にうたい込んでい

ったということでございまして、請求があれば指定された日までにはお支払いをするというのがルールでございまして、また請負業者、請け負った会社につきましては、契約保証金として100分の10以上の額を契約保証会社と保証契約をすると、こういうこともまたルールになっておりまして、お互いにその義務を履行していくと、こういうふうなことになるわけでございます。

以上です。

○大野敏行議長 前払金のお金はどこからの支払いをされるのかということで……

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 続けて、安藤副町長。

○安藤 實副町長 大変失礼しました。

嵐山町の年間の支出、収入支出につきましては、これは歳計現金として1年間、この収入が入ったからこの支出を行うというのではなくて、年度間の執行計画に基づいて行われますので、前払金をお支払いして、その資金が国庫補助金あるいは地方債が年度末であったにしても、年度間の歳計現金のやりくりの中で資金繰りをしていくと。場合によっては、予算の議決をいただいていますように、不足をすれば一時借入金を借り入れて年度間の収支を回していくと、こういうことでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○大野敏行議長 ほかに。

第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 2点ほど確認させていただきます。

2階の平面図なのですが、多機能トイレと女子トイレ、男子トイレ、客室、客用便所と通路部分であるのですが、ちょっとわかりづらいので、その客用便所がどこに当たるのかを説明していただけたらと思います。

あともう一点が、外部の仕上げになりますが、押し出し成形セメント板サイディング、厚さ20ミリ、ウレタン塗装仕上げということになっておりますが、今のこの駅舎と違和感なく、遜色なく、そこだけが目立つような感じではなく、統一的なもの、デザインになるのか、確認させていただけたらと思います。お願ひいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、2階平面図上の多機能トイレでございます。こちらの位置につきましては、図面の真ん中から若干左寄りに丸く絵がついている部分があるかと思ひます。こちらの真ん中の部分が多機能トイレとして設置を予定するものでございます。

そして、外壁のウレタン塗装というお話でよかつたかと思ひます。今現在、当初契約では外壁につきましては、サイディングを設置して、ウレタン仕上げにするというものでございますけれども、こちらにつきましては今現在連絡通路にラッピングがしてございます。そちらと最終的にはある程度合わせるような形での変更は今現在でも考えているところでございます。当初計画では、このような表現をさせていただいております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番(森 一人議員) ちょっと私の説明というか、質問の仕方が悪かつたのだと思うのですけれども、多機能トイレは真ん中のでわかつたのですけれども、客用トイレというふうに、2階に客用便所ということで、通路部分というので、一応仕様書というか、仕上げ表に入っているのですけれども、その客用便所というのがどこに当たるのかがちょっとわかりづらいのですけれども、そこだけお願いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

こちらの表を見ますと、男子便所、女子便所、その上に多機能便所とございまして、一番下に客用便所という表現がされております。こちらにつきましては、2階の平面図を見ていただきますと、一番奥側に就労相談として予定をしている部分がございます。一番奥にありますけれども、恐らくこの表示の中に関しましては、客用便所の部分に関しましては、その手前のトイレに入る細い通路部分を指して表現をさせてもらっているものというふうに判断しております。こちらの仕上げをこの表の一番下でうたつたものであるかと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○大野敏行議長 ほかに。

質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を3時50分といたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時49分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第40号の質疑を続けます。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 間取りのところでちょっと確認をさせてください。

まず、1階面なのですけれども、1階部分は観光協会か何が入るのかわかりませんが、ここに事務仕事をする部屋があるのですが、ここの奥にトイレとか、給湯室があるのですが、ここのトイレはもう一般の方には貸さないということで、こういうつくりになっているのか。ただ、やはり1階部分にもトイレを使えるように、お客様に使えるようにしておいたほうがいい場合もあるとすると、このままだと事務仕事をしていらっしゃる方のところを通らなくてはならないのかなというところの、まず検討をなされるかどうか。

あと、この図面の左下のところに扉がついているのですけれども、これは2階にも同じ位置にあるのですけれども、さっきトイレの、2階だとトイレの位置がどうのこうのってあったのですけれども、これは外に出られるようではないのですけれども、まずこの扉が1階と2階についていることの確認と、あと2階部分なのですが、就労、居住部分のところが、やはりトイレの奥にあるというところで死角になってしまうということと、あと観光案内所が手前に、お客様のほうに面してありますけれども、やはりこれと就労支援をくっつけることによって、雇用する人数が減ってくるのではないのかなということを考えると、離れ離れにすることはないのかなと思うのですけれども、その辺の考え方と、あと1階、2階部分の間に天井倉庫がございましてけれども、この広さは廊下から階段をおろして入るような形になると思うのですけれども、広さ的にはこれが目いっぱいなのか、もっと広くとれないのか、その辺を確認したいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1階のトイレの関係でございます。こちらのトイレにつきましては、当初の

発注では一般のお客さんに対しましては使えない構造になっております。ただ、このトイレの部分に関しましては既に協議も進めておりまして、今現在国のほうに間取り変更に対する部分で、可能かどうかの確認を担当のほうにさせていただいております。その協議によって、それと国の回答によって、その分は町の今現在の考えとしては、一般のお客さんにも1階のトイレを事務室を通して使えるようなというふうなことで考えてはおるのですけれども、その辺の結果を待っている状態でございます。

そして、2階の就労スペースが一番奥にあって、人間的にというお話でございます。やはりこの部分も、今現在間取りの関係を調整をしている段階でございまして、あわせて国のほうにも変更に対する打診をさせていただいております。議員さんおっしゃいますように、総合案内の近くにこの就労相談の部分の設けることによって、人員がそこに集中できるという部分やはりございまして、検討しているところでございます。

そして、1階の収納の関係でございます。1階の平面図を見ていただくと、赤く緑取りをしたすぐ下の部分に、ロフト形式の収納スペースを今図面で考えております。この広さに関しましてはやはり建築確認上、これよりも若干広くしますと、3階建ての扱いになるという部分がございます、現状で2階建てで建築をしようしますと、このスペースがいっぱいでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 扉の件。

○山下隆志企業支援課長 はい、すみません。漏らしてしまいました。大変申しわけございません。

扉が今ついている部分でございますけれども、こちらについては1階の部分に関しましては、これは管理ができますように扉をつけて、配管等が入る部分でございます。それと2階にもございますけれども、同様に配管ダクト等が入って、下までおりていくという部分で管理ができる部分で囲ってある間仕切りがされております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 基本的なことを質問させていただきますが、大変2億以上の施設をつくるということで、大きな機能を果たさないと非常にもったいないなというふうな感じをするのですが、ここまでこの施設を練って、議会にも提示できるように

なったのはすばらしいなというふうに思っているのですが、基本的には内容的にはわかっているのですけれども、いかにこの施設を使っていくかというところが、説明がまだ不足しているような気がするのですが、その点をもう一度お聞きをしたいというふうに思います。

それと、この中のことについては、これからいろいろ変更もあるでしょうから、いろんないい使い方はできるのではないかなというふうに思うのですけれども、何としても線路がすぐ脇にあるので、これをつくるときの危険性だとか、またはでき上ったときのことを騒音だとか、そのようなものをいかがお考えなのか、その2点だけ伺いたいというふうに思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、まず最初に施設の利用の関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず、この拠点施設でございますけれども、整備をする目的、まだまだ説明が足りないということでお叱り受けしてしまいましたけれども、この施設に関しましては嵐山町の玄関口でもある嵐山駅の構内のまず未利用地を利用して、町の地域活力を創出する拠点として施設を整備するというものでございます。過去のアンケート調査におきましても、旧ホーム部分、時期になりますと草が生えて見苦しいというふうなお叱りのアンケートをいただいたものを反映させてという部分もでございます。この場所に核となる施設を設置して、観光案内、観光の総合案内、そして物産の販売、就労の相談、居住相談、そして地域活性化チームの活動の拠点として、地域の高齢者、そして駅利用者の憩いの場としても整備をしていきたいというものでございます。

また、災害時にもこの2階のオープンフロア等を利用して、一時避難ができるような施設としても幅広く考えているところでございます。1階部分、いろいろ重複する部分もあるかと思っておりますけれども、1階の部分に関しましては地域の物産販売、観光案内、そして活動拠点、ちっちゃいイベントができるようなスペース、そして事務室。今コーディネーターさんが盛んに活動してございますけれども、コーディネーターさんのほうの活動の拠点としても、事務室を利用するというふうに考えているところでございます。そして、2階部分ですけれども、観光総合案内、就労、居住相談、そして憩いの場、災害時窓口、施設を利用する方のトイレを予定をしているものでございます。

失礼いたしました。2点目でございます。まず、施工時にやはり鉄道に本当に隣接をして施工をするような形になります。こちらに関しては、一番最初に工事をするための柵を設置をいたします。柵をした後は、よく建築現場で見られるようなビニールメッシュのシートを張るような形になります。そして、資材ですとか、物が電車側に落ちないように、線路側に落ちないようにというふうな工事をするわけでございますけれども、その工事のときが一番危なくなってきます。こちらに関しましては、電車のほうが止まりまして、そして電気をしばらくすると止めるような形になります。その電気が止まった後の夜間作業で、始発電車が動くための電気が通るまでの時間、ごく短い時間ですけれども、その間の夜間の工事で準備をしていくような形になります。

それが終わりますと、囲いが設置されて、安心して施工ができるようになるわけでございますけれども、日中の作業においては、電車が来るといふことの確認を伝達するための見張り員を置きます。そういった見張り員によって安全部分は確保されるのかなというふうに考えております。ただ、施工する、近接工事をするための条件にもなっておりますので、こちらのほうは徹底して安全管理のほうを図って施工していただく予定でございます。

そして、完成後の関係でございますけれども、いよいよ完成しまして、工事のときに設置をした柵、それとシートは撤去されます。最終的に線路側に人が出れないようなフェンスを設置させていただきます。そのフェンスが最終的に線路との境目になるわけでございますけれども、そのフェンスで安全部分を確保するという形になります。それと、防音の関係ですけれども、当然電車が通りますと、恐らく1階のほうは音的には大きいのかなと思いますけれども、こちらのほうに関しましては、防音に関して通常より音に配慮した防音対策というのですか、要は内部に入れるもので対応をさせていただきます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 詳しく説明していただきました。その中で、そういう使い方をすると、いろんな方がそこで働くような感じになるかというふうに思います。そこに訪れた方ではなくて、就労の、または居住の、または物品の販売だとか、そこを管理する人がいるかというふうに思いますが、職員ということが書かれておりますが、

どのような職員さんなののでしょうか。町の役場の職員さんなののでしょうか。ほかのどこか委託をするなりお願いする職員さんなののでしょうか。

それと、この施設を当然以前からいろいろ話が出ていますから、町はこういうスペースをつくるというのは、前々からお話はあちこちなさっているわけなので、近隣の方からこれに対する要望だとか、そのようなものはあったのでしょうか。

2点だけお聞きをいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

最初の施設のほうに職員が入るのかというふうな内容だったかと思います。こちらにつきましては、特に2階部分に関しましては、就労ですとか、観光の総合案内も含めまして、居住に関する相談までする予定となっております。そんなこともありまして、こちらに関しては何らかの形で町のほうで考える、職員でというふうなことで考えているところでございます。

あとは2点目でございます。近隣から何らかの要望があったかというふうな内容でよろしかったかと思います。今回建築確認を出す関係で近隣説明を行っております。こういう拠点とする施設を建築するという説明を周辺の住民の方に個別に回って、設計士のほうと一緒に回って説明をしております。そのときには、特にこの施設に対して要望をするというふうな部分のお話は一切ございませんでした。

もう一点追加をさせていただきます。1階の部分に小イベントスペースという部分がございますけれども、こちらに関してアンケート調査をやったのと同じ時期に、町民ギャラリーの展示できる、町民ギャラリー的な展示のできる展示スペースというふうなご要望を1件いただいております。そちらにつきましては、1階の小イベントスペースで考えているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） もう少し説明が欲しかったのですけれども、1階のところにイベントをするとか、管理をする人を置くのですよということだったのですけれども、その職員さんは2階の就労とか居住の相談というのは、これは役場の職員さんでないとなかなかというふうに思うのですけれども、イベントのときとか、ここに書か

れている職員さんのトイレということになると職員さん置くのでしょうか、そういうふうな関係の人のあれもどういうふうな考えでいるのか。もうかなりそういう話が、先に話が行っているのかどうか。行っているような話も聞くのですけれども、正式ではないだろうし、そこらのところを今後どのように持っていくかということだけでも結構ですから、お願いしたいというふうに思いますが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

説明が足りませんで申しわけございません。1階の事務スペースの関係になるかと思えます。こちらにつきましては、町のほうとしましては観光協会さんのほうと相談をさせていただいて、ぜひともこの部分の管理を兼ねて、こちらのほうで事務をしていただきたいというふうな、今現在下話はさせていただいております。実際には、細かい部分を協議させていただく部分がございますので、正式にはこの後こちらのご承認がいただければ、すぐにでも協議に入らせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 初めに、ちょっと細かい話を何点かなのですが、給排水施設を設置するわけです。そうすると、水道加入金というのは後日発生するのですか。それとも、もうあそこは使っているから一体として見て、そういうものは発生しないのか、伺いたいと思います。

それから、トイレは早朝、夜遅く、夜間でも使用できるのでしょうか。

それから、建物自体の耐震性、震度7でも耐えられる構造になっているのか、伺いたいと思います。

それで、一番聞きたいのは、やはり落札の関係なのです。河本工業というのは、これ実績としては東武の中で、どっかでもいろいろやっているということなのですか。ちょっとその1点を伺いたいのと、東武の中で結局やるのであれば、ここの東上線は、嵐山は東武谷内田さんがやるところだよということで、どうしても話し合いができていくというふうに思わざるを得ないのです。結果見たって、東武谷内田さんがとって

いるわけですから、そういうものを本当に了としていいのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、関東の範囲でとっているということなのですから、東武だけが対象なのですか。西武だとか、東急だとか、そういうところでも工事やっていると思うのですけれども、そういうところから入れば、談合だとかという話はかなり低くなってくるかなと思うのですけれども、その辺は可能だったのかどうか、伺いたいと思います。

それと、今回の設計というのは、どこが担当したのかをあわせて伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、水道の加入金の関係でございます。こちらに関しましては、今回この施設を利用するに当たりまして、建設するに当たりまして、水道の取り出しを新規に行います。メーター口径としましては、20ミリを予定しております。1階、そして2階部分を配管で回していく予定でございます。加入金に関しましては、工事費の中に加入金を今回入れさせていただいております。結局現状で10ミリの水道メーターがございまして、それを増径をいたしまして20を現地に設置する予定でございます。その差額に関してお支払いをしていただく予定になっております。

それと、トイレの利用時間の関係でございます。トイレに関しましては、こちらの連絡通路沿いにできる通路とフロアが一体になるものでございまして、現状では24時間使えるような形で考えているところでございます。

それと、耐震性の関係でございますけれども、現状で国の示している耐震性能としては震度6だったと思います。今回の設計に対しても、それに基づいて設計されているというふうに考えております。

それと、昨年度、今回この発注に当たりまして、設計業務を発注しております。設計に関しましては、東日本総合計画株式会社のほうで受注をしていただき、図面等作成をお願いしたものでございます。

私のほうからは以上でございます。

失礼しました。もう一点、河本工業さんでございますけれども、実績に関しては、

大変申しわけないのですが、私の記憶の範囲では近年はないかと思えます。鉄道関係の実績に関しては、埼玉県を含めてかなり広い範囲、県外に及ぶ工事をしているというふうな認識しております。

私のほうからは、以上でございます。

○大野敏行議長 続いて、植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 東武谷内田建設が結果的に落札をしたということでございます。東武鉄道が選定をいたします鉄道主任技術者、または鉄道監理技術者、この資格を持った業者が、先ほども申しましたが、現場に配置可能であるということが条件と。今回の一般競争入札の条件でございます。結果的に3社が応札をしていただきまして、1社が予定価格以内で落札ということでございました。手続上は何ら問題ないというふうに考えております。

それから、他の鉄道会社のそうした業者も参入できないのかということでございますが、これは国家資格というようなものではございませんで、それぞれの鉄道会社がそれぞれに定めている資格ということでございますので、東武の提示をする資格に該当するのは、今回関東地方で10社ということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 設計の東日本総合計画という会社は、これは東武とは全く関係ない会社だという理解でよろしいのでしょうか。

それから、東武の主任技術者が必要で、東武が決めているのだということであれば、これはもう入札だといったって、結果的にもう見えているわけです。事実上のもう随契ですよ、これだと。今後こういう問題に対して、庶民というか、町民に疑われないような方策をとっていかないと、こんなのは入札ではないということに私はなってくると思いますよ。ぜひそれを研究していく必要があると思いますけれども、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 私のほうから、東日本総合計画さんのほうと東武さんの関係、全く関係ないのかというお話をお答えさせていただきます。

今現在この会社と東武さん、会社としての関係は恐らくないのかなという認識を持

っております。ただ、やはり設計業務をやる上で、東武鉄道が発行する鉄道敷地に入る等の資格をお持ちの会社でございますので、そういった関係では全く関係がないという部分はないかと思えます。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、安藤副町長。

○安藤 實副町長 川口議員さん、ご懸念持っているのは、これ決まっているのではないかと。そういうことが、一般の町民の方がそういうふうにとるのではないかというふうなことですけれども、嵐山町に限らず東武鉄道の沿線で、先ほど申し上げました東武鉄道の近接工事、または受託工事は全部頼むわけです。近接工事を行う場合には全て先ほど総務課長申し上げました鉄道主任技術者を東武鉄道が定める、それが配置ができること、こういうことが条件でございます、どこの市町村も我々がやっているような、こういう入札の方法をとっているのだろうというふうに思えます。したがって、そういうご懸念があるかとは思いますが、東武鉄道に関連した工事をやる場合には、そこの基準をしっかりと守っていただける、安全対策しっかりと講じていただける、そういう会社を選定をしてくださいと、こういうことだと思っておりますけれども、ぜひご理解を賜りたいというふうに思えます。

○大野敏行議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 1点お聞きいたします。

建物が完成いたしまして、そうすると利用されるということになってくると、駐車場の関係なのです。今、嵐丸ひろばのみあそこで使える駐車場確保しているわけですが、実はそこに利用する子供連れのお母さん方なんか、駐車場が足りないという話も出ております。今度これが一応営業開始されるということになりますと、西口全体がこれからの計画が出ているわけなのですけれども、それ10年計画になってくるといことであります、この建物は来年には完成してしまうわけですから、そうやってきたときに外来客というのですか、外来利用者が、観光協会もそこに入っていくのだろうと思えますから、いろんなことの事業を展開していくということになると、そのためにいろんな人が訪れてくるのだろうと思えます。それを今の駐車場がない状態ですから、その辺のところはどういう考え方でいるのか。あるいは、駅の下り方の変電所の前あたりは、鉄道利用者の専用の有料駐車場を東武鉄道が確保しているとい

うところであるわけですがけれども、それらを一時的には使えるようにまでしないと、ちょっとその辺がいろんな問題が出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、それはどういうふうに考えているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、駐車場の関係につきましてお答えをさせていただきます。

今回の拠点施設完成いたしまして、議員さんご心配のように駐車場に関しては、現状の駐車場しかございません。やはりその部分が今後検討していく課題になってくるかと思えます。10年計画で考える駐車場の部分もあろうかと思えます。現状では有料駐車場、個人で利用されている有料の駐車場もございまして、そちらの部分を含めまして、観光協会が利用する部分、お客さんが利用する部分含めて相談をしてみたいというふうには考えているところでございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 相談は相談で、これが営業開始するということになれば、すぐにもそういうことが必要になってくるのだらうと思えますけれども、そこら辺の相談、計画というのは、どのくらいの間にしていくというつもりなのでしょう。あるいは、利用者が来る場合のどのくらいの自動車スペースを、駐車場スペースを確保しておかなければならないというふうに考えているのでしょうか。とにかく嵐丸ひろばではそういう話で、お母さん方があそこ迎えに来て、駐車ができないので、大変困っていますよという話も聞いておりますので、その辺はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、この後観光協会さんとも協議をさせていただき予定でございます。その中でやはり事業をする方、当然車を利用して行く方もいらっしゃいます。一番先に駐車場をどうしようかというふうなことで、協議の中心になってくる部分かなと思っております。あわせて事務をそこでやるというふうになりますと、当然役員さんが会議で利用するという部分もあろうかと思えますので、その辺はその協議の中で決めていく部分かなと思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号 工事請負契約の締結について（地域活力創出拠点施設整備工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○大野敏行議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月7日、8日、11日、12日、13日、14日及び15日を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月7日、8日、11日、12日、13日、14日及び15日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時30分)

平成29年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

9月19日（火）午前10時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定について
- 日程第 7 議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 8 議案第36号 町道路線を廃止することについて（開発行為）
- 日程第 9 議案第37号 町道路線を廃止することについて（東原土地区画整理事業関連）
- 日程第10 議案第38号 町道路線を認定することについて（開発行為）
- 日程第11 議案第39号 町道路線を認定することについて（東原土地区画整理事業関連）
- 追加
- 日程第12 発委第 1号 嵐山町ばい捨てゼロできれいな町づくり条例の提出について
- 日程第13 発議第20号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第21号 嵐山町ごみ減量化調査特別委員会を設置することについて
- 日程第15 発議第22号 嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについて
- 日程第16 発議第23号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議について

- 日程第 17 号 発議第 24 号 主要農産物種子法廃止の撤回と日本の種子保全のための施策を求める意見書の提出について
- 日程第 18 号 発議第 25 号 教職員の働き方改革を求める意見書の提出について
- 日程第 19 号 発議第 26 号 最低賃金の時給 1,000 円への引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第 20 号 発議第 27 号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の提出について
- 日程第 21 号 発議第 28 号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出について
- 日程第 22 号 常任委員会委員の任期前改選について
- 日程第 23 号 議会運営委員会委員の任期前改選について
- 日程第 24 号 議員派遣の件について
- 日程第 25 号 閉会中の継続調査の申し出について
- 追加日程
- 追加日程第 1 号 議長の辞職願について
- 追加日程第 2 号 議長の選挙について
- 追加日程第 3 号 副議長の辞職願について
- 追加日程第 4 号 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 号 議席の一部変更について
- 追加日程第 6 号 小川地区衛生組合の議会議員の選挙について
- 追加日程第 7 号 比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について
- 追加日程第 8 号 埼玉中部資源循環組合の議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 号 同意第 6 号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二
書記	清水雅也

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實副町	長
植木	弘	参事兼総務課長
岡本史	靖	技監
青木	務	地域支援課長
山岸堅	護	税務課長
村田	朗	町民課長
前田宗	利	子育て支援課長
石井	彰	健康いきいき課長
山下次	男	長寿生きがい課長
杉田哲	男	環境農政課長
山下隆	志	企業支援課長
藤永政	昭	まちづくり整備課長

菅	原	浩	行	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
深	澤	清	之	農業委員会事務局長
堀	江	國	明	代表監査委員
吉	場	道	雄	監 査 委 員

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。

第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第3回嵐山町議会定例会第20日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時56分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりました認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、認定第2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定6件並びに議案第35号の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第36号 町道路線を廃止することについての件（開発行為）、議案第37号 町道路線を廃止することについての件（東原土地区画整理事業関連）、議案第38号 町道路線を認定することについての件（開発行為）、議案第39号 町道路線を認定することについての件（東原土地区画整理事業関連）の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発委第1号 嵐山町

ばい捨てゼロできれいな町づくり条例の提出についての件、発議第20号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出について、発議第21号 嵐山町ごみ減量化調査特別委員会を設置することについて、発議第22号 嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについて、発議第23号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議について、発議第24号 主要農作物種子法廃止の撤回と日本の種子保全のための施策を求める意見書の提出について、発議第25号 教職員の働き方改革を求める意見書の提出について、発議第26号 最低賃金の時給1,000円への引き上げを求める意見書の提出について、発議第27号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の提出について及び発議第28号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出について、以上の10件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案10件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第1、認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

嵐山決算審査特別委員長。

〔嵐山美幸決算審査特別委員長登壇〕

○嵐山美幸決算審査特別委員長 それでは、朗読をもって委員長報告とさせていただきます。

報告をする前にちょっと訂正がございます。一般会計のほうですけれども、2ページ目の上から12行目の「それは本来耐用年数で均等に償還償却費」と書いてございますけれども、こちらの「償還」を「減価」償却費とお直しいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは報告申し上げます。

平成29年9月19日

嵐山町議会議長 大野敏行様

決算審査特別委員長 畠山美幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。認定すべきものの。

決算審査特別委員会報告書

1 付託議案名

認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

2 審査経過及び結果について

8月31日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を、9月7日、8日、11日、13日及び14日の5日間にわたり審査いたしました。

(1) 9月7日の委員会について

12人の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、「平成28年度決算事業現地調査」を行いました。

初めに、県費単独土地改良事業吉田地区排水路整備工事について、現地において、杉田環境農政課長より説明を受けました。次に、菅谷小学校プール改築工事と災害時用飲料水装置について、現地において、村上教育総務課長より説明を受けました。次に、導・配水管布設替え工事について、現地において、菅原上下水道課長より説明を受けました。その後、遠山地内観光駐車場及び公衆便所建築工事について、現地において、山下企業支援課長より説明を受けました。最後に、現地調査予定はございませんでしたが、千手堂地内の東昌第二保育園の外観を見学し、全ての現地調査を終了いたしました。

(2) 9月8日の委員会について

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課局ごとに、歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務

課・会計課、地域支援課、町民課及び子育て支援課の順で質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

税務課では、現年度分町民税の個人税が前年度比1,339万5,006円増収、法人税が6,735万1,700円減収しているがその理由はとの質疑に対し、個人町民税の増収については、平成27年度から特別徴収の一斉指定を行った。特別徴収の課税は当該年度の6月から翌年度の5月までの課税となるので、平成27年度に課税された特別徴収分の平成28年度の4月、5月分が、平成28年度の収入となり、特別徴収の一斉指定自体による増収に加え、平成28年度の4月、5月分で約1,200万円が増加になった。平成27年度の影響によるもので、平成29年度からは平準化されてくるとの答弁でした。

法人税の減少については、減収の要因の一つは税制改正がある。資本金1億円以下は12.3%から9.7%に、1億円超え10億円以下が13.5%から10.9%に、10億円超えが14.7%から12.1%に税率が下がり、この部分で約3,000万円減収している。また、業種別で見ると製造業の納税額は平成27年度が1億5,200万円と平成28年度が7,400万円と約7,800万円減収となっている。これは、税制改正の影響だけではなく、企業の分析をしているわけではないのではっきり言えないが、企業業績も影響しているのではないかと見ているとの答弁でした。これに対し、景気がよいと言われているが、実際の企業業績はよくないのかとの再質疑があり、代表監査委員から、税制改正の法人関係では税制上特別償却一括計上がある。例えば、機械を購入すると、それは本来耐用年数で均等に減価償却費という形で費用化することになるが、企業の仕組みをよくする意図で特別償却一括計上を認めている。特に大きい企業に特別償却一括計上の傾向がある。利益が出ていてもそれをするると利益が小さくなり、税額も小さくなる仕組みであるとの答弁でした。

さらに、税務課では、「税の徴収率・滞納者・差押え・未申告者」について何人も委員から質疑があり、徴収率は97.2%で昨年度比0.1%上がったが、県下の順位では速報値段階だが昨年の6位から12位と下がった。徴収率、順位が保てているのは、町民の皆様のご理解により、納税いただいていることが大きいと思われる。また、コンビニ納付ができることから、24時間どこでも納めることができるという納税環境の変化が大きい。未申告者は、当初課税時点で214人いたが現時点で80人いる。ご指摘のとおり国民健康保険税も関連している。同じ方が数年にわたって申告をしていない状況もあるとの答弁でありました。

総務課・会計課では、ふるさと納税について何人もの委員から質疑がなされました。ふるさと納税の実績では、平成27年度が16件、93万円、平成28年度は97件、415万円となった。支出した金額は、返礼金が90万7,427円（平均返礼金率21.86%）、業務代行手数料として寄附金額の13%、サイトクレジットカード決済手数料として寄附金額の1%、合計14%で69万8,760円、イベントブースの広告料6万4,800円を合計した167万987円が返礼にかかった。一方、町民のふるさと納税者は平成27年度が119人、863万291円、平成28年度は188人、1,476万8,500円で、税の控除は667万2,498円であったとの答弁でした。

また、総合賠償保障保険料122万5,795円について質疑があり、保険補償範囲は、町が所有する施設の瑕疵及び事務遂行上の過失に起因する事故について、町が法律上の損害責任を負う場合に損害保険の対象となる。具体的には賠償責任保険、予防接種保険、個人情報漏洩保険、補償保険、公金総合保険の5つが保険の対象で、補償保険は、町の主催事業とか社会奉仕活動、ボランティアに起因するものが対象になる。保険料は人口に応じて積算され、保険料限度額は契約類型によって変わってくるとの答弁でした。

さらに、一時金借入利子の100万6,232円について、どの時期、どのような状況で一時借入れを行ったのかとの質疑があり、平成29年3月、平成28年の年度末に来て歳計現金に不足が見込まれ、借入限度額の5億円を借りた。債権者に迷惑をかけないための措置であった。通帳の現在高及び歳入、歳出を調べて、それを若干上回る分プラス若干の余裕を見た分が、限度額の5億円であった。償還期限は、出納閉鎖がある5月31日までと定められているが、資金のやりくりができたので、5月9日に3億円、16日に2億円を返済したとの答弁がありました。

地域支援課では、嵐山まもり隊の予算が増額になった要因と事業効果はという質疑に対し、嵐山まもり隊は平成28年度末に11団体94名となり、前年度から8団体80名が増加した。消耗品の主なものは、混合ガソリン・帽子・チップソー等がふえたものであり、事業効果については、延べ600名程度の方に除草作業や美化活動をしていただいており、大きな効果があったという答弁でした。県地方分権推進交付金324万1,000円の事務内容についてはという質疑に対し、平成28年度は権限委譲対象の事務90事務のうち56事務の委譲を受けて23町村中5位62.4%であり、この金額は委譲を受けた数で変わるという答弁でした。子育て世帯奨励金についての質疑に対し、11世帯37名（大

人22名、子供15名)の方が転入したという答弁でした。ホームページの状況はという質疑に対し、交付金を活用して、嵐山町ホームページの改修を行い、トップページのアクセス数は減少したものの、全体のアクセス数は69万165件から69万7,943件で、7,778件増加したという答弁でした。復興税457万500円の使い道はという質疑に対し、熊本地震でトイレの重要性を再確認し、組み立て式トイレ、トイレ用テント、トイレ用袋等の消耗品、備品購入費でマンホール用トイレの購入に防火水槽の設置撤去費など防災の強化に充てる事業に充当したという答弁でした。町政モニターは、平成28年度に委員制度から、アンケート登録制度に変更した。100名を目標に募集したが、11名が登録し、アンケート回答のあった6名に謝礼として地域商品券を配付したとの答弁がありました。

町民課では、通知カード112件、個人番号カード3件についての内容と、今までの個人番号カードの交付枚数についてはという質疑に対し、平成29年8月末現在の枚数は1,741枚である。通知カード、個人番号カード再交付手数料については、紛失、盗難等で再交付した枚数で、通知カード1枚500円、個人番号カードは1枚、800円という答弁でした。

子育て支援課では、学童保育室のAED借り上げ料の設置状況と講習についての質疑に対し、菅谷小ひまわりクラブ・第2ひまわりクラブに各1台、志賀小てんとうむしクラブに1台、七郷子ども森に1台設置し、講習受講しているという答弁でした。子育て相談事業についての質疑に対し、嵐丸ひろばでの相談件数133件、その他子育て支援課窓口、電話での相談も受けているという答弁でした。ファミサポ病後児利用人数はという質疑に対し、8名という答弁でした。里親会の負担金がある。町内で里親に登録している方はという質疑に対し、2世帯登録があるという答弁でした。養育事業についての内容と人数はという質疑に対し、乳幼児健診でフォローが必要と判断されたお子さんの養育事業は、増進センターで行う親子教室1歳半から2歳までの親子参加で、対象の子は39人、すすく相談は言語聴覚士による言葉の相談に47人、理学療法士による運動機能相談は16人が対象者という答弁でした。妊産婦外出支援タクシー実施委託料についての利用人数、利用状況はという質疑に対し、140人交付で利用者30人の利用率21%、通院、買い物等に利用という答弁があり、また、配布の内容についての質疑に対し、1冊36枚2年間利用でき30人の利用者には172枚利用がある。3.4%の利用率になるが、妊婦の方へは急に陣痛等来た場合に保険的に使用して

もらえればありがたいという答弁でした。

(3) 9月11日の委員会について

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課局ごとに、歳出を基本に歳入も含め審査することとし、健康いきいき課、長寿生きがい課、環境農政課・上下水道課、企業支援課、まちづくり整備課、教育総務課及び文化スポーツ課の順で質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

健康いきいき課では、地域福祉人材育成助成金14人分の内容はという質疑に対し、資格を取得し、新規に事業所での勤務を開始した方が7人で、内訳は看護師1人、介護福祉士1人、介護職員初任者研修修了者5人である。また、事業所に勤務する方が、資格を新たに取得した方が7人で、内訳は介護福祉士4人、介護支援専門員1人、介護職員初任者研修修了者1人、精神保健福祉士1人という答弁でした。保健推進員の主な仕事はという質疑に対し、町民と町とのパイプ役となって地域の健康づくりを推進する仕事で、がん検診や特定健康診査の受診率向上のため、春と秋に啓発チラシの配布、嵐山まつりでの検診推進PRなどを実施していただいたという答弁でした。生活習慣病予防事業についての質疑に対し、特定健診結果が基準値より高い方への特定保健指導と健診後の健康相談、骨粗しょう症予防のためのヘルスアップクッキング講座を実施している。また、平成27年度から始まった健康寿命を延ばそうプロジェクトでは、参加者の健康意識が向上し、検診受診率の向上につながっているという答弁でした。重度心身障害者医療費給付金が増額になった理由はという質疑に対し、平成28年4月1日以後の診療に係る医療費から窓口払いの廃止が始まった。医療費給付金の内訳は、医療費4,796万6,163円、入院等食事療養費で545万1,970円であった。平成27年度に比べ、登録者数は13人減であったが、償還払いから窓口払い廃止になったことで支給件数が2,027件ほどふえた。また、入院件数が455件から525件と70件増であり、町では食事療養費も全額助成していることから増額になっている。以前の償還払いのときは、1年分をまとめて請求する場合もあり、年度ごとの医療費給付金に変動はあったが、窓口払い廃止に伴いその都度請求があることから、前年度対比は明確になるという答弁でした。

長寿生きがい課では、地域密着型サービスの状況についての質疑に対し、28年度に地域密着型施設整備事業を実施し、建築費合計1億9,872万円(うち県の補助金3,200万

円)、備品購入費は1,180万2,120円(うち県の補助金558万9,000円)であった。平沢のグループホームは1ユニット9名であったが、現在は越畑に移転し、2ユニット18名と増員になった。9名の増員分に対し、申込者が11人あり、2名の方が入居できない状況だったが、町内17名、町外1名の方が入所でき改善されたという答弁でした。やすらぎトレーニングルームの利用状況はという質疑に対し、27年度は9,083名、28年度1万1,076名の21.9%の増であった。そのうち「健康寿命を延ばそうプロジェクト」の方が7カ月で743名の利用であるという答弁でした。緊急通報システムの設置状況はという質疑に対し、利用者は72件で新規が9件、中止が14件であった。また、通報実績は14件で、救急搬送2件、不搬送4件、試験2件、誤報6件という答弁でした。

環境農政課・上下水道課では、不法投棄処理事業の不法投棄物、箇所はという質疑に対し、廃プラスチック類、コンクリート殻、家電リサイクル品、パソコンリサイクル品などの費用で、場所は町内の全域である。今回、鎌形地内でコンクリート殻の処分があり、費用が増となっているという答弁でした。また、今後の町の対策はという質疑に対し、不法投棄の見回りを各課職員合同による月1回の回収作業を実施し、ごみが捨てられた場所に継続性が出ないように取り組んでいる。平成29年度はビデオカメラも購入したという答弁でした。資源物売却代金の減額理由はという質疑に対し、平成27年度アルミ缶売却で言うと単価がキロ122円、1万7,730キロに対し、平成28年度は単価キロ60円、1万6,220キロというように単価が下がって、資源ごみも減少しているという答弁でした。林業振興費補助金1,500万円の歳入があって里山平地林再生事業の委託が実施できたと思うが状況はという質疑に対し、公有地、民有地を問わず整備できる。しかしながら公益性の高いところということで、大平山山頂までの町道、特に倒木のおそれのある箇所等、隣接している里山、町内でイノシシのねぐらになっている竹林を抽出して整備を行ったという答弁でした。

企業支援課では、2人の委員から特産品開発支援事業で商品化された焼き菓子「嵐丸焼き」についての事業内容や商品のアンケート調査の有無及び検討委員会における複数の商品化の検討状況等について質疑がなされました。何とか嵐山町の名物をと、平成27年に商工会、観光協会を中心とした嵐山町特産品検討委員会を立ち上げた。2年にわたる検討を経て商品化し、本年4月から販売を開始している。商品化までには、試食によるアンケート調査も実施し、甘さの調整もしている。商品化における検討では、2方向、3方向はできない。1方向で行こうと決め「嵐丸焼き」1本にした。補

助金の30万円は嵐丸焼きのポスター、パッケージ、のぼり旗等販売促進の物資に対して補助したものであるとの答弁でした。

次に、企業誘致事業の花見台拡張予定地区産業団地予備調査業務委託に関し同事業内容及び拡張工事実施に向けての確度について質疑があり、この事業は、県に産業団地整備事業として取り上げてもらうための資料を作成することが主な目的である。産業団地整備事業の大まかな流れは、企業局みずから予備調査を行い、収支状況や地域振興面から検討して、実施したほうがよいとの方向性になると、可能性調査へと進み事業化に向かう。町では、何とか事業に結びつけたいとの判断から町独自で産業団地予備調査を行い、資料を取りまとめて県に説明を行ったとの答弁であり、確度について技監から、現在企業局では可能性調査を行っているが、企業会計上ペイできると見て事業化に向けている。今後は実質設計をして、その後着手になると補足説明がありました。

さらに、情報発信拠点施設調査設計委託事業について、事業区分、事業内容、事業期間、請負業者が全く同じ事業名が2事業あるとの質疑があり、平成27年度の補正予算で地方創生交付金の対象にしていたが、事業は平成28年に実施したものである。1事業は町単独事業で、規模が確定したが、交付金の事業だけでは事業が実施できない見込みとなり、単独で予算をいただき合わせて1つの建物として決定を行った。内容は1つだが、予算措置、交付金事業と単独事業ということで性格が違うとの答弁でした。

まちづくり整備課では、都市計画道路平沢川島線等変更図書作成業務及び同業務と産業団地との関連で質疑があり、今年度以降も路線測量等の測量業務を行い、最終的には用地買収を経て工事に着工することになる。今年度当初予算で路線測量業務委託料をお願いしたが、国の補助金が大幅に落ちてしまい、全線が測量できる金額でなくなってしまった。今後の計画の見直しについて検討するところであるとの答弁でした。

教育総務課では、臨時職員が増員になっているが、スクールソーシャルワーカーやスクールパートナーの増員はあったのか。また、スクールソーシャルワーカーについては、町の予算も充当して活動日数もふやしているが、そうした効果は出ているのかとの質疑があり、スクールソーシャルワーカーやスクールパートナーの増員はない。増員や賃金の増額は、学校教育に関する教育委員会事務局付の臨時職員及び小学校を中心とした学校司書を配置した。その他、学習生活指導支援員の実日数の増と特別支

援学級補助員の増員と実日数をふやした。スクールソーシャルワーカーの効果は、相談件数が伸びているが、単に相談案件がふえたのではなく、活動が周知されてきたと分析している。また、活動により不登校から登校に改善した事例や不登校になりそうな状況を早期対応で改善できた事例もある。スクールパートナーは、昨年度は1つの家庭に深くかかわって活動してきた。家庭訪問ができることで、家庭の中に入り込んで家庭環境をサポートすることができつつあり、登校できない状態からできる状態に現在向いてきているとの答弁でした。

次に、さわやか相談員の活動状況と深刻事案に発展しそうな案件に対する対応についての質疑があり、件数は前年度と比較して大幅に増加している。活動は、菅谷中学校に嘱託員を週4日配置し、1日の不足分は臨時職員を充てており、玉ノ岡中学校は週5日勤務の臨時職員を配置している。各相談員ともに経験や実績もあり、相談件数は多い。相談の内容は、不登校、性格行動、学校生活、友人関係に関する相談が多い。相談員が発見した内容は学校に報告され、学校の中で周知を図っており、深刻事案等については、関係機関との連携を徹底しているとの答弁でした。

さらに、部活動外部指導員報償費に関連して、外部指導員の活動実態について質疑があり、授業では柔道に菅谷中学校、玉ノ岡中学校ともそれぞれ3人の外部指導員をお願いしている。また、部活動では、菅谷中学校が剣道部、吹奏楽部、テニス部で外部指導員をお願いし、玉ノ岡中学校では、テニス部、バレー部、吹奏楽部で外部指導員をお願いしているとの答弁でした。

文化スポーツ課では、杉山城跡の整備事業で214万7,057円の事業費により株式会社JTB関東が利用構想を策定した内容、事業結果及び今後の整備計画について質疑がなされ、杉山城跡の利活用について試験的な事業を行った。1つは、杉山城のホームページを作成した。2つは、お城好きの人向きにお城めぐりファンというホームページがあるので、こちらで杉山城跡のPRを行った。3つは、杉山城跡だけでなく嵐山町の名所をつなぐスタンプラリーを実施した。4つは、歴史に興味のない人にも杉山城跡の知名度を高めるとともに、ファミリーで杉山城跡を訪れていただきたいということで、杉山城跡でチャンバラ合戦を開催した。5つは、杉山城跡と周辺地域をめぐるモニターツアーを実施した。2月5日のチャンバラ合戦は200人が参加をし、3月11日のモニターバスツアーでは34人が参加、スタンプラリーは103通の応募があった。今後の整備には、現状を生かした形で整備を進めたいと考えている。具体的には、解

説板、駐車場、トイレの整備になるとの答弁でした。

次に、図書の購入費が約600万円だが、この図書の購入に当たってはどのような選定をしているのかとの質疑がなされ、基本的には図書館流通センターから週刊新刊全点案内カタログを購入し、司書の資格者4人で本の紹介を見て選んでいる。また、職員がブックフェアに足を運んで実際のものを見て選ぶこともあるとの答弁でした。

(4) 9月13日の委員会について

全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び、監査委員の出席のもとに開会し、歳入歳出を含めた総括的な質疑を、川口浩史委員、渋谷登美子委員、佐久間孝光委員、吉本秀二委員の4人が順次行いました。

概要は、次のとおりでありました。

地方債が70億円ある中で、駅西ロータリー拡張は必要事業なのかという質疑に対し、地方債70億円の中身は、臨時財政対策債で地方に借金をさせる制度が平成13年から始まりそれが積もってきたものです。70億のうち37億6,000万円は国の借金として返済に充て、その金額を引いた金額32億4,000万円が町の純粋な借金になる。平成15年度と比較すると、その時代背景は、市町村合併、行財政改革が叫ばれた財政運営の転換の年でした。このときの借金が66億円で、町の純粋な借金は54億5,000万円ありました。この13年間で町の借金は22億円減額した。また、さまざまな基盤整備をしていく中で、花見台工業団地・インターチェンジ建設に400億円投資の内訳は埼玉県が210億、県と公団が160億、町が30億でした。国の補助事業を活用しながら道路や下水・水道等のインフラ整備を行った。都市基盤は3つの区画整理、橋上駅舎等に110億円の投資、農業基盤は土地改良、農産物直売所などに32億円、役場庁舎、健康増進センターを含む公共施設に48億円など70億円の中には、まだこの一部が残っている。今後は駅西口広場の整備、旧254交差点までの停車場線の整備、平成29年度から駅活性化10年計画を有利な制度を活用し進めていく。それというのも1つ目は町民の駅前に対する期待。2つ目は長年の課題でした。駅西事業規模は今後25～34億円のうち、町の負担は、8～11億円を見込んでいる。嵐山町の人口減少の食いとめと、嵐山町の将来の皆様が喜んでいただけるよう取り組んでいくという答弁でした。

平成28年度の保育園・町立・私立幼稚園への就園状況と国・県・嵐山町負担金・保護者の負担状況についてという質疑に対し、平成29年4月1日保育園就園状況はゼロ歳児18名、1歳児44名、2歳児64名、3歳児57名、4歳児55名、5歳児49名です。28年

度国・県・町の保護者負担金の運営費負担金は3億4,263万9,245円、国負担金は1億1,910万274円、県負担金は5,955万137円、町負担金は1億715万60円、保護者保育料は6,055万5,050円という答弁に対し、3歳児教育の考えはという再質疑に対し、現状のままで行くとの町長からの答弁がありました。

ここ数年において出納整理期間の現金の出納上の整理を行うために一時借入れを行ったことはあるかという質疑に対し、平成21年度に2回あり、そのうちの1回は出納整理期間以外で、平成20年度は2回あったとの答弁でした。一時借入金で借り入れた場合、補正予算を組む必要があるのか。また、出納整理期間に一時借入金で財務処理を行った場合、決算書等にその借入金額を記載する必要はという質疑に対し、一時借入金については地方自治法第235条の3第1項「普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる」、また同条第2項で「前項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は予算でこれを定めなければならない」とある。最高額を定める必要はあるが、何回借りてもその限度額を超えなければ補正予算の必要はない。一時借入金の場合は支払い資金の不足を臨時的に賄うために同条第3項で「第1項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもって償還しなければならない」という規定で、これに基づき、その年度内に償還する条件で借り入れる一時借入金であるため、決算書の歳入、歳出にも計上はなされない。支払いの利子については公債費の一部として決算書に掲載するという答弁でした。一時借入金は使い勝手がよく限度額を上げることで実質的な赤字が表面化しづらくなるのではという質疑に対し、今後は公会計に移行していく中で明解な財政状況が示せるという答弁でした。

(5) 9月14日の委員会について

全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び、監査員の出席のもとに開会し、歳入歳出を含めた総括的な質疑を、吉本秀二委員、長島邦夫委員、清水正之委員の3人が順次行いました。

概要は、次のとおりでありました。

平成28年度のふるさと納税は97件、415万円で、平成27年度より81件、322万円の増加となったが、町内から県外へのふるさと納税による税の控除額は、約667万円と町に対する寄附額を上回っている。町はこの状況をどのように見ているのかという質疑に対し、返礼品にも工夫を凝らし、PRにも力を注ぎ努力してきた。出ていくほうに

関しては、ふるさと納税の趣旨を考えると難しい問題がある。県下の各自治体のふるさと納税状況を見ると、63市町村のうち22団体が黒字であるが、41の団体は赤字になっている。嵐山町は、赤字の団体の中では一番赤字幅が少なく、県下で23番目という状況であるとの答弁に、実態を町民に知っていただき、財政的観点からの理解を深めるべきではないかとの再質問に対し、嵐山町としては、独自の特産品を返礼品にし、特産品で町をアピールすることにより、地域産業振興を図っていくことも大きな目標の一つと考えている。指摘の点についても、町民の理解が得られるよう周知、啓蒙活動を実施していきたいという答弁でした。

武蔵嵐山駅の自転車利用者の駐輪場は、以前は駅前に3カ所あったが現在は2カ所になった。そのため、駐輪場は乱雑に止めてあるものもあり、機能や美観を損ねている。また、駐輪場が減少した影響か、橋上駅に至るエレベーター前に止めてある自転車も見られる。町への対応はとの質疑に対し、町では今年度「駅周辺活性化10年計画」をスタートさせた。自転車の駐輪場問題もその計画の中で、嵐山町の進むべき駐輪場対策は将来どうあるべきかを庁内で議論し、これで行こうというものを決定しており、総合的な対策をとっていくという答弁でした。

高齢者のひとり暮らしが544人、高齢者夫婦のみの世帯は479世帯で、緊急通報システム設置が72件しかない。町の高齢者の見守りはどのようになっているのか。見守り体制、企業との連携、孤独死をなくす対策はという質疑に対し、平成29年度の民生委員の社会調査では、嵐山町65歳以上の高齢者ひとり暮らしの方は603人となっている。ひとり暮らしの多くは家族や親族、区長、民生委員、ご近所の方等地区の皆様に見守られて生活している。その中だけでなく相談を受けている高齢者の方で継続的に見守りの必要な場合、身体状況や生活状況の不安を軽減し高齢者が自立していけるように職員や看護師等が訪問している。住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりのため、地域の方のご協力で「支え愛い」も実施し、声かけや様子の確認を行っている。社会福祉協議会では、愛情弁当サービス、緊急時の対応は民生委員と協力し、救急医療キットを配布、災害時の避難支援の「支え合いマップ」、徘徊を繰り返す方にはGPSを利用した位置情報検索サービスも行っている。見守り訪問は113人、配食サービス利用者は50人、支え合いマップ要援護者787人、高齢者等見守り活動事業（みまもり）は町と協力事業者等が連携して実施している。協力事業所・団体は77、個人は91人いる。ポストにたまった郵便や新聞、雨戸の開閉などの確認などしていただい

いる。28年度は10件の通報があり、支援につながったのは9件という答弁でした。

(6) 審査結果について

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、「賛成多数」により「認定すべきもの」と決しました。

以上、認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果について報告を終わります。

○大野敏行議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論につきましては、4名の議員から届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第9番、川口浩史議員。

[9番 川口浩史議員登壇]

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。私は、日本共産党を代表して、平成28年度一般会計決算に反対の討論をいたします。

初めに、埼玉中部資源循環組合についてです。埼玉中部資源循環組合が焼却場を建設しようとしているところは、約30年前、裁判所の和解によって焼却場の新設または増設ができないとしたところに建設するものです。建設ができる理由は、裁判所の和解を結んだのは埼玉中部環境保全組合とであって、今度は別の組合だから和解を守る必要がないということです。こんな理由を堂々と地方公共団体の一つである一部事務組合が言うのですから、余りにも住民を見下したものであり、不遜な態度です。こういう姿勢を改めるとともに絶対にここに建設してはいけません。人件費以外の支出は認められません。

次に、嵐山町の一般会計の借金は平成28年度末で70億972万5,279円です。一方、歳出合計は64億3,866万9,114円でした。歳出合計を5億円以上も上回る借金があります。この数字は、不要不急の事業はやらない、これが必要であります、しかし要望もない駅西ロータリーの拡張をすることにしています。人口増加のときであればまだしも、人口減少時代に入り税収は減少しています。事業費が25億から34億円、うち嵐山町の負担分が8億円から11億円ということでした。25億円から34億円の中には当然国の補

助金等が入ったことで、国の借金も考慮しなければならず、国の借金は今や1,000兆円を超えています。間違った先の見通しで開発を続けた結果であります。本町もこうした轍を踏まないことが重要です。そして、要望もない事業に支出する予算があるなら高校生までの医療費無料化を、そして学校給食費をせめて第3子を無料にするなど、子育てしやすい町にすべきではないでしょうか。こんなむちゃな計画はやめ、身の丈に合ったまちづくりをしていくべきだと強く申し上げます。

次に、復興税についてです。1人500円を町民に課し、総額457万500円になります。防災に使うという触れ込みですが、消火栓、防火水槽などです。これらは一般会計で行うべきであります。防災で浮いた予算は、ほかに回すことになります。そのほかに回すというのが駅西ロータリー拡張事業に使われることになるでしょう。結果、防災とは何ら関係のないことに使われる。こんな復興税はやめるべきだと国に言うべきです。しかし、その考えが全くありません。

次に、今年度から始めた学習支援事業は学力テストの結果から見て、理解していない児童生徒への指導とは乖離した事業だということです。学力テスト自体が問題ですが、テストは何のためにやるのかというと、児童生徒がどこまで理解したかを見るのがテストです。担任の先生は、大体どの児童生徒が何を理解していないか、他のテストでわかっています。したがって、理解していない児童生徒にどう指導するかが大事なことであるのに、そこは放っておき、他の自治体との比較でいかにうちの児童生徒が優秀かを競い合っているのが学力テストです。そんな学力テストですが、せめて結果から何を酌み取っていくかがあればまだしも、何も無いのが現状です。理解していない子への指導方針が何もありません。学習支援事業は何も指導方針がない中で始まったものであります。経済界は、どの子が優秀なのかを早期からえり分けていかなければいけないと指摘していますが、経済界が求める優秀な子供だけの学習と言えるのが学習支援事業です。全ての子供たちに可能性を見出し、行うのが教育です。一部の子供たちだけにしか可能性を見出さないこの事業はやめるべきであります。

最後に、同和問題です。法律が新たにできたことは大変遺憾です。差別の実証がない現在、新たに法律をつくることはありませんでした。本町も差別の実証がないことから、同和事業はやめることを強く申し上げます。

以上、指摘した点が改善されることを願い、反対討論を終わります。

○大野敏行議長 次に、賛成討論を行います。

第2番、森一人議員。

〔2番 森 一人議員登壇〕

○2番（森 一人議員） 議席番号2番、政友会の森一人です。平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算に対しまして賛成討論を行います。

嵐山町は、本年町制施行50周年という輝かしい年を迎えております。町制施行50周年記念事業検討委員会をはじめとして、各種団体等が50周年を祝うために多種多様な企画を計画しているようであります。この記念すべき年が嵐山町の未来に向けて盛り上がりますことを心よりご期待いたすところでございます。

さて、平成28年度予算の執行状況は、監査委員からご報告があったとおり、第5次総合振興計画並びに嵐山町総合戦略の3つの基本的な方針、5つの目標に沿い、町政の進展と住民福祉の向上に取り組まれた結果を反映されたものであります。賛成する主なものを総合戦略5つの目標に合わせ、述べさせていただきます。

1つ目の目標、雇用をつくる。企業誘致事業の花見台拡張予定地区産業団地予備調査、インター周辺地区現況測定の各業務委託は、嵐山町においての財源確保、雇用の創出につながる事業であります。今後においても、県企業局との連携や調整には大変なご苦労があると思いますが、ご期待申し上げます。

2つ目の目標、人の流れをつくる。まず、子育て世帯等転入奨励事業です。嵐山町による転入しやすいよう経済的負担を軽減するために期限付きの奨励金を交付する。この事業は、子育て世帯の転入者の増加推進に効果が出ています。また、空き家等管理事業です。空き家対策を図ることは、人口減少、少子高齢化に伴う空き家増加の解消に向け効果があるとともに、地域のコミュニティーの確保と維持に大変効果があると思います。

3つ目の目標、安心して結婚、出産、子育てができる社会をつくる。地域診療事業であります。発育、発達におくれのある子供とその家族に対し、親子教室や療育相談、また言語聴覚士派遣、理学療法士派遣を実施する。この事業は子を持つ親にとって安心できる事業であります。それと母子保健事業において、妊産婦外出支援タクシー実施委託です。身重の女性にとって大変優しい事業であります。さらなる事業のPRと分析を行い、利用率の向上を図っていただき、安心して結婚、出産、子育てができる嵐山町を町内だけでなく町外に向けてアピールをお願いいたします。また、学校教育において、不登校防止やさまざまな家庭環境の問題に対して、町費単独でのスクー

ルソーシャルワーカーの日数の拡充、スクールパートナーの配置、さわやか相談員運営事業や小中一貫教育推進事業など、特色ある教育の推進が図れる事業であります。

「学校教育なら嵐山町」を実現するために一人一人の教育の課題を明らかにし、さらなる学力の向上をお願いいたします。

4つ目の目標、住みよい環境をつくる。情報発信拠点整備事業になります。追加議案でも可決された地域活力創出拠点事業は、28年度の決算では次年度繰り越しであります。嵐山町の玄関口である武蔵嵐山駅及び周辺整備はにぎわいづくりや買い物弱者対策につながると考えます。できましたら、今後嵐山町商工会のさらなる活用や周辺店舗や住民へのさらなる広報、グランドビジョンの発信の強化をお願いするところでもあります。

最後に、5つ目の目標、地域の安全・安心をつくる。まず、防犯モデル地区事業であります。28年度は志賀1区で行い、危険箇所マップ作成やのぼり旗設置等、さらなる防犯活動を支援しております。次に、防災訓練事業です。今回は、玉ノ岡中学校体育館で避難所開設訓練を主に12ある自主防災会のリーダーや自主防災会の役員の方々を対象に行ったということです。災害時には避難所開設は大変重要でありますし、臨機応変な対応が求められます。防災に対してのさらなる啓発をお願いするとともに、広く町民に防災に対する意識の共有を図っていくことが望ましいと思います。

最後になりますが、総合戦略においては毎年検証を行っているようでありますが、今後においてもいろいろな手段、情報媒体を活用し、議会にも同じことが言えると思いますが、町民の声を広く聴取し、またニーズ調査を行い、各施策、各事業に反映させていただくよう努めていただきますようお願いいたします。

以上、決算審査特別委員会で決したとおり、平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定に賛成をいたします。

○大野敏行議長 次に、反対討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） では、決算討論を始めます。

私は、平成28年度一般会計決算認定はできません。28年度は岩澤町政4期目の最初の年でした。町政のあり方を考えていて気になることは、若い世代、特に若い子育て世代の声に耳を傾けていない、そのことが大変気がかりです。日本全体で人口減少、

少子化が進んでいます。そして、嵐山町でもそうですが、人口減少を少しでも食い止めるために、若い世代の引っ張り合い、取り込み合戦が始まっています。若い世代の取り込み合戦の仕掛けとして、花見台工業団地の拡張、千年の苑ラベンダー園の建設などの観光事業、駅西口前整備事業、川島地区の都市計画道路整備、インターチェンジランプ内の開発に取り組もうとしています。時代の大きな転換期であるにもかかわらず、嵐山町は住民に対して町政への協力は求めても、住民の町政参加は行われていない、そういうことは地方自治の根源を揺るがす危機的な状況と考えます。

そして、次の3点に集約して指摘します。

1点目、埼玉中部資源循環組合の構成自治体として、ごみを吉見町大串で焼却処理するのはもったいなさ過ぎること。もともとは30年前に、吉見町地元の裁判の和解、吉見町大串地区には今後は焼却施設をつくらないという和解条項に反するところに焼却施設を嵐山町や他市町村が行うのは、人権侵害という認識が私のこの問題のスタートでした。しかし、調査を進めるうちに嵐山町外8町村はごみ削減の視点はなく、ごみをエネルギー資源として考えず、水に重油を加えて焼却する。その焼却熱を関連施設の熱源に使うという本末転倒な考え方があります。ごみを資源として捉えず、ごみを目の前から焼却して消してしまうことは実はとてももったいないことです。積極的に生ごみや剪定枝などバイオマスエネルギーとして活用し、産業として取り組むべき時代であることを改めて指摘します。ごみ問題を町民全体として考えず、いつの間にか広域で決定し、それに従え、異議を申し立てるなというシステム。一度つくってしまったら、この問題はずっと続いて、取り返すことが困難であることを指摘します。

2点目です。嵐山町は比企丘陵の中の中山間地です。四半世紀前、県企業局による花見台工業団地の造成で固定資産税、法人税で嵐山町は税収が多くなり、雇用先もできました。しかし、これをさらに大きく拡大していく政策には無理があり過ぎ、承認できません。北部地区の空からの写真を見ると、緑の山林がほとんどありません。工業団地、墓地、住宅、道路で緑がなく、山が造成され過ぎています。開発し、新しい企業を誘致すれば税収と若い世代を呼ぶというものではありません。大きな税収をもたらす企業を誘致するにはそれだけの条件整備が必要です。

現行の気候変動により急激な豪雨に対応できるだけの造成工事には多額の税が必要になります。今、嵐山町に気候変動による急激な豪雨に対応できる花見台工業団地の造成工事を行うために国の税金を使う必要があるでしょうか。国の税金は、福島や東

日本大震災の被災地にもっと使うべきです。花見台工業団地の事業者の中に2社、拡張したい事業者がいるといいます。その事業者が必要な部分だけを拡張する造成工事と、それに伴う交通に必要な面積だけを拡張することで十分だと考えます。人口減少時に過大な事業を進めるだけの嵐山町の職員数、将来的には地方債の返済、国にも地方加速化交付金による国の債務の増加に対応できる体制はありません。もっと地元でできるイノベーションを考え、地に足をつけて高齢化、少子化、老朽化した道路、下水道、橋、公共施設への対応への課題などを中心にして循環型社会をつくり、着実に町政のあり方を見直すべき時期です。

3点目、子供に対しての政策が町長の思いだけで独善的に進んでいます。子供の政策に対して住民意見を聞くという機会はなく進めています。小中学校学年費を廃止して学習支援塾を行うのに町民的議論は一切ありませんでした。嵐山町ではお子さんを持つ家庭でも第3子を産むことを控える家庭がふえています。日本国全体が子供への予算を使わない国ですが、自治体の側から子供への政策を充実していく必要があります。経済格差は学力格差にあらわれることは、学者の子供の貧困の研究で明らかになります。今の教育への公金の使い方は手法に問題があり過ぎます。子育て世代の女性の生活のあり方、課題を聞く姿勢がなく、家父長的な政治を進め過ぎています。地方が必要だから国を変えていく、統治の本来の姿です。本来子育ては幸福感のある楽しいものです。そういった姿に嵐山町の子育てをつくり直していきたいと考えています。納税者が減少するから若い世代の納税者をふやすために企業誘致をする。そのために債務で造成する。そのために子供費用は削減する。どこにもお金はない。その結果、若い世代は離れていく。卵が先か鶏が先かの議論になります。

バブル期の夢から離れて、着実に必要な仕事をすべき時期になっています。数字を示して反対討論をすることはしません。今もそうですが、予算の修正案で嵐山町の課題を示しています。

面的になりましたが、政策のあり方、進め方のさきの3点に絞って平成28年度決算の認定はできません。

○大野敏行議長 次に、賛成討論を行います。

第5番、青柳賢治議員。

〔5番 青柳賢治議員登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 政友会の青柳賢治です。平成28年度一般会計決算を認定すべ

きものとすることに賛成の討論を行います。

平成28年度の歳入合計は67億576万9,000円、うち自主財源は36億5,755万9,000円です。前年度比4,153万7,000円増額になりました。歳出合計は、民生費が前年度より3億1,247万2,000円増額となる中で64億3,866万9,000円でありました。このような決算年度となりました嵐山町であります。平成27年度にまちづくりの大前提となる将来の人口動向を示す嵐山町人口ビジョン、平成27年度から平成31年度までの計画期間を5年間とする嵐山町総合戦略を策定しました。この総合戦略は第5次総合振興計画の将来像を引き継ぎ、さらに発展させたものであります。3つの基本の方針を示しております。1つ、活力と生きがいを創出する。2つ、子供たちの未来を創出する。3つ、住みよい豊かな環境を創出する。全て新たにつくり出すという基本の方針であります。

平成28年度は、限られる職員数の中で総合戦略への挑戦である具体的な取り組みが始まりました。その一つが、新たな産業と農業の活性化を図るべく進めるため、地方創生加速化交付金に採択されたラベンダー観光農園の推進部隊である千年の苑事業推進協議会を発足させ、ラベンダー約3万本、約4.7ヘクタールを植えつけるとともに、平成30年プレオープンをめどまでつけた強力な推進力は高く評価できる事業と思えます。さらに、小麦61号を復刻し、その小麦を使った地粉うどんを販売するめんこ61プロジェクト、土日祝日限定ではありますが、仮設店舗の形態でめんこ61味菜工房を平成29年2月にオープンし、新たな雇用につなげました。

そして、何より新たな駅前情報発信拠点の整備において、建築設計は実施したものの、国の地方総合戦略に位置づけられた自主的、主体的で先導的な事業として地方創生拠点整備交付金の対象事業に採択された。国庫補助金を受けることができたことは、このことは担当課の真剣な取り組みや何としても補助金を受けることがという強い意思の上に実現したものであります。執行のご苦労たるや並み大抵でなかったことだろうと拝察するものであります。この財源の確保によって総合戦略を確実に前進させることができます。

このような最優先とする総合戦略の事業と並行するように、平成28年度後半では花見台拡張予定地区産業団地予備調査業務委託とインター周辺地区現況測量業務委託を町単独で実施しました。この事業も新たな就労の機会へとつながる投資として評価します。

ただ、今回の決算の質疑の中で職員体制を心配される質疑がありました。町長の答弁には、人口減少の中で職員の人数をふやすことはなかなかできない、絞り出すような答弁であるという表現をされました。今後の嵐山町の発展と繁栄のために多くの事業が展開しているわけでございます。厳しい財政状況にはありますが、外部の力等も積極的に投入して工夫された行政運営に当たっていただくようお願いいたします。

町長の平成28年度施政方針、さらには第5次総合振興計画の事業においても高く評価すべき事業がありました。健康寿命を延ばそうプロジェクト事業、2年目となりましたが、健康寿命の延伸と受診率の向上に顕著にあらわれております。一人でも多くの町民が健康で生活できる町こそ幸せな町です。

教育の町として無線LAN環境をいち早く整備し、比企地域でも先駆けてICT教育を始めました。タブレットを使つての学習はテンポもよく、生徒の学習意欲を引き出している。保護者の皆様にも感心いただいている、そのような事業になっていると。これからのIoTの時代を意識した教育が実施されています。

そのほか嵐山溪谷の遠山方面においては、トイレ、駐車場の整備も終わり、嵐山町を訪れてくれる人たちに嵐山溪谷の魅力をさらに満喫していただける環境が整いました。

目玉となりました菅谷小学校のプール改築工事は残念なことでありました。早い対応がなされたことによりまして子供たちに大きな事故がなく、授業も行ったとのことでした。付帯工事との関係など専門家ではないとなかなかわからないこともあるでしょうが、安全はしっかり守らなくてはなりません。次年度の利用時にはさらに細心の注意をお願いするところでございます。

多くの事業が展開された平成28年度であります。どの事業も議決した趣旨と目的によって適正に効率的に執行されております。町民福祉の向上につながる成果が発揮された事業となったこと、認定いたします。今後とも職員一人一人、嵐山町への深い愛着を持って職務に精励していただきますようお願いいたします。

各課の緊密な連携の姿勢と職員の自助努力に、そして今やるべき事業に邁進する崇高な思いに敬意を表し、私の賛成討論といたします。

○大野敏行議長 以上で討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成28年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大野敏行議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を11時25分といたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時24分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第2号～認定第6号、議案第35号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○大野敏行議長 日程第2、認定第2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第3、認定第3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第4、認定第4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第5、認定第5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第6、認定第6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び日程第7、議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定5件並びに議案第35号を一括議題といたします。

決算認定5件並びに議案第35号につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

嵐山決算審査特別委員長。

〔嵐山美幸決算審査特別委員長登壇〕

○嵐山美幸決算審査特別委員長 それでは、審査結果の報告書を読んで報告いたしたいと思います。

平成29年9月19日

嵐山町議会議長 大野敏行様

決算審査特別委員長 嵐山美幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果。

認定第2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定について。認定すべきもの。

議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。可決すべきもの。

決算審査特別委員会報告書

1 付託議案名

認定第2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定について。

議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

2 審査経過及び結果について

8月31日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算認定5件及び議案第35号について、9月14日の特別委員会で、12人の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに審査をいたしました。

最初に、認定第2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から審査することとし、審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

国民健康保険特別会計では、国から600万円の補助金を受け、国保ヘルスアップ事業として「データヘルス計画策定及び特定健診未受診者対策事業」に取り組んでいるが、事業内容と事業効果はという質疑に対し、過去5年から6年の検診データ、医療費データを分析し、現状の取り組み課題、対策、目標設定等のデータヘルス計画を策定しているものである。また、特定健診未受診者対策事業は、データに基づき、特定健診未受診者に対し、電話でのオートコールによる受診勧奨を実施している。事業効果としては、特定健診の受診率を見ると、平成27年度が40.1%であったものが、平成28年度には47.3%と大幅に受診率が向上したとの答弁でした。

嵐山町の1人当たりの医療費における県下ランクはとの質疑に対し、全体では高いほうから4番目であるが、65歳から74歳までの前期高齢者は、低いほうから3番目に位置しているとの答弁であった。これに対し、全体では高く、前期高齢者が低いという状況はどういうことなのかという再質問に対し、平成25年度までは全体の1人当たりの医療費も町村平均より低く、順位も県下の中間に位置していたが、平成26年度以降は1人平均30万円代と上昇してきている。医療費そのものは年齢とともに上昇し、平成28年度における前期高齢者の1人当たりの医療費は県下順位が低いほうから3番目であっても44万円である。全体での県下順位が高くなる要因は、高額医療費の方が50代、60代に多く、特に50代では慢性腎不全とか糖尿病が多いという分析結果が出ている。生活習慣病重症化予防対策として、糖尿病の重症化予防強化事業を行っているが、がん検診、特定健診関係など健康保健事業に力を入れていくとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

後期高齢者医療特別会計では、収納状況の収入未済額が3万6,760円で前年の10万7,750円より減少している。減少理由及び未済額の原因はという質疑に対し、滞納に対しては督促状、催促状により通知して対応している。未済の原因として考えられる

のは、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行する場合、国民健康保険税を年金から特別徴収されている方については、後期高齢者医療保険に移行する際、一旦年金天引きが中止になる。また、後期高齢者医療保険料も途中から年金での特別徴収が開始されるので、引き落としができなかったり、納付を忘れてたりすることが未済原因の一つになっていると思うという答弁でした。

後期高齢者医療保険の被保険者数が前年度より137人増加している。特別徴収及び普通徴収別の状況及び未済額や一般会計繰入金額を当初予算額から見ても徴収力がアップしている。原因は何かとの質疑に対し、被保険者の特別徴収は1,931人、普通徴収は534人になっている。徴収率が向上したのは、平成28年度よりコンビニ納付ができるようになったことが要因であると考えられるとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりであります。

お助けサービス事業運営費補助金100万円の利用会員数、協力会員数という質疑に対し、28年度から一般会計から特別会計に移りました。利用会員は男性41名、女性104名の計145名で、協力会員数は男性32名、女性30名の計62名です。利用件数は1,740件、利用時間1,927.5時間という答弁でした。また、お助けサービスの主なサービスという質疑に対し、一番多いのは庭などの手入れ644時間、次にごみ出し等479.5時間、清掃453.5時間、話し相手208時間の順番という答弁でした。第1号訪問事業負担金及び交付金427万6,025円の内容と利用数という質疑に対し、ホームヘルプサービスが中心で、専門職でなく、研修を受ければどなたでもできる調理、清掃などで、実人数47名、延べ人数278名である。利用は、要支援2は週2回、要支援1は週1回程度という答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりであります。

公営企業会計適用化事業費205万2,000円の委託料はという質疑に対し、平成29年度の高資本対策費の交付税算入は経営戦略に基づく算定が要件とされることに伴い、公営企業会計移行業務を翌年度へ延期し経営戦略策定業務を先行したという答弁でした。市野川流域下水道事業建設負担金1,264万7,580円が平成27年度と比べ400万円増額になった理由はという質疑に対し、県の計画に基づいて嵐山町、小川町、滑川町で応分に負担している。主なものは、散気装置設備改築工事6,800万円ほか、中央監視設備ほか改築実施設計委託業務、人孔耐震診断業務委託、県単独事業として市野川流域下水道マンホールぶた交換工事、場内整備工事、水循環センター測量業務委託などの事業をしているという答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

過年度損益修正損45万9,677円がどうして入らなかったのかという質疑に対し、居所不明20人、82件で19万520円と死亡5人、26件で26万9,157円であるという答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

最後に、議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決し、全員賛成により「可決すべきもの」と決しました。

以上、認定第2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件外4件並びに議案第35号について、全て審査を終了いたしました。

以上で本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。

○大野敏行議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、認定第2号から認定第6号並びに議案第35号までを一括して行います。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 特別委員会の委員長報告は質疑をしないという取り決めがあ

と思うのですが、あえて、国民健康保険の採決の結果が「全員賛成」とあるのですが、これは間違いではないですか。

○大野敏行議長 委員長。

○畠山美幸決算審査特別委員長 すみません。国民健康保険は、採決の結果、挙手多数、賛成多数により認定すべきものでした。ここ、修正してください。

○大野敏行議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと文章で2カ所ほど気になるところがありまして、一つは国保のところなのですけれども、これ何かおかしいと思うのですけれども、質疑自体は、平成28年度の国民健康保険は嵐山町は金額的には35万幾らとして高く、そして嵐山町よりも埼玉県平均は31万円ぐらいで、なぜこのようになったのかというふうな質疑なのだけれども、違うような形で書かれている点が1点と、それと下水道事業なのですけれども、公営企業会計適用化事業205万2,000円の委託料はということに対して資本対策交付税算入、経営戦略の算定を要件とすることで公営企業会計移行業務を翌年度に延期して経営戦略策定業務を先行したということで、公営企業会計適用化事業をそのままその名前に使ったということだったのです。だから、委託費の内容が違っているということが私の質疑であったのだけれども、そういった文章の内容がかなり違っているのかなと思うのですけれども、そういった点はちゃんと、失礼いたしますが、適正にチェックなさって書かれたのかどうか、伺いたいです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

畠山委員長。

○畠山美幸決算審査特別委員長 テープ起こしをしまして確認しながら文章を起こして、それを各課の課長に確認していただいたので、こちらとしてはこういう答弁であったのかということで、それで確認しておりました。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうですか。職員の方はこれでいいと言ったとしても、特別委員会の質疑の内容というのはちょっと違ってきますよね。そして、実際に国保のことでなくて、公営会計適用化事業205万2,000円の委託料は、これはやらなかったのですよね、仕事自体を。そういったことで経営戦略策定業務を先行したので、これはやっていないということなのです。内容自体が違ってきているので、余りこういうふ

うな形で書かれるのはよろしくないかなと思うのですが、職員の方に確認されたとしても違うなという感じがすごくするのですけれども、どうしましょう。ある程度訂正してもらったほうがいいかなと思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○畠山美幸決算審査特別委員長 そうしましたら、こちらでもう一度課のほうに確認しまして、今言ったとおり、やっていない事業であったということを一言入れたほうがいいということであれば、その言葉を入れさせていただき、また国保のほうもちょっと確認させていただきたいと思います。

○大野敏行議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時45分

○大野敏行議長 会議を再開いたします。

畠山委員長、答弁をお願いします。

○畠山美幸決算審査特別委員長 国保会計の先ほどの渋谷議員からの指摘につきまして、こちらは川口委員の質問を載せておりますので、テープ起こしを聞いた状況で載せていますので、このとおりでお願いしたいと思います。

しかしながら、認定第5号の下水道事業のほうは文章を変えさせていただきます。

「次に認定第5号」のところから6行目になります。「公営企業会計移行業務を翌年度へ延期し、組みかえて経営戦略策定業務を実施したという答弁でした」ということに直していただきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） この委託費は、だから名前を変更しなければいけなかったのをしなかったということの行政の側の問題があるのです。だって公営適正化事業205万2,000円という、委託料205万2,000円を出ているのです。それをそうしなくてこのまま出しているということの不備があるのです。そのところはどうしてやらなかったのといったら、そのままやってしまったからこれで出ているということだったので、それっておかしな答弁をしたなと思っているのですけれども、不備なのです、書き方の。内容的には何をやったのかというふうに言ったわけだけれども、やらなか

ったのですよね。そういうことですよね。そういったことがしっかり理解され、私はそういうふうにして理解したのですけれども、そうではなかったのですか。

○大野敏行議長 今、委員長が課長に再度確認してお答えしたということでございます。

○13番（渋谷登美子議員） 違うのだけれども、やっていること自体が。だって、その名前のものに205万2,000円をやっていて、そしてその事業はやっていなかったのに205万2,000円の委託金が発生しているということ自体が問題になってくるので。

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） でも、205万2,000円という事実が出ているわけ、決算書に。延期したらゼロでしょう。

○大野敏行議長 暫時休憩します。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時26分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告の質疑から再開いたします。委員長、こちらの席へ。

午前中、渋谷議員から指摘されました件についての答弁をいたします。

畠山委員長。

○畠山美幸決算審査特別委員長 先ほどに引き続きまして、認定第5号の公営企業会計適用化事業費の部分でございますけれども、こちらは課長のほうの認識不足のこともございまして、こちらの文章は削除させていただきたいと思えます。

「公営企業会計適用化事業費205万2,000円」のところから4段下がりました「でした。市野川流域」の前の「でした」のところまでの文章を削除させていただきたいと存じます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この予算はこういう形で執行されたということなのですか。その問題点は残るのだけれども、そこは削除して通したいという、そういうわけなのですか。問題点が残るのだったら、この決算、認められないのではないですか。どうなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

畠山委員長。

○畠山美幸決算審査特別委員長 答弁の仕方が少し……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸決算審査特別委員長 正確な答弁は、「公営企業会計適用化事業費205万2,000円」というのが226ページに多分書いてあったと思うのですが、そちらの予算の中に経営戦略策定業務という費用が補正予算でつけられて、それでこれをやらないと交付税算入ができないということでやった事業ではあるのですが、この書き方が公営企業会計移行業務を翌年度へ延期し組みかえてという、さっき組みかえて経営戦略策定業務を実施しましたという、組みかえてというのがちょっと違っていたのかな。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 畠山委員長。

○畠山美幸決算審査特別委員長 私たち、議事録を確認した上でこちらの資料をつくっておりますが、これを課長のほうにも見ていただいて、この文章で出させていただいたわけですが、少し言葉の言い回し方が課長のほうで認識がちょっと違うところがございます、この文章を載せておくともちょっと違うことになってしまう可能性がある、ここの私の委員長報告からは削除させていただきたいのですが、

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 問題は、決算認定にかかわることだから、問題点を残したまま、承認でしたっけ、できますよという話にならないわけです。さすがに保守系の人でもそうではないですか。問題点があつて認定しますなんていうことにしてはまずいのではないですか。問題点があるのだったら、そこは正式なもので書きかえてやらないと私はいけないと思うのです。認められないと思うのです。そういうふうにするべきだと思うのですが、

○大野敏行議長 答弁を求めます。

畠山委員長。

○畠山美幸決算審査特別委員長 書きかえたいのですが、議事録の文章と違うことは書けないですよということなんです。

〔何事か言う人あり〕

- 大野敏行議長 議事録には残るのです。だけれども、今回の委員長報告の中でこの文章は削除させていただきたいということで、指摘を受けました渋谷議員さんには、その旨お話をさせていただきました。
- 9番（川口浩史議員） 問題だから渋谷議員の関係ではなくて決算認定での……。
- 大野敏行議長 もともと町が考えていた答弁のほうが少し認識不足があったということなものですから。
- 9番（川口浩史議員） だったら訂正をしてもらわないとまずいのではないですか。
- 大野敏行議長 もう認定決算が終わってますので、特別委員会の中で。
- 9番（川口浩史議員） でも、改めてこうやって問題点が出されたものを問題なのに承認しますよってならないと思います。
- 大野敏行議長 ですから、問題があるところは削除させてほしいという形で。
- 9番（川口浩史議員） その本質は残っているのだから、問題は。

〔何事か言う人あり〕

- 大野敏行議長 暫時休憩します。

休 憩 午後 1時33分

再 開 午後 1時58分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決算審査特別委員会を開きました。その内容を委員長から報告をさせていただき、訂正をさせるものでございます。

畠山委員長。

〔畠山美幸決算審査特別委員長登壇〕

- 畠山美幸決算審査特別委員長 それでは、認定第5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の質疑のところを直させていただきたいと思えます。

公営企業会計適用化事業費205万2,000円の委託料はという質疑に対し、平成29年度の高資本対策費の交付税参入は経営戦略に基づく算定が要件とされることに伴い、公営企業会計移行業務を後年に送り、経営戦略策定業務は28年度に実施したという答弁でした。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 では、事務局からお願いします。

○村田泰夫事務局長 訂正の報告書につきましては、事務局のほうでつくらせていただいて、皆様のボックスのほうに入れさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 討論を行います。

討論、採決につきましては、決算認定及び議案ごとに認定第2号から順次行います。

まず、認定第2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、1名の議員から届け出をいただいております。

反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。認定第2号 嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対をいたします。

国民健康保険は、来年2018年度から広域化となります。広域化となると保険税の値上げが予想されています。国民健康保険は、低所得者が多く加入している保険です。保険料の引き上げは被保険者に大きな負担となってきます。

昨年、今年と世帯数も被保険者数も減少し、制度の維持が危ぶまれています。法定減免では、6割軽減が世帯で675件、人数で873人、6割軽減の世帯の比率が23.6%にも上ります。4割軽減が世帯数で375世帯、人数で695人、世帯比率が13%となっています。同時に被保険者証の未交付が52世帯、資格証明書5世帯、短期保険証118世帯というのが嵐山の状況です。

安心して医療が受けられる制度を目指すことを申し上げて反対討論といたします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより認定第2号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○大野敏行議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、1名の議員から届け出をいただいております。

反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

[10番 清水正之議員登壇]

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。認定第3号 嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対をいたします。

後期高齢者保険税は、均等割42.07%、所得割8.34%と高額になっています。この比率は国保よりも高く、高齢者の負担となっています。単身年金受給者250万円で12万2,960円の保険料となっています。本年度基金残高は181億7,793万5,306円、支出残高は149億5,410万円にもなります。1人当たりになると4,000円以上に上ります。こうした財源を使って引き下げは可能です。保険税の引き下げ、これを求めて反対討論いたします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○大野敏行議長 賛成多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、1名の議員から届け出をいただいております。

反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。認定第4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

介護保険は、昨年度より総合事業を導入しました。これは、継続者のサービスを引き下げることです。とりわけ要支援1、2の人の訪問介護、通所介護を保険給付の対象から外し、町の事業といたしました。これにより有資格者のホームヘルパーをボランティアに置きかえることとなります。また、特別養護老人ホームの入所を原則要支援3以上に限定したり、一律1割であった利用負担を所得によって2割負担に引き上げるなど、制度の後退が見られます。

安心し、充実した制度を求めて反対討論といたします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大野敏行議長 賛成多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○大野敏行議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成28年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は、認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○大野敏行議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第35号 平成28年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で平成28年度決算認定並びに議案第35号の審議は全て終了いたしました。

堀江代表監査委員、吉場監査委員、ご両名におかれましては各会計の決算監査をいただき、また本定例会並びに決算審査特別委員会にご出席をいただきました。そのご労苦に対し、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時12分

再 開 午後 2時12分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第36号～議案第39号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第8、議案第36号 町道路線を廃止することについて（開発行為）の件、日程第9、議案第37号 町道路線を廃止することについて（東原土地区画整理事業関連）の件、日程第10、議案第38号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件、日程第11、議案第39号 町道路線を認定することについて（東原土地区画整理事業関連）の件を一括議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

○佐久間孝光総務経済常任委員長

平成29年9月19日

嵐山町議会議長 大野敏行様

総務経済常任委員長 佐久間孝光
委員会審査報告書

本委員会は、平成29年8月31日に付託されました下記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

議案第36号 町道路線を廃止することについて（開発行為）

議案第37号 町道路線を廃止することについて（東原土地区画整理事業関連）

議案第38号 町道路線を認定することについて（開発行為）

議案第39号 町道路線を認定することについて（東原土地区画整理事業関連）

総務経済常任委員会付託議案

本議会において総務経済常任委員会に付託を受けました議案4件、町道路線の廃止並びに認定について、審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会は9月7日午後1時から総務経済常任委員会を開催いたしました。付託審

議に当たりました議案は議案第36号 町道路線を廃止することについて（開発行為）、議案第37号 町道路線を廃止することについて（東原土地区画整理事業関連）、議案第38号 町道路線を認定することについて（開発行為）、議案第39号 町道路線を認定することについて（東原土地区画整理事業関連）の4件であります。

当日は説明員として藤永まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、意見交換という日程で審査を進めました。

審査経過について。

議案第36号は開発工事に伴う路線の廃止についてで、廃止する路線は町道志賀132号線です。廃止する路線の延長は21.76メートル、幅員2.16メートル。この廃止に伴い、議案第38号において同じ路線番号の町道志賀132号線として認定を行うものです。開発行為に基づいて整備された道路の延長は30.34メートル、幅員は5.00メートルから9.23メートル。

議案第37号と議案第39号は工事が完了し、換地手続も間もなく終わり、来年度には組合の解散ができそうなところで来ました東原土地区画整理事業に関連する道路の廃止と認定であります。

議案第37号は7路線を廃止するもので、廃止される路線は町道菅谷76号線、延長52.00メートル、幅員1.80メートル、町道菅谷77号線、延長357.71メートル、幅員2.19から9.23メートル、町道菅谷80号線、延長82.00メートル、幅員1.80メートル、町道菅谷81号線、延長65.00メートル、幅員1.80メートル、町道146号線、延長68.00メートル、幅員1.80メートル、町道菅谷225号線、延長312.98メートル、幅員3.59から9.50メートル、町道菅谷243号線、延長126.38メートル、幅員4.93から6.76メートルです。

議案第39号は、この区画整理事業に伴って整備された道路15路線を認定するもので、認定された道路は町道菅谷77号線、延長113.26メートル、幅員3.53から6.12メートル、町道菅谷225号線、延長256.71メートル、幅員4.31から10.40メートル、町道菅谷243号線、延長79.49メートル、幅員5.01から9.00メートル、町道菅谷267号線、延長237.07メートル、幅員4.66から7.52メートル、町道菅谷268号線、延長104.67メートル、幅員5.00から12.58メートル、町道菅谷269号線、延長87.30メートル、幅員6.01から10.40メートル、町道菅谷270号線、延長81.86メートル、幅員6.01から10.45メートル、町道菅谷271号線、延長98.51メートル、幅員6.00から10.47メートル、町道菅谷272号線、

延長52.86メートル、幅員5.00から9.44メートル、町道菅谷273号線、延長31.33メートル、幅員5.01から9.42メートル、町道菅谷274号線、延長100.79メートル、幅員4.50から4.53メートル、町道菅谷275号線、延長115.36メートル、幅員6.00から10.33メートル、町道菅谷276号線、延長35.04メートル、幅員4.01から8.43メートル、町道菅谷277号線、延長84.71メートル、幅員6.00から11.02メートル、町道菅谷278号線、延長28.66メートル、幅員4.01から8.27メートルです。

現地確認を行い、帰庁後、質疑、意見交換を行いました。

質疑はなく、直ちに採決に移りました。

採決の結果、議案第36号 町道路線を廃止することについて（開発行為）の件、賛成全員。

議案第37号 町道路線を廃止することについて（東原土地区画整理事業関連）の件、賛成全員。

議案第38号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件、賛成全員。

議案第39号 町道路線を認定することについて（東原土地区画整理事業関連）の件、賛成全員。

よって、本委員会は議案第36号、議案第37号、議案第38号及び議案第39号の案件を全て原案どおり全員賛成により可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○大野敏行議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第36号 町道路線を廃止することについて（開発行為）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第37号 町道路線を廃止することについて（東原土地区画整理事業関連）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第38号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第39号 町道路線を認定することについて（東原土地区画整理事業関連）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○大野敏行議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発委第1号 嵐山町ぽい捨てゼロできれいな町づくり条例の提出についての件、発議第20号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出についての件、発議第21号 嵐山町ごみ減量化調査特別委員会を設置することについての件、発議第22号 嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについての件、発議第23号 埼玉中部資

源循環組合を脱退する決議についての件、発議第24号 主要農産物種子法廃止の撤回と日本の種子保全のための施策を求める意見書の提出についての件、発議第25号 教職員の働き方改革を求める意見書の提出についての件、発議第26号 最低賃金の時給1,000円への引き上げを求める意見書の提出についての件、発議第27号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の提出についての件及び発議第28号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出についての件につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

審議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時39分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第12、発委第1号 嵐山町ぽい捨てゼロできれいな町づくり条例の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

森文教厚生常任委員長。

〔森 一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任委員長 それでは、文教厚生委員会から条例を提案させていただきます。

発委第1号

平成29年9月19日

嵐山町議会議長 大 野 敏 行 様

提出者 嵐山町議会文教厚生常任委員会
委員長 森 一 人

嵐山町ぼい捨てゼロできれいな町づくり条例の提出について
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

自然豊かな嵐山町の環境を保全するため、ぼい捨て、路上等喫煙の防止等についてルールを定め、地域との協働による清潔で美しい町づくりを推進するため、本条例を提案するものです。

次ページになります。条例内容を朗読いたします。

嵐山町ぼい捨てゼロできれいな町づくり条例

(目的)

第1条 自然豊かな嵐山町の環境を保全するため、ぼい捨て、路上等喫煙（以下「ぼい捨て等」という。）の防止等についてその他必要な事項を定めることにより、町、町民、事業者等の協働による清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ぼい捨て 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ）、公園、広場その他屋外の公共の用に供する場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等をみだりに捨てることをいう。

(2) 空き缶等 飲料又は食料を収納し、又は収納していた缶、瓶、その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、包装紙その他これらに類する散乱性の高いごみをいう。

(3) 路上等喫煙 道路、公園、広場、その他屋外の公共の用に供する場所において喫煙することをいう。ただし、第8条第4項に規定する指定喫煙所における喫煙、自動車（法第2条第1項第9号に規定する自動車（法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）をいう。）内での喫煙を除く。

(4) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、通勤し、若しくは通学し、又は町内を通過する者をいう。

(5) 事業者 町内で事業活動を行う全ての者をいう。

(6) 土地所有者等 町内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、ぼい捨て等の防止のために必要な施策を実施しなければならない。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することなど、自らの責任において適正に処分しなければならない。

2 町民等は、町が実施する環境美化の促進のためのぼい捨て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

3 町民等は、ぼい捨て等を防止するため、相互に注意し合い、及び、協力し合うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、空き缶等の散乱の防止について、啓発その他必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、町が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等が捨てられないように適切な管理をするよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、町が実施する環境美化の促進のためのぼい捨て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(ぼい捨て等の禁止)

第7条 何人も、次条に規定する禁煙等強化区域において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) ぼい捨て

(2) 路上喫煙（ただし、公共の場所を管理する者が指定した場所においてはこの限りでない。）

(禁煙等強化区域の指定)

第8条 町長は、公共の場所において環境の美化の推進及び歩行者等の安全の確保のため特に必要があると認める区域を禁煙等強化区域として指定することができる。

2 町長は、禁煙等強化区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前項の規定は、禁煙等強化区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

4 町長は、第1項の規定により禁煙等強化区域を指定するときは、必要に応じて当該区域内に指定喫煙所を設けることができる。

(指導、勧告及び命令)

第9条 町長は、禁煙等強化区域において第7条の規定に違反した者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

2 町長は、前項の指導又は勧告に従わない者に対し、是正に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(嵐山町行政手続条例の適用除外)

第10条 前条第2項の規定による命令については、嵐山町行政手続条例（平成9年条例第2号）第3章の規定は適用しない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町規則で定める。

(過料)

第12条 第9条第2項の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

(弁明)

第13条 町長は、前条の規定による過料の処分をしようとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(見直し)

2 第12条の規定については、同条施行の日から3年後を目処に見直しを行うものとする。

以上になります。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） これでもかなり駅前もきれいになっていくのだろうなというふうには思うのですけれども、第8条の禁煙等強化区域の指定なのです。ここが前にもちょっと私はお聞きしたかもしれませんが、確かに駅の前でバスを待っていたりする人がたばこを吸っている風景はかなり毎日見受けられるような感じもありますが、この強化区域の指定となると当然2項にあるように告知をすとか、そういうことになってくるわけです。その辺の範囲を委員会のほうで町のほうにお願いした経緯もあると思うのですけれども、その範囲について、ここまである程度駅を中心にした500メートルだったっけ、何メートルだったっけ、600。その辺の区域が少し私にしては広く捉えられているのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

森委員長。

○森 一人文教厚生常任委員長 禁煙等強化区域の指定についてでございますが、最初は菅谷3区、菅谷5区、むさし台1丁目のかかる部分ということで、エリア指定を考えていたわけでございますが、説明会のときにある区長さんよりご意見をいただきました。むさし台を中途半端にエリアを指定するのではなく、1丁目、2丁目と指定していただいたほうが管理がしやすいのではないかと、そういうご意見をいただきました。このエリア指定に落ちついた次第でございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発委第1号 嵐山町ぼい捨てゼロできれいな町づくり条例の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第13、発議第20号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） 議長のご指名をいただきましたので、核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出についてご提案をいたします。

提案理由につきましては、1945年8月の広島・長崎の原爆投下から70年を経て、唯一の核被爆国として国民の悲願である核兵器廃絶に向けた核兵器禁止条約が、7月7日国連本部において国連加盟国の122カ国が賛成し成立した。一方、核保有国である米国、英国、フランス、ロシア、中国などは条約に反対し、また「核の傘」の下にある約40カ国の政府も交渉に参加せず、唯一の戦争被爆国である日本も米国への配慮から交渉に参加せず棄権した。広島・長崎県民はもとより日本国民の悲願である核兵器廃絶に対し、政府のとった態度に落胆したが、核兵器の非人道性を身をもって体験している日本は、核兵器禁止の立場に立って核保有国を説得し、日本政府自ら核兵器を禁止し、廃絶する条約に署名を行うことを強く要請するものであります。

非核平和の都市宣言を決めている嵐山町の議会もこの核兵器禁止を強く求めるため、議員の皆様のご賛同を願うものであります。それでは、意見書の文書を読み上げます。

核兵器禁止条約の参加を求める意見書

7月7日、ニューヨークの国連本部で、核兵器禁止条約が圧倒的多数の賛成で成立した。広島・長崎への原爆投下から70年以上を経て、ついに核兵器を禁止する条約が成立したことは、核兵器廃絶に向けた画期的な前進である。条約には国連加盟国（193カ国）の3分の2近くに及ぶ122カ国が賛成し、100以上の市民団体も交渉に参加した。議長を務めたエレン・ホワイト氏（コスタリカ）も「広島・長崎の被爆者や核実験の被害者も重要な役割を果たした」と高く評価している。

一方、米国や英国、フランス、ロシア、中国など核保有国は条約に反対し、「核の

傘」の下にある約40カ国の政府も交渉に参加しなかった。唯一の戦争被爆国である日本も米国への配慮から交渉に参加しなかった。

米英仏は条約成立後の共同声明で（条約は）「北朝鮮の核開発計画という深刻な脅威に解決策を示さない」として、核抑止政策と矛盾し、むしろ安全保障の環境を損なうなどとして条約に対立する姿勢を示した。日本の別所浩郎国連大使は、「日本は核保有国と非保有国が協力する中で核兵器のない世界を目指している。この条約交渉は、そうした姿で行われたものではない」として、「日本は署名しない」と明言している。

確かに核兵器国の参加を得て、条約が実効性をもつには困難が予想される。しかし、核兵器の非人道性を、身をもって体験した日本は、核の傘の下で条約に背を向けるのではなく、核兵器禁止条約の立場に立って粘り強く核兵器国を説得する役割を果たすべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

一、核兵器禁止条約に参加すること。

二、それまでの間は、オブザーバーとして締結国会合および再検討会に参加すること。

2017年9月19日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 大野 敏 行

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣。

以上であります。

○大野敏行議長 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 本当に非常にこの条約に参加ということも、日本が唯一の被爆国ということでは理解できるのですが、ただこの15日の日も朝の7時前ぐらい前からJアラートが鳴りました。小学生が、これから子供が学校に向かっていくような時間です。そういうような、現実的に行われているということ。さらには、核の抑止力ということ、そういうことで今ここにもありますけれども、日本の立場としては矛盾するようなことになるのではないかというふうに、この禁止条約を出すことによって、私は思っています。

そして、さらにこの禁止条約が当然核を保有している国でほとんどこれが入っていないわけです。その中で実行されるということは、かえって世界の核の拡散というようなものを含めて難しいことになっていくのではないかと。もう一点は、核抑止力、この条約ができる、午前中あたりにはその言葉が入ってなかったように私は聞いたのですよ。その後、この核の抑止力すらも禁止するというようなことが出てきたらしいのですけれども、その点についてどのようなご見解でいらっしゃるか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○8番（河井勝久議員） 北朝鮮の核実験、これまでも何度か行われてきて、日本政府もその都度抗議をいたしましたし、それぞれ広島、長崎の市民あるいは市議会、そして日本の国民の大多数がこれに対しては反対し、北朝鮮の核兵器のための実験については大反対しているところであります。

また、今北朝鮮が核弾頭を詰めるまでに行っているのかどうかわかりませんが、いわゆるロケットというのですか、弾頭ミサイルを発射しているという状況の中では、これは確かに日本にとっては大変な状況にあるということでもありますけれども、これほかの国々に言わせれば、日本の上空は越えていっても、それはアメリカとどう交渉を引き出すかとの問題であって、そのことをむしろもっと積極的にやって、そして北朝鮮に対する対話とアメリカとの交渉、対話をすると同時に、日本は日本としての立場できちんと極東アジアの平和外交を追求していくべきだろうという声もあるわけでありまして、私どもはあらゆる国の核兵器に対しては廃絶、縮小、そういうことを求めるということが一つ上がっております。

それから、2番目の関係につきましては、そういうことであつたとしても、これはそういうことが追加されたということを知るところは聞くわけでありまして、やっぱりこれを参加している国というのは、そういうことでは核兵器に対しては絶対認められることではないということで、とりわけアメリカ、それから英国、フランス、ロシア、中国、これは大量の核兵器を持っているわけでありまして、これらがそれぞれ原発、あるいは核兵器廃絶に向けて、さらに強めて世界平和を追求していくことが大切だろうと思っておりますし、私どもはそういうための努力を展開していかなければならないだろうというふうに思っているところで。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 日本には安全保障がアメリカと結ばれているわけです。その

いわゆる日米の同盟の中にある、日本にとれば核の抑止力ということになるわけですが、けれども、そことこの禁止条約を出すことは矛盾しませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○8番(河井勝久議員) 安全保障ということで、では核の抑止力、これで実際いって、では中国なり、あるいはロシアなり、あるいは北朝鮮なり、日本に向けて核が使われるということがあってはならないわけです。だから、この辺のところでは、絶対にそういうことを起こさないための日常的な平和外交というのが必要だろうと思いますし、日本で核の抑止力としてアメリカが核兵器を使わないということの、これはやっぱりアメリカとしての交渉、そのことを強めていくことも大事なだろうというふうに思っています。それが、核の抑止力から日本がこだわらないで安全保障条約も、安全保障条約としては核の傘に入らなくも安全保障は追求できるというふうに私どもは踏んでおります。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。ほかにはないですね。

第10番、清水正之議員。

[10番 清水正之議員登壇]

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。発議第22号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出について賛成をいたします。

日本への原爆投下から72年が経過をしました。本提案の文書の中にもありましたけれども、7月7日核兵器禁止条約の国連会議は核兵器禁止条約を国連加盟193カ国の63%に当たる122カ国賛成で採択をいたしました。人類史上初の核兵器禁止条約の採択は、日本の被爆者をはじめ核兵器のない世界を求める世界各国との市民参加の多年にわたる共同の取り組みが結実した歴史的壮挙であります。

条約としては、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明記された核保有国の条約参加として、1つとして核兵器を廃絶した上で条約に参加すること、2つ目に条約に参加した上で核兵器を速やかに廃棄することが提議されました。この条約は核兵器に悪の烙印を押し、それを違法化することによって条約に参加していない核兵器保有国との

同盟国を政治的、道義的に拘束するものとなりました。これらの国々が核兵器条約に参加するために、政府が調印し、議会がそれを批准することが必要になってきます。

埼玉県でも90%以上の自治体が非核都市宣言を行っており、ここ嵐山町でも98年9月9日に議会の議決によって行っています。こうしたことから本提出に賛成するものです。ぜひ議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第20号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第14、発議第21号 嵐山町ごみ減量化調査特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町ごみ減量化調査特別委員会を設置することについてお話しします。

提案理由ですけれども、現在、ごみ処理についてはさまざまな方法が開発されています。先進地の福岡県大木町は、ゼロ・ウェイストとして4L、Local、Low Cost、Low Impact、Low Technologyを重視して、徹底したごみの分別と発生抑制に取り組み、2015年の1人1日の焼却ゴミは188グラムになりました。また、紙おむつも収集して再生しています。

嵐山町は中山間地・里山として、生ごみや剪定枝等を焼却せず、資源循環させることが可能な地域です。焼却処理をするのが妥当か現状のごみの処理状況、中山間地としてどのような方法が廃棄物処理として適当か調査とあわせて町民的議論を展開し、町に提言する特別委員会の設置を提案するものですが、私は生活クラブ生協という生

協に入っているのですけれども、この前9月9日、小川町でオーガニックフェスタというのがあったのですが、そこで生活クラブ生協の人がやっているごみ量を1カ月にレジ袋に1つぐらいが焼却ごみと、それからレジ袋に1つぐらいが資源プラという形で皆さん展示していました。そのくらいごみというのは減量ができますし、例えばこういった紙コップなんかも資源化にできる、そういうふうな形のものかなり広がっています。それは、ヨーロッパで行われているわけですが、そういった形でごみ減量化をしていくことのためにこの調査特別委員会を設置して、皆さんで、町民の方も交えて、実際にどういうふうにして、なるだけごみを減量化いくということを考えていく特別委員会です。

名称は、ごみ減量化調査特別委員会ですが、設置目的は、廃棄物の現状把握と最新の処理方法を調査研究し、ごみ減量化について調査するため、委員の定数は7人。

調査期限は9月19日から平成30年9月30日としてありますが、これは延期することも考えています。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 1点。2点になるかもしれませんが、先ほど町民の方も交えてということだったのですが、委員定数7人ということで、この設置目的については文教厚生常任委員会でも十分調査研究はできるかと思うのですが、わざわざこれを設置しなくてはいけない理由というのは、もう少し詳しく説明していただければと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 前回、文教厚生委員会でもやろうかなと思ったのですが、それに対してまず委員の中で反対する人がいるだろうなという予測もありました。そして、ごみの美化という形になっていったわけですが、今の形の中でそれができるならば文教厚生委員会でもいいでしょう。ですが、私は今回文教厚生委員会ではなく、そして私も含めて参加していきたいと思っておりますし、できるだけならば7人という形でやっていますけれども、委員のほかの方も参加して町民的議論も踏まえてやっていくために、この特別委員会を設置するものです。

町民ということですよ。町民に関しては、町民の方がその委員会の中でどんどん

いろいろなところに出かけて行って、実際にどんな形でごみを分別したりしているかということも調査するということで、町民の方を交えてという意味です。

○大野敏行議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 設置目的の関係なのですけれども、現在でもごみ処理の関係は中部のほうでもこれからでき上がってくるわけですが、こちらの中には最新の処理方法というようなことが調査研究というふうになっていますけれども、実例を挙げたらどのようなことがどんなふうにあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 今一番処理的には、設置の安い、金額の安いのはバイオガスのセンターをつくって、し尿とそれから生ごみをバイオガスをつくって行って、それで発酵させて、その発酵したものでエネルギーをつくるのですけれども、発酵したものは堆肥にしていくという形が一番金額が低いので、嵐山町ではそれが適当なのかなと思いますし、もっといろいろな方法もあると思います。例えば天ぷら油で自動車のエネルギーにするというのもありますし、さまざまな方法がありますので、それを調査研究していくということですが。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） バイオのことは、渋谷議員さん、前から言っていらっしゃるようですが、これを現実化するために、やっぱり発酵させるためには場所、土地というか、そういうようなものも多少は必要になってきます、各家庭で実施してくるということになると。その辺のところであんな場所がないような方についてはどんなふうを考えているのか。例えばアパートの方とかいろいろな方が嵐山町には住んでいるわけです。そういった形でそのところはどんなふうクリアしていきたいと思っていますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） これはシステムのやるので、各家庭でできる方はそうですけれども、各家庭でできない方というのは当然そういったプラントをつくっていく、プラントをつくっていくための施設整備というのはもちろん必要なわけですが、それについて提言していくというものです。

具体的に言うとうわらないのだけれども、いろんなところでいろんなことをやって

いて、そういったことを調査して行って、嵐山町ではどのような施設が適切かということを考えるという委員会です。だから、各家庭できるところもありますし、そうではなくて、1万5,000人とか2,000人のプラントをつくっていくという方法もありますし、いろいろなものがあります。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第21号 嵐山町ごみ減量化調査特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第15、発議第22号 嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町若者会議設置準備特別委員会の提案理由ですが、選挙年齢は18歳に引き下げられましたが、嵐山町では若い人の政治参加の機会はほとんどありません。他市町村では、若い人の政治参加、社会参加への取り組みが少しずつ始まっています。

嵐山町の現状、他市町村の取り組みの調査とあわせて町民的議論を展開し、嵐山町に適した若者会議を設置する必要があり、嵐山町若者会議設置準備特別委員会の設置を提案するわけですが、これは「若者会議」という形で現在ウェブ上でネット

で検索しますとたくさん出てきます。そして、その若者会議の中でも例えば大きい都市でしたら1,000万円の予算を若い人たちのためにどう使えるかというふうな議論を行ったりします。私なんか考えるには、100万円の予算でも嵐山町の若者のために、若者がどういうふうな形のことのできるだろうかというふうな提案ができるような機会があれば、それはそれで若い人たちはとても積極的に町政に参加していくと思います。それが今ないのが嵐山町の現状で、若い人はこんなふうを考えているだろうというふうな感覚でやっていますけれども、実際にはいろんなところで若い人たちが政治にかかわってきていますし、インターンシップという制度もできて、若い人が議員と一緒に働きかけているという形もあります。

今、嵐山町では、若い世代の議員の候補者が出てこない、それが悩みですけれども、そういったことをまず解消するために、若い人たちに政治とはどんなものかということを考えていただく、そのための若者会議設置準備特別委員会です。

名称は、若者会議設置準備特別委員会です。

設置目的は、若者の政治参加の場を議会に位置づけ、若者の町政参加方法を調査し、若者が発言する場、政策提案することができる場の設定を推進します。

委員の定数は7人です。

調査期限は、9月19日から平成30年9月30日ですが、これも最終のところまで、31年まで延長するという形で考えています。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 若者会議というのは大変私も賛成なほうなのですが、今後広報広聴、常任委員会化するかもしれませんが、まだ決まっておられません、ここでもこれは可能ではないかなと思うのですが、その点についてお伺いできればと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 多分不可能だと思います。なぜかという、そういうふうな、今の議員の皆さんがそういうふうな形を持っていないこと、そして広報広聴でやるには、広報広聴がとてもハードな委員会であるということを考えますと非常に難しいと思います。

それで、私自身がやりたいなと思っているのはもっと別のことで、例えば実際に500万円、嵐山町で若い人たちのために使ったらどういうふうなことを考えていきま

すかというふうなことの提案、それからワールドカフェというふうな審議の仕方があるのですけれども、そういったことを議員が身につけていく。そして、その中で若い人たちと一緒にやっていくということなのですが、これは広報広聴特別委員会ではかなり拒否反応が強いかなと思います。なので、新しい準備委員会を設置します。これは特定のものでやっていかないと難しいのかなと思っています。

○大野敏行議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） これも、やはり若者が政治参加あるいは社会参加というふうなことについては、私もとてもいいことだなというふうには感じておりますが、まず設置するに当たりまして、どうして委員の定数が7名と、ここで7ということに決定していききたいのか、そのところをもうちょっとしっかりと具体的にどういうことだから7なのだよというふうにご説明いただければと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 7名というのは議論をするために、そしてリーダーシップを発揮するためには十分顔の見える関係でとてもいい数なのです。大体議論ができるのは、私はコミュニケーション論というのがあって、1つ15人までというふうを考えています。特にリーダーシップを若い人に対して、実際にファシリテートをしながら若い人と一緒にやっていくためには、このくらいの人数が適当で、そうでなければやっぱり難しいなというのは、例えば全員でという考え方がありましたけれども、全員でやるためにはそれまでのスキルが、スキルを身につけていくときに時間がかかってしまう。スキルを身につけることに対して拒否反応をする方が多いだろうなというふう考えていますので、7人と決定しています。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それは提出者の渋谷議員さんのお考えということでよろしいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 大体7人から15人というのは、コミュニケーション論としては定着しています。そして、リーダーシップを発揮して、そのほかに若い人たちも一緒にいろいろなことを考えていくということになってきますとやっぱり7人で、そしてそのほかに絶えず若い人が何人か入ってきたり、15人から20人でないと議論がで

きないと思いますので、そういったことというのはコミュニケーション論の中である程度、ワークショップや何かをやるときの一つの定着した考え方なのです。ですから、私の考え方というよりはそういったものが実際の議論としてあって、ワークショップのグループなんかをつくる时候にも5人から7人、8人というところで大体おさまっていると思いますが。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第22号 嵐山町若者会議設置準備特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第16、発議第23号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についての件を議題といたします。

提案者から説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についてです。

広域組合では、脱退決議の2年後にはその組合から離脱できます。埼玉中部資源循環組合はその設立が不透明です。なぜだかわかりませんが、突然広域組合で焼却をしてみ処理をするというのが決定して、それに従っているのが現状です。

人口減少が進み、消滅可能性自治体の一つとされる嵐山町では、遠距離で今後負担金、収集運搬費の概算もわからない状況のごみ処理の組合に継続して加入していくの

は町民に対して無責任であり、本組合の脱退の決議を提案するものです。

これに関して言いますと、皆さんにさんざん言っていますけれども、これは本来ならばごみの資源化ということを考えて、しっかりやっていけば、こんな遠くまで焼却ごみを持っていかなくて小さな焼却炉でやっていける、そういうふうな形のことが少しずつですが、実証されています。町田市では30万人ぐらいのところでも、それをやろうとしていますし、水俣市では2万5,000人ですけれども、それをやっています。斑鳩町でも2万人前後ですけれども、そういった形のごみ処理のことをやっています。

そういったごみ処理をしていくためには、埼玉中部資源循環組合に入っていたのでは、こういった資源循環、地域の循環型社会をつくるということができなくなってしまっ、そしてそれも30年ぐらいそれにずっとかかわり続けなくてはいけないという状況になります。それで、脱退する決議をして少しでも早く嵐山町や小川地区衛生組合などの中山間地としてのごみ処理のあり方を考えて確立していきたいと思います。

埼玉中部資源循環組合を脱退する決議ですけれども、嵐山町は、平成26年より、埼玉中部資源循環組合構成自治体として、焼却処理施設をつくる計画で、平成34年稼働予定ですが、吉見町大串は嵐山町から距離があり過ぎる。

現在では、5万人規模の人口で循環型社会形成のための事業に国補助金が交付される。

近距離の民間焼却施設もあります。生ごみのバイオマスエネルギーへの転換、小川地区衛生組合管内での建設資材の端材、里山の産物等のエネルギー利用を考慮し、廃棄物処理計画を策定する必要があります。吉見町大串の焼却施設並びに付帯施設の建設・運営を行うには、将来的な負担が大き過ぎる。CO₂の排出の大きいガソリン車を日常的に運行するのは、地球環境への影響も大き過ぎます。

嵐山町が本組合を脱退することによって比企地域のごみ処理計画は、広域処理から地域での処理を検討することができます。また、嵐山町においては、環境面においても人口減少による今後の財政改革も踏まえたまちづくりを進めることが可能になります。

以上、埼玉中部資源循環組合から脱退することを決議する。

平成29年9月19日、嵐山町議会ということです。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第23号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第17、発議第24号 主要農産物種子法廃止の撤回と日本の種子保全のための施策を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

第13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 主要農作物種子法廃止の撤回と日本の種子保全のための施策を求める意見書の提出について、提案理由を述べます。

今、野菜の種を購入しようとする、国産の種はほとんどありません。国産の種は、それを保存している人から分けていただくことが必要になっているほど、国産の種子は売られていないのが現状です。国内での種は、米、麦、大豆などは、国、都道府県で公的機関が管理し、外国産のものではなく、日本産のものが守られてきましたが、4月、突然主要農作物種子法廃止が決定されました。かわって、農業競争力強化支援法が制定されました。

遺伝子組みかえの種子を開発したグローバル企業のモンサント社が日本に入ってくると、日本の農業は壊滅していくことが予測されます。モンサント社の遺伝子組みかえの種が植えつけられ生産され、その種が風で他の生産物にまじわり、成長すると、モンサントは無断使用をしたとして訴訟を起こします。そのやり方で、モンサント社はアメリカ中の農業の独占企業となってきました。同じことが日本でも起こります。

これは、メキシコでも起こりました。それでメキシコでは何とか1地域だけですけども、モンサント社を排除することができて、それで何とかメキシコの種を保存するというか、種子を守っていくことができています。

主要農作物種子法の廃止を撤回し、日本の種子保全の施策を確立するために本意見書を提出します。

主要農作物種子法廃止の撤回と日本の種子保全のための施策を求める意見書です。

本年4月「主要農作物種子法（以下、種子法）」と「農業機械化促進法」の廃止法案が可決成立した。平成30年4月より、種子法は廃止となる。1952年より日本の米、麦、大豆の伝統的な在来種は、種子法で国が管理し、各自治体に原種、原原種の維持、優良品種の開発、奨励・審査が義務づけられていた。種子法の廃止で種子の開発・生産が民間企業に任せられると、民間の品種はF1が中心のため自家採取できず、穀物種子を毎年購入しなくてはならなくなる。また、種子法廃案と同時に提出された農業競争力支援法では、「コメ等の原種・原原種、優良品種の知見と施設を民間に積極的に譲渡する」としており、譲渡先は多国籍企業も含まれ、食料の安全保障が危うくなる。公共の財産であった種子（植物遺伝情報）を多国籍企業が独占・寡占し、特許料でもうけるというビジネスモデルが世界的に蔓延している。地域の栽培条件に適合した品種の淘汰が危惧される。

日本の風土や地域の食文化に根差した主要農作物の種子の多様性を公的財産として今後も守り、わが国の食糧自給率を高めていく必要がある。

政府においては、わが国の食糧主権の観点から日本に種子を保全するため、種子法廃止を撤回し、公的種子制度の維持・強化の積極的な施策を求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第24号 主要農産物種子法廃止の撤回と日本の種子保全のための施策

を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第18、発議第25号 教職員の働き方改革を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

第13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 教職員の働き方改革を求める意見書の提出についてですけれども、提案理由ですが、文部科学省が公表した平成28年度教員勤務実態調査では、過労死ライン、残業月80時間に達する教員は57.7%に達しています。

教員の業務は多く、しかも教育の質の向上や課題への対応が学校現場でも求められています。教員の働き方の改革は喫緊の課題であり、本意見書を提出します。

これは、教員の働き方改革については、過労死した教員の遺族の方がこの運動を始めて、そして実態調査として今現在、教員がどの程度勤務時間があるかというのを調査したという結果で、その中から特に問題として、どうしても教員の方は熱心な方が多いですから、働き詰めになってしまいます。それをやって、生活の時間を求めていく、普通の人としての生活の時間を求めていくために、教職員の働き方改革を求める意見書を提出するものです。

教職員の働き方改革を求める意見書です。

読み上げますけれども、学校現場で、教員は授業だけでなく幅広い業務を担っている。教員が子供と向き合える時間を十分に確保するためには、教員が本来担うべき業務に専念できる環境を整備し、「長時間労働という働き方の改善」が必要である。

文部科学省が公表した教職員の授業及びその準備作業並びに部活動指導に関する勤務時間調査の「平成28年度教員勤務実態調査（速報値）」によれば、10年前の平成18年度調査と比較して、教員の勤務時間は増加している。中学校教諭の1日の平均勤務時

間は平日で11時間32分（平成18年度比で32分増）、土日で3時間22分（同平成18年度比較で9分の増）です。

業務別で見ると、1週間当たりの学内総勤務時間について、教諭（主幹教諭・指導教員を含む。）のうち、小学校は55～60時間未満、中学校は60～65時間未満、副校長・教頭のうち、小学校は60～65時間未満、中学校は55～60時間未満の者が占める割合が最も高い。過労死ライン（残業月80時間）に達する計算になる週60時間以上勤務した教諭は57.7%、うち過労死ラインの2倍に相当する週80時間以上は8.5%いた。

学校教育現場においては、さらなる教育の質の向上や諸課題への対応が求められており、教員の業務負担軽減は、喫緊の課題である。教員の働き方改革を推進するよう、以下、求める。

記

1、教員定数を改善すること。

2、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の配置拡充を行うということ。

3、教職員の時間外労働に上限規制を設けること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） この意見書でございますが、国に対して提出したいということでございますが、埼玉県では教員の働き方改革推進プロジェクト委員会というので協議を進めていると思いますが、この意見書はそれとの整合性というか、どのようにお考えになっているのか。

あと、もう一点なのですけれども、部活動なんかにおいて、自分の時間を使っても生徒に指導をしたいというやる気のある先生、教職員、私は嫌いではないのです。やる気の先生というのは嫌いではないのですけれども、こういう意見書で上限規制を設けるといことで、やる気に対して、体を壊してはいけないというジレンマもありますし、何というのだろうか、マイナスに働かないかということなのです、そのやる気のある先生に対して。そこをちょっと渋谷議員はどのようにお考えか、お伺いできたらと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 現在埼玉県教職員でプロジェクトチームをつくっているというのですか。それについては私は調査していないのですけれども、ほかのところで、例えば岩手県とかいろんなところでやってるのですけれども、それはやっぱり上限規制をつくっています。

そして、これは日教組がつくっているので、緊急提言で女性が出しているのですけれども、特に女性の場合はジェンダーの問題がありまして、家事を一手に引き受けるために男性とは違う問題が出てきています。そのために、生活がとても厳しい状況になっているということがあります。

そして、教職員の過重労働や超過勤務の解消をするための15の緊急提言というのがあります。それは、学校職場のワークルールのあり方に対する提言、民間労働者について時間外労働の上限規制を法制化した際の教員にも該当規制を適用すること、長時間労働を生んでいる教員の勤務時間法制である給特法の見直しに関する中教審審議を再開すること。労働時間適正把握ガイドラインを直ちに実行化し、法令等に沿った勤務時間管理の適正化を図ること。

もっとあるのですけれども、教育委員会に自治体一斉の「ノー部活動デー」や「ノー残業デー」を実施し、定時退庁をできる環境整備を目指すということなど、いろいろあります。これは日教組ですからあれですけれども、岩手県やそのほか、私が調べた中ではいろいろそういったそれぞれのプロジェクトが提言していると思うのですが、ほとんどこの働き方改革を私の持っている意見書とこれと整合性はとれると思っています。

それで、部活動に関してですけれども、熱心な部活動の先生ほど、生徒にとっては迷惑なことはない、そう思います。それをやっていて、私の考え方ですけれども、私は部活動に関しては反対なのです、立場として。適度に授業をやっていく、そして適度に部活動、子供自身が自分の課外の時間をつくっていく、そういったことをさせないのが現在の部活動であって、これは体育会系の森さんの一つの考え方です。ですけれども、そうではない考え方を持っている人はたくさんいます。逆に部活動をするために生活性が少なくなっていく。特に女性の場合ですけれども、同じような部活動をしていて、そして産休や育休で子供を育てていて、今度現場に帰ったときに部活動の場にはとても出られないからどうしたらいいだろうという悩みを抱えている女性も多

いですし、男性の場合と女性の場合と、今の日本では違います。これは公務員ですから、公務員というか教職員ですから、男女格差はありません。そうすると、やっぱり部活動に関しては一定の制限が必要と考えます。

○大野敏行議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 今のお答えの中で1点だけお聞きしますけれども、渋谷議員の考え方、今部活動についての考え方はわかりますが、岩手県というふうに今お名前が出ましたですけれども、ほかにはどこか上限を定めているところはございますか。わかれば教えてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。上限を定めているところはありません。上限を定めているところはなく、上限を定めてほしいという形で、皆さん教職員の方がそれを求めているということです。法的な問題ですから、ないですよ。

○大野敏行議長 よろしいですか。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） この働き方改革は教員ばかりではありません。今、複雑な社会の中で働き方の改革をしなければいけないという急務が非常に上がっていることはわかります。そういういろんな時代の流れの中で、そういうことが可能な社会にもなっている部分があるわけですが、この教員の方々の過重という部分がかかなり前から指摘をされておるわけですが、これについてもいろいろ調査だとかいろんな問題が多過ぎて、本来の教員の業務からちょっと離れた部分が非常に仕事としてふえてきているというようなことを聞いているわけですが、これは要するに現場で、今回この意見書を国に上げていくわけですが、実態的には教員の管理については私は県だと思ってるのですけれども、これについては県には出していないわけなのですが、それについてはいかがなのでしょう。ましてや夏休みについても、具体的には自治体ごとの教育委員会で調整をしているところも見て聞いているわけですが、今回県等々が抜けているというのはどういう捉え方なのでしょう。働き方改革ということですから、お聞きいたしますけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 教員定数を改善するということは、まず国のほうの教育予

算の問題です。ですから、国に提出します。

それから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活指導員の配置、拡充を行うこと、これ部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに関しても、これは予算配分の問題です。国の国家予算が、前回ですか、ずっと昔ですけれども、2分の1国庫補助がありましたけれども、それが3分の1国庫補助になって、そして埼玉県でも非常に厳しい状況になってきています。部活動指導員の配置拡充を行うこと、これは外部指導員とかいろいろあります。それに関しては、一番最初に必要なのは教育体制ですから、県以前国であると考えます。

それから、教職員に時間外労働に上限規制を設けること、これも労働法にかかわる問題ですから、国にかかわる問題で、県ということはとりあえず出していませんけれども、必要であれば、それを県を超えるのであるならば、安藤さんが賛成するというお話でしたら、加えることも可能ですけれども。

○大野敏行議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私も先生方のいろいろニュースやら新聞やら出ていることは本当にわかります。1番、2番は本当に大事なのではないかなと思うのですけれども、この3番目の教職員の時間外労働に上限規制を設けるというこなののですけれども、そもそもが今の現状でも時間外という概念はないような感じで、調整手当のような形で調整されているというように聞いております。その中で上限規制を設けるというふうな形をどのようにつくられていくものなのですか。この辺が私は一番よくわからない。なぜかという、今いろんなものを検討されているのだけれども、上限規制だけは設けるということはしないというような形で進んでいるというふうにも聞いています。その辺のところはちょっとよくわからないので、ご説明いただければと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） それに関しては時間外勤務手当がないということです。なので、調整をするということでお金で調整をするのではない。そして、やり方としては、別の休暇をつくって、その中でやってほしいというふうな考え方もあります。そうでないと、例えば育休とかそういうふうな形で3カ月とか1年ぐらいとりますよね。1年間のうちに何カ月間か有休をとって、その中で調整するという考え方もあります。

それに関して言うと、どれが適当なのかというのは私には判断できませんが、今教職員の時間外労働に上限規制を設けるといのが必要なのは、時間外規制を設けなければ、先生たちは過剰勤務をしてしまう状況にあるということで、そしてそのために生活時間を圧迫しているとか、例えばお父さん、お母さんという家族と生活している教員と、子供を育てている教員とでは全く状況が違って、そのためにさまざまな問題も起こってきているわけですが、上限規制をつくっていかないと夜回り先生みたいに一生懸命やる先生もいて、そしてそれで自分の体や家族の生活を破壊していくというふうな形がありますので、とにかく上限規制をつくって、それがどのくらいの上限規制が適当かというのはわかりませんが、その上限規制のあり方もどういうふうな形でやっていくのがいいのか、私は教員でないのわかりませんが、なのでそれはしっかりやっていただいて、今現在日本の労働時間は、これすごく大きいのです。1週間当たりの労働時間が53.9時間で、そして国際教員指導環境調査というのが3カ国平均38.3時間、1週間ですよ。15時間も長いという状況にあるのです。それを何とかして上限規制をして、そうしないと先生が一生懸命、例えば部活動の大好きな先生だったらそれに熱中してしまいますから、そういうことをさせないというふうな形で、自分の生活や、それからちゃんと本を読んで学習体制を勉強する。研究授業もできる、そういったことをつくっていくということの必要性です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、今の説明を聞いていますと、時間外労働の上限を設けるとい、ここに今の現状がある中で、これを設けていかななくてはならぬということが渋谷議員の考えですね。

○13番（渋谷登美子議員） それも一つの方向で、上限規制と教員の拡充です。あとは部活動や何かの拡充です。この3つのものを用意しているわけですが、

○大野敏行議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 教職員さんがこれだけの労働時間を費やしなが、児童たちにいろんな分野で指導していってくれるということはよくわかりました。それで、この28年度の教員勤務の実態調査ということで、その内容的なものが書かれておりまして、それが意見書の内容になっております。それで、ここまで調べてあるということであれば、県内では、あるいはどのくらいの教職員さんがこれだけの労働をしていた

がために病気になるか、あるいは気持ちを病むか、いろんなことが起きているというふうに思いますけれど、その辺がもし調べてあればお願いします。

それから、ほかのことについてはさまざまな議員が質問しておりますので、結構ですが、そこを県内でわからなかったらば、あるいは町内の先生方もこれに準じてこれだけの残業をやり、子供たちの指導をしているのか。その点、1点だけで結構ですが、ご答弁願います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） これは29年4月に出した報告書なのです。それをもとにしています。ですから、埼玉県調査を出してくれと言われれば、それはもうちょっと早くに言っていただければ、埼玉県のものも教育長にお願いして出してもらおうということもできましたし、嵐山町でも一応実態調査をしていますので、今回でなくて既に全協の中で話してありますので、そういった調査が、時間が欲しいと言われれば、そういったこともしていたのですけれども、残念ながらそういうふうなことは質問もなかったもので、そういったことは質問していませんが、これは国に出す意見書ですので、全体として国のものを出しています。埼玉県のものとか嵐山町の実態ということに関しては今は調査はしていません。

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第25号 教職員の働き方改革を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を4時ちょうどといたします。

休 憩 午後 3時52分

再 開 午後 4時00分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第19、発議第26号 最低賃金の時給1,000円への引き上げを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 最低賃金時給1,000円への引き上げを求める意見書の提案理由について説明します。

現在の最低賃金では、非正規雇用の人の生活が成立しません。地域で若い人が生活できるためには一定の生活保障が必要です。生活保障ができるための最低賃金は、時給1,000円以上は必要です。時給1,000円にすると中小企業の経営が成り立っていかないという意見が出てきますが、経営の合理化ができていないということによります。働く人の生活を守ることができなければ、健全な経営は難しい。地域での生活を守るために最低賃金時給1,000円への引き上げに関する意見書を提出します。

これは、香川県議会や名古屋市議会では、若い人が地元から離れないためには、絶対に時給1,000円以上は最低賃金必要であるというふうな形で意見書を提出しています。

最低賃金の時給1,000円への引き上げを求める意見書。

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障する制度である。都道府県ごとに定められる地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議、答申を得た後、異議申し出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されており、働く貧困層とも言われるワーキングプアの解消のためのセーフティーネットの一つとして最も重要なものである。最低賃金については、平成21年に内閣総理大臣の主導のもとで労働界、産業界をはじめ各界のリーダーや有識者が参加し設置された雇用戦略対話において、平成32年までの目標として、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すことが合意されました。最低賃金の引き上げは、所得の向上に直結し、内需の

拡大に寄与することから、デフレからの脱却を図るとともに、経済の好循環を実現させていくためには必要不可欠である。

本年の最低賃金の改定では、埼玉県は871円に引き上げとなっている。東京都は958円、鹿児島県、沖縄県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、高知県は737円に引き上げる。

日本国全体での最低賃金の引き上げ額の目安は25円で過去最高と言われているが、地域格差は広がっている。最低賃金時給1,000円に引き上げることで、週40時間、1カ月22日の実労働で、ワーキングプアの所得額と言われる年間200万円を超えることができる。

しかし、実質賃金は、厚生労働省の統計によるとこの4年間低下している。非正規就労が多く、物価が高騰しているため、実質賃金が低下している。最低賃金を引き上げ、生活の苦しさを和らげる必要がある。

よって、嵐山町議会は、国会及び政府に対して、中小企業支援策と一体的に最低賃金を早急に時給1,000円に引き上げるための施策を講ずるように強く要望する。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院、参議院議長です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。

発議第26号 最低賃金時給1,000円への引き上げを求める意見書の提出について賛成をいたします。

安倍政権は安倍政権による労働法制改悪で、非正規雇用が労働者全体の4割に上ります。その多くが年収200万円以下のワーキングプアに苦しんでいます。貧困と格差をただし、景気を回復するためには、働く人の収入アップは待ったなしです。最低賃金は今すぐ、どこでも時給1,000円に引き上げ、1,500円を目指すべきです。時給1,500円

でフルタイムで働いても年収279万円にしかありません。そのためには、社会保険料事業所負担の軽減や賃金助成など中小企業、業者への支援も行う必要があります。非正規雇用の生活支援拡大にも最低賃金の引き上げは必要です。早急に時給1,000円への引き上げを求めて、賛成討論といたします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第26号 最低賃金の時給1,000円への引き上げを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第20、発議第27号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

[6番 畠山美幸議員登壇]

○6番(畠山美幸議員) 受動喫煙防止対策を進めるための健康増進法の改正を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由は、受動喫煙を防止するためには、たばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。また、2020年東京オリンピック、パラリンピックに向け、我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。そこで、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための罰則つき規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求めるため、本意見書を提出いたします。

では、裏面のほうで、受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書。

受動喫煙を防止するためには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることを示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるため健康増進法の早急な改正を強く求める。

記

1、対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。

2、屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。

3、屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。

4、各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、大野敏行様。

提出者先、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣。

○大野敏行議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私、理解ができないのですけれども、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要があるというのは、なぜなのでしょう。受動喫煙は非常に問題があるわけなのですけれども、ここで2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてそれを国際社会に発信する必要というのは、なぜこれがここに、こういう文章が入ってくるのかがよくわからないのですけれども、もともと受動喫煙というのは防止しなくてはいけないものですから、こういった文章がなくてもよいのではないかなと思う

のですけれども、その点について伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○6番（畠山美幸議員） 2020年にオリンピック・パラリンピックがあるわけですが、日本はどこでもたばこが吸えている国だろうという外国人の方々に対して、受動喫煙防止対策の取り組みが日本でも始まりましたよという発信をしたほうが良いという考え方ではないでしょうか。

○大野敏行議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、日本だけがどこでもたばこを吸える状況になっていて、ほかのいわゆる、どこが出てくるのだろうね、韓国とか、いろんなところがありますけれども、そういったところはどこでもたばこが吸えずに喫煙場所があって、そこでたばこを吸っているということなのですか。パラリンピック・オリンピックというのがよくわからなくて、もともと受動喫煙は防止しなくてはいけない。なぜここにこの文章が出てくるのかなというのがいま一つわからないので。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○6番（畠山美幸議員） だから、オリンピックで海外の方が日本にたくさんいらっしゃるわけですから、受動喫煙防止対策がもう日本でできましたよという周知をしたいのではないのでしょうか。違うの。ということです。

○大野敏行議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これをつくると、海外から来る人が、オリンピックにやってくる人が受動喫煙することがないだろうから、日本にやってこようという人がふえるということで、ここに一文入っているのかどうか、伺いたいと思います。何か……

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○6番（畠山美幸議員） そうです。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第2番、森一人議員。

〔2番 森 一人議員登壇〕

○2番（森 一人議員） 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める

意見書に賛成いたします。

世界では、たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約に示されているように、受動喫煙の健康被害は明白なものとして、分煙ではなく全面禁煙化が進んでいます。先進国で屋内が全面禁煙でないのは日本ぐらいです。海外の状況に比較して、日本はたばこ対策後進国としばしばやゆされているのが現状でございます。2010年に神奈川県、2012年に兵庫県で全国に先駆けて条例による受動喫煙防止の取り組みが実施されております。条例により多くの施設が禁煙化され、確かに一定の効果はあるようですが、全面禁煙化以外に分煙等を認めていることなどで、海外のような受動喫煙防止対策の決定打には至っておりません。

私自身は愛煙家ですが、喫煙者のマナーとして、たばこを吸わない人、子供への配慮は当然必要であると思っております。法律と並行して、喫煙者への受動喫煙に対してのさらなる知識と認識、啓発が重要だと思います。マナーのないルールは、片方の車輪しかない車と同じです。やはり同時進行でマナー向上を促進していかないと、本当にたばこの煙で被害を受ける人の住みやすい社会の実現は難しいと感じます。

国際オリンピック委員会は、ロンドン、リオデジャネイロに続いて、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでも、たばこのないオリンピックを求めています。きれいな空気でおもてなしです。できるよう、また非喫煙者、子供たちや全ての働いている人の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるため、健康増進法の早急な改正を求めます。

以上、この意見書に対して賛成いたします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第27号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第21、発議第28号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成

長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） それでは、森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由、山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足など厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成などの山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。よって、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税（仮称）を早急に創設するなど必要な施策を求めるため、本意見書を提出いたします。

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書。

平成29年度の与党税制改正大綱において、「2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保」について講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされました。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、政府におかれては、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税（仮称）を早急に創設するとともに下記の項目を実現するよう強く要望いたします。

記

1、森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計をするとともに、各県を中心に独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。

2、実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。

3、林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。

4、本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、大野敏行。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第4番、長島邦夫議員。

〔4番 長島邦夫議員登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 本意見書に賛成の立場で討論いたします。

地球温暖化の影響もあるかもしれませんが、豪雨による土砂災害が毎年のように全国で起こっております。その原因の一つが森林機能の低下と言われています。適切な整備を怠れば森林は荒れ、山の保水力は失われ、土砂崩れや河川の決壊が起りやすくなるということでもあります。

森林環境税の導入を強く求めているのが林野庁であります。見解によりますと、森林の持つ国土保全機能、水源涵養機能、CO₂の吸収機能を維持することには、間伐などの整備が必要で、それには財源が必要ということでございます。同庁によると、森林が整備された山の年間の流出土砂量は1ヘクタール当たり2トンであります。森林のない荒廃した山では307トンと言われております。地表の水分の吸収力を比べると、森林がある場合、1時間当たり258ミリだが、裸地、いわゆる植えていないところでは79ミリと圧倒的に少なく、森林がなければ国土保全機能も水源の涵養機能も著しく低下すると言われております。

間伐などで手入れをしないと樹木は密生し、いわゆる太陽は当たらず、十分な根を

張れないと。やがて枯れるというふうなことになります。このような荒廃した山が集中豪雨に見舞われれば、土砂崩れが発生し、倒木、河川などに流れ込み、大災害を及ぼす、もたらす原因となるわけです。また、間伐できない根本原因として、非常に従来から材木の価格が低迷によることにより、事業の継続ができないということ。農業の従事者の高齢化等も言われておりますが、高齢者は不足ではなくて、ないです。たとえ伐採ができたとしても、その後の植林、維持管理ができない状況に置かれているということは、本当に待ったのきかない状況だというふうに思います。

また、森林環境税を議論する際、必ず指摘されるのが、既に37府県と横浜市で同様の独自の税が導入されている点があります。このため二重課税になるという批判がありますが、森林整備は本来国、都道府県が主体となって進めるものであり、導入に当たっては二重課税の批判を浴びないよう、国としてしっかり対応することだというふうに思います。及び国民に広く負担を求めるならば、山間部だけではなく、都市部の理解を得ることは不可欠であり、森林整備の効果や都市部にも恩恵があるという理論構成と適切な税額の設定が求められるというふうに思います。

どういう形であれ、繰り返される土砂災害を防ぐ対策、強固な森林形成が待ったなしでございまして、日本の国土を守ること、新たな財源確保を求められていることであり、以上の点から賛成討論といたします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第28号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この後は、議会人事となりますので、説明員の皆様にはその間ご退席をお願いしたいと思います。また、追って連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

準備ができるまで、この際、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 4時27分

再 開 午後 4時36分

〔議長、副議長と交代〕

○畠山美幸副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○畠山美幸副議長 ただいま大野敏行議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

◎議長の辞職願について

○畠山美幸副議長 追加日程第1、議長の辞職願についての件を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、大野敏行議長の退場を求めます。

〔大野敏行議長退席〕

○畠山美幸副議長 まず、辞職願を朗読させます。

村田議会事務局長。

○村田泰夫事務局長 平成29年9月19日、嵐山町議会副議長、畠山美幸様、嵐山町議会議長、大野敏行。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○畠山美幸副議長 お諮りいたします。

大野敏行議長の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 ご異議なしと認めます。

よって、大野敏行議長の議長の辞職を許可することに決しました。

大野敏行議員の入場を求めます。

〔大野敏行前議長復席〕

◎日程の追加

○畠山美幸副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「指名推選」「異議なし」「選挙でなく指名推選」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 指名推選という声がありました。

〔「立候補」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 立候補。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 立候補という声が、どうしたらいいのですか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時39分

再 開 午後 4時40分

○畠山美幸副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、今指名推選というお話でしたが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに結しました。

◎議長の選挙について

〔「河井議員を指名推選します」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 長島議員。

○4番（長島邦夫議員） 佐久間孝光議員。

○畠山美幸副議長 はい。今、2人のお名前、河井勝久議員と佐久間孝光議員のお名前が出ました。

それでは、投票、選挙になるのかな。そうしましたら、選挙の方法は投票により行います。よろしいですね。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸副議長 2人名前が出たから。2人の名前が出ましたので。

〔「2人の投票」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 2人……。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸副議長 選挙。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸副議長 投票。

ただいま出席議員は14人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に長島邦夫議員、川口浩史議員及び渋谷登美子議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に長島邦夫議員、川口浩史議員及び渋谷登美子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○畠山美幸副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○畠山美幸副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投 票〕

◎会議時間の延長

○畠山美幸副議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○畠山美幸副議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。長島邦夫議員、川口浩史議員及び渋谷登美子議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○畠山美幸副議長 投票結果を報告いたします。

投票総数14票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 14票

無効投票はなしです。

有効投票中 佐久間 孝 光 議 員 10票

河 井 勝 久 議 員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.5票であります。

よって、佐久間孝光議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○畠山美幸副議長 ただいま議長に当選されました佐久間孝光議員が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○畠山美幸副議長 この際、議長に当選されました佐久間孝光議員からご挨拶をいただ

きたいと思います。

佐久間孝光議長。

〔佐久間孝光議長登壇〕

○佐久間孝光議長 ただいま投票におきまして、嵐山町議会議長に選出をされました佐久間孝光です。皆様のご理解とご協力をいただきながら、一生懸命議長職に努めたいと思いますので、どうぞご指導のほど、よろしくお願いいたします。(拍手)

○畠山美幸副議長 ありがとうございます。

◎議長退任の挨拶

○畠山美幸副議長 続いて、前議長の大野敏行議員から挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

大野敏行前議長。

〔大野敏行前議長登壇〕

○14番（大野敏行議員） 議長よりお許しをいただきましたので、一言御礼の挨拶を申し上げます。

平成27年10月16日より、嵐山町議会の議長職を務めさせていただきました。今日までの2年間、議員の皆様はもとより、岩澤町長をはじめとする役職員の皆様、特に畠山副議長と議会事務局の皆様には常にご協力とご理解をいただき、ありがとうございました。また、町民の皆様からも激励やお叱り等、幾つものご指導いただきました。そのことにより、少なからず自分なりに成長させていただいていると感じております。

嵐山町議会は常に議会改革を念頭に置き進めてきました。町制50周年に合わせて小中学生との意見交換、また町のご協力とご理解をいただいた上での議場コンサートや土曜日、日曜日を利用しての休日議会等、他町村に先駆けての開催をいたしました。それもこれも議会が町民の代表機関であり、町民と一体となった議会活動でなければならぬものと思うからです。嵐山町議会の持っている柔軟性と改革力をなお一層引き出して、町の発展、町民の幸せのために傾注していただきたいと思います。

至らなかった私に、最後までご協力、ご指導をくださいましたことに感謝を申し上げます、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

○畠山美幸副議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、議長の選挙についての件を終わります。

ご協力ありがとうございました。
議長席を新議長と交代いたします。
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時02分

再 開 午後 5時03分

〔副議長、議長と交代〕

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○佐久間孝光議長 ただいま畠山美幸副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決しました。

◎副議長の辞職願について

○佐久間孝光議長 追加日程第3、副議長の辞職願についての件を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、畠山美幸副議長の退場を求めます。

〔畠山美幸副議長退席〕

○佐久間孝光議長 まず、辞職願を朗読させます。

村田議会事務局長。

○村田泰夫事務局長 平成29年9月19日、議会議長、佐久間孝光様、嵐山町議会副議長、畠山美幸。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、ご許可されますようお願いいたします。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

畠山美幸副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、畠山美幸副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

畠山美幸議員の入場を求めます。

〔畠山美幸前副議長復席〕

◎日程の追加

○佐久間孝光議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決しました。

◎副議長の選挙について

○佐久間孝光議長 追加日程第4、副議長の選挙についての件を議題といたします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮り……

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

〔「指名推選」「投票」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 指名推選、投票という声がありました。

指名推選の声が出ましたので、指名推選をされる方、よろしくお願います。

第4番、長島議員。

○4番（長島邦夫議員） 森一人議員。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷議員。

○13番（渋谷登美子議員） 川口浩史議員です。

○佐久間孝光議長 選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○佐久間孝光議長 ただいま出席議員は14人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に長島邦夫議員、清水正之議員及び河井勝久議員を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に長島邦夫議員、清水正之議員及び河井勝久議員を指名します。投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○佐久間孝光議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○佐久間孝光議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願ひます。

点呼を命じます。

〔投票〕

○佐久間孝光議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。長島邦夫議員、清水正之議員及び河井勝久議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○佐久間孝光議長 投票結果を報告いたします。

投票総数14票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中 森 一人議員 10票

川口浩史議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙はの法定得票数は3.5票であります。

よって、森一人議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 佐久間孝光議長 ただいま副議長に当選されました森一人議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。
-

◎副議長就任の挨拶

- 佐久間孝光議長 この際、副議長に当選されました森一人議員からご挨拶をいただきたいと思えます。

森一人副議長。

〔森 一人副議長登壇〕

- 森 一人副議長 ただいま選挙によりまして、副議長という重責に選出されました森でございます。副議長としてしっかりと佐久間議長をお支えし、微力ではございますが、嵐山町議会の発展に寄与してまいりたいと思っております。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)
- 佐久間孝光議長 ありがとうございます。
-

◎副議長退任の挨拶

- 佐久間孝光議長 続いて、前副議長の畠山美幸議員から挨拶を求められておりますので、これを許可します。

畠山美幸前副議長。

〔畠山美幸前副議長登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 大野議長のもとで副議長を2年間やらせていただきまして、皆様のご協力で何とかやってくることができました。春の予算、秋の決算の委員長も拝命しまして、きょうは大変気合いを入れ過ぎて報告書が長くなってしまいました、きょうは貴重な時間を皆様にいただきまして、大変ありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○佐久間孝光議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、副議長の選挙についての件を終わります。ご協力ありがとうございました。

◎日程の追加

○佐久間孝光議長 ここでお諮りいたします。

正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決しました。

◎議席の一部変更

○佐久間孝光議長 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

正副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

議長の議席が慣例により14番席になっておりますので、私の席を3番から14番に、大野敏行議員の席を14番から3番にそれぞれ変更いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に議席の移動を行います。

休 憩 午後 5時26分

再 開 午後 5時50分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会委員の任期前改選について

○佐久間孝光議長 日程第22、常任委員会委員の任期前改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、

総務経済常任委員会に、

大野敏行議員 畠山美幸議員

河井勝久議員 川口浩史議員

安藤欣男議員 渋谷登美子議員

佐久間孝光議員

の以上7名

文教厚生常任委員会に

吉本秀二議員 吉場道雄議員

森一人議員 長島邦夫議員

青柳賢治議員 清水正之議員

松本美子議員

の以上7人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ここで暫時休憩したいと思います。再開の時間を6時5分にしたいと思います。

休 憩 午後 5時52分

再 開 午後 6時07分

○佐久間孝光議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 6時07分

再 開 午後 6時40分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○佐久間孝光議長 各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

総務経済常任委員会の委員長に	大野敏行	議員
副委員長に	川口浩史	議員
文教厚生常任委員会の委員長に	松本美子	議員
同副委員長	吉本秀二	議員

以上であります。

◎各常任委員会委員長就任の挨拶

○佐久間孝光議長 この際、各常任委員会委員長により就任のご挨拶をお願いいたします。

まず、大野敏行総務経済常任委員長。

〔大野敏行総務経済常任委員長登壇〕

○大野敏行総務経済常任委員長 総務経済常任委員会委員長を仰せつかりました、大野敏行でございます。

町が活性化に向けて大変な時期、皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○佐久間孝光議長 ありがとうございます。

次に、松本美子文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

○松本美子文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員長にご指名をいただきました。

重責ではありますが、皆様方のご協力をいただきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。(拍手)

○佐久間孝光議長 ありがとうございます。

以上で常任委員会委員の任期前改選についての件を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 6時42分

再 開 午後 7時06分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会委員の任期前改選について

○佐久間孝光議長 日程第23、議会運営委員会委員の任期前改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、

大野敏行議員	青柳賢治議員
清水正之議員	松本美子議員
安藤欣男議員	渋谷登美子議員

の以上6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任すること決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 7時07分

再 開 午後 7時27分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○佐久間孝光議長 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。

委員長に 青柳賢治議員
同副委員長に 安藤欣男議員
以上であります。

◎議会運営委員会委員長就任の挨拶

○佐久間孝光議長 この際、議会運営委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

それでは、青柳議会運営委員会委員長。

〔青柳賢治議会運営委員長登壇〕

○青柳賢治議会運営委員長 このたびの委員会で議会運営委員会の委員長という職責をお受けします。非常にいろいろなお考え、ご意見がある中でございます。ある程度一つの方向でまとめて進んでいきたいと思っております。どうぞ皆様もご協力、またご理解よろしくお祈りいたします。(拍手)

○佐久間孝光議長 ありがとうございます。

以上で議会運営委員会委員の任期前改選についての件を終わります。

◎日程の追加

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

本日、小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合及び埼玉中部資源循環組合の議会議員の全てが欠員となりました。組合議員を選出するための選挙を順次日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7及び追加日程第8として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合及び埼玉中部資源循環組合の議会議員の補欠選挙を順次日程に追加することに決しました。

◎小川地区衛生組合の議会議員の選挙について

○佐久間孝光議長 追加日程第6、小川地区衛生組合の議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。

議員の定数は2人であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましうか。

○佐久間孝光議長 渋谷議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今まで議長が1人ではないという説明、議員が2人というふうになっているということは、議長を除いて2人というふうに変ったということ。それはそれでいいのだけれども、そここのところの判断をしっかりとっていないと問題が起きますよね。

○佐久間孝光議長 先ほど申し上げた議員の定数2人でありますという中の、1人は議長ということで決まっています。よって、選挙で選ぶのは1名ということになります。

先ほど会議の中で選挙ということが決まっておりますので、直ちに選挙に移りたいと思います。

小川地区衛生組合の議会議員の選挙の方法は、投票により行います。

議員の定数は2人ありますが、先ほど申し上げたように選挙で決めるのは1人です。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○佐久間孝光議長 この選挙につきましては、先ほどの指名ということではなくて、名前のほうを記入していただきたいと存じます。

〔「いやいや、それはわかるのだけれども、全協の中で指名推選をした人は誰なの」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 された方ですか。吉本議員さん。

〔「指名推選という言葉はおかしいよね」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 立会人をお願いしたいと思います。

ただいま出席議員は14人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森議員、川口議員及び河井議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に森議員、川口議員及び河井議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○佐久間孝光議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○佐久間孝光議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投 票〕

○佐久間孝光議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。森議員、川口議員及び河井議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○佐久間孝光議長 投票結果を報告いたします。

投票総数14票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中 吉本秀二議員 10票

渋谷登美子議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.5であります。

よって、小川地区衛生組合の議会議員に吉本秀二議員、佐久間孝光議員の2議員が当選されました。

この際、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

- 佐久間孝光議長 以上をもちまして、小川地区衛生組合の議会議員の選挙についての件を終わります。

◎比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について

- 佐久間孝光議長 追加日程第7、比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。

議員の定数は2人であります。

この件に関しましても、先ほど説明させていただいたとおり1人は議長ということになりますので、選挙で決めていただくのは1人であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましうか。

〔何事か言う人あり〕

- 佐久間孝光議長 先ほどもう既に決しておりますので、投票で決めたいと思います。

比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙の方法は、投票により行います。

議員の定数は2人ですが、1人は議長と決まっておりますので投票は1人となります。本議員の当選者は投票順に上位1人となりますので、ご了承願います。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

- 佐久間孝光議長 ただいま出席議員は14人です。

お諮りします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森議員、川口議員及び河井議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

- 佐久間孝光議長 川口議員。

- 9番（川口浩史議員） 誰が推薦されたの。

- 佐久間孝光議長 全協によって指名されたのは、吉場議員と畠山議員であります。

〔何事か言う人あり〕

- 佐久間孝光議長 立会人に森議員、川口議員及び河井議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に森議員、川口議員及び河井議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○佐久間孝光議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○佐久間孝光議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投 票〕

○佐久間孝光議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。森議員、川口議員、河井議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○佐久間孝光議長 投票結果を報告いたします。

投票総数14票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 11票

無効投票 3票

有効投票中 吉 場 道 雄 議 員 10票

畠 山 美 幸 議 員 1票

以上のとおりであります。

この選挙は法定得票数は2.75票であります。

よって、比企広域市町村圏組合の議会議員に吉場道雄議員、佐久間孝光議員の2議員が当選されました。

この際、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○佐久間孝光議長 以上をもちまして、比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙についての件を終わります。

◎埼玉中部資源循環組合の議会議員の選挙について

○佐久間孝光議長 追加日程第8、埼玉中部資源循環組合の議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。

議員の定数は2人です。

お諮りします。選挙の方法は、投票といたします。先ほどの全協でお名前を指名されたのが、大野議員、川口議員であります。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 埼玉中部資源循環組合の議会議員の選挙の方法は、投票により行います。

議員の定数は2人です。ただし、先ほど申し上げたように1人は議長でありますので、1人の選挙となります。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○佐久間孝光議長 ただいま出席議員は14人です。

お諮りします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森議員、清水議員及び河井議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に森議員、清水議員及び河井議員を指名します。

投票用紙の配付をいたさせます。

〔投票用紙配付〕

○佐久間孝光議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○佐久間孝光議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投 票〕

○佐久間孝光議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。森議員、清水議員及び河井議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○佐久間孝光議長 投票結果を報告いたします。

投票総数14票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中 大野敏行議員 10票

川口浩史議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.5票であります。

よって、埼玉中部資源循環組合の議会議員に大野敏行議員、佐久間孝光の2議員が当選されました。

この際、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○佐久間孝光議長 以上をもちまして、埼玉中部資源循環組合の議会議員の選挙についての件を終わります。

この際、暫時休憩といたします。再開時間を8時45分とします。

休 憩 午後 8時22分

再 開 午後 8時45分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○佐久間孝光議長 ただいま同意第6号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての議案が町長から提出されました。

お諮りいたします。この際、同意第6号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ただいまの意見は、追加日程第9として議題とすることに異議があるということですか。

○13番（渋谷登美子議員） それもあります。もう、そもそもが問題だと思っておりますので。

○佐久間孝光議長 ご異議がありますので、起立により採決いたします。

同意第6号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって……

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 申しわけございませんでした、訂正をさせていただきます。

まず初めに、同意第6号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を日程に追加することに関しまして議題といたします。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 申しわけございません。暫時休憩いたします。

休 憩 午後 8時49分

再 開 午後 8時51分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第6号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を日程に追加することの採決を諮ります。

賛成の方のご起立を願います。

〔起立多数〕

○佐久間孝光議長 起立多数。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 よって、追加日程第9、同意第6号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、畠山美幸議員の退場を求めます。

〔6番 畠山美幸議員退席〕

○佐久間孝光議長 町長より議案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第6号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第6号は、嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町監査委員に畠山美幸氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口議員。

○9番（川口浩史議員） 監査委員の件が今審議されているわけですがけれども、そもそも辞職願が出たのか。願いであれば、この扱いはどういうふうな扱いになって決定されたのか、ちょっとその経過が何の報告もされていないわけです。そういう報告がさ

れていない中で、いきなりこの話に持ってきてしまっているわけですがけれども、その辺の経過をお話したいと思っています。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答え申し上げます。

議会の選出の監査委員につきましては、議員さんの任期によりまして、この監査委員の任期があるわけでございます。吉場議員には2年間お務めいただきました。従来今のまでの過去の例を見させていただいたところ、慣例として2年間で交代をすることとございまして、今回もその過去の例に倣いまして、交代をしていただくというふうにさせていただいたのかというふうに理解をしております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口議員。

○9番（川口浩史議員） 監査の任期は4年できるのですよね。だから本人が辞職願を出さない限りは続けられるのですよ。私も1期目のときに……

〔「恒木さん」と言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） 恒木議員さんが4年間やったのですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） そう、出さなかったのです。ですので、吉場議員が辞職願を出さなければ続けられるわけなのです。その点でちょっと総務課長、確認では、そうするとされてないわけですか、辞職願を出したか、出されていないかを。出されていないのに、これを審議するというか、この同意を求めるという、ここに入ることはできないわけですので、もう一度伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答え申し上げます。

先ほどの答弁に追加、訂正をさせていただきます。吉場議員さんからは辞職願をいただいております。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今、議会事務局が監査事務局になっていますよね。そうすると、吉場議員は議会事務局に、議会事務局兼監査事務局に辞表を提出して、それが総務に行くということになっているのか、ちょっとこのところ結構問題だなと思っていますのは、議会事務局が監査事務局を兼ねているということの問題が非常に大きく

出てきているかなというふうに感じているのですが、これは議長に提出するのか、監査事務局に出して、それが町長のほうに行って、そして提出されたということになっているのか、ちょっとそこのところよくわからないのですが、伺います。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 辞職願の宛先は町長名でございます。町長宛てでございます。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、監査事務局は議会事務局ですから、議会事務局を通して、そして町長のほうに持っていったという形で。議員のほうには辞職を出しましたという公表がないのですよね。そこはどこで出すのですか。それ全協では次の監査を選ぶという形でやっていますけれども、どうもいま一つ議会事務局と監査事務局が重なっているために、難しい部分が出てきているのかなと思うのですが、そのところはとういうふうに解釈したらよろしいのですか。

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） おもしろいな、ちょっと何かすごく、やっぱりちょっと議会事務局と監査事務局が兼ねているというのは問題があるのだね。こういうところに出てくるのだね。

○佐久間孝光議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 8時59分

再 開 午後 9時02分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を行います。

植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 先ほどの渋谷議員の質問にお答え申し上げます。

監査委員の事務局の辞令と、それから議会事務局の辞令と兼任の辞令が出ております。それぞれ独立した執行機関でございますので、そのようにご理解いただければと思います。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 監査事務局に提出して、それが町長に届くと。町長からそのことに関しての公表があって、初めて監査委員を新たに選出するという段取りにな

と思うのですが、そこの段取りの部分がなかったのかなと思うのですけれども、その部分はどういうふうに、今までとちょっと違うなと思っていまして、それはどういうふうになっているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 先ほども申し上げましたように、任期は4年ということでございますが、従来からの慣例によって、2年任期で交代をするというのが慣例になっているというふうに承っておりますので、今回もそのような手続をされたというふうに認識をしております。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） こちらで監査の、町長に対して推薦するという形をとりますけれども、その推薦をする前には町長のほうから監査の辞職が出ていましたので、それを受けてよいかどうかということとか、受けますというかそれです、辞任は直接受けるわけですよね。そして、それは議会に同意は要らないのですよね、町長が選んでいるわけだから。推薦して、そしてそれについて町長のほうから公表があって初めて議員で次の監査を選んで、推薦する人を選ぶという段取りになるのが本来なのかなと思うのですが、そこの部分がちょっと抜けているのかなと思うのですけれども、そこら辺についてはどういうふうな考え方があったのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 改めてこういうふうに言われると、今総務課長が申し上げたとおりなのですけれども、我々は選挙のない中間年のときの議会の慣例というのは、ずっと長くこの方法で来ている。改めて今どうなっているのだと言われますと、整理をしてお答えしなければなりませんけれども、それは当然前監査委員さんからそういう辞表が出ているというふうに理解をして事務を進めてきています。

したがって、その届けがどういうふうに書類が回ったのだとか、そういうふうなことになりますと、それは正規な手続をとって、しっかりしたものが町長に届いていて、そしてこの議案を提出をさせていただいているという答弁しかございませんので、その辺についてはぜひご理解を賜って進めていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○13番（渋谷登美子議員） 辞職願を出しているのであれですけれども、今までとちょっと違うのは、議会事務局が監査事務局を兼ねているということで、手続的な一つの部分がなくなっているのかなと思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 監査事務局も独立した執行体でございまして、事務局の職員は監査事務局、代表監査委員から辞令をもらった職員がいます。その事務局の職員が、今はたまたま議会の事務局の職員と兼ねているということでございまして、その辺に事務的な遺漏はないわけでございます。お話が事務局のほうから町長に届いていて、そしてこの議案を提出をさせていただいているということでございますので、その辺についてはご理解をいただくしかないというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

質疑を終結いたします。

〔「ちょっと待つて」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） きちっと説明をしたほうがいいのかというふうに聞いていて感じるのです。そういう面では、この間の吉場監査委員からは辞退届が出ているのだと。今、課長が言うのは、慣例でという言い方をすると、どうしても出ているのか出ていないのかよくわからないのです。そういう面では議会では、議長も副議長も、きちっと辞表を出して、真ん中のときには、辞表を出して、その結果、辞表を受理して選挙をしているのだというふうになるわけで、監査委員から辞表が出たというのをきちっとその経過を、後が空白になるわけですから、それをその2年間の補充をしなければならぬ。だから、今回こういう議案を出したのだという経過をきちっと話したほうがいいのかというふうに感じるのですが、どうですね。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 先ほど申しましたように、本日付で退職願を頂戴しております。副町長からも答弁ありましたように、従来からの慣例で、任期途中で2年で交代をされるということが、ずっと長い間の慣例になっているというふうに承知しておりますので、事務のほうは準備をさせていただいて対応させていただいていたということでございまして、そういう意味ではちょっと誤解を招くような手続上の、本日付

でいただいて本日決めていただくということでございますので、若干事務のほうが十分な説明ができなかった部分があるかというふうにも感じます。その点につきましては、今後きちとした形でさせていただきたいというふうに考えております。

今回につきましては、いずれにしましても本日付で退職願をいただいております、従来の慣例に従って新しい監査委員さんの選出をお願いしたということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○佐久間孝光議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 2年で交代するというのは確かに慣例なのですけれども、任期そのものは4年あるわけです。これは議長も副議長も4年あるのです。でも、その間にかわろうよと、2年にかわろうよというのが嵐山町議会の課長が言う慣例なのです。

でも、それはあくまで隠れた部分というか、辞表が出たから新しい議長を選ぶのだ、副議長選ぶのだ、当然監査委員もそういう形で出たので、それは表面的にはやっぱり辞表が出たから選び直すということなのだと思うのです。それは辞表を出すことが一つの大きな慣例になっているということであって、慣例だから新しい人を選ぶのだということではないのだと思うのです。辞表が出たために新しい人を選んでいこうよ。だから、議長も副議長もやっぱり同じことだと思うのです。そういうことが前に来ないと、慣例だからやっているのだということではなくて、通常の協議会の委員だってそうです。辞表が出たために新しい人を選ぼうよというのが基本なのではないかなというふうに思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 9時14分

再 開 午後 9時14分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答え申し上げます。

清水議員おっしゃるとおりでございます。私の説明が不十分でございました。訂正をさせていただきます。

あくまでも退職願をいただきまして、その上で新しい監査委員さんを選んでいただ

くという流れでございます。訂正をさせていただきまして、おわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第6号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議がありますので、起立により採決いたします。

同意第6号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって、同意第6号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

畠山議員の入場を求めます。

〔6番 畠山美幸議員復席〕

◎監査委員就任の挨拶

○佐久間孝光議長 ただいま嵐山町監査委員の選任同意を受けました畠山議員から、この際ご挨拶をいただきたいと思っております。

畠山議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） ただいま同意をいただきました畠山美幸です。しっかり勉強してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 ありがとうございます。

◎議員派遣の件について

○佐久間孝光議長 日程第24、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○佐久間孝光議長 日程第25、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長挨拶

○佐久間孝光議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成29年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、8月31日に開会をされ、9月19日の本日まで20日間にわたり、極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成28年度一般会計決算をはじめとする

諸議案を全て原案のとおり可決、認定を賜り、深く感謝を申し上げる次第であります。また、教育委員会委員の選任につきましてもご同意を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処をする所存でございます。

また、堀江代表監査委員並びに吉場議会選出監査委員におかれましては、連日にわたりご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。決算審査意見書を十分参考にいたしました、今後の行政運営に資する所存でございます。

さて、本日の議会におきまして、議会役員の改選が行われ、議会議長、副議長をはじめとする監査委員、各常任委員会正副委員長並びに広域組合議会議員の役職が全て決定をされました。まことにめでとうございます。

また、大野前議長、畠山副議長をはじめ各常任委員会正副委員長等の役職をお務めいただきました議員の皆様方におかれましては、この2年間、大変なご指導、ご尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。就任されました佐久間議長のもと、新体制にてさらなる活躍されますよう衷心よりご期待を申し上げますとともに、執行部に対しましても変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

総選挙も決まりましたけれども、来月22日には町制施行50周年記念式典を開催させていただきます。近未来の方向に向け順調にスタートいたしました。さらに邁進をしていきたいと思っております。

また、台風18号が襲来、北朝鮮によるミサイル発射が繰り返されている状況でございます。一層の危機感を持ってしっかりと対応をしまいたいと思っております。

秋も深まりました。朝晩肌寒くなってまいりました。議員各位におかれましては健康にご留意をいただき、さらなるご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長挨拶

○佐久間孝光議長 次に、本職からも挨拶を申し上げます。

本日、前大野議長の後を受けまして、嵐山町議会議長を拜命をいたしました。皆さんのご協力、またご指導によりまして、どうかこの議長職を務めたいと思っております。

で、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)

◎閉会の宣告

○佐久間孝光議長 これをもちまして、平成29年第3回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 9時23分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

前 議 長

前副議長

署名議員

署名議員